

平成26年太宰府市議会第1回(10月)臨時会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
10月6日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論 ・採決

平成26年太宰府市議会第2回(11月)臨時会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
11月10日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論 ・採決

平成26年太宰府市議会第4回(12月)定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
12月1日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
12月2日(火)				
12月3日(水)	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
	午 後 1 時			一般質問通告締切
12月4日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑(討論・採決)・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
12月5日(金)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
12月6日(土)				
12月7日(日)				
12月8日(月)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
12月9日(火)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
12月10日(水)				
12月11日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
12月12日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
12月13日(土)				
12月14日(日)				
12月15日(月)				
12月16日(火)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
	午 前 1 0 時	佐野東地区まちづくり及び(仮称)JR太宰府駅設置特別委員会	全員協議会室	
	午 後 1 時	総合体育館建設問題特別委員会	全員協議会室	
12月17日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	

## 平成26年第1回（10月）臨時会目次

### ◎ 第1日（10月6日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出席説明員	1
6. 出席事務局職員	1
開 会	3
閉 会	23

## 平成26年第2回（11月）臨時会目次

### ◎ 第1日（11月10日開会）

1. 議事日程	25
2. 出席議員	25
3. 欠席議員	25
4. 会議録署名議員	25
5. 出席説明員	25
6. 出席事務局職員	26
開 会	27
閉 会	45

## 平成26年第4回（12月）定例会目次

### ◎ 第1日（12月1日開会）

1. 議事日程	47
2. 出席議員	48
3. 欠席議員	48
4. 会議録署名議員	48
5. 出席説明員	48
6. 出席事務局職員	48
開 会	49
散 会	60

◎ 第2日（12月4日再開）

1. 議事日程	61
2. 出席議員	62
3. 欠席議員	62
4. 出席説明員	62
5. 出席事務局職員	62
再開	63
散会	76

◎ 第3日（12月11日再開）

1. 議事日程	77
2. 出席議員	78
3. 欠席議員	79
4. 出席説明員	79
5. 出席事務局職員	79
再開	80
散会	130

◎ 第4日（12月12日再開）

1. 議事日程	131
2. 出席議員	133
3. 欠席議員	133
4. 出席説明員	133
5. 出席事務局職員	134
再開	135
散会	194

◎ 第5日（12月17日再開）

1. 議事日程	195
2. 出席議員	196
3. 欠席議員	196
4. 出席説明員	196
5. 出席事務局職員	197
再開	198
閉会	225

◎ 審議結果

1. 審議結果	227
2. 諸般の報告	232

## 1 議 事 日 程

[平成26年太宰府市議会第1回(10月)臨時会]

平成26年10月6日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第48号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

## 2 出席議員は次のとおりである(17名)

1番 陶山良尚 議員	2番 神武綾 議員
3番 上 疆 議員	4番 芦刈茂 議員
6番 長谷川公成 議員	7番 藤井雅之 議員
8番 原田久美子 議員	9番 後藤邦晴 議員
10番 不老光幸 議員	11番 渡邊美穂 議員
12番 門田直樹 議員	13番 小柳道枝 議員
14番 大田勝義 議員	15番 佐伯修 議員
16番 村山弘行 議員	17番 福廣和美 議員
18番 橋本健 議員	

## 3 欠席議員は次のとおりである(1名)

5番 小島真由美 議員

## 4 会議録署名議員

16番 村山弘行 議員                      17番 福廣和美 議員

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長 井上保廣	副市長 平島鉄信
教育長 木村甚治	総務部長 濱本泰裕
市民福祉部長 中島俊二	建設経済部長 辻友治
上下水道部長 松本芳生	教育部長 堀田徹
会計管理者 今泉憲治	総務課長 友田浩
経営企画課長 山浦剛志	公共施設整備課長 原口信行
管財課長 久保山元信	地域づくり課長 藤田彰
スポーツ課長 大塚源之進	市民課長 田村幸光
都市計画課長 今村巧児	社会教育課長 井上均
施設課長 加藤常道	監査委員事務局長 渡辺美知子

## 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(4名)

議会事務局長 篠原司                      議事課長 櫻井三郎

書 記 松 尾 克 己

書 記 山 浦 百 合 子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、平成26年太宰府市議会第1回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

16番、村山弘行議員

17番、福廣和美議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第48号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第48号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

10月4日に開催しました第32回太宰府市民政庁まつり等については実に5万7,000人の皆様方、市民、内外からのお客様方によって盛大に開催をすることができました。私自身3日から5日まで韓国扶餘邑で開催されました白村江の戦い1350年祭慰霊祭に出席をし、太宰府市代表として、あるいは市民と一緒に参りました。本当に韓国扶餘邑の皆様方から歓迎され、初期の

草の根交流含めて成果が上がったのではないかというふうに思っております。マスコミの中でも今日の新聞報道で載せていただいております。市民の皆様方に改めまして御礼を申し上げたいというふうに思っております。

本日ここに、平成26年第1回太宰府市議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多用中にもかかわらずご出席を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきますのは、体育複合施設建設に係る平成26年度補正予算についてでございます。

この体育複合施設の建設につきましては、これまでも議員の皆様方のご理解とご協力のおかげをもちまして本年8月に入札を行ったところでございますけれども、先日ご説明を申しあげましたように全ての業者の入札額が予定価格を上回り、入札中止となったところでございます。

しかしながら、この体育複合施設の建設につきましては、これまでのさまざまな過程の中で建設に向けて努力をしまりました経緯がございます。

また、中規模程度の大会等を開催する際には、市内の高校や大学等の学校関係者にもご協力をいただきながら体育館等の施設を利用させていただくことも多く、その際には日程調整などの面におきまして多大なるご迷惑をおかけしている実情がありますことや、あるいは市内のいろんな大会を見ましても、選手を初め応援者や関係者の控える場所がなく、外にブルーシートを敷いて対応している状況もあることなどから、いろんな大会行事に支障を来していると感じているところでございます。

さらに、2020年には東京オリンピックの開催も決定をし、その機運が高まる中、次世代を担う若者たちに、あるいはスポーツを愛する人たちに夢と希望、そして目標を与える競技スポーツの場としてはもちろんのこと、これからの少子・高齢社会に向けて子どもたちから中高年、あるいは高齢者に至るまでの多くの市民の皆様方が気軽に健康づくりやスポーツに親しめる場として、また安心して暮らせるまちづくりにおきましては、災害時の避難所としての機能もあわせ持つ施設といたしまして、その建設に向けた手続を進めてきたところでございます。

このように、この体育施設は、将来の太宰府のまちづくりの中で大きな機能と役割を担う重要な施設であるとともに、多くの市民の長年にわたる念願の施設でもあります。

このため、入札中止後も建設に向けて事業費等の分析を行いまして、単価の見直しや一部設計変更も含めた設計額の見直しを行い、今回の補正予算の提案に至ったところでございます。

議員の皆様方におかれましては、これらの事情をご拝察の上、今後とも体育複合施設の建設につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為の補正でございまして、平成26年度から平成27年度にかけての体育複合施設整備関係費の限度額14億8,100万円に5億2,500万円を追加をし、限度額20億600万円とさせていただくものでございます。

今回の補正によりまして体育複合施設整備事業費の総額は資料1に示しておりますとおり、平成25年度からの総事業費32億3,473万4,000円となり、その中の本体工事及び外構工事など建設に係る工事請負費の予算総額は29億8,800万円になる予定でございまして。

財源といたしましては、歳出の欄の中段、工事請負費の財源内訳の中の基金繰り入れに示しておりますとおり、今回の債務負担行為追加の5億2,500万円全額を平成8年に総合運動公園整備の事業資金に充てるために創設をし、この間、体育複合施設建設等に向けて積み立てを続けてまいりました総合運動公園整備事業基金から繰り入れを行う予定といたしてございまして、平成27年度の当初予算に計上することと考えております。

総事業費につきましては、平成25年度の決算が確定いたしましたので、平成25年度分は決算額、平成26年度、平成27年度分につきましては予算額を使用しております。

以上のような状況でございますので、本補正予算につきましてよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

(「市民の税金ですよ」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 傍聴者の方、ご静粛にお願いします。

説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」「異議あるでしょう」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 静粛に願います。

異議があるということですので、起立によって採決をいたします。

(「議運で決めようが」「私は議運には入っとらんもん」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) では、採決に入ります。

本案を委員会付託することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長(橋本 健議員) 少数起立により、委員会付託することは、否決されました。

よって、本案は委員会付託を省略します。

〈否決 賛成6名、反対10名 午前10時10分〉

○議長(橋本 健議員) ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時40分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） まず、通告しています質疑の前に議会運営の中では総務部長のほうから提案理由を詳細に説明するというので私どもは受けとめておりました。そういうのがただこの1枚の表ですよ。この資料は私が通告した内容の回答みたいなもんですよ。若干そういう提案理由の説明が、私どもに示したものと今日の市長のお話ではちょっと違うなということではちょっと戸惑っています。2問、3問、言う予定だったんですが、今の内容では私は1問で終わるような形になるんですが、そう言いながら3問行きたいと思いますが、まず1点目ですね。質疑ですが、この議案第48号の太宰府市一般会計予算（第5号）の第1表債務負担行為補正、体育複合施設整備関係費5億2,500万円の増額をしておりますが、その増額理由を示してください。

あわせて、関連であります、体育複合施設整備関係費の総額及びその事業別の内訳、中身的には用地購入費、補償補填費、設計監理委託料、工事請負費などについて細かく説明ください。

同じく関連ですが、体育複合施設関係費の総額の財源内訳を説明してください。

まず、1点目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 体育複合施設整備関係費5億2,500万円の増額理由についてご回答いたします。

先ほど提案理由説明の中で申し上げましたように8月に入札を行いました、全ての業者の入札額が予定価格を上回り、入札を中止するという結果になりました。この内容を分析した結果、設計額における技能職の労務単価や資材単価について実勢価格と乖離が大きいと判断いたしましたので、単価の見直しや一部設計変更などを行い、改めて補正予算として提案することとなった次第でございます。

次に、体育複合施設整備関係費の総額及びその事業別内訳についてですが、資料1の中で示しておりますとおり、平成25年度から今回の補正予算までの総額は32億3,473万4,000円となります。その事業別の内訳といたしましては、工事設計等委託料が7,688万8,000円、工事請負費が補償工事費を含めまして30億206万9,000円、公有財産購入費が1億4,265万7,000円、役務費ほかとして1,312万円となっております。

次に、体育複合施設整備関係費の総額の財源内訳についてですが、こちらも資料1の中で示しておりますとおり、総額32億3,473万4,000円のうち国庫補助金が2億6,503万7,000円、市債の発行が23億3,230万円、総合運動公園整備事業基金からの繰入金6億1,374万円、一般財源

が2,365万7,000円になります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 関連ですけれども、まずその部分は特に起債が23億円という異常な金額の部分がございます、これは大変な市民負担になるんじゃないかなということで私は心配をしているところです。

2点目に行きますが、関連でこれもあります、入札の不成立を先ほど言われましたけれども、設計の規模縮小をしたということですが、それを具体的にどの程度縮小されたのか、説明をしてください。

また、今回の予算増額で落札されるものと考えておられるのか、説明してください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回の設計変更の内容でございますけれども、基本的な建築構造や意匠、規模については変更しておりませんけれども、大きく次の4点について変更しております。

まず、1番目といたしましては、空調設備についてでございますが、1階部分につきましては避難所としての機能があるため、空調設備を予定どおり設置いたしますが、2階のアリーナの空調につきましては今回の設計見直しの中で今後改めて検討することとし、当初からの導入を見送ったところでございます。

2番目といたしまして、2階のアリーナに配置する予定でございました移動観覧席につきましては、当面の間必要な場合レンタルの椅子などで対応することといたしまして、これにつきましても当初からの導入を見送ったところでございます。

3番目といたしまして、散水や雑用水に使用するための雨水ろ過施設等につきましても、当初からの導入を見送ったところでございます。

最後に、4番目といたしまして、一部の部材等につきましては最初に申し上げましたとおり基本的な建築構造や意匠、規模に影響のない範囲でアルミを鋼材に変えたり、特殊品を汎用品に変えるなど、経済性を重視した見直しを行っております。

この中で今回実勢価格とあわせたところで単価の見直し等を行っております。基本的には技能職の労務単価の上昇、それに伴う資材価格の上昇が原因であるというふうに判断をしております。前回入札されました内容、また市の設計価格の比較検討を行いながら全体的な傾向を把握したところでございます。このため、今回の価格で落札できるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 3点目ですが、関連でありますけれども、指名業者は前回の業者を指名されるのか、それとも別の業者を指名する予定なのかをご説明ください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回、この補正予算が承認をされました段階でその辺につきましては検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） まず、市長の提案理由の説明を伺って冒頭「議員の理解により」という文言がありましたけれども、私は内容の理解はしておりますが、賛成はしておりません。これは一部の議員という内容だと思いますが。

ところで、この金額全体は、ざっと言えば2年前の倍になっているわけですね。それはもう今ここで申し述べる必要もないと思いますが。私が前の請願のときもそうですが、今回特に問題にしたいのは、このもう必要であるとかないとかという問題ではなく、この補正自体に対する問題をどう扱うか。先ほど市長のお話の中でも要はもう必要だ必要だということをただ繰り返してあるわけですね。そうではなくて、必要かそうでないかということですと議論を重ねてきて、そして議決という形で一定の方向が決まったから入札ということになったわけですね。しかし、それが不成立になって流会になって、そしてこの5億2,500万円というびっくりするような金額が上がってきたわけですね。これを本臨時会で、先ほど会期の問題もありましたけれども、この会期に関しまして冒頭本当は私も意見表明したいんですが、ルールとしましてあの時点での討論というのは特に許可されるものではないと思います。それに先立って先日の議会運営委員会で、この会期について、あるいは委員会付託について、あるいはこの臨時会での質問回数について、この3点について採決をしたわけですね、異例の。恐らく初めてじゃないですか。これは採決ということで私はもちろんそれは反対しましたが、それに対して従うものであります。

そこで、まず1点目ですが、結論からいって何もこのたった1日ですね。確かに申し合わせ事項の中にこの臨時会は会期を1日とするということですね。そして、委員会付託はしないという申し合わせはありますが、何もこれに縛られる必要はない。重大なことであればよりきちんとした説明をもって12月定例会で提案すべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この体育館の建設につきましては工期の問題等もございまして、早期に予算を補正予算を認めていただきたい、そういうことから今回臨時議会に諮ったわけでございます。会期等につきましては、これは議会の中で決められた中で今日1日ということになっておるといふふうに認識をしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） そういう状況を重々わかった上でこういうふうな招集提案をされてあ

ると、そこが不十分じゃないかと。物をつまびらかにすることに対して努力が足りないのではないかというふうに思って聞いているわけですよ。

2点目ですけれども、先立った9月定例会で2件の請願がこの体育館に関して提出されていたわけですよ。2件とも不採択になったけれども、特にこの執行を留保する請願に関しては8票対9票という僅差だったわけですよ。結果は不採択ですが、こういったこと、議会での議論、あるいは署名も過去たくさん集まっておりますね。そういった声、市長は進める側だけれども、そういうふうなそれじゃいけないという声に対してやはりどうなのか。そして、そこに持ってきてこの金額をたった1日で処理するということに対してどう考えるのか。

もう一点が、この見込み違いですね。先ほども言いましたけれども、2年前から倍になっているわけですね、倍。そして、去年の12月議会だったですかね、もうこれで大丈夫だというのがもう年が明けたらまたそれに何億円も上積みして、そして6月にはもうこういうふうな物価はもうおさまらだろうと、これは幹部職員が何人もおっしゃっているわけですね。しかしながら、おさまらないと。そして、すったもんだして27億5,600万円で行こうとしたところ、これが不成立になったと、でしょう。これもその見通しというものに対して一体どういうふうな努力とか判断とかされているのか。特に聞きたいのはこの金額ですね。できると思ったから公告、入札をされたわけですかね。この最終的な決断はもちろん市長ですが、職員はどうだったのかな。私は漏れ伝わるところでは職員がこれじゃちょっと難しいですよと聞いておるんですが、それでも市長は行こうということで判断されたからされたわけですね。ところが、その後にはいいですか、5億2,500万円というのは一般会計、通常の定例会のですね、一般会計の補正予算に匹敵するぐらいの額ですよ。それをたった1日で実質的に議論なんてできないんですよ。今、この資料1をこの紙1枚もらったけれども、これは上議員が質問したことに対する答えとほぼ一緒ですね、前回の。ただこれ1つ、ただ1枚で、これを読み取って理解して、あるいは実情を調査して、あるいは複数の意見を聞いて我々が議員のたった1人、1票ですけれども、判断するのに時間がかかるんですよ。だから、定例会は1カ月近くの会期を持つんでしょう。それを5億2,500万円をたった1日で即決に持っていこうというのは乱暴だと思う。その辺のことについて考えを聞かせてください。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 静粛に願います。

(「市長が答えな。市長」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(濱本泰裕) まず、この臨時議会の開会についてでございますけれども、先ほども述べましたように工期の問題等もありまして、今回この臨時議会の開催をお願いしたところでございます。

それと、先ほどの価格の変動についてでございますが、これは私どももいろんな見積もり、また設計の基本となります歩掛り、そういったものを用いながら設計をしております。今回、

一般競争入札を8月に実施したわけでございますけれども、やはりその中で実勢価格、そういったところとの乖離が大きかったということが内容を分析する中でも出てまいりました。その中でこの補正予算というのは必要だというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 最後になりますけれども、こういった事例というのはもう全国的に起こっているわけですね。福岡県内でも幾つも起こっていると。それから、別にいろんな資材の価格って太宰府だけが高いわけじゃないわけですね。そういったことの調査検討から積算というのは当然やられているはずだと思う。しかしながら、少しずつですね。もう何度も言いますけれども2年前の倍になっているんですよ。そして、あげくの果てには5億2,500万円を積み増しすると。しかも、それをたった1日でやるという、もう混乱としか言いようがないと思うんですよ。我々ももうどういうふうに議員としての責を果たすかというのは非常に難しい。少し乱暴な言い方になるかもしれませんが、私は市長には経営能力が欠如していると、そう考えます。

終わります。

○議長（橋本 健議員） 回答はいいですね。

(12番門田直樹議員「構いません」と呼ぶ)

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 質疑いたします。

今、総務部長のほうから建設に関して見直しがなされたということで4点伺いました。これを決めるに当たって開催された会議と、その会議の名称と、それから回数、それと平成25年3月に解散されていますけれども、体育館建設の調査研究を行う総合体育館建設調査研究委員会というのがありました。こういった委員会をまた再度立ち上げて、ここでもう一度検討するなどの依頼などは考えなかったのでしょうかということが1点と、もう一点が年間のランニングコストなんですけれども、いまだに4,000万円から8,000万円ということではっきりした金額を聞いておりません。今、32億円という予算額が出ていますけれども、これでランニングコストがどの程度になるのかという計算が出ているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この間、総合体育館建設調査研究委員会の中で協議をしてきたわけでございますけれども、今回は補正予算に伴う設計の変更ということもございまして、そういった委員会ではなく担当する部署、そういったところで集まって内容については決定をしたところでございます。そして、その委員会に諮る予定は今のところございません。

それと、管理費につきましては、今のところ基本計画の中でお示しました類似施設での8,600万円から4,600万円という範囲の中でということになっておるところでございます、

今後、この施設の建築、そういったところに入りましたらその辺のところについても具体的に詳細を詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 担当部署での検討がなされたということですが、やはり市民の方がこれだけ反対賛成の意見がありまして反対の方は請願も出されています。そういう方たちに、きちんと説明ができるようなこういう経過があったというような議事録が残るような形ですべきではなかったのかというふうに考えます。

それから、ランニングコストについてですけれども、体育館がオープンしてから実際に稼働始めたら8,000万円以上かかりましたというようなことが考えられるんですけれども、それはないと確約できるのか。今までのこの予算の積み上げに関して、この流れからいくとランニングコストが今4,000万円から8,000万円というふうにおっしゃっていますが、市内のその体育館施設のランニングコスト、南体育館は800万円ですし、松川公共施設については1,000万円、今かかっています。これにプラスコストがかかってくるわけですが、それに実際動き出して幾らかかりますといったときに市民の方が本当に納得するのかということですね。その点をどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほども申し上げましたように今のところはこの総合体育館のランニングコスト、これについてはもうはっきりしたものはまだ決まっておりません。まだ基本設計の中でお示した額でしかないわけでございまして、今後、これが確定いたしましたら、そのあたりについても検討をしております。その中でも8,600万円から4,600万円というような数値を示しておりますけれども、これは具体的な数値といえますか、今見込みでございまして、これが確定したものでかどうと言われると、それは確定はしておりません。今後、はっきりとしていくと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ランニングコストについてはもう毎年かかってくる経費になりますので、この点についてはやはり建物を建てればどれくらい稼働してという人数なり稼働日数なども予測は立ててありましたので金額は出るのではないかというふうに考えるんですけれども、その点早急に出す。そして、市民の方にやっぱり年間これだけまたさらにかかるということをはっきりと示していただきたいと思います。

終わります。

○議長（橋本 健議員） 回答はいいですね。

（2番神武 綾議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 2点お伺いいたします。

今、上議員の質疑の中で、設計変更というふうにおっしゃられたんですけども、まず設計変更を特別委員会なり何なり説明をした後に補正予算を上げるべきじゃなかったんでしょうか。余りにも乱暴なやり方です。

次、工期についてですが、入札不成立時点で工期の見直しをする必要があったと思います。ですから、その後こうやって説明なり補正予算なり上げてくるのが本当は正しいやり方じゃなかったんですか。いきなり不成立になった時点で内容を設計変更見直し、補正予算5億2,500万円、そんな安い額じゃないですよ。何でいきなりぽんと上げてくるんですか。お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、設計変更についてでございますけれども、基本的な建築構造や意匠、規模、そういったものについては変更をしない、そのほかの部分につきましては当初からの導入を見送る、そういった形での設計変更としておりますので、今回特別な説明というのはしていないという状況です。

それともう一点が、工期の関係ですけれども、当初平成28年2月末を工期として進めていきたいと、これにつきましてはできる限りその範囲の中でやっていきたいという考えもございまして、今回当初の計画どおり平成28年2月完成を目標として進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） この設計変更の見直しはやはりきちっと議会で説明する必要があると思います。空調設備にしたってそうですけれども、移動観覧席、こういったことをきちっとやはり議会で諮って、その後に補正予算を上げてくるならまだ筋が通っていると思いますが、こういうやり方は議会軽視だと私は考えます。工期についても、不成立の時点でやはり見直して、それからもう一度設計変更、それから補正予算なり上げてくるのが私は筋だと思います。納得できません。きちっとした説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほどの工期の関係でございますけれども、まず平成25年度に補正予算として計上させていただいた分がございまして、これにつきましては、国の補正予算債、そういったものを利用していき、そういった関連もございまして、工期の見直しというのは特に行っていないというところでございます。

それと、金額等につきましては先ほどもご説明いたしましたとおりでして、設計変更、それと補正予算、これによりまして今回の入札に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ですから、その設計変更は、今、上議員が質問して初めて4点明らかになったわけですよ。そうでしょう。そういうことを何で議会にまず説明しないんですか。これ余りにも乱暴じゃないですか。でき上がった後にこういうことを変更しましたって、後から説明するつもりだったんですか、そしたら。そんなんおかしいじゃないですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ご静粛をお願いします。

○6番（長谷川公成議員） きっちり説明した中でやるべきだと私は考えます。工期にしたって1回不成立なんですから、やはりそこもきちっと見直して平成28年2月、そんなに急ぐ必要は私はないと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 回答はいいですか。

（6番長谷川公成議員「はい、いいです」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 上議員の先ほどの入札について関連なんですけれども、一般的に入札不成立の場合は、次また入札するときには前回応札した事業者は入れないというのが通例だというふうに聞いてはいるんですが、今回先ほどまだ保留でわからないというご回答だったんですが、一般的にどうなんでしょう。

それがまず1点と、それからもし今回補正が成立した場合は改めていつごろ入札を行う予定になさっているのかということ、それが入札に関して2点。

それからもう一点はですね、今回でもう既に3回目の値上げになっているわけで、先ほどから門田議員もおっしゃっていますが、もう既に倍近い予算額になっています。昨年12月の私の質問に対してももう変更はないというふうに明言をされたんですが、それがどんどんまた上がってきている状況の中で、今回その約32億円ですけれども、これは今政府の動きはわかりませんが、消費税の増税、10%に万が一上がった場合も一定考慮をされているのかどうか、この3点をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、入札についてでございますけれども、まず前回の入札につきましては流会ということではなく中止という形になっております。同じ設計、同じ内容で同じ業者で通常の場合ですけれども入札することはできませんけれども、今回につきましては設計の見直し、そういったところも行っております。そういう中で同じ業者が参加できないということではまずございません。

それと、時期についてですけれども、先ほど言いましたようにこの予算が承認されましたら

早急に実施をしていきたいというふうに考えております。

それと最後に、消費税の関係でございますけれども、現在のところ8%で当然設計をしております。10%にこれがもし決定になりましたら、その時点でその分につきましてはまた補正をさせていただくということになります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） もう一回具体的に聞きます。その入札は早急という話なんですが、今、10月の頭ですけれども、せめて10月の下旬とか、そういうぐらいの絞り込みでご回答ができればご回答いただきたいというのが1つ。

それから、その消費税の増税は今のところ考慮されていないということですよ。したがって、もし今の国の流れでいくと12月の増税がということで今取り沙汰されているわけで、わずか2カ月、下手するとですね、わずか2カ月ということになりますので、これは当然一定視野に入れておくべきことではないかと思うんです。また、これが12月議会もしくは来年の3月議会でさらに増額補正ということになりますと、これはもう市民感情として非常に受け入れがたくなると思います。したがって、本当にこの今の額で消費税増税した後も大丈夫なのかどうか、大丈夫じゃないというか、ご回答だったのか、もう一回確認をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今の時点では消費税、8%になっておりますので、当然その価格で設計をしておるところです。10%になるかどうかというのはまだはっきりとしていないわけでございまして、これが10%になればその分につきましてはもう増額をせざるを得ないというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 入札の時期について。

総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） すいません。入札の時期につきましては、当然準備期間といいますか、この予算が承認されてからどういった形で入札を行うのか、そういったところを早急に決めたいというふうに思っております。時期についてはまだはっきりとここで申し上げることはできませんけれども、1カ月、そのくらいではもう実施をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 1カ月ということは、今10月頭、11月の頭ぐらいに入札を行いたいというお考えかと思うんですけれども、もし、たればになっちはいけません、国のほうがもうそのときに増税を10%に決めてしまった場合、本当にまた入札が大丈夫なのだろうかという、私はまた疑問を持ちますし、今までの経過を見ても、非常に雑駁と言えるような計画でし

かなかつたんじゃないかなというふうに思います。やはり市民の血税を、三十数億円使って物をつくるということに関して執行部としては細心の注意を払ってできるだけ前倒しで情報公開をし、議会にも先ほど長谷川議員がおっしゃいましたけれども、若干の設計変更だから説明をしなかったというふうにおっしゃっておられますが、これほど市民の関心の高い施設ですから、それはやはり丁寧な説明が求められてしかるべきだと思います。もう今回は終わったことですから仕方ありませんけれども、これは要望ですけれども、次回以降は、もう本当に前広に前広に説明をやっていただきたいということと、もう今後必ず増額はしないような形でできるだけやっていただきたい。というか、もう決定してしまつて10%になってしまつたらまた増額ということにならないように私はもうむしろそうしたら設計を変えるぐらいのつもりでもう一回やるべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 回答はよろしいですか。

（11番渡邊美穂議員「はい、結構です」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 2点伺いますが、まず1点目に先ほど上議員、長谷川議員からも質問が出ておりますが、この間9月議会の最中にも執行部からの説明があつた中では建築の資材の見直し等も含めて検討しているというようなことが答弁としても説明としても伺つていたんですが、要はどういう視点で見直しをされていたのか、というのが入札不成立ということになってから市政だよりも体育複合施設のイメージ図というのを特集として何カ月かにわたつて広報されておられましたけれども、あの規模のものを維持するための見直しとしてされていたのか、それとも設計等の規模の縮小等も含めた見直しという部分でされてきたのか、まずその点どういう形での見直しという部分でされてきたのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、設計の見直しを行う際に基本的な建築構造、それとか意匠、規模、そういったものについてはこの間十分議論をした中で決定をしておりますので、これについて変更がないような形で設計変更の見直しを行つてきたところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） では、発表された規模の部分での見直しだというふうな今答弁で理解いたしますけれども、その上で例えば建築資材等の部分もいろいろこだわりがというところとあれですけども、そういった部分を汎用品に変えろとか、そういう部分の見直しで対応されたというようなことで受けとめますけれども、それで一体見直しによってどのくらい数字の部分が出てきたのか、今答弁できるようでしたらお示しください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回、設計変更を行いました、その内容の一つ一つについての金額というものにつきましてはこれから入札を実施する予定にしておりますので、その中での支障があると思われしますので、ここでお答えすることはできません。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） では、最後に、2点目として5億2,500万円の総合運動公園整備事業基金への関連で伺いますけれども、この基金の使い方自体は、この基金の目的に合っている使い方であると思えますけれども、基金がほぼ全額に近い形の基金の切り崩しであると思えます。総合運動公園整備事業基金というのは所管する施設は体育複合施設だけではありませんよね。そういった施設の事業にあるもの、私はそういうふうに理解しておりますけれども、他のこの基金が想定しておる施設の修繕とか、そういった部分への事業への影響はないというふうに判断しておられてこういった形での取り崩しを判断されたのか、最後にその点をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、施設の改修の部分でございますけれども、これにつきましては別途公共施設整備基金、これを基本的には充当してこれまで施設の改修を行っているところでございます。また、この総合運動公園整備事業基金につきましては、今、藤井議員言われましたようにこれまでも市民プールの用地購入でございますとか、そういったものにも使用してきたところでございます。今回、今ある基金、これでほとんどこれを充当すればなくなるということにはなりませんけれども、今後の財政状況も見ながら、また改めて積み立て、そういったものを続けていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 昨年12月議会で22億円という数字が出されたときにこれで大丈夫ですねということでお聞きしましたら、消費税は上がるけれども秋以降は落ちついとるだろうという副市長の返事でしたが、27億5,630万円というのが1カ月足らずの間に出されたといういきさつがあって、なおかつ今回5億2,500万円という形の増額になっておるわけですが、上議員の回答にありました2階の空調、移動観覧席、雨水の施設というのを先送りするというご返事でしたが、これは合計で幾らぐらいになるんですか。私、もうこれで金額増えることありませんよねということをお聞きしたかったけれども、4番目の経済性をというところを置いておくとしても、3つの設備を導入しないということは今後建物を建てて導入するとしたら補正予算がまた出てくると思うんですが、この3つはしないことでもって幾ら金額が減ったのですか。そして、これはどういう形でまた取り組むならそれはアップになると思うんですが、その金額を聞きたいのが1つです。

それと、私、いちき串木野市の総合体育館の建設の基本計画とか流山市の体育館の基本計画

を見ましたが、はっきり言って太宰府市の基本計画は中学生の作文です。ランニングコストがはっきりしない。大体ランニングコストの前にこの施設でもって幾らの収益が上がり、幾らの経費がかかる、そのあたりのことが全然はっきりしてなくて取り組むということが基本計画に大きく載ってないということ自身が大きな欠陥を持った基本計画のまま進んできているから全然問題にならないなど。そして、その収入と支出の赤字は市が負担しますということを常日ごろ市長は言われてありますけれども、そういう考え方でいいのでしょうか。

3番目、太宰府の箱物を見るとみんな貸し箱物になっているわけですよ。そこを活用。松川にしてもそうだと思いますし、いろんなものがそんなふうに思いますが、そもそもその箱物を使ってどのような事業を推進し、どういう形で市民の役に立ち、ということがはっきり言って太宰府市にはいろんな基本計画がない。総合計画はあるけれども基本計画はないということをお願いわけです、そもそもこの箱物をつくって、その運営というのを含めて話が出てこないことには賛成する人が賛成できるのかということをお願いしたいんです。

以上、3点についてお聞きします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、今回の設計変更に伴います金額の変更でございますけれども、これにつきましては先ほどの藤井議員のところでも答弁いたしましたように今後の入札に支障がございますので、この一つ一つの金額が幾らということをここでお答えすることはできません。

それと、基本計画の中で維持管理費、これについては明確にされていないということでございますけれども、今回の基本計画の中では類似施設、そういったものを調査した中でこれぐらいの費用が必要であるというふうにお示したところでございます。

それと、赤字負担というふうなお話もございましたけれども、これにつきましては使用料、そういったものにつきまして今後検討してまいりますので、その中でその辺の金額の動きというものは出てくるものと思っております。

それと、貸し館的な部分でということでお話しがございました。

この部分につきましては今回の体育複合施設、複合的な機能を持った施設として当然運営をしていくという目標を持っております。その中で今回地域健康部というふうな位置づけ、こういったものも機構改革の中でしておりまして、生き生きとした元気な市民をつくる、そういったところでこの運営を行っていきたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） お聞きしたのは、その一つ一つのことを答えてくれということをお願いしているのじゃなくて、3つで大体どのくらいなのかということをお願いしたい。一つ一つについてどうのこうのということではなくて、結局それがまた補正予算として出てくるわけですから、3つ合計で大体どのくらいの金額が想定されるものか、それをお聞きしま

す。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほど一つ一つというふうなお答えをいたしましたけれども、これ3つの合計につきましても同様の理由でここでお答えすることはできません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） もうこれが最後になるわけですが、まだ増えるんですね。ということになるでしょう。5億2,500万円で終わらないと。そして、平成27年度総額20億円ですよ。2%消費税が上がったら4,000万円ですよ。こういうような計算というのはちゃんとできているのかということと、もう一つ、とにかく太宰府市は箱物の運営計画というのがない。貸しホールに終わっている。そこをどう活用していくかという人がいない。それを指摘しておきたいと思えます。今の金額の問題についてお答えください。特に平成27年度20億円、2%上がったら4,000万円ですよ。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） その消費税につきましては今のところまだ8%となっております。これが10%に上がる予定でございますけれども、その分につきましてはその際にまた対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

（「市長が答えろ」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 静粛をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私は賛成の立場で討論をいたします。

本案のもともとの案は基本プランが決定し、基本プランの特徴や機能も理解した上、承認されてきたものでございます。また、この施設は佐野東地区まちづくりのスポーツゾーンでもあります。この体育複合施設はいろいろな機能を持つ施設であり、防災機能も備えた施設であります。そして、この建設につきましては防災上、必要不可欠な建設であり、私はこの施設は大変今後絶対に必要になってくるものと理解しております。本市には観客席を備えた総合体育館は一つもありません。また、施設の規模を縮小するような体育館にならないためにも計画どおり進めていただき、本案を成立して体育複合施設の建設の実現に向け、寄与すべきと考え、本案の賛成討論にさせていただきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算ですけれども、先ほど質疑の中で取り上げました検討する際に、総合体育館建設調査研究委員会のほうに話を持っていていない。委員会を立ち上げることも考えられなかったということですが、この委員会の中、答申の中には、設計に関してはエコロジー計画にする、それからメインアリーナ、それから柔道場、剣道場については空調設備があることというふうになっております。この点について、関係部署での検討の際にこの部分を削ったということですが、そうであるならば、やはりこの委員会を開いて、もう一度差し戻しで審議することが必要でなかったのではないかというふうに思います。それがやはり市民の皆さんに伝える一つの手段だったのではないかと思います。

今回のこの臨時議会に関しましては9月26日金曜日に本会議が閉会いたしまして、それから月曜日には、もう、すぐに招集がかかっております。今まで質疑などされました議員さんの話の中にもありましたけれども、会期が1日間で、さらに提案理由に対しての質疑に関しては提案理由がされる前に提出するというような流れの中でこの会議が開催されているわけですが、そういう短期の間でこの議会で審議、採決されることにとっても疑問を感じています。この臨時議会を開くにあたっては工期があつてのことというような回答が今何度かありました。やはり12月議会に本会議に、提案をして十分に審議することを優先に考えるべきではなかったのかというふうに思います。その点を述べまして、反対討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 私も反対の立場から討論いたします。

現在、さまざまな議員研修に参加いたしますと公共施設のアセットマネジメントについての学習が行われます。アセットマネジメント、つまり老朽化する公共施設の修理、維持管理計画です。市が管理している道路、橋、下水道、公営住宅、学校施設、公園、公共施設がその対象です。これらの多くは高度経済成長時につくられたため、今後一斉に寿命を迎えます。それに備えるための計画です。例えば習志野市は少子・高齢化による人口構成の変化を2040年まで推計し、鉄筋コンクリートの建物の寿命を60年で計算して今後の計画をつくっています。すると、今後25年間で965億円もの予算が必要になることが明らかになりました。つまり、毎年37億円の予算が必要なのですが、実際には平均15億円程度しか予算をかけることができません。つまり、必要な補修や更新のための費用の40%しか出せないということがわかりました。これはどういうことかといいますと、今ある施設のうち40%の施設しか残すことができないということです。この中には絶対に存続させなければならない学校施設や必ず補修しなければならない

い道路や橋がありますから、ほかの施設については統廃合せざるを得ないということです。これは習志野市だけの問題ではなく、全国共通の課題であるため、政府も各自治体に公共施設白書をつくって施設の統廃合も視野に入れた計画的な補修や大規模改修などを行うよう指導しています。

しかし、本市においてはまだこの計画ができていません。ただ、確実なのは補修に必要な十分な予算をとることは今後は不可能であるということです。決算委員会でも申し上げましたが、政府の試算では、2037年には維持補修費用が新設費用を上回るため、今のままのやり方では今から約20年後には新しい公共施設をつくるのが現実的に難しくなります。将来への計画も定めないまま体育館を建設するという事は、20年後の市民はこの市庁舎や、そのころには建設して20年たっている体育館を初め古い公共施設の維持管理費だけ過去のツケで払わされ、恐らく学校も含め統廃合をせざるを得ない状況になり、新しい公共施設はつukれないということも十分に考えられます。それが本当に市民のためでしょうか。現在、東北の災害復旧や東京オリンピックの影響で資材が高騰しているのですから、せめて公共施設白書が完成し、市域全体の公共施設の計画的なマネジメントができる体制になるまで待つて、また消費税等の問題が解決するときを見て結論を出すべきだと私は思います。体育館が欲しいとか、子育て施設が欲しいという市民の要望は尽きません。しかし、それに全て応えることができる時代は既に終わったということです。今後の自治体は選択と集中が迫られます。そこには長期的計画と視野が必要です。

以上のような理由から、私はこの補正予算については反対をいたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 反対の立場で討論します。

先ほども申しましたが、5億2,500万円という金額は定例会における一般会計の補正額にも匹敵し、本来ならば1カ月近い会期を設け委員会に付託し、慎重に審議しているところです。しかしながら、井上市長は12月の定例会を待たず、現実に建設推進派が優勢の中、通常の議論をすり抜け、強引に結果を得ようとしているように私には思えます。10月2日に行われた議会運営委員会においても、この臨時会と議案並びに審議の方法等に関して多くの疑義が示され、全員一致には至りませんでした。よって、1、慎重な審議のため会期を1日としないこと、2、少なくとも常任委員会に審査付託し、議論を深めること、3、臨時会本会議における質疑の質問回数を限定しないことの3点について採決を行いました。結果、賛成は、神武、上、門田の3議員、反対は、陶山、原田、後藤、小柳、佐伯、村山の6議員です。議会の最終意思決定は議決であり、結果、すなわち多数に全体が従うことは言うまでもありません。しかしながら、我々が市民から負託されていることの本質部分は市政のチェック、十分な議論とその報告であります。この3点についての結果はこれに反し、議会みずからが活動の幅を狭め、議論の場を放棄したと言えます。市長はこのような状況を当然ご承知の上、言

いかえると結論ありきの中、この時期に招集、提案をされたわけで、同じく議論を避けたものと言わざるを得ません。繰り返しますが、5億2,500万円という金額は本市の財政規模からもたった1日で決定すべき金額ではありません。

以上のことから議案第48号には反対します。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 反対する立場で意見を述べます。

まず、9月議会が26日に終了したばかりですが、その3日後に臨時議会を告示、10月6日に招集されまして、市長の権限とはいいましてもこの体育複合施設の整備の事案は、市民を初め議会でも賛否両論があるにもかかわらず、突然補正予算（第5号）を臨時議会に提案されたことや、この体育複合施設のランニングコストの見込み額が確定されないままの状況でありますことから、この補正予算（第5号）には反対いたします。今後、執行部においてはもっと多くの市民の意見を十分に反映されまして執行されますようお願いいたしまして、討論いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 反対の立場で討論します。

設計変更の質疑が出てようやく執行部はこういった見直す点が出てきたと、まさに議会軽視です。議会軽視ということは市民軽視に私はつながると思います。よって、この補正予算、全く納得できませんので、反対します。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） この提案されております補正予算については反対をいたします。

先ほど同会派であります神武議員からも反対理由も述べられておりますが、この今日の質疑を通して一体何が見直しをされてこの金額になったのか、入札が絡むからという答弁で具体的な部分が全く見えてきませんでした。それに対する5億2,500万円という補正予算、一議会でこの補正予算に匹敵するような金額を今日一日で追認のように決めてしまうことには私は違和感を感じますので、この提案の補正予算には反対を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 反対の立場で討論させていただきます。

私、今、気がつきました。2階の空調をつけない、つまりメインアリーナに空調がつかない。今、気がついたんですよ。こういう時間が必要じゃないですか。2階の一番大事なメイン

アリーナに空調がつかないですということはあり得ないわけですから、後できっと補正予算を組むんだと思うんですよ。2階のメインアリーナに空調がついていない体育館というのはあり得ないわけですから。

(「要らない」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 静かに願います。

○4番(芦刈 茂議員) 私、とってもおかしいと思います。なおかつ見ますと、空調とか移動観覧席とか雨水の何とかというのはこれは附属設備でして、建物本体じゃないと思うんですよ。だから、建物本体はこれで落札するけれども、こういう附属設備はまた後で補正を組むと、5億2,500万円で恐らく済まない、数億円の単位が上がってくるんじゃないかというふうに危惧しております。大きな反対理由のほうはそういうことですが、私この間の経過について一言述べさせていただきます。この体育館建設問題が上がったときに基本設計2,000万円と実施設計3,700万円の問題が出されて、おとし3月議会だったと思いますが、10人で慎重審議、見直しが必要だということをチラシを配り、2回にわたって本会議場でいろんな議案を否決してきたわけですが、残念ながら昨年12月議会に村山議員から反……。

○議長(橋本 健議員) ちょっと待ってください。

○4番(芦刈 茂議員) 言っちゃいけないんですか。

○議長(橋本 健議員) 個人的な議員さんの名前出さないでください。

(「何で、わかりにくい、実際がこうなったって」と呼ぶ者あり)

○4番(芦刈 茂議員) ある方が出されて、それでもって体育館建設に大きくかじをとるようになりました。あるいは、この前の請願について市長は市民から選ばれたわけですから市長は説明責任があるわけです。ないなんていうことをおっしゃる議員は私は間違っていると思います。その方がある組織の大きな役員をしてあるということ、私はその方を尊敬したいと思います。いろんな運動から平和運動から議会に入られ、いろんな形でしておるけれども、実際にやられていることを見ると私はいろんな疑問を感じている次第でございます。私、あとほかの賛成討論を聞きたいと思います。

以上です。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 賛成多数で議案第48号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成9名、反対7名 午前11時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。  
お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの  
につきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成26年太宰府市議会第1回臨時会を閉会したいと思いますが、これにご  
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成26年太宰府市議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成27年2月18日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 村 山 弘 行

会議録署名議員 福 廣 和 美

## 1 議 事 日 程

[平成26年太宰府市議会第2回(11月)臨時会]

平成26年11月10日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議員の辞職許可報告について  
日程第4 議案第49号 太宰府市体育複合施設新築工事請負契約の締結について

## 2 出席議員は次のとおりである(17名)

|     |         |    |     |         |    |
|-----|---------|----|-----|---------|----|
| 1番  | 陶山良尚    | 議員 | 2番  | 神武綾     | 議員 |
| 3番  | 上 疆     | 議員 | 4番  | 芦刈茂     | 議員 |
| 5番  | 小 畠 真由美 | 議員 | 6番  | 長谷川 公 成 | 議員 |
| 7番  | 藤 井 雅 之 | 議員 | 8番  | 原 田 久美子 | 議員 |
| 9番  | 後 藤 邦 晴 | 議員 | 10番 | 不 老 光 幸 | 議員 |
| 11番 | 渡 邊 美 穂 | 議員 | 12番 | 門 田 直 樹 | 議員 |
| 13番 | 小 柳 道 枝 | 議員 | 15番 | 佐 伯 修   | 議員 |
| 16番 | 村 山 弘 行 | 議員 | 17番 | 福 廣 和 美 | 議員 |
| 18番 | 橋 本 健   | 議員 |     |         |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 会議録署名議員

|    |      |    |    |     |    |
|----|------|----|----|-----|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
|----|------|----|----|-----|----|

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

|          |           |             |           |
|----------|-----------|-------------|-----------|
| 市 長      | 井 上 保 廣   | 副 市 長       | 平 島 鉄 信   |
| 教 育 長    | 木 村 甚 治   | 総 務 部 長     | 濱 本 泰 裕   |
| 地域健康部長   | 古 川 芳 文   | 市民福祉部長      | 中 島 俊 二   |
| 建設経済部長   | 辻 友 治     | 上下水道部長      | 松 本 芳 生   |
| 教 育 部 長  | 堀 田 徹     | 会 計 管 理 者   | 今 泉 憲 治   |
| 総 務 課 長  | 友 田 浩     | 経 営 企 画 課 長 | 山 浦 剛 志   |
| 公共施設整備課長 | 原 口 信 行   | 管 財 課 長     | 久 保 山 元 信 |
| 地域づくり課長  | 藤 田 彰     | ス ポー ツ 課 長  | 大 塚 源 之 進 |
| 市 民 課 長  | 田 村 幸 光   | 都 市 計 画 課 長 | 今 村 巧 児   |
| 社会教育課長   | 井 上 均     | 上 下 水 道 課 長 | 石 田 宏 二   |
| 監査委員事務局長 | 渡 辺 美 知 子 |             |           |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |       |      |        |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 篠原 司  | 議事課長 | 櫻井 三郎  |
| 書記     | 松尾 克己 | 書記   | 山浦 百合子 |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、平成26年太宰府市議会第2回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

1番、陶山良尚議員

2番、神武 綾議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間になりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議員の辞職許可報告について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「議員の辞職許可報告について」を議題とします。

去る10月29日、大田勝義議員から一身上の都合により10月31日付をもって議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、10月29日にこれを許可いたしましたので、ご報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第49号 太宰府市体育複合施設新築工事請負契約の締結について

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第49号「太宰府市体育複合施設新築工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成26年太宰府市議会第2回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変ご多用中にもかかわらずご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日提案させていただきますのは、体育複合施設新築工事請負契約の締結についてでございます。

この体育複合施設の建設につきましては、10月に開催をいたしました第1回太宰府市議会臨時会におきまして補正予算のご承認をいただきまして、その予算をもちまして10月30日に指名競争入札を行い、落札をされたところでございます。今後、早期に着手し、平成28年2月の竣工を目指しまして鋭意進めてまいりたいと考えておるところでございますので、引き続き議員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは早速、提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号「太宰府市体育複合施設新築工事請負契約の締結について」のご説明を申し上げます。

本契約は、体育複合施設の新築工事に係る契約であり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事内容は、3階建て体育複合施設の建築一式工事を行うもので、平成28年2月29日までの完成を予定いたしております。

入札の状況につきましては、前回、平成26年7月1日に条件つき一般競争入札の公告を行い、8月6日に開札いたしましたが、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者がなかったために、この入札を中止いたしました。

今回、設計内容等を見直し、再度の入札を実施するに当たり、前回と同様な条件つき一般競争入札を行っても多くの参加が望めず、競争性が確保できないと判断をし、入札方法を指名競争入札に変更いたしまして、福岡市内に本店及び支店がある業者8社を指名し、このうち6社の参加により入札を行いました。

結果といたしまして、戸田建設株式会社九州支店が工事費25億9,000万円で落札し、11月5日に消費税を加えた27億9,720万円で停止付仮契約を締結をしたところでございます。

入札結果調書を添付いたしましたので、ご参照いただきまして、本議案につきましてよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 議案第49号についてですが、議会の議決を求めるといふことですが、契約書がありません。契約内容は契約書で確認するものだと思うんだけど、なぜ契約書が配付されないのか、提示されないのか。また、一部、ある会派が、この内容について、何が幾らかかったとか、そういった内容を資料をくれと言ったところ、それも拒否されたといふことですが、これについてまず説明をしてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回、この契約案件でございますけれども、内容につきましては、行政実例の中で、契約の目的、契約の方法、金額、また契約の相手方、そういったものを示すことで足りるというような実例が示されております。太宰府市の場合、これまでも契約承認につきましてはこのような形で議案の提出をさせていただいているところでございます。また、契約の中身の詳細な金額につきましては、今後事業を進めていく中で、当然下請とか、そういった部分も出てまいります。そういった部分で支障があるということで、そこまでの開示はできないということで考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） いや、納得いきません。条文全部を提出が仮にできないとしたら、あるいはその考えがないにしても、やっぱり部分部分で大事なポイントというのは提示されるべきだと思うし、それが全くない中で審議、議決と言ったってやりようがないんじゃないですか。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○12番（門田直樹議員） これをまたいろんな例に応じて、そういうふうな一部内容を示せば足りるということを今ご回答ありましたけれども、この案件というのは大変な金額ですよ。そして、定例会で通常やるところをこういった特別な臨時会という形でやっているわけでしょう。そうしたら、非常に短い期間、会期中での審議というものを考えると、たったこの金額が幾らだけのもので審議ができるわけないでしょう。それをそのままいいと言うこと自体、この前も言われたけれども、議会を軽視というか、議会そのものを無視しているんじゃないかという感じがいたします。

特に聞きたいのが、金額は決まると。しかしながら、前回の説明からいくと、2階アリーナの冷暖房あるいは移動座席あるいはろ過装置等々について除外したと。設計変更したわけですね。設計変更したんだしたら、これはもう計画が変わったんだから、もう一度市民の意を問うて、そして議会に最初から諮り直すべきだと思うわけですね。しかしながら、外して、恐

らくこの外した部分というのは後年というか、今から補正で上げていかれるのかどうか、その辺がまず一つは聞きたい。それと、一番聞きたいのが、この契約の中で、いわゆるスライド条項、経済情勢の変化等によって上回った部分は市が見るのか見ないのか、その辺があるのかなのか、最低限その辺のことは答えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 設計変更の内容につきましては、前回の臨時議会の中でも説明いたしましたように、今回見送るという形にしております。これにつきまして、今それをどうするのかということはまだはっきりとはしておりません。

それと、次に質問がございましたスライド条項につきましてですけれども、国土交通省からその指針が示されておりまして、本年2月にも総務省及び国土交通省から公共工事の円滑な施工確保についてという通知が出されております。その中で、スライド条項につきましては適切な対応を図ることが示されております。このため、契約書の中にもスライド条項の内容を盛り込んでおりまして、そのような事態が発生した場合につきましては受注者と協議をさせていただくことで今のところ考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） ですから、そういった一つ一つの条項をですね、全部とは言わないけれども、我々が要求したのに対しては示していただきたいんですよ。資料として配付してもらわないと議論のしようがないと思う。

そうは言っても、執行部はそういうふうな態度をかたくなにされておられます。これ3回目ですから、質問としてはこれが最後になるけれども、私も、わずかか長いかわからないけれども、3期12年たつわけですね。前の市長さんのときからずっとこの議会の席の端に加えていただいているんですけれども、こういった事態というのはなかったと思う。私のその前の時代も、町の時代まで含めても、こんなに混乱したことはないと思う。議会と執行部がこんなふうになったのも初めてだと思う。体育館に関して、この前も言いましたけれども、金額がなし崩しにどんどん上がって行って、最終的に短期間に倍までなって、そしてその契約の内容すら明確にされないまま押し切ろうとしておられるわけですね、現実に。このことに対して、あるいは議会に対して、あるいは市民に対して、説明責任に対して、市長が一体どのようにお考えなのか。責任はどうお考えなのか。契約が不成立になったんでしょう。その辺のところのお考えをお聞かせください。市長に聞きたい。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 金額が増額になったということにつきましては、前回の10月の臨時議会の中でも説明をしてまいりました。実勢価格との乖離、そういったものが非常に大きかったということで、この件について見直しを行ったところでございます。体育館の建設につきましては、これを望んである方もたくさんおられます。ですから、市としては早期に建設を進めた

い、そういう考えで今進めているところでございます。

また、議案といたしまして、この中で審議ができるかということでございますけれども、まず先ほども最初に説明いたしましたけれども、行政実例の中では、ここで審議していただく内容として、契約の目的、この目的が予算に沿ったものであるのかどうか、また契約の方法、これが適切に契約に至ったのかどうか、また契約の金額でありますとか、相手方が十分に対応できる業者なのかどうか、そういったものを審議していただく、そういったことになろうかというふうに私ども認識しているところでございます。ですから、こういった議案の提出の形になったところでございます。

以上です。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(橋本 健議員) 傍聴席の方、発言しないように。ご静粛をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

11番渡邊美穂議員。

○11番(渡邊美穂議員) まず、2点お伺いしたいんですけども、1点目なんですけど、今回指名競争入札で、前はジョイントベンチャーだったわけですが、先ほど提案理由の説明の中に、今回も一般だとなかなか応札業者が少ないので指名競争入札にしたという理由はありましたけれども、これによって地元の業者というのはほとんど入ることができないというふうな状況が生まれております。この間の臨時議会で総務部長が説明されたように、いろんな部分を削って、費用を安くしてやりたいというふうなことをおっしゃっておられましたので、内部で、今回一般競争入札を、例えばジョイントベンチャーでもう一回やってみようかという検討がきちんとなされたのかどうかということが一点と、通常、ジョイントベンチャーにしようが単体企業に発注しようが、参加資格要件というのは同じだというふうに考えておりますけれども、そういたしますと、前回7月1日の入札公告で行われておりましたBグループの評定数値なんですけれども、これが600点という数字があるんですけども、これが、入札契約適正化法と照らし合わせたときに若干低いんじゃないかという声があるんですけども、執行部の見解をお伺いしたいと思います。

○議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(濱本泰裕) まず最初に、JVから単独指名に変えた理由でございますけれども、今回の工事につきましては単体企業でも効果的な施工が確保できると判断した中で、参加企業への条件を緩和する、そういった意味で単独指名を行ってきたところでございます。本市の場合、これまでも2億円以上のものについては、企業体運用要綱というのがございまして、これに照らし合わせてJVを組んできた経緯もございますけれども、JVの要件といたしまして、大手企業と地場企業との組み合わせを条件とするという形で進めてきております。この場合、Bクラスの地場企業を育成するという観点も非常にあったわけでございますけれども、今回の場合、一般競争入札の中で予定価格に達しない、こういう状況がございましたので、条件の緩

和を最優先に考えたところでございます。

それと、地元の業者に対してでございますけれども、特記仕様書の中で契約に関する留意事項といたしまして、下請契約に際しては太宰府市内に本店を置く下請請負人との契約金額の合計を本工事請負金額の5%以上という項目を盛り込んでおります。これに基づきまして、市内の業者にも下請として参加をしていただきたい、このように考えているところでございます。

次に、Bグループの要件、一般競争入札のときの話だと思うんですけれども、これにつきましては県の経営審査事項というものがございまして、この点数に基づいて、太宰府市のほうでAランク、Bランクというランクづけをしております。JVを組む際に、Aランクの業者とBランクの業者、これが共同出資をして共同企業体を設置していただくというような形で進めてきておりますので、Aランク、Bランクというところで十分であるという認識をしておったところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） しかしながらですね、今回法律が新しくなっておりまして、評定数値が、1,000点以上あるいは1,400点以上が望ましいというようなニュアンスに法律の内容がとれるんですけれども、それからすると本市のBグループの600点というのはいかにも数値が低いんですけれども、これはどういった基準で600点というの出してあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） これ先ほども言いました経営審査事項というものが、国土交通大臣または県知事が審査をした中で点数を定めていくということがございまして、その中でそれぞれの市で何点以上をランクづけするということは毎年協議を行いながら決定をしております。太宰府市の場合ですと、Bランクにつきましては600点以上あれば十分足りるというふうな判断をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） そうすると、今回の改正された法律の考え方は抵触していないという考え方だと思いますけれども、それを確認したいのが一つと、それから福岡県が今一部入札不調とか不落が続いていることから、本年4月から競争入札における参加条件とかの緩和をしているんですけれども、これは本市の場合とまた全然違う緩和の仕方をしているんですが、こういったものは参考にされて今回の入札に関してのやり方というのは決定されたのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、1点目の抵触をしていないかというところですが、抵触をしていないというふうに考えております。

それと、参加条件の緩和ですけれども、私も県の通知というんですか、それを今ここで確認をしていないんですけれども、先ほども言いました総務省また国土交通省が出しております公

共工事の円滑な施工についてというような通知の中でも、発注を一括することによる大型化、これに基づいて、今非常に不落とかが続いているような状況でございます。そういった状況でするので、発注ロットの大型化、こういったものが求められておまして、そういったことからJVではなく単独指名、こういったところを判断したという経緯もございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今回、一般競争入札から指名競争入札に変わったということで、今説明がありました。応札業者が難しいということでしたけれども、市のほうで作成されています公共工事の発注見通しに関する事項という中で、この体育館建設については当初は一般競争入札で行うということで記載されていました。で、建設に関連して、5件ほど、電気工事、それから機械関係の工事なども建設工事とは別に項目が上がっていたんですけども、指名競争入札に変えたときに、この項目も全て一括して、入札のほうにまとめられているんですけども、これをまとめられた理由をお聞かせください。お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほどもご説明いたしましたけれども、本年2月に総務省、国土交通省から公共工事の円滑な施工についてという通知が出されております。この中で、先ほども言いましたけれども、発注ロットの大型化、これを図ることが一つ示されております。この中で、いろんな工種の工事、これを一括で発注することによりまして経費とかそういったところの削減が見込める、そういったところから一括で発注をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ホームページに載っているんですが、発注見通しに関する事項が、108件ありまして、学校や、それから道路工事など多岐にわたっているんですけども、体育館建設だけが一般競争入札で、そのほかは指名競争入札なんですね。先ほど申しました機械工事や、電気工事については検討中になっていたものが、建設工事入札に含めるというふうに変わっているんですね。これを単独で指名競争にしていれば、地元業者に発注が可能ではなかったかというふうに考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） これまでも分割発注というような形で入札をしてきた部分も多数ございます。体育館につきましては、先ほども説明したようなことから一括発注が一番望ましいというふうに判断をしたところでございます。また、地元業者につきましては、先ほども言いましたように、下請の中で地元業者の方にも体育館の建設に参加していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番上疆議員。

○3番(上 疆議員) ちょっと風邪を引いているんで申しわけありませんが、声が聞こえないかもしれません。

まず、前回の複数の共同企業体の内容は公表されておられませんので、私もわかりませんが、その共同企業体には市内の業者が数社構成員となっておられたと思うんですよ。そういう中で、一般競争入札にされるのであれば、AランクだけじゃなくてA、B、Cという部分で分けて、ベンチャー式にしてもらえば一番いいことだったんですが、それをなぜしなかったのかなということで、それをご説明いただきたい。

それから2点目は、この体育複合施設の建設には基本的に私は一貫して反対しておりますが、さきの臨時会に9対7で賛成多数で予算は可決されているので、執行されることについては仕方ないと考えますが、そこで体育館施設工事の施工業者は当該市内業者を優先するべきではないかと思っているところなんです。これについても、先ほど下請にということですが、下請では非常に金額落ちるんですよ。ベンチャーですと、5、3、2とかという配分を受けられて、そういう中でやるので、十分な、それこそ差のつかない部分での事業率ができるわけですから、そういう分ではぜひ市内業者を、どうしてしなかったのかということを下請ではなくてそういうこと含めて確保しておったのか答えていただきたいと思います。

それから、市内業者は等級、今度はAだけにしたんですよ。Aランクということで、1,000点以上でしょうけれども、資格業者がないということで、先ほどとダブるんですけども、Bランクであれば3億円未満しか施工できないという規約がありますから、そういうことでやっているんですけども、共同企業体で実施しないと、先ほども言いましたが、市内業者の皆さんには非常に厳しい下請となっていくと思います。そういう分ではベンチャーですべきではなかったのではないかと思います。その辺を再度ご説明ください。

○議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(濱本泰裕) まず、ランクの話ですけども、言われましたように、3億円以上の建築工事、これにつきましてはAランクということになっております。当初、一般競争入札の中では、AランクとBランクの共同企業体を組んでいただくという条件を付して一般競争入札を行ったわけです。市内業者には今のところAランクの業者はおりませんので、どうしても市外の大手企業、そういったところと市内の業者が共同企業体を組むという形になろうかと思えます。実際にそういった形で一般競争入札を行ったわけですけども、この分につきましては、さっき申しましたように一般競争入札の中で予定価格に達しなかったと、そういう状況でございましたので、条件の緩和をするという意味から1社の大手企業のみを単独指名、こういった形でさせていただいたところがございます。市内の業者につきましては、先ほども言いましたように5%という下請の条項を契約の中に盛り込んでおりますので、その中で参加をしていただきたい、このように考えているところがございます。

○議長(橋本 健議員) 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 内容的にはわかるんですけども、市内業者そのものが5%以下の部分で受けるということでしょう。そうした場合には、業者さんいっぱいいるんで、そういう部分ではA、B、Cという部分での、B、Cに入るような形で5%をもっと上げていくようなことをすべきではないかなと思います。そうでないと、これ地元の業者がとらないとメリットがないですよ、市としても今度は。よその、市内にない業者さんですと私ども税金で入ってこないんでね。そういう部分も含めて、市内業者がすることによって税金にもはね返ってくるということもあるんですから、その辺を含めて市内業者をもう少し使えるような形をすべきだと思います。それはもう契約に入っているんですか、5%以下というのは。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 当然、私どもといたしましてもできる限り市内業者の活用をしたいということもございまして、当初の一般競争入札のときにはJVを条件として入れていたわけですけども、これが不落になりまして今回このような状態になっております。契約の中では、5%以上をすると、下請に出すということで盛り込んでおりますので、この分につきましては受注者の方にも十分に努力をしていただきたいというふうなところで協議をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 先ほど、また部長が言いましたが、共同企業体でしておったけれどもできなかつたということでしょう。それはたまたま予算そのものが低かつたからとれなかつただけの話であつて、新たに共同企業体でやればできることだつたと思うんですが、常にその辺の部分がちょっとわかりにくいんですよ。共同企業体でやつとってできなかつたから指名競争入札にしたと。どっちも一緒ですよ、それは。予算の範囲内で事業そのものが、落としかつたからこそ今何とかできたんだと思いますが、そういう部分も含めて共同企業体というのは、今言うように市内業者が受注する部分では非常にメリットがあるんですよ。そういう部分をもう少し考えていただきたいと思つていたんですが、この辺を再度、もう一度お願いします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 前回、一般競争入札で、できるだけ市内業者にも技術の向上あるいは経済的にもメリットがあるよふにということ、ベンチャーを組んでくださいということをお願いしました。しかし、なかなか前回数社と言つていましたけれども、我々が考えている本店がある業者については資本力がないということで、例えば20億円であれば、3割、4割ということであれば、その分の負担をしなければいけないですね。資金繰りの計画がございまして。それから、技術者が今、学校あるいは保育所、子育て支援施設、いろんなものをつくつて業者が張りついて、なかなか技術者がいないと。だから、1年半ぐらい張りつけなければいけないとなると、今後のいろんな市の指名をいただくときにそれを受注できない、いろんなそういう問題がございまして、全員、何とか手を挙げて、もしA社が共同企業体をつくるよふというときに

は手を挙げて下さいねということで、協会のほうに、あるいは市内の業者のほうにお願いをしております。しかし、なかなかそれが足りないということで、結果的には、今回指名した業者の中にも、一緒にベンチャーに組んでくる業者がいらないんで参加できないんですよという苦情もありました。

そういうことで、今回、より多くの業者が参加できるようなということも含めまして、指名して、前回よりも多くの業者が参加できるようなということも含めまして考えております。ぜひとも本当は業者はたくさん参加していただいて、地元を経済的な効果も生まれるし、あるいは技術的な向上も図れるというふうなことにしたかったんですが、そういう状況もございまして、今回、住民の税金をできるだけ少なく入札をしていただくという形で、競争の原理が働くような仕組みづくりをしたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

7 番藤井雅之議員。

○7 番（藤井雅之議員） 今、渡邊議員、上議員、そして神武議員も質疑が出て、重複する部分もありますが、地場企業の兼ね合いで、今総務部長の答弁でも、下請のところに入っていたというふうな、そういう条項になっているということの答弁はあっておりますけれども、契約内容の部分になるかもしれませんが。これはあくまでも、要は下請に入る、入らないは地場の業者側に選択があるというふうに認識していいですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） これは受注者の方に努力をしていただくという義務でございます。

○議長（橋本 健議員） 7 番藤井雅之議員。

○7 番（藤井雅之議員） それでは、地場のところの例えば入らなかった場合の仮定の話ですけども、そういった場合、この契約というのはこの事業そのものが、どういうふうになるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この契約の条文につきましては、特に罰則があるとか、そういったことではございませんけれども、盛り込んでおります以上は私どももその分、地元の方に下請を出していただく努力をしていただくということで協議はしていきたいと思っております。また、先ほど副市長も答弁の中で言いましたけれども、今かなり地元の業者の方手いっぱい状況というのもございまして、どこまで受けていただけるのかというのも一つあるかと思っております。ただ、私どもといたしましては、当然太宰府市の方にも受注をしていただきたいという気持ちはございますので、この分につきましては十分受注者と協議をして、この分を達成していただくように協議をしていただくつもりでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

6 番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 入札のことにしてお伺いいたしたいんですが、1回目の入札で金額が決まって決定してありますが、金額も大きいので、私も初めてこういったの見るんですが、例えば安いところ、金額が低いところを3社ぐらいもう一度戦わせて2回目、3回目というふうな、そういった入札のやり方はできなかったんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 指名競争入札の場合、一般の入札もそうなんですけれども、予定価格というのを当然設定しております。その予定価格以内で一番低い業者が落札決定ということになります。これはもう手順でございますので、今長谷川議員が言われましたような方法はとっておりません。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 前回の補正予算のときも、臨時議会であったんですが、見直しが3点ぐらいあって、空調設備がない、移動座席も見直す、ろ過装置もない、ということは総合体育館の売りというのは一体何なんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、太宰府市内、幾つか小規模の体育館ございますけれども、中規模程度の大会ができる規模の体育館、これを太宰府市内に1つ建設をする必要があるということから、この体育複合施設、また避難所施設、そういったものとしても機能を持たせております。ですから、空調につきましても、避難所として活用する1階部分につきましてはそのまま空調を入れるように今のところ計画しております。売りといいますと、そういった避難所としての施設をあわせ持つ、また市民の健康、そういったものをつくる、そういった施設、また中規模程度の大会ができる体育館ということで我々考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 今の時代に空調設備がないとか移動座席は別として、ろ過装置がないとか、選手に対する優しさ、思いやりも一切考えられないし、ろ過装置に関しても環境にいい装置だと私は思っていたんですが、そういったものも設置されない。ということは、何かただ、中規模というよりも、中学校の体育館が大きくなって観覧席がついたぐらいでしか捉えることができないんですね。恐らく、使用する人も、空調設備のついた体育館と、その総合体育館を使うときになると、やっぱり空調設備がついた快適な体育館を私は使用すると思うんですよ。だから、そういった見直し、役割が体育館なのか、避難場所なのか、それから市民に対する説明責任も私はあると思うんですよ。こういった見直しの件に関して、例えば市民説明会をすとか、きっちり周知する必要があると思うんですが、そういったお考えはありますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今のところ、市民に対しましての説明会、こういったものをする予定はございません。当然、体育館の建設につきましては開発に当たるわけでございますので、それに基づく近隣住民、近隣自治会への説明会、こういったものは今後していく予定でございます。

す。

また、先ほどの空調設備でございますけれども、10月の臨時議会でも説明いたしましたが、今回導入を見送る形にしております。ただ、入れられるような状況はつくっておきたいというふうには考えております。実際、日田の総合体育館は空調設備を導入してありまして、ホームページとかにも載っておりますけれども、使用料が空調を使う場合、1時間当たり2万6,000円ぐらいを使用者が払うような料金体系になっております。で、実際には、運動とかそういったものには非常に使われていないという状況がございます。ただ、太宰府市の体育複合施設につきましては文化的な施設、そういったものとしても活用していきたいという考えも当然ございます。時期的な、真夏はどうしても今のところ難しいかなというふうな考えではございますけれども、今度運用する中で、当然必要になってくれば、その時点で検討はできるような構造には今のところしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

4 番 芦刈茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） 今の経済状況、この建設などをめぐる状況の中で、私は東北震災の復興、東京オリンピック、アベノミクスの見た目の成功というふうな中で最悪の状況というか、どちらかという発注する側よりも受ける側のほうが強いような状況の中で、何であえて強行しなきゃいけないのかという疑問をそもそも持っております。

具体的にお聞きしたいわけですが、一つ、入札の問題について。8月6日の入札が中止になったということですが、何社が応募し、何社がどういう金額を出したのか。それについては、入札契約適正化法等に基づいて情報を公開しなければいけないという項目があるわけですから、今回発注者、2回目の入札をしてるわけですから、1回目の入札がどういう会社が応募し、どういう金額だったのかということは明らかにできるはずですから、明らかにしていただきたいというのが一つです。

もう一つ、建設関係、2億円、3億円以上の物件については、指名競争入札でも12社以上が参加しなければいけないというふうな決まりが私どこかであるような気がするわけですが、8社で果たしてよかったのかという、その2点を入札の問題でお聞きしたいと思います。

それと2番目、費用の問題。一貫して、この体育館の全体像が全く見えてきません。先送り、あるいは設計見直しをしたと言われますけれども、設計見直しをしたのではなくて先送りしただけで、空調設備がない体育館は考えられない、椅子が自動で出てくるような装置がない体育館は考えられないわけですよ。雨水用ろ過装置というのも、これは絶対不可欠な問題で、この3つは設計見直しをしたんじゃない、先送りしているだけでしょう。先送りしているだけだと思うんですよ。体育館建てるなら、この3つがないと私は機能しないと思いますし、現代的な体育館はそういうものであるべきだというふうに思っておりますが、とすれば、17億円が22億円になり、27億円になり、32億円になった、この空調、椅子、雨水のろ過装置、この金額

で幾らの金額が出てくるのか。

それともう一つ、駐車場の整備、舗装、そのあたりの駐車場の関係というのは全然議論もされてないでしょうし、そもそも体育館を今建てるということだけの議論になっていて、全体の、周辺も含めて全体構造がはっきりしていない。駐車場の費用は幾らかかるんですかと。舗装からライン引きからいろいろレイアウトすると思うんですが、この駐車場の費用というのは体育館の費用に入っていないでしょう。

ですから、一つは、関連した、先送りしたという費用が大体どのくらいかかるものか。駐車場がどのくらいかかるものか。で、周りの植樹なんかも入っていないと思うんですよ。植樹の費用がどのくらいかかるのか。それと、先日、大野城の体育館を視察したわけですがけれども、上水道に対して下水道のほうがはるかに高いわけです。何で高いのかというたら、井戸水を使っていますと。雨水ももちろんですが、当然井戸も掘るんでしょう。掘らないんですか。だから、そういうところでの今後幾らお金がかかってくるかというのが全然はっきりしていない。どんどんどんどん増えてきて、そのたびごとに補正、補正、補正で、結局あと5億円、10億円出てきても不思議じゃないような私感を持っているわけです。

そもそもこの体育館の全体像はどんなふうになっているのか。収入が幾らで支出が幾らだと、管理費が幾らかかって、幾ら市が負担するんだということさえはっきりしていない。こういう全体像がはっきりしていないことについて、そもそも観客席がある体育館と言われるけれども、それではそういう観客席が埋まるような企画が年に何回あるのか、そういうマーケティングはしていますか。ただ私、今進んでいるのは建物を建てるというだけになっていて、私、アシベのところから曲がろうとしたら曲がれませんでしたよ、この前の日曜日だったか。あそこの踏切のところの3号線だけじゃない、アシベの112号線、あそこのところも曲がれないというような、私ずっと前から言っておりますが、渋滞問題も何もできていない。そして、私は洪水の問題が大きいと思います。私、洪水の問題をとにかく指摘しときたいと思います。あそこは危ない。市長は67年間大丈夫だったと言われるけれども、100年、200年に1回の洪水が起きる時期です。起きるのは当たり前ですから、そういう全体像が見えない、全体像が見えない中、建物だけ建てる、どんどんどんどん増えて建てるということを、果たして議会として承認していいのかということをお聞きですね、何も言わない賛成派の方を含めて、議会として承認できる内容なのかということをお聞きしたいと思います。

(「(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○4番(芦刈 茂議員) いいじゃないですか。後で言しましょう。

3番目、もう一つ。27億円何がしですけれども、消費税が上がるのが予想されているわけですが、その消費税、2%上がるだけで五、六千万円の金額が出てくると思うんですが、そのあたり、細かくいろいろ言いましたが、3回しかあれなんで、お答えいただきたいと思えます。

○議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕）　たくさんございましたのでまず最初の、前回の一般競争入札の結果の公表でございますけれども、入札結果等の公表につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律におきましては、契約を締結したとき、また市が実施する建設工事等に係る入札契約等の公表に関する要綱、これは太宰府市の分でございますけれども、これにつきましては落札者の決定後速やかに行うということになっております。このため、前回の一般競争入札につきましては中止となっておりますので、今のところホームページなどで結果等を公表を行う予定はございません。ただ、今回、入札も終わりましたので、その結果につきましては、求めに応じまして開示することにつきましては差し支えないというふうには判断をしているところでございます。

それと、指名競争入札の参加者でございますけれども、これは太宰府市の契約規則、この中で決められておまして、6社以上ということになっております。

それと、全体像についてでございますけれども、10月の補正予算を審議していただく中で、太宰府市体育複合施設整備事業費ということで総事業費32億3,473万4,000円というのをお示しております。今回、植樹とか駐車場、その辺の話だと思っておりますけれども、この中で建設工事費29億8,800万円という金額を書いております。この中に当然外構工事というの也被含まれております。ですから、今回入札をしまして、その残りの中には当然外構工事の費用も含まれているということです。

それと、体育館が機能しないのではないかとということではございますけれども、この件につきましては、今の状況で十分体育館としての機能は果たせるものというふうに考えているところでございます。

それと、運営状況につきましては、今後、管理体制も含めまして、体育館の全体像、建設がはっきりいたしましたので、早急に検討に入りたいというふうに考えております。

それと、渋滞対策につきましては、これまでも何度も説明をしておるとは思うんですけれども、まず公共施設に非常に近い場所にある、また4方向に出られる、そういった我々としては好立地条件であるというふうに考えているところでございます。

最後に、消費税についてでございますけれども、これ前回の補正のときにも質問がございました。現在のところ、まだ10%になるかどうかというのははっきりはしていないわけでございますけれども、今のところ8%で契約をしております。前回、5%から8%に消費税が上がったわけですが、このときにも経過的な運用というのが国から示されております。これで考えますと、今の契約部分につきましては恐らく8%、もし来年の10月に10%に上がったとしても8%のままになるんじゃないかなと。ただ、金額の変更とか、そういった部分につきましては、当然そのときそのときの適用がなされると。ただ、これはまた国の法律といいますか、国が10%にするということがはっきりしておりません。その段階で、その辺の運用、そういったものをはっきり示されると思いますので、それまでは私どもも何とも言えない、とりあえず8%で契約をしているという状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 今の説明の中で、駐車場、植樹は入っているということなんですね。したら空調、椅子、雨水の関係というのは、当然これが入っていない体育館なんていうのはあり得ないわけで、また完成した後、後づけでダクトをつけるとかというのもあり得ないわけですから、当然入ると思うんですが、この費用あたりはもう計算されとると思うんですが、これもずっと何回も聞いてきたんですが、全然はっきりしていないということで、もう一回確認しますが、駐車場、植樹、井戸というのがちゃんと入っているのかということ、それとまた別に体育館本体について言えば、空調、椅子、雨水というのを当然つけなければいけないと思うわけですが、これが幾らなのか、その2点についてお答えください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 駐車場とか植樹、そういった費用につきましては現在の総事業費、この中に含まれております。それと、空調につきましては、今回見送ることにしたということで前回説明をさせていただいておまして、先ほどもお答えいたしましたけれども、後々これが必要になった場合、増設できるような形で設計はしております。ですから、壁の中とか、そういったところに入りますダクト、そういったところについては一定は今回の工事の中でも整備をしていく予定にはしております。それと、椅子、雨水、これにつきましては今のところ見送るという形でしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 空調は、ダクトはつけるとおっしゃったんですか、今。それとあと、当然椅子の装置や雨水のことを考えると、やっぱり環境問題考えなければいけないわけですから、あれだけ広い面積があれば、それなりの雨も降るわけですし、また井戸、川のそばでもありますし、水は出ると思うんで、そのあたりのことは今後、この体育館をめぐる幾らまた補正予算なりで出てくるのかどうか、そのあたりが私気になってしょうがないというふうに思いますし、国土館もそうでしたけれども、毎回のように、4億5,000万円で買った物件が結局2億8,000万円補正予算をつけてされたということで、とにかくいろんなことについての基本計画があつて進めるんじゃないなくて、何かもう泥縄式に必要なだから、必要だからと言っているだけで、私は議会として、全体構想、全体基本計画はこうですよと、で、これに対してどうでしょうかと言われればまた議論できるけれども、こんな中途半端なとか、なし崩しにとか、こういうのは議会としてもどうなのかなということを非常に思うということを言いました、もう3回目でしょうから、終わりにしなければいけないなと思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 空調のダクトの話ですけれども、これにつきましては、どうしてもあらかじめ壁の中におさめておかなければならないもの、そういった部分もございますので、そういったものにつきましてはあらかじめ入れておこうということで、後から必要になったときに

対応はできるような体制だけはとっておきたいというふうに考えております。

また、雨水につきましても、これにつきましては今後、環境の問題とかそういったところで、これはやっぱりつけなければというようなことになりましたら、そのときに考えていきたいというふうに考えております。また、井戸水につきましては今のところ、今回外しておりますので、見送ったままとなっておりますような状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（4番芦刈 茂議員「動議」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） ただいま4番芦刈茂議員のほうから動議が提出されました。

本動議の成立には2人以上の賛成者が必要です。

まず、動議について、何の動議なのか教えてください。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 今、質疑の中でいろんなことが明らかになったと思うわけですが、私は、議会全員賛成で決まった太宰府市議会基本条例第8条、自由討議という項目があるわけで、議会は議案等の審議または審査において、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとするというふうになっておりますので、今の質疑を受けてですね、せっかくつくった議会基本条例ですから、議員相互の自由討議をする中で議論を尽くしてと、合意形成を図るような形で自由討議を討論、採決の前にやっていただきたいということを提案したいと思います。

○議長（橋本 健議員） ただいま4番芦刈茂議員のほうから議員間の自由討議をしてほしいという提案がなされました。

本動議の成立には2人以上の賛成者が必要であります。確認したいと思いますので、賛成者の方の起立をお願いします。

（12番門田直樹議員「仮契約書を提示して審議」と呼ぶ）

（4番芦刈茂議員、11番渡邊美穂議員、12番門田直樹議員起立）

○議長（橋本 健議員） 所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

よって、本動議を直ちに議題として採決を行います。

議員間の自由討議を提案されましたけれども、これに賛成の方は起立をお願いします。

（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、議員間で自由討議を行うことは、否決されました。

したがって、議員間の自由討議は行いません。

〈動議 否決 賛成7名、反対9名 午前10時57分〉

○議長（橋本 健議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） この結果に対して反対の立場で討論します。

ずっと体育館建設については反対してきましたし、こういった見直しも行われ、市民にも一切説明しないということで、本当に賛成できません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 反対の立場で討論いたします。

先ほど、市長のご答弁がいただけなかったのは残念ですが、先ほどからじっと目をつむっておられますが、起きておられると思いますが、私には、こういった議会を二分する議論に目をつぶり、あるいは多くの市民の声に対して等閑し、耳を塞いでいるというふうに見えます。

先日、臨時議会があったわけですが、不調、不成立ですか、で再入札という流れになってきましたが、議論に関しましてはますます疑義といたしますか、疑念が膨らむ一方でありまして、何らそれら解決しておりません。そして、本日この契約に対する議決を求めるということですが、先ほども申しましたが、最低限の資料すら提示されておられません。契約書の内容がわからないのに、何で契約に対して賛成ができるわけがないと思うんですけれどもね。議会の常識の中の一部ですよ。そういったことでありまして、議案第49号には反対です。

○議長（橋本 健議員） ほかに、賛成討論はありませんか。

討論はありませんか。

3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 反対する立場で討論いたします。

質疑でも申しましたが、市内業者には等級Aの資格業者がないため、3億円未満しかできなかったとわかっておられるのに共同企業体で実施されないことや、市内業者が受けることによりまして市税に反映することも考えられていない、また市内業者に対しまして配慮が十分にされていないなどの中で、このような工事請負契約については反対いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 反対の立場で討論いたします。

上議員も今おっしゃいました市内業者に対しての発注の保証が確約されていません。先ほど申しました一般競争入札、工事発注見通しの中でありました機械、それから電気、またそれから既存建物の物件の解体工事も含めまして、建設工事の中に含めてしまっています。これを単

独ですれば、地元業者に発注ができたのではないかと思います。余りにも期間が短いためにこのような結果を招いたのではないかと思いますので、反対いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 私も本議案につきましては反対の立場で討論いたします。

今回も議運に対しまして委員会付託をお願いし、また執行部へは資料要求もいたしました。資料提出は拒否され、また本会議のみでの採決となりました。また、先ほど質問しましたとおり、幾つかの疑問が残っているわけですが、今の議会運営では本会議上では3回までしか質問が行えませんが、十分な回答を得られたという実感がありません。本件は、費用も大きく、市民の関心も高い建設事業です。したがって、入札方法についても十分な審議が必要であり、その審議が十分ではないという理由で本議案については反対をいたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 反対の立場で意見を言わせていただきます。

先ほども質疑の中で言いましたように、体育館をめぐる全体像が全然見えない。はっきり言って、建物だけ建てればいいのかとと思っているかのような進め方というのはとても、そもそも議会で議論するにしても審議できる内容が提供されていないというふうに思いますし、市の財政規模の2割に近いものになるかと思います。私の考えですが、太宰府市政を見ておりましたら、佐野地区の土地区画整理事業に20年間200億円かかり、平成15年前後の洪水の復旧工事にかなりのお金がかかりということでもって、お金がない、お金がないということで、一般市民の便宜を図るようなことは私はかなり先送りされてきているのではないかとこのように思うわけです。井上市長2期目に入ったところからこの体育館問題が出てきておまして、私は支払い金利の問題から、あるいは運営費の問題を考えると、年間1億円以上の決まったお金が出ていってしまうというふうな形です。そもそも何を大切にしてお金を使うのか、この体育館をつくって、体育館が結局何だったのかということになることを非常に危惧しております。したがって、反対いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 以上で討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号を可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第49号は可決されました。

〈可決 賛成9名、反対7名 午前11時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。  
お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの  
につきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成26年太宰府市議会第2回臨時会を閉会したいと思いますが、これにご  
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成26年太宰府市議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成27年2月18日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 陶 山 良 尚

会議録署名議員 神 武 綾

## 1 議事日程(初日)

[平成26年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成26年12月1日

午前10時開議

於議事室

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 諸般の報告   |
| 日程第4  | 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度太宰府市一般会計補正予算(専決第1号)) |
| 日程第5  | 議案第51号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について                       |
| 日程第6  | 議案第52号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について                     |
| 日程第7  | 議案第53号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について                  |
| 日程第8  | 議案第54号 太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第9  | 議案第55号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について    |
| 日程第10 | 議案第56号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第11 | 議案第57号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について       |
| 日程第12 | 議案第58号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第13 | 議案第59号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第14 | 議案第60号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第15 | 議案第61号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第16 | 議案第62号 太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について    |
| 日程第17 | 議案第63号 太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について                   |
| 日程第18 | 議案第64号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第19 | 議案第65号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について                  |
| 日程第20 | 議案第66号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について          |
| 日程第21 | 議案第67号 平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について           |
| 日程第22 | 議案第68号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について            |

日程第23 議案第69号 平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第24 議案第70号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第25 議案第71号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 陶山良尚  | 議員 | 2番  | 神武綾   | 議員 |
| 3番  | 上疆    | 議員 | 4番  | 芦刈茂   | 議員 |
| 5番  | 小畠真由美 | 議員 | 6番  | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番  | 藤井雅之  | 議員 | 8番  | 原田久美子 | 議員 |
| 9番  | 後藤邦晴  | 議員 | 10番 | 不老光幸  | 議員 |
| 11番 | 渡邊美穂  | 議員 | 12番 | 門田直樹  | 議員 |
| 13番 | 小柳道枝  | 議員 | 15番 | 佐伯修   | 議員 |
| 16番 | 村山弘行  | 議員 | 17番 | 福廣和美  | 議員 |
| 18番 | 橋本健   | 議員 |     |       |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 会議録署名議員

|    |    |    |    |     |    |
|----|----|----|----|-----|----|
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
|----|----|----|----|-----|----|

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

|         |      |          |       |
|---------|------|----------|-------|
| 市長      | 井上保廣 | 副市長      | 平島鉄信  |
| 教育長     | 木村甚治 | 総務部長     | 濱本泰裕  |
| 地域健康部長  | 古川芳文 | 市民福祉部長   | 中島俊二  |
| 建設経済部長  | 辻友治  | 上下水道部長   | 松本芳生  |
| 教育部長    | 堀田徹  | 会計管理者    | 今泉憲治  |
| 総務課長    | 友田浩  | 経営企画課長   | 山浦剛志  |
| 地域づくり課長 | 藤田彰  | 市民課長     | 田村幸光  |
| 都市計画課長  | 今村巧児 | 社会教育課長   | 井上均   |
| 上下水道課長  | 石田宏二 | 監査委員事務局長 | 渡辺美知子 |

## 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |      |      |       |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 篠原司  | 議事課長 | 櫻井三郎  |
| 書記     | 松尾克己 | 書記   | 山浦百合子 |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、平成26年太宰府市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

3番、上 疆議員

4番、芦刈 茂議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度太宰府市一般

## 会計補正予算（専決第1号）

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第50号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成26年第4回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変ご多用中にもかかわらずご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成26年も残すところ一月余りとなりましたが、11月に入り急に肌寒く感じる日が多くなりました。市民の皆様方を初め、議員各位におかれましても、体調管理には十分ご留意の上、日々お過ごしいただきますようお願いいたします。

さて、皆様も既にご承知のこととは存じますが、体育複合施設の建設につきましては、去る10月30日に指名競争入札を行い、落札をされ、この結果を受けまして11月10日に開催いたしました平成26年第2回臨時議会におきまして体育複合施設新築工事請負契約の締結について議会の承認をいただき、平成28年2月の完成に向け、本工事に着手する運びとなっております。

また、五条地区に建設を行っております総合子育て支援施設につきましても、来年の4月開所に向け、工事は順調に進んでいるところでございます。

次に、10月6日の官報告示によりまして太宰府市朱雀三丁目にある西鉄二日市操車場跡地が特別史跡大宰府跡に追加指定をされました。この遺跡は8世紀中ごろから9世紀中ごろにかけて大宰府にきた外国使節を安置する客館であったと推定され、古代外交儀礼や条坊を理解する上で重要な遺跡でありますことから、国や県からの補助金を受けて公有化を行い、遺跡の特徴を表現するとともに特別史跡大宰府跡全体の魅力を伝える場として史跡整備に取り組んでまいります。

次に、11月23日にとり行いました太宰府市・中津市友好都市承継盟約宣言調印式におきましては、公私とも大変ご多忙中にもかかわらず、中津市の新貝市長様を初め中津市の皆様、また太宰府市の各種団体を初めとする市民の皆様方に多数ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

中津市と太宰府市の交流は、昭和61年に耶馬溪ダムの完成記念としてつくられました溪石園と呼ばれております日本庭園の建設に際し、太宰府市の梅と旧耶馬溪町のシャクナゲを互いに寄贈したことをきっかけに旧耶馬溪町との交流が始まり、平成4年に友好都市盟約を締結し、官民を問わず幅広い分野で交流を図ってまいりました。平成17年には、旧耶馬溪町が中津市と合併されましたけれども、その後におきましても市民間でのさまざまな交流、現在も引き続き

行われているところでございます。これまで培ってまいりました友好関係を継承しつつ、今回の盟約を機に今後さらなる交流を図り、両市の信頼関係と相互理解を一層深めてまいります。

次に、今年の4月から運行が開始をされました太宰府ライナーバス「旅人」の乗客数が11月24日に16万人を突破し、秋の行楽シーズンを迎え、さらに乗客数が順調に伸びているとの報告を受けているところでございます。多くの観光客の皆様方をお迎えし、「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府を感じていただきますために、この太宰府ライナーバス「旅人」や太宰府観光列車「旅人」の到着駅として利用されます西鉄太宰府駅前広場の改修工事や歴史的風致維持向上計画の事業の一環として奥園地区の藍染川にふたの施工やライトの設置工事を行っておりまして、完成後は地域の皆様方はもちろんでございますが、多くの観光客の皆様方にも太宰府の風情を感じていただけるような、そういった事業に取り組んでいるところでございます。

最後に、平成26年には市長として市政担当させていただく節目の年でもございました。市民の皆様、議員各位のご理解、ご支援とご協力をいただきながら、太宰府市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に着実に一歩ずつ進んでまいることができましたことに対しまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

来年も皆様にとってよい一年となりますようご祈念申し上げまして、早速でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、11月21日の衆議院解散に伴い12月14日に執行されます第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査に係る予算を平成26年11月21日付で専決処分をさせていただきますものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 提案されております専決処分について、1点質問させていただきます。

7ページの役務費の郵便料に関連してくるかと思っておりますけれども、11月27日付の毎日新聞の報道では、今回の急な解散のために福岡県の選挙管理委員会は投票用紙の印刷が間に合わずに分割で発送するというような対応をとるといふことを決めたと報道がありました。また、福岡

市の選挙管理委員会では、期日前投票に必要な投票所の入場整理券が期日前投票が始まる3日までの間に間に合わないというような事態も報道されておりますけれども、太宰府市の実情がどうなっているのか、まずご説明ください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回の選挙につきましては、解散の日から投票日までの期間が23日間と、近年の衆議院選挙では準備期間が短く、本市のみならず全国各地の選挙委員会におきましても事務局職員は深夜に及ぶ残業をしながら、その準備に奔走しているところでございます。

お尋ねの投票の日時などを有権者の皆様にお伝えする投票所入場整理券の配布についてお答えいたします。

太宰府市選挙管理委員会では、本日1日の午前10時ごろに太宰府郵便局に持ち込みをすることにしておりまして、市内全域の配達につきましては明日から4日ごろまでに郵送が完了するところで郵便局と協議をしているところです。

また、入場整理券につきまして本市の場合、1人1枚のはがきの形式になっておりますので、郵便局の配達の事情によりましては同一世帯、また隣近所でありましては配達日が異なる場合がございますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

また、この件につきましては大量の郵便物を集中して配達することになります。皆様にはご迷惑をおかけすることもあろうかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

なお、この投票入場整理券につきましては、投票用紙の引きかえ券ではございませんので、整理券がなくても期日前投票や投票日の投票ができます。

また、公職選挙法施行令の規定に基づきますと、選挙の期日の公示、または告示の日以降、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されておりまして、期日前投票の開始までに到着することが義務とはなっておりませんが、できるだけ早く有権者の皆様のお手元に届くように選挙管理委員会も努力をしているところでございます。議員の皆様におかれましても、もし市民の皆様からお尋ねがありましたら、その点につきましてご説明をいただきますようによろしくご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

（7番藤井雅之議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第50号は承認されました。

(承認 賛成16名、反対0名 午前10時12分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第7まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第5、議案第51号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」から日程第7、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第51号から議案第53号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第51号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」ご説明申し上げます。

本件は、大佐野地区緑地保護地区内の土地取得に関する案件でございます。

この土地取得につきましては、皆様方のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝申し上げる次第でございます。

今回買収いたします土地につきましては、11筆、面積2万6,281㎡、買収金額4,993万3,900円であります。

詳細につきましては、財産(太宰府市緑地保護地区内)の取得一覧表をご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

平成25年4月1日から2年間、太宰府市体育協会を指定管理者として指定しておりますが、その期間が平成27年3月31日で満了となります。

指定管理者の選定につきましては、前回に引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない候補者として太宰府市体育協会を選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

平成24年4月1日から3年間、シンコースポーツ株式会社九州支店を指定管理者として指定しておりますが、その期間が平成27年3月31日で満了となります。

指定管理者の選定につきましては、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8から日程第12まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第8、議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第12、議案第58号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第58号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの5議案につきましては関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

今回の改正は、本年8月7日の人事院の給与勧告に伴い、公務と民間の給与比較において、月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることが明らかとなりましたことから、月例給について俸給表の引き上げ改定等を行うとともに、特別給（ボーナス）につきましても、年間0.15月分引き上げる内容の勧告がなされました。

太宰府市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に準じて条例改正をするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、1点目は給与に関するものでございますが、本年4月時

点によります民間給与が公務員給与を上回っていることが判明したことから、マイナス較差を解消するため、今回給料表を改定するとともに、あわせて4月からの較差相当分を差額で調整し、増額するものでございます。

2点目といたしましては、期末勤勉手当についてでございます。

議会の議員、特別職及び教育長の期末手当につきましては、12月の支給割合を現行の1.55月から0.15月を増額し1.7月とするものでございます。これによりまして、年間支給されます期末手当は2.95月から0.15月増やした3.1月となります。

次に、一般職の職員の期末勤勉手当額につきましては、現行の3.95月から0.15月分引き上げまして、4.1月とするものでございます。

内訳といたしましては、12月における勤勉手当の支給割合を0.675月から0.15月増やしまして0.825月といたします。

議会の議員、特別職及び教育長の期末手当並びに一般職、再任用職員の期末勤勉手当につきましても、給与と同様に差額で調整をし、増額するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13から日程第18まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第13、議案第59号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」から日程第18、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第59号から議案第64号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第59号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

歴史と文化の環境税は、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために平成15年5月23日に条例の施行を行いました。

導入後、これまで3回の適用期間の延長を行い、現在11年目を経過しており、その間の収入は約6億2,000万円に上り、今では年間6,000万円を超える太宰府市にとって魅力あるまちづく

りのための貴重な財源となっております。

来年5月に条例の適用期限を迎えるに当たり、4回目の検討時期を迎えることから、本年9月から4回にわたり太宰府市税制審議会を開催いたしました。

審議会では、さまざまな意見が出されておりますけれども、10月30日の第4回太宰府市税制審議会におきまして、制度として定着し、安定した確実な財源となっており、使途についても一定の効果があつたと認められる。今後も持続可能性の観点から歴史・文化都市にふさわしいまちづくりを推進するために歴史と文化の環境税を継続し、その期間は3年とすることが望ましいとの答申をいただきました。

太宰府市といたしましても、この答申を踏まえ、3年継続の意向を十分に尊重いたしまして、本税の適用期間をさらに3年延長するものでございます。

次に、議案第60号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、土地台帳及び家屋台帳の閲覧を廃止することに伴い、これに係る手数料を廃止する必要があるため、太宰府市手数料条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第61号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、学童保育所の入所要件を、これまで小学校1年生から3年生までとしておりましたが、平成27年度より小学校1年生から6年生までに変更を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明を申し上げます。

この条例は、学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるために条例を制定するものでございます。

次に、議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」ご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条の規定によりまして児童福祉法第24条が改正されたことに伴い、条例を廃止する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令及び国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の額を改正するものでございます。

また、国民健康保険法の一部改正によりまして引用条文を改めるものでございます。  
よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19から日程第23まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第19、議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」から日程第23、議案第69号「平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第65号から議案第69号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ5億3,767万5,000円を追加をし、予算総額を244億7,608万3,000円にお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、再生可能エネルギーの利活用に向け、現在建設中の総合子育て支援施設における太陽光発電設備設置事業費、県の助成金を活用して行う災害対策資機材購入費、平成27年度以降の水城跡の本格整備に向けた地盤調査委託料、人事院の勧告に基づく職員給与の改定及び人事異動に伴う職員給与費の増減、その他介護訓練等給付費、生活保護費など扶助費の不足分、長期貸付金の繰上償還に係る公債償還金などを追加させていただいております。

また、歳入におきましては、寄附をいただきました方の意向に沿いまして特定の目的に充当すべく寄附を2件、好循環実現のための経済対策に基づくがんばる地域交付金の交付額の確定に伴う増額などを計上させていただいております。

あわせて、繰越明許費を1件、債務負担行為の補正を12件計上をさせていただいております。

次に、議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ8,249万6,000円を追加をしまして、予算総額を87億1,674万3,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、被保険者の出産件数の増加によります出産育児一時金の増額、後期高齢者支援金の決定によります増額と、平成25年度に交付されていまして療養給付費等国庫負担金などの確定によります精算返還金が主な内容でございます。

歳入につきましては、出産育児一時金の増額に係る法定繰り入れ及び前期高齢者交付金の概算交付額及び前々年度交付額の確定によります増額でございます。

次に、議案第67号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴いますもので、歳入及び歳出予算それぞれ71万7,000円を追加をし、予算総額を10億4,156万9,000円をお願いするものでございます。

歳出といたしましては、職員給与費を71万7,000円の増を計上いたしております。

歳入といたしましては、歳出の職員給与費相当分として一般会計繰入金を71万7,000円の増を計上いたしております。

次に、議案第68号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ896万4,000円を追加し、予算総額を45億3,511万6,000円とするものでございます。

内容といたしましては、平成27年4月1日以降に施行される介護保険制度改正に対応するための介護保険システム改修費となっております。

財源といたしましては、国庫補助金と一般会計事務費繰入金となっております。

次に、議案第69号「平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

収益的収支でございますが、一般会計の例と同様に人事院勧告に基づく職員給与費の改定及び職員の異動等に伴いまして、支出を1,017万8,000円増額し、総額12億4,662万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24と日程第25を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第24、議案第70号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第25、議案第71号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第70号及び議案第71号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第70号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現委員の副島紀身氏が、本年12月25日付をもって任期満了となりますので、後任委員の選任について同意を求めるものでございます。

武藤佳穂里氏は、昭和39年8月にお生まれになり、現在、観世音寺二丁目に居住されております。

昭和62年3月に九州女子大学を卒業後、昭和62年4月に福岡県立嘉穂養護学校、翌昭和63年4月に九州女子大学附属高等学校に教諭として赴任された後、平成20年4月に森ん子共同保育園の園長、平成26年4月には同園理事長として就任され、さらには平成19年4月より現在に至りますまで太宰府市社会教育委員としても活動されるなど、幅広い分野で教育行政にご活躍をいただいております。

人格、識見にすぐれ、人望も厚く、教育委員として最適任であると考えております。

略歴書を添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第71号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現委員の長嶺大八郎氏が、本年12月27日付をもちまして任期満了となりますので、後任委員の選任について同意を求めるものでございます。

野中秀典氏は、昭和22年7月にお生まれになり、現在、青葉台三丁目に居住されております。

昭和46年4月に神奈川県内で座間町立座間中学校に教諭として赴任をされた後、海老名市立海西中学校を経て、昭和54年4月に筑紫地区の各中学校において教諭として教鞭をとられ、平成20年3月に定年退職されるまでの間、筑紫地区を初め、県内中学校教頭、校長、さらには公益財団法人日本教育公務員弘済会調査役や太宰府市体育協会の理事長を歴任されるなど、幅広い分野で教育行政にご活躍をいただいております。

人格、識見にすぐれ、人望も厚く、教育委員として最適任であると考えております。

略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月4日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（2日目）

〔平成26年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成26年12月4日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第51号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について
- 日程第2 議案第52号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第53号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第54号 太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第55号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第56号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第57号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第58号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第59号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第60号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第61号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第62号 太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第63号 太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第64号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第65号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第66号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第67号 平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第68号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第69号 平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第70号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第71号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第22 請願第4号 「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第23 請願第5号 「農業・農協改革」に関する請願書

2 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 陶山良尚  | 議員 | 2番  | 神武綾   | 議員 |
| 3番  | 上疆    | 議員 | 4番  | 芦刈茂   | 議員 |
| 5番  | 小嶋真由美 | 議員 | 6番  | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番  | 藤井雅之  | 議員 | 8番  | 原田久美子 | 議員 |
| 9番  | 後藤邦晴  | 議員 | 10番 | 不老光幸  | 議員 |
| 11番 | 渡邊美穂  | 議員 | 12番 | 門田直樹  | 議員 |
| 13番 | 小柳道枝  | 議員 | 15番 | 佐伯修   | 議員 |
| 16番 | 村山弘行  | 議員 | 17番 | 福廣和美  | 議員 |
| 18番 | 橋本健   | 議員 |     |       |    |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

|          |      |          |       |
|----------|------|----------|-------|
| 市長       | 井上保廣 | 副市長      | 平島鉄信  |
| 教育長      | 木村甚治 | 総務部長     | 濱本泰裕  |
| 地域健康部長   | 古川芳文 | 市民福祉部長   | 中島俊二  |
| 建設経済部長   | 辻友治  | 上下水道部長   | 松本芳生  |
| 教育部長     | 堀田徹  | 会計管理者    | 今泉憲治  |
| 総務課長     | 友田浩  | 経営企画課長   | 山浦剛志  |
| 公共施設整備課長 | 原口信行 | 地域づくり課長  | 藤田彰   |
| 市民課長     | 田村幸光 | 保育児童課長   | 小島俊治  |
| 都市計画課長   | 今村巧児 | 社会教育課長   | 井上均   |
| 上下水道課長   | 石田宏二 | 監査委員事務局長 | 渡辺美知子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |      |      |       |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 篠原司  | 議事課長 | 櫻井三郎  |
| 書記     | 松尾克己 | 書記   | 山浦百合子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第51号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第51号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第51号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2と日程第3を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第2、議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」及び日程第3、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第52号及び議案第53号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第12まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第4、議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第12、議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第54号から議案第62号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13と日程第14を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第13、議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」及び日程第14、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第63号及び議案第64号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第65号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第15、議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 議案第65号一般会計補正予算の3款民生費、2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費、この総合子育て支援施設整備費について3点質問をさせていただきます。

まず1点目は、この建築内容及び園庭についてなのですが、これは以前議会にきちんと説明が行われましたが、この説明どおりに今工事が進行しているのかということです。特に説明がありました山ののり面をですね、木を相当伐採をされているんですが、あそこののり面についても何かどんぐりの森という名称だったと思いますが、そういった形で園庭の一部として活用したいというような説明があったと思いますが、そこについても現在どのようなお考えなのかということが1点。

それから2点目は、その地域住民への説明会なのですが、当然行われていると思いますが、その住民の対象はどこなのか。それから、回数、そしてその説明会の中でこういった質疑が出たのか、この内容についてお示しいたきたいと思います。

3点目、火災時の避難経路なのですが、現在の設計図で見ますと入り口が大きく1カ所しかありません。後方のほうは何か職員の出入り口で小さい出入り口になる予定だというふうに聞いておりますけれども、もし火災が起きる場合というのは恐らく一番可能性が高いのは調理室だと思うんですが、調理室は入り口に一番近いところにございまして、そちらから出火した場合、園児たちがそちら当然入り口のほうには逃げることはできませんので、そういった場合の避難経路についてどのようにお考えなのかということ、この3点についてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） おはようございます。

1項目めの議会に説明した内容で建設は進んでいるのかについてでございますけれども、園庭につきましては県有地でございますのり面の一部を利用して遊具を設置しまして、できるだけ広い面積を確保するように考えております。こののり面につきましては広く利用したいというふうに考えておりましたけれども、子どもたちには勾配が少きつというところとか、毛虫等による虫刺されも懸念されますことから、県有地の一部に遊具を設置するというところで計画をしております。

建築工事につきましては、避難用滑り台を設置するなど、当初の内容から一部変更を行っておりますけれども、工事は順調に推移しておりまして、現在全体の7割程度が完成しておりまして、平成27年、来年の4月の開所に向けまして全力で取り組んでいるところでございます。

2項目めの地域住民への説明会の対象及びその回数と内容についてでございますけれども、総合子育て支援施設の住民に対する説明会につきましては施設の北側に隣接いたします五条三丁目及び五条四丁目の一部、71世帯を対象といたしまして、昨年7月24日、11月26日及び本年の6月17日の計3回実施をさせていただきました。その内容でございますけれども、総合子育て支援施設の建築物及びその工事の概要につきまして説明を行っているところでございます。住民の皆様からは、大雨時の水路の氾濫や道路改良について早急に実施するよう要望をお聞きいたしております。

3項目めの火災時の避難経路につきましては、保育所におきましては火災が発生した場合には1階の児童は南側の園庭か、または建物東西の出入り口を利用して、敷地内東西にあります駐車場へ、また2階の児童につきましては避難用滑り台を経て園庭か、または東西の階段からそれぞれにあります出入り口を経まして、東西の駐車場へ避難いたします。給食室で火災が発生した場合の敷地外への避難経路につきましては、敷地の北側にございます職員用通路を設置いたしておりますので、この通路を使用して避難いたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） それでは、再質問。

最初の1番目の再質問はのり面の一部に遊具を設置する予定だということですが、もともと説明はのり面全体を使うというようなお話だったと思うのですが、その一部を使うということで若干私たちのいただいた説明よりは園庭の規模が小さくなると思うのですけれども、200名から園児がいらっしゃるわけですから、その安全な園庭が、十分なのかということが1点。

それから、今完成に向けて着々とというお話でしたが、一応引っ越しの準備とかもあると思いますので、再度お伺いしたいのが、完成の期日。前は1週間ほど前に完成というようなお話だったような気がするのですけれども、その前日まで五条保育所の今の場所で保育を続けていることを考えますと、やはり相当引っ越しは混乱することが予想されますので、改めてお伺いをいたします。

それから、2番目の説明会ですね。説明会の内容については3回行われたということで、三丁目、四丁目が対象だったということなんです。近ごろ二丁目の人たちも大分あそこに保育所が移転するということを認知し始めた方が増えてきておまして、五条地域の方々の一番の心配は、朝の渋滞なんですね。特に今の園児の倍の方々が朝多分一定の時間帯に一斉に子どもを預けに来られるということで、しかもあそこ入り口が1カ所しかありませんので、相当渋滞するんじゃないかということを懸念されているのですけれども、その渋滞対策について説明会等を住民に関して行う予定があるのかということ。

それから、3項目めの避難経路についてなのですが、火災が起こった場合は北側の職員通路を使って子どもたちを外に出す、園外に出すというようなお話だったのですが、その通路のところは今の計画では大人1人分ぐらいの幅が開閉できるような計画を立てておられるということだったのですが、火災時、園外に出そうといったときに200名からの子どもたちがいて、0歳児も当然含まれているわけですから、その大人1人分の開閉ぐらいの大きさで大丈夫なのかという心配もちょっと出ておまして、やはり車両1台分ぐらいが本当は出入りできるぐらいの開閉のドアの幅があったほうがいいんじゃないかという意見が出ているのですが、この点についてどうお考えか、再度お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 園庭についてでございますけれども、のり面の活用ということでですね、当初全体的に活用するというお話をしておりましてけれども、まず園庭、平地の部分ですね。平地の部分につきましては、敷地内で約560㎡確保できるようになっております。これは保育所の設置の最低基準にも合致している面積でございます。それにプラスして、のり面を活用してということで当初全体的にということで考えておりましたけれども、先ほど申しましたような理由、そしてのり面が県有地ということもございますので、一部を利用して高台として遊具を設置してということで、その高台の利用でプラス約200㎡確保できるというふうに考えております。

それから、引っ越しについてでございますけれども、工事契約につきましては契約上は確かに3月25日までとなっておりますけれども、3月初旬に完成検査を行う予定で進めております。引っ越しにつきましては3月21日からを予定しておりますけれども、その前に少しずつ持っていきけるものを持っていくなどして整理をしながら、4月1日を迎えたいというふうに考えております。

それから、2点目の交通渋滞の対策についてということでございますけれども、私もしばらくあそこに朝立ったりしまして、現状を見させていただきました。確かに議員がおっしゃるように、交通量が増えるということもありまして、庁舎内部で上下水道部とか、建設経済部と集まりまして、その対策を検討させていただいて、平成27年度中に道路改良、水路改良ができるようにということで全庁挙げて取り組んでおります。その渋滞緩和については、すぐには開所当時には解消できませんけれども、考えていくということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、3点目の通路が狭いのではないかとのご指摘でございますけれども、職員用の通路幅は1.5m考えておりまして、建物につきましても準耐火構造となっておりますので、この通路につきましても当然法令に準拠して設置をするように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はございますか。

11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） わかりました。まず、1点目については、要望になりますけれども、やはりこれは前回も一般質問しましたけれども、前日まで五条保育所の現在の場所で保育が行われて、次の日から新しい場所で、しかも7時からスタートするというので、相当職員の方々も、全庁を挙げて多分引っ越しのお手伝いをされるようなことになるかと思っておりますけれども、やはりできるだけ混乱が少なくなるように事前に何度もシミュレーションを行って引っ越しをしていただきたいということです。

それから、2点目の質問をさせていただきますが、道路の改良工事等は行われるかもしれませんが、例えば送迎のあり方ですね。保護者がお子さん連れてきて、あそこ5台分ぐら

いしか入り口のところでめる場所がないと思うんですけども、それでどんだん次から次にお子さんを送ってこられるときに、あそこの入り口からもうだっと出ていってしまって、結局入り切れない車が路上にたまるような、そういったことが起こり得るんじゃないかなというふうなことで地元の方々も懸念をされておられますので、ぜひこれは五条の特に駅から、新しい保育所側の住民の方々が特に不安がっておられますし、また逆に青山のほうから来られて、鹿子生整形外科の前を通過して出ていこうとされる方々もいらっしゃるかと思いますので、できればもうちょっと広範囲にその道路の渋滞問題については説明会を行っていただきたいと思いますが、そのお考えがあるかどうかということ。

3点目の避難通路については、先ほどおっしゃったように法令には準拠しているかもしれませんが、1.5mという範囲が、火事が起こったときにやはり人間ってある程度心理的にパニックの状態になると思うんですね、特に子どもたちを含めて。そういったときに道路というか、そういった避難経路が狭いと、そこに殺到したりとか、そういった懸念も若干ありますので、やはりその間口をもう少し広げられるような検討ができないかということ、この2つを再質問でお答えいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 送迎用の車のお話でございますけれども、確かに保育所の前には、5台分の駐車場を用意しておりますけれども、建物の北側に、とめれるスペース及び子育て支援センター側奥に、41台分の駐車場を用意しております。ですから、そこで入り口のところで、渋滞するという事はないというふうに考えております。

それから、住民説明会をということでございますけれども、説明会の中でもご案内しましたけれども、先ほど言いましたように水路とか道路の改良にあわせまして、住民説明会はさせていただくということでお話をさせていただいております。

それから、通用門の広さの話でございますけれども、それについては少し検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 議案第65号の一般会計補正予算についてですけれども、2点説明いただきたいと思いますが、1点目は12款1項1目23節の公債償還元金1億円の内訳を説明ください。

それから、第3表の債務負担行為補正の分ですが、市長車購入費について。

まず1点は、その中の期間が平成26年から平成27年度とされておりますが、選挙される時期になぜ計上されるのか、ご説明ください。

それから2点目は、限度額640万円とされておりますが、現在の市長車の車種、使用年数及び購入予定車種、なぜ購入されるのかをご説明ください。

以上です。お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、1点目の今回の公債償還元金につきましてご説明をさせていただきます。

この分につきましては、平成25年度の決算剰余金の約8億円のうち、9月の補正予算におきまして1億円の積み立てをさせていただきました減債基金を財源といたしまして繰上償還を行うものでございます。市債につきましては、国や地方公共団体金融機構から借り入れる公的資金と、民間の金融機関などから借り入れる民間資金とに大別をされます。公的資金につきましては、繰上償還に際し、本来であれば借入団体が将来支払う予定の利息相当額等を保証金として要求されるなど、幾つかの制約がございます。このため、今回につきましては民間の金融機関から借り入れた資金のうち、借入時の利率、償還残年数等を勘案いたしまして、借入先の金融機関とも協議を行いながら、1億円を限度といたしまして繰上償還を行うものでございます。

次に、債務負担行為の市長車の分についてでございますけれども、現在の市長車、この分につきましては平成12年9月26日登録の車でございまして、既に14年経過しており、平成26年11月末現在で総走行距離も12万kmに達しております。車種につきましては、トヨタ車のクラウンマジェスタとなっております。

また、年間の走行距離もここ数年は平均9,500kmと使用頻度も非常に多くなっております。このように登録後、相当の年数が経過しておりまして、修繕の頻度も非常に多くなってまいりました。実際、ここ数年で公務中の移動中におきまして車両のふぐあいで走行不能に陥りましたケースも数回発生している状況です。このことから、次回の車検に合わせて買い換えが必要であると判断しておりますが、自動車メーカーからの情報によりますと、発注から納期まで現在約半年間の期間を有するとのことでございます。このため、来年9月には車検を控えておりますので、その前に買い換えを実施するためには2月から3月くらいで契約する必要がありますので、今回債務負担として計上させていただいたところでございます。

なお、買い換えの車種につきましては、現在と同様の車で環境にも配慮したハイブリッド車への買い換えを検討しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 1点目は、その説明で結構です。

2点目の部分ですが、やはり市長が今度は選挙があるわけですから、そういう部分でどなたがなるかわかりませんが、もう一年延ばすべきじゃないかなと私は思うし、買うか買わんか別ですけれども、選挙前にこういうことをすることについては私はちょっと納得ができませんが、期間を平成26年から平成27年にされていることについては半年ぐらいないといけないということのようですけれども、やっていただいてもあれですけれども、基本的に私はおかしいなと思いますね。この債務負担行為で予算を組んでいくということ自体が、今平成26年度、平成

27年度で市長車を買うというのは、ちょっと納得ができないんですが、その部分がどうしても1年延ばすわけにはいかないわけですか、2年かな。今度車検が2年で、切れるんですか。2年後にできないのかなと思います、もう一度説明ください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この買いかえの時期についてでございますけれども、既に14年を経過している、また総走行距離も12万kmに達しておる。通常であれば買いかえの時期であると。また、実際にこの間、何度か途中で車がとまりまして整備の者を呼びまして対応していただいたり、他の車で迎えに行ったりというような事態も発生しております。ですから、今回の車検に合わせてもうこの車を買いかえるというふうに判断したところでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 年数的に14年ということですが、私の車も12年になっていますが結構使えるものは使えるんですよ。そういう分では2年を延ばすことについては問題ないと私は思うんですよ。そういう中で市長が新しくなった方によって、考えてもらえればと思うんですよ。その分で職員の考えでつくるんじゃなくて、井上市長はどう考えられていますか。こういう時期の問題ですけれども、こういう時期にどうしても車が要りますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私が聞いておりますのは、車検の間で今ふぐあいの部分がたくさんございます。まず第1、ナビが全然不調です。それから、エンジン、暖房、冷房等についても時々不調が出ます。根本的にその間で直すには40万円から50万円かかるというふうなことがあるようでございます。そういった中で、新しく車を買いかえずにそれに投入するということについてももったいないというふうな考え方が事務の中にございまして、それであれば債務負担行為、時期も来ておりますんで、買いかえをというふうなことでの報告を受けているところです。私もそういったところから、税金の使い方としても二重投資になるよりも、今回買いかえたほうが結果的に軽減できるというふうな判断のもとに購入を今提案をしているところでございます。以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」お尋ねいたします。

1つ目に、市長車のことを上げておりましたんですが、今の上議員の質問でかなり回答いただきましたし、これについてはもう回答は要りません。

2番目、27ページ、10款教育費、1項教育総務費、5目幼稚園費、幼稚園就園奨励費補助金670万円についての内容についてお尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 10款教育費、1項教育総務費、5目幼稚園費、19節幼稚園就園奨励費補助金670万円につきましてお答えいたします。

幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園教育の振興を図るために幼稚園に通園する児童の世帯の所得に応じまして保育料の負担を軽減するために補助するものでございまして、保護者に対して支払いを行うものでございます。今回の補正予算につきましては、本年度から補助範囲の拡大がなされたことに伴いまして補助金の不足が見込まれますことから、計上をさせていただいております。補助範囲の拡大の内容でございますけれども、同時通園や小学校3年生から数えて第2子に当たる場合は所得にかかわらず15万4,000円を、小学校3年生から数えまして第3子に当たる場合は同様に30万8,000円を補助することになっております。補助範囲の拡大分につきましては当初予算におきましても見込んでおりましたけれども、予定を上回る申請がございまして、今回の補正予算をお願いするものでございます。これによりまして、補助対象児童数につきましては、当初の見込み数から40人程度の増となりまして、合計でおおよそ1,080人となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 今、幼稚園、保育園をめぐって総合こども園という形の構想があつて動いていると思うんですが、そのあたりとの関連ではどうなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 議員がおっしゃってあるのは認定こども園の話だと思うんですけど、今回の新制度に伴いまして、この新制度に入るかどうかという私立幼稚園さんのほうにですね、確認をしております。そうしましたら、まだこの制度の内容といたしますか、その経営的にどうなるのかよくわからない部分がございます、市内にあります幼稚園さんにつきましては、現在の文部科学省の私学助成金を受けまして運営を続けていくということになりますので、今回の新制度には入らないということで伺っております。

○議長（橋本 健議員） 再々、よろしいですか。

（4番芦刈 茂議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第65号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16から日程第18まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第16、議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第18、議案第68号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第66号から議案第68号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第69号 平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第19、議案第69号「平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第69号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第20、議案第70号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第21、議案第71号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第70号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第70号は同意されました。

〈同意 賛成16名、反対0名 午前10時32分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第71号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第71号は同意されました。

〈同意 賛成16名、反対0名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 請願第4号 「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長(橋本 健議員) 日程第22、請願第4号「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番(村山弘行議員) 「手話言語法」の制定を求める意見書の提出の請願の説明を行います。お手元に配付しております、求める請願の趣旨、要旨、それから理由等につきましては「手話言語法」の制定を求める意見書の可決をお願いしたいということでございますので、「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書の提案をもって提案の理由の説明にかえさせていただきますというふうに思いますので、意見書を朗読して提案にかえさせていただきますと思います。

「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書(案)。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情などによって意味を伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う聾者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に受け継がれてきました。

しかしながら、聾学校では、手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

2006年、平成18年に12月に、国連で採択された障害者権利条約には、手話は言語であることが明記され、手話が言語として国際的に認知されました。

政府は、障害者権利条約を批准し、2011年、平成23年8月に改正された障害者基本法では、全て障がい者は、可能な限り言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところです。

また、同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音

声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話に対する国民の理解を深めるとともに、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現に向けた法整備が必要であると考えます。

よって、本市議会は、国会及び政府が下記事項を講ずるよう強く要望します。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現のため、手話言語法（仮称）を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出します。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 請願第5号 「農業・農協改革」に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第23、請願第5号「「農業・農協改革」に関する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

10番不老光幸議員。

〔10番 不老光幸議員 登壇〕

○10番（不老光幸議員） 「「農業・農協改革」に関する請願」でありますけれども、これは国へ「農業・農協改革」に関する意見書を提出していただきますようお願いする請願でございます。

請願の趣旨及び請願理由を説明いたしまして、紹介の案文にいたしたいと思っております。

「「農業・農協改革」に関する請願書」。

請願要旨。安全・安心な食の安定供給を確保するためには、地域農業を振興し、農家を維持、育成していくことが必要です。

そのためには、農家の所得向上を目指す必要があり、行政機関並びにJAグループ等が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが最も効果的であり、効率的です。

ついては、次期通常国会等で審議される予定となっている農業・農協改革において、以下の点にご留意の上、現場の意見を反映するよう国への意見書を提出いただきたく請願いたしま

す。

(1) 組合員個人の出資による協同組合であり、地域住民の重要な社会生活基盤ともなっている民間組織である J A に対して強制的な組織変更等を押しつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないことを願います。

(2) 農家組合員の営農と生活をサポートするため、J A は営農、経済、信用、共済等の総合事業を行っている。営農指導等の事業や地域防犯活動等の地域貢献は、信用や共済事業の利益の一部を活用しながら行っていることから、信用事業の譲渡等一部の事業を強制的に分離しないことを願います。

請願理由。平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市町村行政、関係機関、J A グループが一体となって取り組みを始めたやさきです。

政府は、6月24日、農林水産業・地域の活力創造プランを改定し、農業所得の増大や農業の成長産業化のために J A の機能強化、独自性の発揮が必要との考え方から、J A グループの自己改革を前提に、J A の事業や組織統治のあり方、連合会の事業、組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しておりますが、今後の具体化の検討に当たっては、これまで J A グループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正当に評価した上で、J A グループの自己改革を強く後押しするものとする必要があります。

J A は、水田農業を初め、行政と連携して農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等に取り組んでおり、地域の農業の発展に貢献しております。

今後の政府による農業・農協改革の進め方いかんでは、J A の機能が発揮できなくなる可能性があり、農業者に対する多大な影響が懸念されます。

以上の理由により、この請願を行うものです。

太宰府市議会議長橋本健様。

請願者は、筑紫農業協同組合代表理事組合長藤政行。福岡県農政連筑紫支部支部長八尋洋一でございます。

次に、意見書(案)を添付しておりますので、よろしくご審議の上、ご請願を採択いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第5号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程 (3日目)

[平成26年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成26年12月11日

午前10時開議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 福 廣 和 美<br>(17) | <p>1. 太宰府市体育センターについて<br/>今後の体育センターについて、私は近い将来像として、解体し、福祉の拠点として、まず駐車場として整備をしたらと思うが、検討委員会等をつくり協議をする考えはないか伺う。</p> <p>2. 空き家条例について<br/>市長からつくる旨の考えは聞いているが、現状の進捗状況について、また、いつ頃制定する考えなのかを伺う。</p>                                                                    |
| 2  | 長谷川 公 成<br>(6)  | <p>1. スポーツ振興、スポーツ施設について<br/>(1) 今年4月にスポーツ推進委員会を解散させた理由について伺う。<br/>(2) 今議会で提案している太宰府史跡水辺公園(市民プール)を民間指定管理から公益財団法人に指定する理由について伺う。</p> <p>2. 星ヶ丘保育園横交差点での死亡事故について<br/>11月28日の死亡事故について、今回、このような悲惨な事故が起きたが、市としてどのような対策を立てていくのかを伺う。</p>                              |
| 3  | 村 山 弘 行<br>(16) | <p>1. 職員の新規採用に当たっての対応について<br/>職員の大量退職時代に入り、その対応としては、それに見合う採用が必要である。<br/>その際、様々な職種の採用が均等的に行われるべきと思うが、見解を伺う。</p> <p>2. 佐野東地区「まちづくり」の今後の方針について<br/>第7回まちづくり構想検討委員会が行われ、ほぼ方向性が出されたと思うが、この方向性を今後は市のまちづくりの基本的方針として、具現化しなければならないと思う。<br/>今後、具体的にどのように進めていくのか伺う。</p> |
| 4  | 不 老 光 幸<br>(10) | <p>1. 老人福祉センターの建物等の更新について<br/>老人福祉センターの建物は内部の各施設と共に相当に古く感じら</p>                                                                                                                                                                                              |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                 | <p>れるとともに各所傷みも感じられる。更新を考える時期になっていると思う。</p> <p>2. 市内住民で60歳あるいは65歳定年退職者の労働希望者対策について</p> <p>本市の社会福祉協議会、またはシルバー人材センターの業務の中にビル管理、清掃業務及び派遣労働の事業などの機能を取り入れることは考えられないか。</p>                                                                                                                                                                           |
| 5 | 原 田 久美子<br>(8)  | <p>1. 市内道路における安全性の向上について</p> <p>(1) 星ヶ丘保育園横の信号機について</p> <p>平成26年3月定例会に質問をしたが、その後も事故が多発し、先日、人身事故が起こった。</p> <p>今後の対策について伺う。</p> <p>(2) 県道筑紫野古賀線の拡幅について</p> <p>太宰府駅から連歌屋の浦之城橋間は、車、大型バスが頻繁に通る歩道も狭いため事故が多発している道路である。</p> <p>道路拡幅の見通し及び今後の市、県の対応について伺う。</p> <p>(3) 道路の路面標示について</p> <p>道路の路側帯にある歩行者専用の路面標示の設置者及びデザインについて伺う。</p>                      |
| 6 | 小 柳 道 枝<br>(13) | <p>1. 認知症を支える地域づくりの施策について</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指し、各地域では特色を生かした認知症対策が進められている。</p> <p>本市の取り組みとして、サポーター養成講座や、広く一般市民、子ども達への周知方法等、認知症を正しく理解し、社会全体で支えるための具体的施策について伺う。</p> <p>2. 市民の森の多目的広場（仮称観世キャンプ場）の整備について</p> <p>野外活動などの拠点施設、多目的歴史自然体験施設として平成12、13年頃に具体的な整備計画案が出されていたが、その後の整備計画の進捗状況と今後の活用計画等、将来に向けてどのように整備されるのか伺う。</p> |

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 陶 山 良 尚 議員 | 2番  | 神 武 綾 議員   |
| 3番  | 上 疆 議員     | 4番  | 芦 刈 茂 議員   |
| 5番  | 小 畠 真由美 議員 | 6番  | 長谷川 公 成 議員 |
| 7番  | 藤 井 雅 之 議員 | 8番  | 原 田 久美子 議員 |
| 9番  | 後 藤 邦 晴 議員 | 10番 | 不 老 光 幸 議員 |
| 11番 | 渡 邊 美 穂 議員 | 12番 | 門 田 直 樹 議員 |

13番 小柳道枝 議員

15番 佐伯 修 議員

16番 村山弘行 議員

17番 福廣和美 議員

18番 橋本 健 議員

### 3 欠席議員は次のとおりである

なし

### 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 井上保廣

副市長 平島鉄信

教育長 木村甚治

総務部長 濱本泰裕

地域健康部長 古川芳文

市民福祉部長 中島俊二

建設経済部長 辻友治

上下水道部長 松本芳生

教育部長 堀田徹

会計管理者 今泉憲治

総務課長 友田浩

経営企画課長 山浦剛志

公共施設整備課長 原口信行

地域づくり課長 藤田彰

元気づくり課長 井浦真須己

スポーツ課長 大塚源之進

生活環境課長 田中縁

市民課長 田村幸光

福祉課長 阿部宏亮

介護保険課長 平田良富

都市計画課長 今村巧児

建設課長 眞子浩幸

観光経済課長 大田清蔵

社会教育課長 井上均

上下水道課長 石田宏二

監査委員事務局長 渡辺美知子

### 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 篠原司

議事課長 櫻井三郎

書記 松尾克己

書記 山浦百合子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、12人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日11日6人、12日6人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 皆さん、おはようございます。

総合体育館も竣工式を間近に控え、今日は2点についてお伺いをします。

まず、現在あります太宰府市体育センターについてであります。今後の体育センターについて、私は近い将来像として解体し、福祉の拠点として、まず駐車場として整備をしたらかねてから思っておりますが、検討委員会等をつくり協議をする考えはないのか、1点目お伺いをいたします。

2点目は、以前の一般質問で市長からはつくる旨の考えをお聞きしておりますが、現状の進捗状況について、またいつごろ制定をする考えなのかについてお伺いをいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） おはようございます。

本日トップバッターでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまのご質問、1件目の太宰府市体育センターにつきましてご回答を申し上げます。

太宰府市体育センターの今後の方針につきましては、さきの6月定例議会におきましてご説明をいたしました。利用者が毎年5万人を超え、多種目の競技が行われ、定期利用では30余りの団体が日々の練習だけでなく、小・中規模の大会を年間20回以上開催しておられます。体育複合施設が完成いたしますと、市民大会レベルのものは会場をそちらのほうへ移行することになると思いますが、その後も体育センター周辺地域の皆様のスポーツ施設として多く

の利用があるものと考えております。また、市の主催事業、ルミナスや保育所のイベント利用もありまして、市民の中では気軽に利用でき、健康づくり、生きがいづくりにおいてなくてはならない施設となっております。今後も、周辺地域の身近な生涯スポーツ活動の拠点施設と位置づけまして、市民の皆様に提供していきたいと考えております。ただいまご意見をいただきました福祉の拠点としての整備につきましては、今後の公共施設整備計画の中で検討していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今回の部長のお考えは今までも何遍もお伺いをいたしておりますが、それを踏まえた上で私は質問をしているつもりでございます。今の市の考えは市の考えとしてお伺いをしときますが、私はこういう考えをですね、いろいろな市民の方にお伺いをしております。やはりあそこは福祉の総合拠点にするべきではないかという意見がもうほとんどです。あそこは必要だという意見はですね、今までかなりの人数の人に聞いておりますが、一人もいません。そういう考えがあるのかどうかということでこの近辺の人に聞いても、いやあそこは駐車場もないし、利用がしにくいと。福祉で利用される方についても利用がしにくい。体育施設を使う人についてもですね、それは徒歩とかバス等で来られる方はいいでしょうけれども、遠くから来るには余りにも利用しにくい場所であるというのが大半の声であります。そういう声を受けて総合体育施設を今回つくろうとされていると、私はそう理解を今までもしてきましたし、そう理解をいたしております。

一遍ですね、アンケート調査等をとってどうすべきなのかという方向をですね、それは今部長が言われたように人数が増えているかもわかりません。それであるならば、なおさらの方たちに総合体育館を利用してもらおうと。そのほうが総合体育館の使用の頻度も上がるし、私は有効的ではないかという考えを以前から持っております。どうしてもあそこの体育館が必要なのかどうかというのはわからない点が私は多いんですけども、今言われたようなせっかくあそこに総合福祉センターもあるわけですし、老人福祉センターもある。公共施設が3つもあるわけですから、そういう人たちが利用しやすいように、福祉で利用される方々はもうほかに駐車しないとあそこに来れないという状況がずっと続いているわけですから、ぜひともですね、私はあそこはできるだけ早目にそういう方向に考えてみたらどうかという考えを持っておりますが、再度お答えをよろしく申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） この体育施設のあり方といましようか、考え方になってくると思いますが、体育施設の中には周辺地域に開放するような地域に密着したスポーツ施設、それから今回体育複合施設として建設を予定しておりますような総合体育館的な機能を持つ施設と、このように大きく分類できるのではないかというふうに思っております。ただ、この体育センターがこれまでの経緯の中で体育複合施設、総合体育館的な機能のある程度果たしてき

ました。ただ、平成28年2月以降はその機能は先ほど申しましたように市民大会レベルのものは体育複合施設のほうに移っていきますけれども、この周辺地域、特に白川、五条、その近辺になるかと思えますけれども、そういう周辺地域の方のスポーツ活動の拠点施設という役割は今までと変わらないものがあるというふうに思っておるところでございます。

また、現在太宰府市にありますスポーツ振興基本計画、これがちょうど5年目を迎えますので、その内容の検討、後期計画に向けた検討を行っておるところでございますが、平成28年2月には申しましたように体育複合施設ができますので、これまでの体育施設のあり方、そういうものを総合的にですね、整理をする必要があるだろうというふうに思っております。したがって、施設によっては種目の限定が入るかもしれません。その体育館によっては中規模、県民体育大会ぐらいまでの大会は消化できますよ、市民レベルのものはここでできますよ、広域的にこの辺に広げれば幾つかの体育館を使えばこれぐらいの規模の大会はできますよ、そういうふうな施設のあり方そのものも検討していく時期になるのかなというふうに思っております。そして、ちょうど今審議会で審議をさせていただいておりますが、その辺も含めた答申をいただきたいというふうに実は考えておるところでございます。そういうご意見も参考にしながらこれまで整備をしてきました体育施設の位置づけ、そういうものをある程度明確にしていきたいというふうに考えておるところでございます。議員さんのご指摘の駐車場の関係でありますとか、その辺はこれまでのご説明でも申し上げましたようにかなり以前は駐車場に困っておりました。ただ、今は市役所周辺の駐車場がかなり整備をできておりますので、その辺で大体今の大会規模のものは収容できるだろうというふうに思っております。

また、現在の体育センターで行われております、これはもう卓球大会がほとんどになりますけれども、ごらんになっていただきたいと思えます。あの卓球台をずっと設置をしてどれだけ周りに観客が寄りつけるか、大会の支障のない範囲で運営ができておるか、そういうものを実際に見ていきますと、やはり競技運営の立場から申しますとかなり手狭、公式戦をとれるような状況ではございません、環境整備がですね。そういうところは今回の総合体育館機能のほうに持っていくといたしましても、先ほど申しましたような地域のママさんバレーボールでありますとか、地域の卓球の練習でありますとか、そういうふうな開放は当分の間していきたい。

また、今回の質問を受けましてちょっと調べましたところ、実はですね、この体育センターの変遷ということになりますけれども、昭和52年3月19日に体育センターが建設をされております。このときのかかる費用がですね、約1億1,000万円かかっております。体育館そのものの共有といたしまして、太宰府町と雇用促進事業団の共有ということになっておりました。この費用の約1割程度を町が負担をいたしておりますが、そのほとんどが雇用促進事業団のほうで支払いをさせていただいておるという過去の部分がございます。それで、この雇用促進事業団が平成11年に雇用・能力開発機構というもの変わっておりますけれども、その後平成15年3月31日にこの雇用・能力開発機構から太宰府市がこの体育センターを買い上げております。このときの費用が175万円ですね。ですから、雇用促進事業団が出しました約1億円の費用から考

えますとかなりの格安で買い上げた。確かに減価償却ということもありますけれども、金額を比較しましてもかなり格安で購入できた。それに伴ってですね、その後も耐震の診断でありますとか、耐震の補強工事でありますとか、そういうものもやってきましたので、当分の間はそういう経過を見ていきますとすぐに体育センターを壊して駐車場にするということは難しいだろう。ただ、議員ご指摘のような福祉ゾーンの考え方は今の公共施設全体が改修時期に来ておりますので、それぞれの施設の役割、そういうものをもう一度精査しながら全体としてどうなのか。例えば今、太宰府病院の下に子育ての総合子育て支援施設としての整備をしております。ここは保育所と子育て支援センターを併設しております。そういうふうな考え方を持って今後の公共施設がどうなのかということもご指摘のとおり今後の検討課題になってくるだろうというふうに思っておりますので、今のところのご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） ご理解は十分しとるつもりですが、いわゆるですね、今回いろいろな問題と申しますか、反対の運動も起きて体育館が3つも4つもどうして必要なのかということも出されておりましたが、地域的なことで必要だということはわかりますよ。当然その役割を今までも果たしてきたわけですから、そういう意味合いでのことはよくわかるんですが、今回その国土舘跡の購入をされた、一遍総合的にそういうその計画の中で考えてみるということでございますので、それはそれで私はお願いしたいと思いますが、あそこを駐車場にする、そして利用しやすいようにする、そしてその上にも何か福祉に関するものをつくるのであればその上につくっていけば駐車場としての機能はずっと続くわけですから、私はそのようなことをいろいろ考えてみたりはいたしてまいりました。ぜひ私は今すぐ壊せということは言っているわけではないので、ぜひ検討してほしいと。このことを議題に上げてですね、市民挙げて一遍どうしていくべきなのかということの検討をされたらいかがかなと思いますが、再度お答えをよろしく申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） ただいまいただきましたご意見は貴重なご意見として今後の公共施設全体の計画の中で当然検討させていただきたい、このように思います。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） この問題はですね、私もう二度と質問する機会がありませんので、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

それでは次、申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） それでは、2件目の空き家条例につきましてご回答申し上げます。

平成25年12月定例議会におきまして福廣議員よりご提案がございました空き家に関する条例

につきましては既に先行して制定している市町村条例などの内容や本市における空き家の実態把握と調査方法、アンケート調査等につきまして、制定に向けた調査研究を行ってきたところでございます。このような状況の中で、空き家対策の必要性を提案されておりました福廣議員のご指摘のとおり、国におきましてもさきの国会で議員提案により空家等対策の推進に関する特別措置法案が提案され、11月19日、可決成立したところでございます。この法律では、倒壊等の危険性のある空き家や著しく衛生上有害となるおそれのある空き家などを特定空き家等と定義をいたしまして、具体的な対応をとることができるように定められましたほか、空き家などへの立入調査や固定資産税情報の内部利用が可能となるなど、かなり実効性のある法律となっております。また、地方自治体は国により策定される基本指針を受けまして地域の実情を勘案した空き家等対策計画を定めることができるようになっておりまして、空き家の活用等についても情報提供や活用対策に努めることとされております。このように条例の内容として必要な項目がほぼ盛り込まれておりますことから、今後は特別措置法の施行にいち早く対応できるよう本市の実情に即した空き家等対策計画を策定したいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） それで、先ほど言いましたように今の状況から見るとですね、大体いつごろの制定を目指しておられるのかについてお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） ただいまご回答で申し上げましたように今回成立いたしました特別措置法では、市町村の責務として国の定めた基本指針に基づき市域内での空き家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を定めることができるとされております。そこで、法の成立を受けて、独自条例の制定については今の段階では必要はなくなったのではないかと考えておりますけれども、法の施行に向けまして計画策定や施策実施のための条例、規則等の制定が必要となるような場合は改めて検討したい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） ぜひですね、太宰府に合った空き家条例といいますか、そういったものを制定していただきたいなど。これをつくる必要性があった地方においてはですね、悪い点とかそういうのがもう見えてきているわけですね。それはそれなりに国の法律ができていますのでいいでしょうけれども、新たに今先ほど部長が言われたようにどう空き家を活用するかというところがですね、各地方によって随分違うところがその都市、その市によって行政によって違う点が出ているのだらうと、我々も今まで空き家条例をつくったところを先進地といいますか、先につくったところをいろいろお伺いをして勉強をしてみましたが、そこが違うようでございますので、ぜひ太宰府に合った、これは高齢化対策にもなるでしょうし、障がい者対策とか、また今新しく保育園をつくって待機児童がゼロになるという方向ですけれども、こ

これは今の問題であって将来像もそうなのかというのはわからないところがありますので、いろいろな対策にこの空き家を利用できるようなですね、太宰府独自のぜひ条例を考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、この1点、2点、今までも何遍も私も協議会等でも申し上げてまいりましたが、最後にこの問題に限ってですが、市長のご意見がございましたらお願ひします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 内容的には、ただいま部長のほうから回答したとおりでございます。2014年の現在でございますが、高齢化率が24.9%ほどで1万7,000人以上おられる。これが2040年になりますと2万人を超えるというふうな状況、高齢化率も30%を超えていくというふうな状況でございます。そういった中で、高齢者が増えるわけでございますので、住みなれた地域の中で安心・安全のやはり過ごし方をするためには空き家等を活用したサロンでありますとか、いろいろな転用の方法も出てくるだろうと。また、それだけ供給、需要もそれに見合うような形の中で供給も必要になってくるだろうというふうに思っているところでございます。今、空き家等については空き家になったがために青少年の健全育成を阻害するというふうな側面も一方ではございますけれども、福祉の増進のために活用するというふうな視点の中でこの空き家等々を活用していく必要があるのではないかとこのように思っております。幸い国のほうの議員提案によりまして空家等の対策の推進に関する特別措置法案が今提案をされまして、11月19日に可決成立をしたところでございます。あと、いつから施行されるのかというふうなことを受けまして条例の委任等々があれば条例をつくり、そして市に今ご指摘のように太宰府市に合うような形の中での体系づくり等も行っていく必要があるだろうというふうに思っております。まずは、この国のほうで特別措置法が可決成立しましたことから、この法律に沿った対応をしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） ありがとうございます。

この問題についてはもう最後にいたしますけれども、あと一回だけチャンスがございますので、ほかの点について今までやり残したことをですね、考えて、またあと一回だけ質問をする機会を頑張っていきたいというふうに思ひます。今回は一般質問ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、6番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔6番 長谷川公成議員 登壇〕

○6番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

平成26年3月でスポーツ推進委員の2年の任期が終了しました。本市のスポーツ推進を率先して行い、市民の皆さんの健康づくりや体力づくりの一助を担うため、また子どもの体力低下

が浮き彫りとなる中、春先に行われる小学校の体力テストの指導やお手伝いを行えるよう、全委員中8割以上の委員は次年度から2年間の継続を希望していたところ、新年度より教育部局から市長部局へと機構改革がなされた途端、何の事前説明もなく、平成26年4月、突如として市長により太宰府市スポーツ推進委員は解散させられました。この解散により、体育の日の行事で混乱を来した小学校校区や、また地域健康フェスタ等で行っていた体力テストや健康体操、軽スポーツ体験、健康指導等、市民の皆さんの健康、体力づくりの一助ができずに非常に悔しい思いをしました。なぜ井上市長は軌道に乗ってきた市民の健康、体力づくりのためいろいろな資格を取得した委員や、知識を持ち情熱的に活動を行ってきた今までのスポーツ推進委員を解散させたのか、井上市長の言葉で伺います。

次に、2項目めの太宰府史跡水辺公園の指定管理者について伺います。

以後、市民プールで伺います。

私ごとで恐縮ですが、小学校低学年から水泳を習い、太宰府中学校では水泳部に所属し、その後大学時代には4年間水泳のコーチをしておりました。大学4年のときには当時水の事故が多発していたため、自発的に日本赤十字主催の救急救命講習を4日間にわたり受講し、改めて人命はとうといものだとは認識し、その後の指導に活かしてきました。大学卒業後、就職いたしました。腰痛を患い、苦悩の日々を過ごしておりましたが、腰痛には水泳がいいということで市民プールでリハビリをしておりました。その当時の管理は、私が思うに監視員の態度も悪く、余りにもずさんな対応で、何度も注意したのにもかかわらず全く改善されることはありませんでした。その後、私も民間スポーツクラブで働き出したので、数年は利用することもなく、財団から民間に変わったというのは議員になってから知りました。ここ数年は、我が子ができ、水なれのためと水泳指導をするため市民プールを利用しておりますが、現段階の民間指定管理者の管理、運営は以前よりも安全に安心して快適に利用させていただいております。にもかかわらず、今議会に提案しておられる議案第53号に関して全く理解できません。なぜ民間指定管理者から財団を指定管理者に指定するのか、納得いく説明を求めます。

2件目は、星ヶ丘保育園横交差点で起きた事故について伺います。

先月11月28日金曜日午後3時半ごろ、星ヶ丘保育園横交差点において車と2人乗りバイク事故による、起こってはならない交通死亡事故が起きました。私は、この交差点の危険性については地元でもありますし、再三問題提起をしまいいました。このような悲惨な事故報告を受け、早急な対応が必要だと私は思いますが、市の見解をお伺いいたします。

答弁は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 市長より回答ということでございますが、私のほうからご回答を申し上げます。

まず、1件目のスポーツ振興、スポーツ施設についての1項目めのスポーツ推進委員についてご回答を申し上げます。

スポーツ推進委員の皆様には昭和36年にスポーツ振興法が制定されて以降、体育の日の行事を初め、数多くのスポーツ事業に取り組んでいただき、また体育協会や総合型地域スポーツクラブなどの設立にもご尽力いただくなど、太宰府市の生涯スポーツの振興に大きく貢献をしていただきました。平成23年にスポーツ基本法が制定され、これまでの体育指導委員からスポーツ推進委員へと名称が変わりまして、これまでも増して地域に密着した活動が期待されているところでございます。

また、本年4月の機構改革におきまして、地域健康部を新設をいたしましたけれども、これまで縦割りで行ってきました多くの事業を市民の健康づくり、生きがいを大きな目標とし、地域を中心に横の連携を充実させた取り組みを実施していくことにいたしております。今回のスポーツ推進委員の委嘱につきましては、機構改革に合わせ、これまで以上に地域とのつながりを充実させるため、本年4月からの選出方法を改め、地域やスポーツ団体からの推薦とし、つながりをより強化していくことといたしたところでございます。前委員の皆様には、この趣旨を事前に十分お伝えするいとまがなく、3月末の通知と、5月に入りましてからの経過説明となり、大変申しわけなく思っております。ただいまご説明いたしましたように、本年3月末の任期満了に伴い、選出方法を個人に直接お願いいたしました方法から、地域やスポーツ団体からの推薦方法に改めたことによるものでございまして、スポーツ推進委員会を解散させたということではございません。どうぞご理解いただきたいと思います。

なお、これまでスポーツ推進委員としてご就任いただきました皆様にも、今後ともそれぞれの地域の中で地域スポーツの振興にご尽力いただきたいと、このように考えております。

次に、2項目めの太宰府史跡水辺公園、市民プールを民間指定管理から財団法人に指定する理由についてご回答申し上げます。

史跡水辺公園につきましては、現在シンコースポーツ株式会社を指定管理者といたしておりますが、来年3月末で契約期間が満了することに合わせまして、市民の健康づくり、体力づくり、さらには生きがいを具現化していくため、地域健康部内の連携と同時に、他の部署と連携を図りながら史跡水辺公園において市の主体的な事業を実施することといたしております。このようなことから、市の出資法人であり、公益財団法人であります太宰府市文化スポーツ振興財団であれば、市の方針に合わせ、ますます連携強化が望めると、このように判断したものでございます。これまでのプール事業に加えまして、市の主体的な事業を実施することで、より身近な施設となり、市民サービスの向上につながるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 通告書でも答弁書は市長、私原稿でも市長、壇上でも市長という言葉を連呼しておりましたが、市長はお答えにならないということですね。もう議員軽視というか、一般質問の意味がないですね。市長という答弁書に書くところのですね。理解に苦しみます。

す。

今、部長の答弁では、横の取り組みを充実させというふうな地域との連携というふうにおっしゃられました、じゃあ今までは横の連携もなく地域とのそういったかかわりもしてこなかったというふうに理解しますけれども、そういった理解でよろしいんですか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） ただいまの説明でそういうふうにとられたということであれば申しわけないと思います。そういうことではございません。これまでもスポーツ推進委員の皆様にはスポーツ推進委員として市全体の事業の企画立案でありますとか、そういうものにもろもろ取り組んでいただけてきました。それとあわせて、この体育の日の行事をそれぞれ地域で実施するようになったころからですね、特に地域スポーツのほうにはしっかりかかわりを持っていただけて取り組んできていただいたと、このように理解しております。したがって、両面を役割を担っていただいたと、このように理解しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 過去のスポーツ推進委員の皆さんは44行政区あって、例えばその中で地域で体育部長さんとかしてあった方に今度体育部長をやめられるといった情報があれば、そういう方に声をかけてスポーツ推進委員になりませんか、そういった形で委嘱があったわけですね。当然地域との連携も十分あったわけですよ。しかし、今回の任命においては最初の人選はですね、私が説明を受けましたけれども、小学校区域から自治会のほうにお願いをして推薦者を出してもらい、その中で選んでいただくと。そのように聞いておりました。今回のそのスポーツ委員さんどなたがどのようになられ選ばれたのか私は存じ上げませんが、ちゃんとそのルールにのっとって任命されたのか、伺います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 体育指導委員からスポーツ推進委員に名称が変わりました。これは先ほど回答の中で申し上げましたが、これまでの変遷について少し時間をいただいてよろしくございましょうか。先ほど申しましたように昭和36年に体育指導委員がスポーツ振興法に基づいて規定の中で設置をされました。当時の状況を申し上げますと、今のように体育協会でありますとか、よか倶楽部、スポーツ少年団、いろいろなスポーツ活動がまだ皆無に等しい状況のときです。したがって、体育指導委員の役割としては全市的なスポーツ振興をどのように図っていくかというところでいろんな論議をしていただいたと、このように思っております。私が昭和53年に入庁いたしました、当時まだ体育協会が設立されたばかりの時期でございましたので、まだまだ事業そのものに対するかかわりは体育指導委員会の中でも協議をしていただけておりました。当時は太宰府町民球技大会というのを実施しておりましたが、体育の日の行事としてですね。その実施要綱とか、そういうものも全てこの委員会の中で協議をし、説明会を開いて大会の運営まで全てかかわりを持って実施をしていただけておりました。そうい

う時代の体育指導委員の持たれた役割からいろんな団体が育成され、それぞれの団体が自主運営をできるような状態に今なってきたということで、平成22年3月に策定をいたしました太宰府市におけますスポーツ振興基本計画、この中の3つの柱がございます。長谷川議員もよくご承知と思いますが、競技スポーツ、青少年スポーツ、そして地域スポーツと、この競技スポーツは体育協会を中心に、青少年スポーツは学校現場であるとかスポーツ少年団であるとか、その辺を中心に運営はできていきますけれども、地域スポーツは今自治会制度が発足をし、それぞれの校区自治協議会の中に体育部というのができております。そういうところとのつながりをしっかりこのスポーツ推進委員の方には持っていただいてですね、これからの地域スポーツに大きくかかわりを持っていただきたいというふうに思っておるところでございます。したがって、先ほど議員がご指摘されたように、これまでの体育指導委員の選出については回答の中でも申し上げましたが、一本釣り方式といいたいまいしょうか、あなたお願いできませんかというやり方ですね。ここにこういう人がいるからこの人をお願いしたいとか、そういう流れでやってきました。ただ、地域とのつながりを強化していくためにはやっぱり地域の人たちが自分たちの中から選出した委員なんだという自覚を一つは持っていただきたいというふうに思いましたので、今回は全部に推薦という形にはなりませんでしたが、今年がその第一歩としてですね、ご紹介をいただいたところもございました。ですから、これを継続しながらそういう選出の方法をとって地域とのつながりをさらに強化をしていきたいというふうに思っておりますし、スポーツ推進委員の方にはそういうところでの力を存分に発揮をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。したがって、先ほど申し上げましたように選出の方法自体のあり方を今回根本的に改めたという部分でございますので、そのように理解をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） はい、理解していますよ、はい。ですから、その説明では私が聞いているのは自治会長さんとか、校区自治協議会のほうに推薦者を出してくれとおっしゃられたんですよね。説明されたんですよね。ですから、自治会長さんたちは必死になって、じゃあ頑張ってその推薦者を2名出そうとしていたわけですよ。しかし、その出していたのにもかかわらずどなたが出されて市がどういった判断されたのかわかりませんが、却下された。その後にもまた自治会長さんたちから話を伺うと、また候補者を探さないといけないからというふうに探していたらしいです。そしたら、その探している最中にですね、突如として市のほうからもう決まったからいいですよと、そういうふうに言われた。そういう校区自治協議会もあるわけですよ。これはどういったことなんですか。ちょっと説明してください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 今回のスポーツ推進委員のご紹介につきましては担当課長と担当者、それぞれ校区自治協議会の役員会に全部出向きまして、趣旨説明を行ってお願いをしてま

いりました。そこから選出、紹介をしていただいた方には直接スポーツ課のほうで受けまして、その方にお会いして話を進めたという経過でございます。私のほうではその紹介を受けた人を却下するというふうなことの報告情報はございません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） そしたら、ちゃんと小学校区で任命された推薦者の方はちゃんと自治会長さんあたりが探して、その校区自治協議会で任命された人たちが今回スポーツ推進委員になってあると。市からのそういったこういう人がいますよなんていうことはないですね。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 先ほど申しましたように基本的にはですね、各校区から2名ずつ、そしてスポーツ団体のほうからも推薦をしていただいて、専門的な方と地域に密着した方と、両方合わせた体制をとりたいというのが根本的な考え方です。ただ、今回は先ほど申しましたようにその第一歩というところで終わりましたので、全ての委員さんを推薦紹介をしていただいたということにまでは至っておりません。ただ、経過を今回11月の校区役員会の中で全体役員会の中で報告を差し上げて、それぞれ紹介なりしていただいた委員さんの決まった部分についてはこの方が今回校区の担当として地域のスポーツと一緒に取り組んでいきますよという紹介はですね、各校区を回りながら2人ずつの紹介はしていくようにお話をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 何か第一歩ですから、要するに自治会から上がっていない人も実際いるわけでしょう。その校区自治協議会から違うんですか。だから、部長の説明はよくわかりますよ。もう私もそういった説明聞きましたから。だから、私が言っているのは全然だから当初言っていたことと今決まったことが全然とは言いませんけれども違うじゃないですかということを行っているんですよ。最初は、その校区自治協議会の中で2名ちゃんと推薦した人たちを選びますという話だったのに、じゃあそれはだから、一生懸命探してきてもそういうふうなものも却下というかですね、この人ははまらないからと、要するにだから却下ですよ。そういったことをされた。結局、人がいないと、また探している最中に市のほうから決まりましたよと言われたと、そういう事実はないんですか、そしたら。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） ただいま申し上げましたように全ての委員さんが紹介という形にはなっていません。ただ、自治会からの紹介の方もおられますし、体育協会とかスポーツ少年団とかよか倶楽部からの紹介もございます。そういう方に直接お話をして了解をいただいたところで10月31日の日に委嘱状を交付いたしました。ただ、先ほど議員さんもおっしゃいましたようにいろいろな市内のスポーツ行事の中でスポーツ推進委員のかかわりというのは非常に大き

かったんです。ですから、市民の方にもこれ以上迷惑をかけることができないと。いろいろ協力をさせていただいて行事は進行してきました。ただ、これ以上はもう難しいだろうというところで前委員さんのほうにもお願いした方が数名おられます。そういう形で今回は委嘱をしたという経緯でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 前委員さんの話が出たのであれですけども、じゃあ今現段階でもう15名はきちっと決まっているんですね。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 13名の委員の方にご委嘱しております。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 前回と一緒に13名、大体15名が定数ですよ。ですから、何で15人になっていないんですか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 規則の中の定数でいいますと16名ですね。ただ、15名ということで内規でやってきておりましたけれども、現在は任期切れのときはちょうど13名でしたか、その定数までには少なくとも委嘱をしたという状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ちょっと冷静になりますね、はい。ちょっと待ってください。では、話題は変わらないですが、ちょっと内容を変えます。体育の日の行事にですね、要するに先ほど部長は解散ではないと言いましたが、現場では解散というふうに捉えている人も多々います。体育の日の行事にそのスポーツ推進委員がいないものですから、職員に当時説明に行った課長さんですか、ちょっとどなたかわかりませんが、いつになったらスポーツ推進委員さんが決まるんですかとの問いにですね、8月下旬までには決まりますと言っておっただけなんです。しかし、結局ですね、体育の日の行事の間中、終わるまで決まらずですね、また要するに市の説明不足なんですね。なぜこの現場にそういった今までいた人がいないのかとか、そういったきちとした説明もなされていません。体育の日の行事で実際混乱しました、はっきり言えますけれども。こういった事実があります。これについてはどう思われますか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 確かにただいまご質問の内容については体育の日の行事のそれぞれの校区の中の実行委員会の中でお尋ねがあったということは聞いております。その中で今選出に取り組んでいると、まだそこまで至っていないという説明はその都度申し上げてきたというふうに報告を受けております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ですから、現場を混乱させたらやっぱりきちっとそういった説明が私

は必要だと思うんですね、反省会においても。そういったことも一切なされないで結局自治会のほうからなぜいないんだとか、そういったことで最終的にちょっと一悶着じゃないですけどもそういうことがあったというふうにも聞いております。ですから、その8月下旬まで何の根拠で答えられたのかですね。結局決まったのは10月31日でしょう。要するに11月ですよ、動くのは。全然決まっていけないじゃないですか。ですから、そういうことについてどう思われますかということを知っている。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 先ほどの体育の日の行事の実行委員会には職員も担当者として2名ずつ張りついて、また可能な限り課長も出席をしながらただいまご意見をいただいたようなことについてはご説明を申し上げてきたと。我々も早期にですね、委嘱したいという気持ちは十分持っております。紹介を受ければそこに出かけていろいろご相談もしてきましたけれども、なかなか快諾を得ることができないという部分もございました。それで、最終的には10月31日の委嘱という形になりましたけれども、13名のうち9名の方は新しい委員の方にご就任をさせていただいたということでございますので、今までですとですね、1人、2人の欠員をどういうふうに補充するかということでなかなか補充できないという状況がございましたけれども、よく頑張ったなど、反面ですね、そういう気持ちもあります。ですから、地域の方、自治会長さんとか体育部長さん、それから地域の皆さん、皆さん方のご協力があって予定どおりの体育の日の行事。いろいろな足りないところはあったかもしれませんが、でも、予定どおりの内容で進行できたのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 5月だったですかね、古川部長がそのスポーツ推進委員会に来られて説明して、私はその場でそれはちょっと余りにも急だから、もう数カ月で見つけるのは多分無理だと思いますよと。ですから、1年間猶予を持って人選されたらどうですかというふうに提案しましたよね。そういうのも一切無視して今回のこういった経過になっているわけですね。本当委員を任命するまで約半年もかかっているんですが、自治会も相当苦労したと思いますよ。いきなりそうやって市から言われてですね、うん。若い人は恐らく仕事とかの都合でできないという人もいたでしょうし、時間的にですね、余裕もない人は。はっきり言って、そのスポーツ推進委員って簡単に言いますが、スポーツ基本法第32条、平成23年8月24日施行されている部分を読みますと、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うに必要な熱意と能力を有する者の中からスポーツ推進委員を委嘱するものとする。こういった一応基本法の中に明記されているわけですよ。果たして本当に今回その選んだ人の中にですね、こういった職務を行うのに必要な熱意や能力、情熱がある方が本当にいらっしゃって、もうずっと継続してもらわないといけないんですよ。できれば10年、15年、20年とですね。2年の任期だからって2年でやめてもらったら困るわけですよ。

そんなの地域とつながりできませんから。そういったことを踏まえてちゃんと任命されたんでしょうね。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 今回の13名、全委員の中にですね、20年前後就任していただいた委員さんもおられました、確かにですね。今回の選出につきましては先ほど申し上げたような趣旨で選出を紹介をお願いして、地域との密着をより強くしていきたいという考え方もございましたが、一面新しい人材の発掘ということもございました。一部の方に長年負担をかけるよりはやっぱりスポーツ振興に理解のある方を一人でも多く発掘をして、そういう体制の中で地域スポーツを進めていかないといけないだろうということもございましたので、今言われるように1年、2年でやめてもらってはそれは地域とのつながりできませんので、ある程度の年数がたてば次の方にバトンタッチをしていくというふうなシステムをやっぱり構築していくべきだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ですから、一番そういった委員さんを任命するにおいては体育部長さんとか、地域で活躍している方を私は任命するのが一番いいと思うんですね。そうすると、自治会長さんたちとももう最初に顔つながりもできていますし、例えば体育部長さんを2年、3年、4年とされている方に声をかけてされるのが私は理想だと思います、一からその地域と構築していくよりは。この問題はここまででいいです。

平成25年度のこの事務報告書、決算委員会の方にいただいたんですが、58ページ、スポーツ推進委員数13名、スポーツ推進委員活動回数延べ274回というふうにあるんですね。平成26年度の予算書を見ますとスポーツ推進費ということで報酬、スポーツ推進委員、それと費用弁償ですね、合計しますと二百数万円あるわけですよ。今回は10月31日に委嘱されて動き出すのが実際11月か12月かわかりませんが、残り数カ月しかないわけですよ。この予算ははっきり言って執行できないはずですよ。減額補正予算の提出が必要だと思いますが、どう考えますか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 予算執行につきましては、10月31日に委嘱させていただきましたので、今後の活動に当たっての委員報酬、費用弁償として支出をしていきたいというふうに思っております。状況によっては、今おっしゃったような減額補正ということもあり得るかもしれませんが、それはそのときに判断をしたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） どう見たって、年間274回のいろいろ派遣事業等を行って来てですね、10月、11月、1月、2月、3月で、この予算は絶対執行できないですよ。ですから、12月とかにはもう既に半額でもいいので減額補正を私は出すべきだったと思います。このスポーツ

推進委員費って、報酬と一応費用弁償、旅費ですから、これは例えば減額補正を出されてユニホームとかも必要でしょうから、そういったふうに繰りかえをするとか、そういったことは考えられないんですか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 出ていただいた回数といたしましょうか、平成25年度が274回ということでございましたけれども、平成24年度を見ますと309回ですね。新しく委員に就任していただきましたので、今までにないスポーツ推進委員自身の研修会なり、そういうふうなことも考えられると思います。したがって、トータル的に残された下半期中でどれぐらいの回数になるかというのは今のところ未定ではございますけれども、最終的にはその辺でお支払いをしたいというふうに思っております。ただ、ユニホームとか、そういう問題につきましては新年度予算の中でですね、それは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 要するに地域にやはりスポーツ推進委員というのは地域にまず望まれて、知識、情熱を持った方が私はなるのが一番いいと思いますし、やはり健康づくり、体力づくりは勉強しないとできるものではありません。あなたなって、はいわかりましたって簡単にできるものではありません。みずから率先して動く、汗をかかないことには私はスポーツ推進委員だとは思いません。ですから、私の地域、どなたがなられているのかちょっと存じ上げませんが、期待するのかどうか、ちょっとまだ見ていないのでわからないんですが、また地域からの課題として今回こういった問題を取り上げさせてもらいましたので、また何か課題、問題点があれば取り上げさせていただきます。1項目めはこれで終わります。

次に、史跡水辺公園なのですが、この民間から今、自分ちょっと不思議なのなぜまた財団に指定管理者を委託するのか、私不思議でたまらなくてですね、他市においては大体財団が施設運営を行っていたところを指定管理者を公募し、大体そういうふうにして運営していくというのが今の倣いというか、非常に逆行しているような気がするんですね。これについてもう一回ご説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 今の点につきましては、これまで市の重要課題とありました市民の健康づくり、体力づくり、さらには生きがいづくりを具現化していくために本年4月の機構改革に合わせまして地域健康部を新設をしたところでございます。地域健康部は地域活動とスポーツ、文化、環境を有機的に機能させて、元気で生き生きとした地域づくりへと結びつけていく必要があるというふうに理解をいたしております。例えば従来ですと健康づくりは旧保健センターでの健診事業を中心に病気の早期発見、治療あるいは健康指導という単体での課としての事業として展開をしてきました。これは、体力づくりにおきましても同様に、その業務を担うスポーツ担当部署の取り組みで終わっていたことも否めない事実であるというふうに理解をしております。そこで、今回の機構改革によりまして、これらの事業を連携をさせ、史跡水辺

公園を使って市の主体的な事業が有機的に展開をできないかというところが発端でございます。したがって、その趣旨に合うということで市の出資法人であります公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として選定をしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 今まで民間業者が9年間やってきていたわけですね。そしたら、その間にですね、何件か、市の主体事業はやってこられていたんですか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 中にはですね、そういう事業も実施をしております、今までもですね。ただ、今回は大きく市の考え方の方向を修正したというふうに言えばいいのでしょうか。ですから、シンコースポーツがやってきました事業そのものが悪いので今回財団にかえるんですよということではございません。確かに今の利用者の方からは好評を得ております。いろいろなスポーツ教室、フロア事業であったり、プールを使った教室であったり、いろいろ展開をされています。それはそれとして評価をしておりますが、この部分についてはプールを活用する上での事業内容というふうに理解をしております。したがって、これにプラス市の主体的な事業がこのプールを使って展開できないだろうかというところが発想です。ですから、例えばですね、対象を子どもとしましょう。子どもの対象には家庭にいる子どももいます。保育所、幼稚園、それから小学校、中学校、高校に行っている子どもたちもいます。そういう子どもたちをこのプールを使って何か事業展開をできないだろうかという、そこには窓口となる所管課がおります。ですから、そこら辺を巻き込んでプールを活用した市の主体的な事業、いわゆるそういうふうな一言で言えばそういうふうになるんですけれども、そういう事業展開ができないだろうかというところでございます。したがって、公益財団法人に今度かわりましたけれども、太宰府市文化スポーツ振興財団であればそういうふうな市の方針に合って連携をしていくながら、そういう事業展開ができるというふうなことでございます。ですから、これまでシンコースポーツ株式会社が行ってきた事業展開は当然財団がその内容は精査するにしても、それは引き継いで実施をしていきます。それにプラス市の主体事業が加わるというふうに理解をしていただければよろしいかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ですから今の民間のシンコースポーツ株式会社さんが指定管理者ってなっている間は市の主体事業はできないというふうにしかなれないんですよ。できないんですか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） できないということではなくてですね、市の主体的な事業の展開の中では当然行政内部の業務分担も全部ひっくるめて全庁的に取り組んでいきますから、そ

った面ではどうしても民間事業者というのはその事業所のやっぱり利を追求していく部分になりますので、公益財団であれば当然そこは公的な目的の事業が展開が中心になってきますので、そういうところは公の行政との趣旨が合致してより連携がしやすいというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 今、部長、市の主体的な事業とおっしゃられましたけれども、これも決算委員会のときにもらった平成25年度事業報告書、決算書、あと平成26年度の分もついています。たしか昨年ですかね、歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園は財団に指定管理者なされましたよね。そういった理由で恐らく財団に変更されたと思うんですよ。しかし、平成26年度の体育施設管理運営事業を見てみると、硬式テニス教室初心者コース、春期、夏期、秋期、冬期、年4期開催する。各期とも定員12名。次が、また硬式テニス教室中級者コース、これも4期。春夏は定員12名、秋冬定員16名。これ3つ目、健康スポーツ教室仮称、11月予定、市民の健康増進を目的とした運動教室を開催する、内容未定。これで本当にプールを使った市の主体的事業なんてできるんですか。私はできないと思いますね。まず、そういった事業計画があるんですか。ちゃんとしたこういった内容ですよというのがあれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 一つの例としてお示ししたいと思いますけれども、例えば小学校の低学年児童を対象にしたプール体験事業が考えられます、1つですね。現在、小学校での授業の一環として夏場に自校のプールを利用され、水泳指導の授業が実施をされていますけれども、小学校の低学年児童、特に1年生、2年生は身体的にも学校のプールでは水深が深く、また水泳になれ親しんでいる児童、いわゆるスイミングスクールに通っている子どもたちですね。との経験が全くない児童との格差があって、少しでも水になれ親しむために遊泳プールゾーンを夏場の本格稼働前に学校の授業のための開放としていくことが考えられると。いわゆる学校のプールでは水深が深いので、1年生、2年生の低学年にしてみればちょっと深過ぎるんじゃないかと。もう議員もご承知と思いますが、市民プールのほうには下にパネルを敷いて水深を浅くしてそこで指導ができるというふうな環境整備もできますので、できればそういうふうなところを学校のほうに提供しながら学校の中の指導の一環としても取り組みができるんじゃないか。それは一例でございます。だから、そういった形でいろいろなところで展開できるんじゃないかというふうに考えております。そのことがひいては子どもたちの体力向上につながっていくのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 全くわからないんですね。プールが1年生、2年生は深いって、浅い、太宰府南小学校なんか2コース浅いですよ。そういったところで授業していますけれどもね。私、実際プール入っていますから。市民プールで体験授業といったって、じゃあわざわざ遠い小学校から市民プールに通うんですか、授業中に。ちょっと全然理解できないんですよ、

ちょっと。体験授業ってプールでも実際できますよ。全然理解ができませんね。要するにそんなに事業計画もなく何か市の主体的な事業、主体的な事業って立派なことをおっしゃられるかもしれないですけども、全く本当理解できません。

ちょっと質問変えます。10月末日現在でですね、この従業員数が社員契約されている方5名、アルバイトの方27名いらっしゃるわけですが、そういった方も1回、じゃあ4月1日からもう採用しないと理解でよろしいんですか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） ただいまのご質問については、現在のシンコースポーツ株式会社さんと財団の間で指定管理がかわることにおいて退職をされるような方がもしおられればですね、市内在住の方は特にそうですね、スムーズな移行ができるためにもそういう方を残してという協議はその中で進めているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 水泳というのは簡単に監視員になってというのはできないんですよ。やっぱりきちっとした知識や当然本人も泳げないといけませんし、救命救急講習もきちっと受けないとけません。ですから、アルバイトを急に募集したって、一からまたそういったことを指導していかなといけないわけですよ。全然理解ができませんね。主体的な事業というのは本当わからないです。年間の今の民間指定管理者、年間の教室数を聞いたんですが、1,200教室やっているんですね。何も水泳だけではない。水泳教室500本、アクア教室が300本、地下の会議室でも370本やっているんですよ。これが財団でできるんですか、4月1日から。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 地下室を使いました事業、それからプールを使った事業、それぞれ大きく30個前後の事業を展開した中でこま数を入れるとそういうふうな数になってくると思います。ただ、今からの事業展開につきましてはですね、現在の財団のスタッフでそれができるといふふうに申し上げているわけではございません。ただ、その実施の仕方、方法ですね、今から検討しながら講師団の中から講師をお願いしたり、部分的にはシンコースポーツ株式会社になるかどうかはわかりませんが、そういう専門事業者に委託をしながら事業展開をするなり、そういうふうな内容の詰めは今後していくことになるだろうといふふうに思います。

あと、先ほど申し上げたのは一例として小学生の部分だけを申し上げましたけれども、これは障がい者の方であったり高齢者の方であったりいろいろな内容が出てきます。ですから、その辺のところとのつながりができないだろうかということも全体的な考えの中で実施していきたいといふふうに考えておりますので、誤解のないようお願いしたいといふふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） もう何回も言いますけれども、ですから今の段階で全然できないんで

すか。だから、そのシンコースポーツ株式会社さんにこういった小学校の事業をしたいと。わかります、言っていること。ですから、受け入れてくれと。そういうことはできないんですか。市の主体事業をしたいから、例えば月曜日休館日ですよ。そういうときにできないだろうとか、そういうことできないんですか。確かにそのシンコースポーツ株式会社さんは民間ですから利を追求すると思いますよ。そこはちょっと市の考え方と私は違うと思いますけれども。しかし、これだけきちっとしたスタッフがいてですね、何も一から私はやる必要はないと思うんですよ。今、部長おっしゃいましたけれども、1つ納得、もしその中で考えられるとしたら、納得する部分があるとしたら、例えば管理は財団がしますよと。運営はそういったその委託業者に任せてお任せするというのならまだ納得できますよ。そういった考えはないんですか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 指定管理者の指定の中で例えば電気保安の部分は業者委託をしたりとか、部分的な委託はできますが、丸投げの委託はできませんよというふうな部分がございます。だから、そういうふうな条件を整理をしながらどの辺までができるのかという精査はすべきだろうというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 皆さん聞いて本当に納得されているかどうかわかりませんが、財団、ですから今部長も言いましたけれども、専門委託業者に任せると。ですから、任せられるんだったらそのまま任せたってよかろうもんとこっちは思うわけですよ。もう全然理解できないですね。私が勝手に思っているところなんですけれども、要するに間違っていたら申しわけないのですが、何かはっきり言うと市長が今回財団に戻すというふうの方針されたわけですよ。市長じゃないんですか、副市長ですか、財団の理事長である。どなたがこれ戻す、財団にしようという話になったんですか、ちょっと教えてください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 機構改革の趣旨に合わせてどういうふうな形にするかということは今回の市民プールの分については検討をしてきたということでございます。最終的には市長の決裁をとってそういうふうな判断をするわけで、財団のほうは理事長は副市長になりますので、その辺で判断をしていただいて、ただこの件については市のほうからこういう趣旨で指定管理に指定をしたいということでの事前協議はですね、これまで重ねてきたという部分はございますので、誰彼が勝手にどうのこうのということではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 事前説明を行ったとおっしゃいましたけれども、結局ちゃんと説明したんでしょうね、内容は。こういったことで。私が伺ったところによると、ただ市の方針で市の方針で、その一辺倒だったという話は聞いています。あと、9年間も一生懸命事故もなく

運営していただいた、そういった会社に関してですね、言い方は失礼かもしれないですけども紙切れ1枚で、はいありがとうございましたみたいな、そんなふうにはなっていないでしょうね。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） このシンコースポーツ株式会社さんの事業展開につきましては、私も3年間生涯学習課の課長として担当しておりました。よく頑張っていたいていました。いろいろなプールでの事故があれば速やかに対応されるとかですね、やっぱりすばらしい面はいろいろありました。ただ、申し上げたのは今回の方針に合う合わないという部分になりますので、シンコーさんが云々だからかえるんですよということではありませんので、その誤解がないようにですね、ぜひお願いをしたい。今回の変更についてはスポーツ課のほうから説明をしているというふうに報告を受けておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） もう何か言い方は本当に悪いかもしれないですけども、納得が全くできません。昨日も私子ども連れて泳ぎに行ってきましたけれども、本当に子どもの水泳教室とかですね、大盛況でプールサイドに保護者の皆さんたちが入って写真とか撮っていましたけれどもね。何でそれをまた財団に戻すのか不思議でたまりません。私が過去財団が管理運営していたときに行っていたときには、そういった指導する人間がいないものですから、ほかのスイミングスクールからそのコーチを雇ってきていたのか、借りてきていたのかわからないんですが、そういった教室はしていました。でも、それは一回切りでした。その時間帯。でも、今も2時間いる中でもうずっとひっきりなしに子どもたちがもう大盛況なんですよ。いつも見たら満員御礼と、やっぱりうまいなと思います。子どもたちも楽しそうに泳いでいます。そういったものをまた一から崩してですね、私はやる必要はないと思います、はっきり言って。こういった事実があるというのはもう本当言葉は悪いかもしれないですけども、何か天下り先が1つ増えたんじゃないかなと、そのようにしか捉えられません、はっきり言って。また、財団に来年かわるというふうな話なので、私もちよこちよこ泳ぎに行つて、いろいろな面、また指摘できる機会があれば指摘させていただきたいと思います。これで1件目を終わります。

2件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目、回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 2件目の星ヶ丘保育園横の交差点の死亡事故についてご回答いたします。

まず、事故に関してですが、筑紫野警察署によりますと、事故の発生日時は11月28日金曜日午後3時27分ごろということで、事故の状況としましては、市道緑台団地13号線を梅香苑から高雄台方面へと下っていたワゴン車と市道高雄・中央通線を高雄公民館のほうから高雄交差点方面へ向かっていた2人が乗る普通二輪車が星ヶ丘保育園横の交差点で衝突し、痛ましい事故

が発生したということでもあります。衝突箇所は、ワゴン車左側後部であったとのことでもあります。

この交差点に関しましては、保育園の朝夕の送り迎えの車両や小・中学生、高校生の通学路でありますことから、以前より筑紫野警察署と市で対策を協議し、数々の交通安全対策を施してきています。その対策といたしまして、梅香苑団地から高雄・中央通線へ向かう急な下り坂については交差点前にスピードを落とすことを目的でゼブラ状に施工した黄色の滑りどめ舗装及びスピードを落とすことになるドット線による減速標示や交差点注意の路面標示を行っております。公安委員会では、一時停止や横断歩道ありの看板の設置、30kmの速度規制を行っております。

また、交差点内には、高雄・中央通線を歩行者が横断する押しボタン式の信号機があります。これは、交差点内の車両の通過台数や歩行者の利用頻度等を考慮されて警察で設置がされています。しかし、交差点内の2カ所に横断歩道はございますが、この押しボタン式信号機は高雄・中央通線を横断するためだけのものであり、横断歩道の1カ所のみ制御となっております。

先ほども述べましたが、この交差点につきましては通学路の危険箇所でもあることから、市としましては一昨年より筑紫野警察署に対し4方向の車両信号機であります定周期信号機の設置要望の申請を行っております。さらに、本年8月には、市長が筑紫野警察署に出向き、直接筑紫野警察署長に定周期信号機設置の陳情書の提出を行い、市長から福岡県公安委員会への上申及び定周期信号機の設置を強く要望していただいております。この申請は、現在、筑紫野警察署から福岡県の公安委員会に上申されているとのことでもあります。

また、今月2日、筑紫野警察署交通総務係と建設課で事故現場において現場の状況の確認及び早急な対応の実施ということで協議を行っております。筑紫野警察署からは、市としての対策はとられてきているとのことでありました。今後につきましても、筑紫野警察署と連携しまして、定周期信号の早期の設置等を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） バイクに乗っていた子、17歳ですね、1人亡くなって先日、意識不明だった子も何か亡くなったというふうな話も聞きました。その事故が起きたときにはですね、ちょうど娘が小学校1年生なんです、1年生の娘がちょうど下校しているときだったんですね。あの信号を渡って自宅のほうに向かっていたらドンという音がしたと。振り返ってみたらバイクに乗っていた、その少年2人が倒れていて、余りうちの娘はそんなに深刻には考えていなかったみたいですけれども、とにかく血がすごかったと。その後、救急車3台や消防車3台、パトカーも五、六台とか来て、もう余りにも救命措置は行ったらしいんですが、心肺蘇生法ですね。押せば押すほどもうやはり大量に口から出血をして、余りにも悲惨な現場状況だったので、下校時の子どもたちには見せられないということで、ちょっと通学路を変えて誘導

していたそうです。今回、車とバイクだったんですが、もしそういった事故のときにですね、そのバイクとかが子どもの列に突っ込んだりとかですね、そういうことを考えると本当に恐ろしい気がしてなりません。ですから、一刻も早くですね、協議されていることはよくわかっています、私も何度も一般質問させていただきましたから。もうあの現場ですね、今年に入ってもう3回も4回も事故が起こっているんですよ。過去の答弁の中では確かに昼間の交通量は少ないです。でも、少ないけれども、そういった事故が多いというのはやはり何か問題があるということですね。ですので、早急に信号設置されるように願っております。亡くなられた17歳の少年2人には心から哀悼の意を表して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2点について質問を行います。

まず、職員の新規採用に当たっての対応についてお伺いをいたします。

団塊の世代が退職時代となり、大量退職が既に始まっております。多くの企業がそうであるように本市においても例外ではなく、平成26年度末での退職者の予定数は25名になるのではないかと聞き及んでおります。今後、数年ではこれまでと同様相当数になるのではないかとというふうに思われますが、その対策と申しますか、対応について、一定の新規採用が必要と思えます。また、今後、平成27年度、平成28年度の今後の採用予定がどのようになっておるのか、明らかにすれば明らかにしていただきたいと存じます。

さらに、平成26年度末退職予定者の中で技師の退職が7名程度になるのではないかと聞き及んでおりますが、その退職に対しての新規採用は現状どのようになっているのか、お伺いをいたします。

本市と友好都市の多賀城市に技師1名を派遣を行っていると思いますが、この支援は当然と理解しておりますが、大体4カ月で回っていると伺いをしておりますが、1名派遣をされて、残った技師の職員にはそれなりの負担が当然発生をしていると思えます。さらに、加えて国からの要請で発掘関係にも1名派遣がされているというふうにお伺いをしております。多賀城市への派遣は技師でなければならないのかということと、平成27年度新規採用者予定者の中に技師の採用状況がどのようになっているのか、お伺いをするものであります。

次に、佐野東まちづくりの今後の方針についてお伺いをいたします。

11月20日、第7回のまちづくり構想検討委員会が行われ、ほぼ終息ということではないかと思えますし、一定の方向性が出たのではないかと思います。このまちづくり構想検討委員会は、本市の附属機関として条例を改正してスタートしたことはご承知のとおりであります。したがって、この構想委員会の結論は、決して軽んじられるものではないと思えます。もとより、この佐野東地区のまちづくりというものは、本市の第五次総合計画の中でも、その方向性は明らかになっていますので、この構想委員会の方針は、そのより具体的なものと存じます。そこで、お伺いいたしますが、この構想委員会の方針を今後どのように具現化するのかが最大の課題ではなからうかと思えます。

市長は、この地区の開発については、民間手法による区画整理を考えていると、その手法について述べられておりますので、当然地権者のご協力がなければ絵に描いた餅に終わってしまうという危機を抱いております。民間手法とはいえ、市の財政負担もそれなりにありますし、したがってこの構想委員会の見解を本市のまちづくりの核になるよう、あるいは本市のまちづくりの基本方針に位置づけなければならないと思えますが、ご見解をお伺いいたします。

また、構想委員会の結論を庁内で議論され、地元への説明等が必要と思われませんが、具体的に今後どのような日程、あるいは運びになるか、お伺いするものであります。

再質問につきましては議員発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 1件目の職員の新規採用に当たっての対応について、市長からということでございますけれども、私からご回答申し上げます。

職員の採用につきましては、職員の退職人数等を見込みつつ、必要な職員の採用を行っているところでございまして、平成27年度新規採用といたしましては、現段階で一般事務13名、さらに五条保育所が新たに建築され定員も200名と大幅に増員をしていることから、保育士3名を新たに採用することが決定しているところです。

また、平成28年度につきましても、退職者の人数や再任用職員の状況などを勘案しながら、必要な人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問にございます土木や建築の技師についてでございますが、平成25年度は建築技師を1名、土木技師を1名の計2名を採用し、平成26年度におきましては土木技師を1名採用したところでございます。平成26年度末の技師職員の退職者につきましては7名となっておりますので、平成27年度にも建築技師1名程度、土木技師1名程度を採用する予定にしております。

さらに、定年退職はされますが、再任用制度により、雇用を希望する技師の職員も数多くおられますので、再任用職員につきましては、この間職員として培った専門知識や技術、経験などを若い職員に継承していただけるように、その専門を生かせるような配置を行うとともに、再任用職員が意欲を持って働ける職場づくりの構築を行っていきたいと考えているところでござ

ざいます。

次に、東日本大震災に伴います技師職員の派遣についてでございますが、平成24年度から本市の友好都市でございます宮城県多賀城市へ技師1名を3カ月から現在では4カ月のローテーションを組んで派遣をしており、これまで延べ11名の派遣を行っております。この派遣につきましては、今のところ技師を要望をされているということでございますので、技師の派遣を基本的に考えているところでございます。

また、文化財技師につきましても、文化庁の要請に応じまして、1回の派遣期間を3カ月といたしまして、これまで2回、延べ2名の派遣を行っているところでございます。

このほかにも、震災発生直後に相談窓口業務や民家の文化財意向調査、被災家屋損傷判定などに携わる業務といたしまして、一般事務職員や文化財技師など、延べ13名の派遣を行ってきたところでございまして、現在まで総勢31名の職員を派遣したところでございます。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災につきましては、今日もなお日本全国から多くの市町村職員が復旧、復興支援のために派遣されているところでございまして、本市といたしましても職員を挙げて支援、協力をしていくことが必要であると考えております。この職員派遣につきましては、派遣された職員はもちろんのことでございますが、その職員の本市での仕事をカバーする職員も復興支援の一員として一生懸命になって頑張っているところでございまして、今後とも職員全体が一丸となって東日本の震災復興を支えていく取り組みを継続していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 多賀城に派遣することについては当然理解をしておりますから、それは当然やっていかないといかんし、我々がいろいろあったときには全国から応援もいただいておりますから、このことについて異論があるわけではありませんが、実作業として技師でなければいけないのかなというのが実態としてどういう仕事を現地でされているのかというの、要望は技師という要望ということで技師をこちらから派遣をしているというふうに思うのですが、そのことが私の発言の主たることであります。派遣するか、やはりどうしても結果的には残った技師さんたちに負担がそれなりにやはりかかると。かといって負担があるから行かせない、行かさんでいいのではないかということではないということでは理解をしてください。出さなければいけないけれども、やはりそれなりにどうしても若い人が行ってしまうのではないかと、派遣する人はですね。そういう意味では現実的にどういう仕事をしているのかという把握と、例えば一般職ではいけないのかということがちょっと私が危惧するところ。

それと、もちろん技術伝承、このことは私も何回か質問をしたと思いますが、技術の伝承という意味ではもちろん再任用の方たちの指導を得るというのも必要であります。新規採用者が今の現状では2名、建築、土木、それぞれの技師が2名ということでありましてけれども、7名定年退職をされる予定であります。2名で再任用がどれだけ残られるかわかりませんけれ

どもね。やはり技師の方の新規採用をいまいし検討していったほうが長年入られて、例えば大学を出たら大学出て三十数年働いてもらうという意味では新規採用者の技師というのが2名では、7名退職されてちょっと心もとないかなという気がしますし、若い人が応援であと数年間は当然多賀城のほうに派遣をされるというふうに聞き及んでおりますからね。いま一つ技師の採用が少し少な過ぎるのではないかなという気がします。

それが1点と、もう一点は、現在も平成27年度の新規採用の状況、あるいは希望申し込みといますか、そういう中に技師の状況がどうなっているのか。というのが12月はまだ募集じゃないのか、もうしておられるか、しておられるのであればその中に技師は何名ぐらいの希望があるのか、それがわかればちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、多賀城市の派遣についてでございますけれども、現在多賀城市のほうで勤務しておりますところが下水道課と市街地整備課、こういったところになっております。どっちにしても復興の支援ということでございますので、工事関係の業務が非常に多ございます。このため、技師職をどうしても出していただきたいという要望はあっております。中には、今多賀城市全体で40名ほどの復興支援のための派遣職員がおるというふうに聞いておりますけれども、そのほとんどが技師職であると。中には移転補償などの関係で一般事務も数名おられるというふうには聞いております。ですから、必ず技師でなければならないということではないんですけれども、基本的には技師の派遣をお願いしたいというふうに聞いておるところでございます。

それと、技師の補充についてでございますけれども、技師職につきましては太宰府市では近いところでは平成15年の豪雨災害のときに技師職の方、こちら昼夜をいとわず復旧、そのための業務に当たっていただいたところでございます。また、最近では体育複合施設でありますとか、子育て総合支援施設、こういった大型の公共工事というのも始まっております。そして、今後につきましても老朽化した公共施設、そういったものの改修とか、そういったもので当然技師職の力というのが必要になってまいります。このため、技師職の人数につきましては、この平成15年以降ぐらいになりますけれども、現状を維持するという形で採用をしてきているところでございます。若干増えているときもございます。また、今後につきましても状況によりまして変化はあるとは思いますが、基本的には今の人数を確保していきたいというふうに考えております。その中には再任用として残られる、今再任用期間が5年ございますので、そういった人数も含めた中で考えていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、採用の今の状況ですけれども、ご存じのこととは思いますが、夏に第1回目の募集をしております。残念ながらこのときにはちょっと技師職の応募がございませんでした。このため、改めて追加募集をかけておまして、今といますか、先週の日曜日ですか、1次試験を実施したところでございます。この受験の数といたしましては建築技師が5名、土木技師が9名受験をされております。この中から今のところ1名程度ずつを採用したいというふう

に考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 技師さんというのは当然必要になってきますしね、多賀城のほうから技師の要請であればそれに応えていくというのが本市の姿勢でなければならないというのはもう当然理解をしますが、採用の枠は執行部の専任事項ではありますけれども、運用上2名でいいのかなという私のほうとしてはちょっと心配をしていますし、今から総務部長お答えがありましたようにさまざまなこの建築問題などが出てきますので、これはもうご一考願えないのかなと。1次試験が終わられた段階であろうと思いますが、夏では採用が希望がなかったということでもありますけれども、ぜひですね、現状では土木、建築それぞれ1名1名の技師ということではありますが、ここはご一考願えないのかなと。結局残されたところに少しなりずつ負担がかかってきているし、やっぱりどうしても派遣に行く人は若い人が中心になっていくのではないかという気がしますので、若い人を何歳までを見るかというのは別やけれども、そういう意味では少し負担が出てきておるということではちょっと窮屈になりつつあるんじゃないかと、残された人たちが。そういう意味では先々のことなども考えて、再任用5年間というふうなのがありますけれども、その5年間の中で技術伝承ができないかというたらそれなりにできるとは思いますが、将来のことなどを踏まえて、ここはぜひともですね、2名ということではありますが、ご一考願いたいということここは要望というか、お願いという形になりましょうけれども、採用権私どもにはないわけですから、これはもう要望という形になろうかと思いますが、十分そこを踏まえていただいて、長い目で見ていただいて、市の職員のとりわけ技師職の将来的な需要関係、需給関係も含めて検討していただければというふうにこの分については思いますので、これはこれとして要望としてお願いをしておきたいというふうに思います。

あと、2番目の回答をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 佐野東地区まちづくりの今後の方針についてのご質問にご回答申し上げます。

（仮称）JR太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりにつきましては、平成21年3月の施政方針のもと、地元のご協力を得て、佐野東地区のまちづくり懇話会を設置いたしましたけれども、この間3年余りにわたる協議の中でまちづくりに向けた具体的な動きまでには至らない、そういった経過でございました。

このようなことから、市といたしまして、平成25年3月に附属機関として佐野東地区のまちづくり構想検討委員会を設置いたしました。土地利用、道路、あるいは公園等の都市施設、景観など、まちづくりの基本となる方向性につきまして、平成26年11月まで7回にわたってご審議をいただきまして、まちづくり構想として取りまとめの段階となってきた状況でございます。

佐野東地区のまちづくりにつきましては、ご承知のとおり、第五次総合計画におきまして整備を検討すべき地域と位置づけておりまして、その実現に向けましては民間手法を基本として周辺のまちづくりとあわせて進めるものと考えております。

佐野東地区まちづくり構想につきましても、決定に当たりましては市の構想として位置づけ、取り組んでいく考え方でございます。

進め方の詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 佐野東地区まちづくり構想につきましては、平成26年11月20日に開催いたしました第7回佐野東地区まちづくり構想検討委員会におきましておおむねのご承認をいただき、委員会も第7回をもって最終審議とされました。最終審議でいただきました委員会のご意見への対応を行った上で、佐野東地区まちづくり構想の決定へと進めてまいりたいと考えております。

構想策定後は、地元に対しまして本構想をお示しし、地元でご検討いただきたいと考えております。市といたしましては、2月ごろと考えておりますが、向佐野地区における佐野東地区まちづくり懇話会は現在も窓口を開いていただいておりますので、開催時期など地元とご相談してまいりたいというふうに考えております。

なお、大佐野区、吉松区への対応につきましては、まずは向佐野区における佐野東地区まちづくり懇話会関係者にご相談した上で、大佐野区、吉松区の水利組合、農事組合の役員、自治会長にお話をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 部長のほうから7回の懇話会、審議会を経てほぼ決定ということで市の方針ということで決定をしていきたいということで、ちょっと微妙といたしますか、してもらうのは地権者の民間手法と、余りこれがまた凝り固まったのを持っていくと俺たちのはどうなるとのかと、市が勝手に決めて持ってくるのかという、そういう危惧も若干しますけれども、ただ懇話会、お二人は懇話会から出られますよね、お二人の方。だから、懇話会の中でまず懇話会にもう当然説明をされているのか、市側として懇話会に説明に行くのか、もちろん向佐野該当して、説明した後、先ほどお話がありましたように大佐野、吉松にも説明に行こうということですが、懇話会にまずお二人入っておられますからそこから話があったかもしれないけれども市として懇話会にこういう構想は2案になるのか1案になるのか、多分1

案じゃなくて2案ぐらいどっち方向でいくのかという話になろうかと思いますが、懇話会にまず説明をしたほうがいいんじゃないかなというふうな気がします。その後、順次向佐野なり、大佐野、吉松にも話していったほうがいいのかと思いますが、その辺の手順的にはどうなりましょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 向佐野地区におけます佐野東地区まちづくり懇話会は、水利組合、農事組合の役員、自治会長で構成されておりまして、まずそちらに、今構想検討委員会で作りました案をですね、これで決まりましたではなくて、こういうビジョンで検討してもらえないだろうか、今3案ですね。高層案、中層案、それともう一つ低層案というのが別にあるんですけれども、それも含めて3案を提示して、こういうことで検討委員会の中で構想を練って、皆さんにこういう案でこの地区のビジョンとか、夢の構想を練っていただきたいという提示をさせていただいて、その後どの辺まで地権者の方におろすのか、その辺も含めてですね、懇話会の役員さんのほうと協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 地元の人たちがこのまちづくりについてはほぼ理解をしていただけないかというふうには私は思っています。ただ、一番危惧するのが、そのじゃあこういうまちづくりのために地権者の我々がこういう例えば土地を提供してこういう協力をするが、その際市がどれぐらいしてくれるのかというのがまた出てくると思うんですね。その際、やはり市としてはただ説明で1案、2案、プラスもう一案で3案ありますけれども、どうでしょうかという場合は当然市側はじゃあどれぐらいはできますよという部分が問われてくるんじゃないかと思うんですね。その辺を当然質問があった場合にはある程度回答をしていかないといけないというふうに思いますが、そういう意味では市としてこの懇話会の構想をどこどころぐらい、例えば道路についてだとか、駅だとか、駅前広場については市側がしますよとかという概略の市の負担部分といいますかね、市側が責任持ってこれこれやりますよというものも出していかないといけないのではないかというふうには私は思うんですが、2月ごろに懇話会などに説明に行くということでありますので、それぐらいまでには市としての負担分といいますか、市で責任持ってやりますよという部分は方向性が出るのかどうなのか、その辺はどうでしょう。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） この構想案につきまして作成の大きな目的はですね、地元でそういう機運を民間手法の機運を盛り上げていきたいと、そういうことで構想を提示したいということで。まずその地元のほうでやろうじゃないかって、こういう構想だけでも、ここはちょっとこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかとか、そういうことですね、まずその構想を練っていただいて、その中でその地元のほうで民間手法に対する、そういう機運が盛り上がった中で自然とそういう話が出てくるんじゃないかと。今の段階で市のほうでここは見ま

すよ、ここはしませんよとか、そういう話はなかなか難しいかなと、そういう構想が煮詰まってきた段階、例えばサイトに上げますと、ちょっと準備会ができるとかそういう段階になってくれば、そういう話も出てくるかなと思いますが、今の段階でここは市が見ますよとか、そういう話を最初にするのはどうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） そこはちょっと認識が私と違うような気がします。向佐野、向佐野ばっかし決めたらいかんけれども、地元の対象区域ですね。対象区域の人たちがもう早くやろう早くやろうという雰囲気じゃないというのはもうご案内のとおりですね。立派なまちづくりを後世に残すためにつくっていかうということでこの問題はスタートしたし、市長の施政方針で平成21年でしたかね、駅単体じゃなくてまちづくりの中で駅も考えていかうということからスタートしたし、懇話会もそれからスタートしてきたという経緯がありますので、市側がどういう立派なこうい町をつくりたいという思いというか、そういうものを出していかないとなかなかこの、しかしもう7回も重ねていますからね、構想検討委員会を。相当地元にもそれなりに入ってきておると思うんです、水利組合の総会の中でも組合長さんも言っておられますからね。そういう意味では、この辺まちづくりが区画整理があるなというのはもうほぼみんなに浸透はしているという状況の中で説明に行くときに当然それは出るかなという感じはしますものですからね。2月ごろ行かれるのであれば、そういうものも踏まえておいて、もしこれじゃあやろうと言うたときに、じゃあ市は、どれだけぐらいしてくれるのかというのがざっくばらんな意見としては出そうな気がしますので。それはもともと駅前広場などというのは市側の構想として、単体のころの話としてはそういう話があったので、それはそれでやっぱり一定方向を出してやっと思ったほうがそれとそれはするんだなと。じゃあ、地元としてはこういうふうになっていかうというふうになると思いますから、お互い胸襟を開いて説明していくことが大切かなというふうに思っておりますので、まだ少し時間がありますから議論をして、そういうこともあり得るという、2つ、3つぐらいの答えは当然持って地元には行かれると思いますので、その辺も踏まえて庁内のほうで議論をしていただければというふうに思います。

念を押すようで申しわけないんですが、この構想検討委員会の方針というものが市の方針であるということは第五次総合計画の中にも記載をされておりますが、構想検討委員会ということよりも第五次総合計画の中で第四次もそうでありましたように記載されておりますが、今回出された構想検討委員会を踏まえて行政の継続化ということで、来年私たちの選挙ですけれども、どういうことがあってもといったら失礼ですが、どういうことの中には市長が仮にかわられてもかわられなくても、どういうことがあっても市の行政の方針というか、継続化という意味ではこれはぜひとも市長のほうからこの方針は行政の方針、市の方針であるということのご回答をですね、いただければ私の質問を終わりたいと思いますが、最後に市長のご見解をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） この佐野東地区のまちづくり等々については当初、ＪＲ太宰府駅設置工事から出発をしておるわけでございます。折衝する過程の中において、まず駅ありきではだめなんだと、周辺整備等々を含めた形でのやはりまちづくり構想が大事なんだというふうな各方面、特にＪＲのほうからの指摘が強かったと思います。そういった中で、私どもは水害が途中あり、腰を折りましたけれども、再度この方針に変わりはありませんでした。今、平成26年11月まで7回にわたってこの構想検討委員会を継続してまいりましたけれども、その際の問題提起の仕方としてご承知のように市の方針として行政の施策の方針として位置づけるというふうなこと、そして相談に行く場合についてはほとんどそうでありますけれども、内々、内部協議の中においてはどこどこ等についてはこうするああするというふうなことを基本的な方針を決めた中である程度交渉にも参ります。途中でまたその変遷によって修正する場合はありますけれども、基本的なこと等については今ご指摘されたとおりでありまして、何もなしに第三者といたしましうか、あるいは地域の中に入るといことは考えられないと。腹案を持ちながら、そしてあわせ持ちながら住民の皆さん方、地権者の皆さん方の考え方を引き出しながら、そして一緒になって協働のまちづくりであるわけですから、まちづくりを行っていくと、視点の中で民間手法が確立されていけば望ましいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ありがとうございます。

ぜひ今後ともですね、ご努力をいただいて、よりよいまちづくりのための第一歩になるように地元説明会などにも十分ご配慮していただいて、市のとりわけ西の玄関口といいますか、西のまちづくり、これは強いて言えば太宰府市全体の核になるまちづくりであるというふうに位置づけをしておるといふふうに理解をしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、10番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔10番 不老光幸議員 登壇〕

○10番（不老光幸議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をしておりました2件について質問いたします。

まず1件目は、老人福祉センターの建物等の更新についてであります。

本市白川にあります老人福祉センターは毎月の利用者も約千五百数人、1日に六十数人と安定した利用状況で、所在位置も市の中心部にあり、まほろば号を利用すれば便利な場所です。娯楽施設、憩いの部屋では将棋、碁など、またお風呂も独居の方、あるいは夫婦お二人の方などには喜ばれております。しかしながら、建物施設などは大変古く、傷みも感じられま

す。更新を考える時期になっているのではないかと思います、ご見解をお伺いします。

次に2件目は、市内住民で60歳あるいは65歳定年退職者の労働希望者対策についてであります。

本市の市の施設の管理及び清掃その他の業務委託は多くは株式会社筑紫ビル管理にお願いをしておりますが、それはそれとして本市の中にもそのような会社をつくれないうの要望があります。そこで、本市の社会福祉協議会またはシルバー人材センターの業務の中にビル管理、清掃業務及び派遣労働の事業などの機能を取り入れることは考えられないか、ご見解をお伺いします。

以上、回答は件名ごとにお伺いします。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1件目の老人福祉センターの建物等の更新につきましてご回答いたします。

老人福祉センターは、老人福祉法第5条の3に掲げられております老人福祉施設の一つでございます。その設置目的は同法第20条の7で、無料または低額な料金で老人に対する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することとなっておりますけれども、設置につきましては同法第15条第5項で市町村は必ず設置しなければならない施設とはなっておりません。しかしながら、本市におきましては、昭和51年2月に太宰府市立老人福祉センターを建設しまして、市内の高齢者の福祉の増進を図ってまいりました。現在まで多くの方に利用されておまして、平成25年度の利用者数は1万8,446人、1日平均にしますと62.5人の方が利用されており、お風呂やカラオケ、囲碁、将棋などのほか、高齢者の方の交流の場として大変楽しんでいただいております。しかしながら、施設は建設後38年以上が経過し、老朽化が進んでおり、毎年特に緊急性があるところは修繕を行っておりますけれども、議員ご指摘のように全体的な改修の必要性が出ております。全面改修となりますと、相当の金額を要するため、改修のみならず建てかえやその他の方法も含め今後の施設のあり方について検討しているところでございます。また、近隣施設の駐車場不足などを含め、福祉ゾーンとしてこれからの総合的な福祉の拠点となるような検討も進めていきたいと考えております。老人福祉センターは、高齢者の方が地域で交流ができる場として、その重要性、必要性は認識しておまして、現時点といたしましては利用者の方の安全性や利便性に配慮しながら施設の維持管理を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） ありがとうございます。

今、市民福祉部長がお話しされましたように昭和51年築ということでございまして、これは耐震化はどうなっておりますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） こちらの老人福祉センターにつきましては建物構造が2階建てということでございますので、一応耐震改修が必要な施設とはなっておりません。このため何もしていないという状況です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） 更新すれば相当費用がかかるというお話でございまして、なかなかすぐにはできないと思っております。今日、福廣議員が質問をされましたようにあそこの体育センターの施設、あれを地域健康部長の立場からすればですよ、現状ではまだ使っていないといけない要望も多いというお話が主であったと思いますけれども、私も福廣議員と同じ意見で今体育複合施設をつくっております、あそこができた時点では今までは体育関係の方はあそこしかなかったんですよ、実質的には。そこでみんな集中していろいろ練習したりなんかされてあったんですけども、現状はですね、あそこに立派な体育複合施設ができております。それがどういうものが実際見ないと誰もわからないですよ。それともう一つ、松川にも国士舘大学跡の体育施設もあるわけでございます。それで、白川に住んでいらっしゃる方は近くが一番いいのはわかっていますけれども、私はスポーツをされて愛好されている方はほとんどみんな必ずしも白川の位置にこだわらなくて、どこの位置に行っても太宰府市内もうそんなに広くはございません。全部でよく言っているんですけども30km<sup>2</sup>、そういうような感じで狭いところですので、どこにできておっても、その体育館のすばらしい利便性、今まではあれ1個しかなかったから相当不自由な状況でも満足してあったと思います。ところが、今度は立派なのができてですよ、駐車場も心配しなくていいような総合体育館ができれば恐らくほとんどスポーツしてある方はあちらに行くのに何ら抵抗はないと思います。そうすれば今までは自分たちも体育館つくるとがまず先ということで随分と取り組んでまいりましたけれども、今から先は老人福祉だと思えますよね。非常に今から先、高齢化になります。そういうことになっていきますので、今の私は老人福祉センターの規模ではですね、ちょっと本市の高齢化人口に比べると少し小さ過ぎるんじゃないかなというふうな考えも持っております。ですから、その体育館ができた時点で今地域健康部の立場とすれば現状が必要ですよというのは当たり前だと思いますけれども、今度は市民福祉部担当の方はやはり今の高齢化社会になってくると見れば、もっと立派なものをつくりたいという希望はあると思うんですよ。ですけども、そのような土地はほかにもないし、利便性もないし、老人福祉で元気な方はそれはもう卓球する人もいっぱいいますよね、もう高齢じゃないかとか、65歳、70歳過ぎても元気でやっついていらっしゃる。それから、テニスをやる方もいますし、それから市民プールに行っている方もいっぱいいますよね。ですけども、もう車にも乗ることができない、本当にもっと高齢の方がやはりですね、どこかに家の中に閉じこもっていたんでは、それこそ寝たきり老人になります。ですけども、とにかく1日に1回でもいいから外に出ていく、まほろば号に乗って、そ

して老人福祉センターに行くのが楽しみな方がいっぱいいらっしゃるんですよ。ですけども、今の施設では私は狭いと思います。ですから、やっぱりぜひともですね、体育複合施設ができた時点でもう一度その片側だけやなくて中心的な立場でもう一回見直してそしてあそこの体育館が本当に必要なのか、もう絶対崩してはだめなのかともう一回検討していただいでですね、私は今体育される方は非常に車で来る方は多いと思います。ですから、相当駐車場は不足すると思うんですけども、今必要なあそこの駐車場は必要ないんですよ。逆に体育複合施設に立派な駐車場ができますので、スポーツされる方はそちらで安心してですね、車もとめながらスポーツも楽しめるというような状況に必ずなると思いますよね。そのときには、今度はあそこの体育館を老人福祉センターを立派なものを、つくることをぜひとも検討していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まずは、それぞれの部長の立場をですね、ご配慮いただきましてありがとうございます。ただ、市としては1つの考え方で、進まなくてはいけないものですから、最初に午前中に、地域健康部長が体育館の必要性、地域スポーツのですね、推進ということで体育館のお話をしました。私も老人福祉センターに時々行くんですけども、たくさんの高齢者の方が、玉突きとか、カラオケとか、囲碁、将棋とかしてある姿を見ます。それと、やはり一番大きいのはお風呂ですね。お風呂を利用されている方もたくさんいらっしゃるんですけども、先ほどの回答の中でも申しましたけれども、築年数がたっているということがございまして、設備そのものの老朽化が非常に進んでおります。エアコンとかお風呂のボイラーとかですね、そういったものの維持管理が非常に大変な状況になっています。そういう状況も含めまして先ほど申しましたようにその部分的な改修をするのか、全体的な建てかえをするのか、それ以外に少し考えている部分もございますけれども、そういったことを考えながら周辺の地域の体育館の問題も含めて考えて今後検討していくということでご回答をさせていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） ありがとうございます。

やっぱり更新するとすれば相当費用がかかると思います。かかるとは思いますけれども、国も、今は子育てのほうですね。待機児童をゼロにしようというふうに目が向いていましてですね、そちらのほうに相当金が流れていくと思いますけれども、ここはまた2年、3年とすればまた国の方針も変わって老人福祉のほうに、目を向けるということになると思います。ただ、やはり1日、本当にもうつえついででも、どこかに行く場所が目的があれば、年とった方でもそちらに行くわけですよね。そうすると、いろいろな語らいをすることができるし、お風呂の中では、いろいろ話をするとか、何か目的をつくってやるのが必要じゃないかなと思います。それで、費用は確かにかかるとは思いますけれども、今すぐ明日つくれというのじゃなくて、将来的には国の方針も県の方針も多少は老人のほうに手が向いてきてですね、消費税を

10%にするとすればそういう社会福祉のほうに金も回すとか言っていますので、その時点ではまた状況は変わってくるかもしれませんが、やはりそのときには、すぐなつたからといってやっても、なかなかすぐには構想が難しいと思いますので、将来的には今度は老人福祉センターをいよいよ更新をするんだという目標を持って、今からでもいろいろな先進のところをごらんになって施設の充実したものをぜひ考えていただきますようお願いをしたいと思います。

これで終わります。次のをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 2件目の市内住民で60歳あるいは65歳定年退職者の労働希望者対策についてご回答申し上げます。

我が国の60歳以上の人口は4,000万人を突破し、団塊の世代も65歳を迎え、高齢者の多様な働き方に対応した雇用、就業機会を確保することが求められておりますことから、今回のご質問をいただいたものと理解しております。

ご質問の社会福祉協議会、あるいはシルバー人材センター業務に、ビル管理、清掃業務、派遣労働の機能を取り入れることに関しましては、まず社会福祉協議会につきましては地域住民との協働による地域福祉の推進団体でございまして、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために生きがいづくりやひきこもり対策としてのサロン活動や見守り、訪問活動などの充実を図る方向性で事業展開がなされておるところでございます。一方、シルバー人材センターにおきましては、高齢者の方々がみずからの能力を生かしながら自分なりの働き方で社会参加をしたいという多様なニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに活力ある地域社会をつくり出すことを目的としております。

本市の人材センターでは、パソコン訪問指導及び教室、植木の剪定等、技術技能を要する業務から、草刈り、清掃、宛名書き、配達、リサイクル石けん製造などの事務からサービス、製造販売と、多職種にわたって事業を展開しておられます。ご質問にありますビル管理や清掃業務につきましても、受注体制を整えておりますけれども、それらを専業としていないことから、お客様の条件や料金の面で全てをお引き受けすることができず、現在病院やマンション等の清掃にとどまっている現状となっております。

また、請負または委任による業務では、高齢者の持つ専門的な知識や経験を活用することが困難な場合があるため、本市のセンターでは労働者派遣事業として昨年度から派遣できる体制を整えられておられ、これまでに派遣先事業所との調整や協議の段階までは進められておりますけれども、契約までには至っていないとのことでございます。

本市におきましても、シルバー会員の方々が活躍できる場の拡大に貢献できるよう、本年度におきましても市内駐車場の管理、史跡地や公園等の清掃、草刈り、空き地台帳の作成、市広報の配送、あるいは住民実態調査業務などを発注し、お願いをしているところでございます。さらに、センターにおきましても、需要の拡大を図るため、今年度リーフレットを作成され、

民間不動産業や公共施設等へ配架されるなど、営業、PR活動にも傾注されておりまして、ご提案をいただきましたビル管理や清掃業務、労働者派遣なども含めまして受注件数の増加に努めてあるところでございます。市といたしましても、シルバー人材センターと今後もさらに連携を深め、雇用の場の拡大など高齢者の就労支援につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） ありがとうございます。

もう既にシルバー人材センターではある程度取り組んでいらっしゃるというご回答でありがとうございます。これはこういった機能を取り入れるにはですね、専門的な人員も必要になって費用もかかると思いますが、今後はですね、そういうふうにしていただければありがたいと思います。特に五条の子育て支援センターもまたできますし、あるいは体育複合施設も開館しますし、そういったところにもそういうのをにらんでそういう対応ができるようにしていただければありがたいなと思っております。また、新しい会社をつくるのか、そういうのはなかなか太宰府市内だけの規模では難しいと思っておりますし、株式会社筑紫ビル管理さんのように筑紫地区を全部見回したような部分で、そちらではしっかり頑張っていただいて、そしてこの筑紫地区を十分に活用していただくと、専門的なことはそれでやっていくしかしょうがないというとおかしいんですけれども、それがベターじゃないかなと私も思っております。ぜひともシルバー人材センターのほうでいろいろとまたやっておられますので、ぜひとも、いろいろとご検討しながら進めていただければありがたいと思っております。

これで私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、8番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔8番 原田久美子議員 登壇〕

○8番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております1件3項目について質問をいたします。

1項目めは、星ヶ丘保育園横の信号機についてです。

お配りしております資料の①をごらんください。

去る11月28日金曜日15時30分ごろ、住民の方から一報をいただき、あなたが一般質問をした星ヶ丘保育園横の交差点で事故があっているよと言われ、すぐに現場に駆けつけました。車両とバイクによる人身事故が発生していました。残念なことにバイクの2人乗りをされていた1人の方がお亡くなりになりました。この場をおかりしましてご冥福をお祈り申し上げます。

この信号機設置につきましては、平成26年3月定例会においても質問をしておりましたが、その質問以降にもこれまでに大きな事故として、6月10日、6月17日に車両事故、7月28日にバイクと車による事故、その他小さい接触事故を数えれば大変な数の事故が発生しております。筑紫野署にも信号機設置の要望はしていると言われておりますが、この交差点は保育

園、幼稚園の送迎や小学生、中学生、高校生の子どもの通学路にもなっております。今回の事故の際は下校時間でしたが、子どもたちが巻き込まれることはありませんでした。子どもたちを巻き込むような事故や今回のような痛ましい事故が二度と起きないようにするため、緊急に対策をしていただくよう再度お伺いいたします。

2項目めは、県道筑紫野古賀線の拡幅についてです。

県道筑紫野古賀線の太宰府駅から連歌屋の浦之城橋間は地元の車だけではなく県外からの観光客の車や大型観光バスが頻繁に通っております。また、沿線には一時預かり駐車場や飲食店があることから、地理的にふなれな観光客の方が地図やスマートフォンを手に持ちながら多く歩いておられます。しかし、この区間は歩道が狭く、人と人とが離合できず、特に雨の日は傘を差して歩くと歩行者のすれすれのところを大型バスなどが通っており、大変危険な状況です。事故も多発しております。実は、知り合いが先月事故に巻き込まれました。

現在、筑紫野古賀線バイパスの4車線化に着手してあり、トラックなどの交通量は今後減少するものと思われませんが、太宰府天満宮の周辺道路であるため、観光バス、路線バス、高校、大学のスクールバスなどの交通量は今後も変わらないと思われることから、道路拡幅の見直しについてお伺いいたします。

3項目めは、道路の路面標示についてです。

お配りしております資料の②をごらんください。

道路標識は、道路利用者に対し、地理の案内、警告、規制などの情報を知らせるものであります。細かなことですが、大事なことです。お伺いいたします。

先日、市民の方から五条交差点から君畑交差点の間の路側帯にある歩行者専用の路面標示は大人が歩道側、子どもが車道側になっているとお話がありましたので、すぐに現場に見に行きました。この路面標示は歩行者に対して標示しているものなのか、車両に対して標示をされているものなのか、お伺いいたします。また、誰が標示されるものか、お聞きしたいと思います。

以上、1件3項目について質問し、再質問は議員発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 1件目の市内道路における安全性の向上についてご回答いたします。

まず、1項目めの星ヶ丘保育園横の信号機についてですが、この交差点につきましては市と筑紫野警察署で数々の交通安全対策を施してきておりますが、通学路の危険箇所であることから、市としましては一昨年から筑紫野警察署に対し4方向の車両信号機である定周期信号機の設置要望の申請を行い、さらに本年8月には市長が筑紫野警察署に出向き、直接筑紫野警察署長に定周期信号機設置の陳情書の提出を行い、市長から福岡県公安委員会への上申及び定周期信号機の設置を強く要望していただいております。この申請は、現在、筑紫野警察署から福岡県の公安委員会に上申されているとのことであります。

緊急の対策としましては、3月議会の代表質問で原田議員に回答しておりました交差点内をエンジ色によるカラー舗装で行うことが車両運転者に対して交差点であることを強調することになると思われまますので、再度筑紫野警察署と調整を図りまして早急に対応したいと考えております。今後につきましても、筑紫野警察署と連携しまして定周期信号機の早期の設置等を図りたいと考えております。

次に、2項目めの県道筑紫野古賀線の拡幅につきましてご回答いたします。

ご質問の西鉄太宰府駅前交差点から浦之城橋間の県道は歩車道が狭く、現地及び県の道路台帳を確認しましたところ、全幅員が約7.5m、歩道は縁石を含め幅0.9mから1.1m、車道幅約5.5mとなっております。ご承知のとおり、この県道は交通量も多いことから、現在県において松川交差点から宇美町境までのバイパスの4車線化を促進しているところであります。当該区間を通行する大型車両については、以前に比べ減少しているところではございますが、路線バス、観光バス等は通行いたしてあり、歩車道ともに狭いことから、歩道際まで車両が接近している状況であります。このような現状を踏まえ、過去、県に対して現道の拡幅要望をいたしておりますが、県の方針といたしましては、筑紫野古賀線につきましては、まず大動脈となっておりますバイパス4車線化の完成を最優先していくということでありまます。このことから、バイパス事業が進捗して現県道の市道への移管手続の時期を見計らいながら、道路拡幅の要望をしてまいりたいと考えております。

3項目めの歩行者専用の路面標示の設置者及びデザインについてご回答いたします。

ご指摘の歩行者専用道路の路面標示は、主要地方道筑紫野古賀線の君畑交差点から五条交差点の区間や西鉄太宰府駅から浦之城橋の区間等の路側帯及び歩道部に見受けられます。歩行者専用の規制標識については、所管の警察署で設置されていますが、路面標示については道路管理者である県や市の設置となります。歩行者専用の規制標識では青色に白抜きで左側に大人、右側に子どもを配置し、手をつなぐようなデザインとなっております。今、原田議員さんがお配りになった資料のとおりでございます。ご質問されている歩行者専用の路面標示のデザインに関しては、福岡県那珂県土整備事務所によりまますと明確な基準はなく、規制標識のデザインを参考にし、路側帯や歩道部の規模等を考慮し施工しているのが実情であるとのことでありまます。県道の路面標示は車両から見た方向で設置されているとのことでありまして、歩行者から見た場合、逆に見えるようになっておりますが、現在は歩行者路側帯にはこの路面標示ではなく明るいグリーン色のカラー舗装による着色を行っているということでありまます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ありがとうございます。

1項目めからちょっと順を追って再質問を行います。

先ほど長谷川議員のときの回答のように定周期信号機というのをつけていくということで私の3月の一般質問のときにもそういうふうに答えられました。しかしながら、現実人身事故が

起きてしまいました。そう考えますと、私が指摘したんじゃないけれども、もうこの日に先ほど壇上でも申しましたように人身事故ではないけれども、車両事故、それとバイクと車による事故がもう頻繁に起きているということをおわかっておられたならば早急にしていただけるものと思っておりました。その一般質問後、市長さんみずから筑紫野警察署のほうに要望に行かれたということで本当にその件につきましてはありがたいと思っております。結局事故が起きてから、何か起きてから設置するのではなく、やはりそうしたリスクがあるんじゃないかというところを見ていただいて早急にどういうふうな問題がそこにあるのか、事故が頻繁に起きるところというのはやはり何かの問題があると思います。そういうふうな問題を私たち市民から受けて一般質問をするわけですけれども、そういったときに早い問題提起をしていれば人身事故まではなかったんじゃないかならうかって、起きてみてそう言っても私も仕方ないと思いたくありませんけれども、それはそう思いました。

その交差点の中でちょっと幾つかお伺いします。私の資料、学校、幼稚園、保育所等ありという図2を見ていただきたいんですけども、この標識はどこに、この交差点の近くにあるかどうか、認識されていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） この標識につきましては高雄台のほうに行く路面にはあるということと、この交差点の中にはないと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今、部長がおっしゃったように家の前・今王線のほうには幾つもありました。しかしながら、この市道緑台団地13号線のほうには1カ所もなく、この幹線道路、高雄・中央通線にも一つもありませんでした。こういった小学校、幼稚園、生徒さん、子どもたちが学校、幼稚園、保育所がありますというのは、やはりその道路標識をちょっと私調べましたところ、道路交通上注意の必要があると認められている地点の手前50mから200mまでの地点にその標識を置くように義務ではないけれども置いてあるそうです。それと、保育所とか出入り口から1km以内の中にはやっぱり置いてあるそうです。そういった太宰府市内高雄の保育所、今度の星ヶ丘保育園横の交差点ではなくてもやはりこういった各幼稚園、小学校、学校がある近くにはこういうふうな子どもたちがおりますよ、学校が近いんですよという標示はやはり市のほうから警察署のほうに設置を要望するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） この標識ですね、保育所ありは、これは市のほうで設置することができますので、これにつきましては地元自治会と調整させていただいて、つける箇所等については、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この四つ角にはカーブミラーが1個しかついていませんでしたけれども、カーブミラーは必要性がないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 私もですね、この坂道を何度か下ってきたことがあるんですけども、非常に見通しはいいんですよ。上から来てもですね。見通しもよくて、下ってきても両側は何もありませんので、車が来ているとか、通常のマラルを持って運転していただければ、そう事故が起こる箇所ではないのかな、かえって見通しがよ過ぎて事故が起こるのかなという思いもしております。それで、カーブミラーについては、そういうことで今1基と、見通しがよくて、つける必要がないということで1基になっているというふうに考えております。以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） もう私も本当部長さん言われていることがそのままだと思います。本当に見通しがよくて安心して速度を加速する、そして左からはもう来ないだろう、片側しか信号がないもので、もう来ないだろうという気持ちで運転していますので速度が出てスピードが出たりしてそこで事故が起きたりすると思いますので、信号機については進められていますので、それは私はお願いするだけです。あとやはりそういったリスクの問題等の標識等とか、やっぱり事前に置けるものは置いてほしいなど、それで事故が起きた場合はもう仕方がないと思いますので、極力そういうふうな標識等、運転車両のほうが見てわかるような標識等は必要であればつけてほしいと思っておりますので、1項目についてはこれで終わりたいと思っております。

2項目について再質問をさせていただきます。

私もこの今の答弁ではバイパスの4車線化が終わってから、そちらが優先だからその浦之城橋の間の分については拡幅工事もまだ検討もされないということによろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 実はですね、県の道路の関係とは、毎年11月に那珂県土整備事務所の所長を初め、担当職員、課長含めて、うちのほうと調整会議をやるようになっております。その中で、今筑紫野古賀線もありますけれども、うちのほうは筑紫野太宰府線とか福岡日田線とか観世音寺二日市線、いろいろな事業をやっていただいております。鷺田橋の改修工事もでございます。そういう関係の調整をですね、毎年、年1回やっておるところでございますが、まずその今言いました箇所をぜひともうちのほうは先にやっていただきたいということを強く要望しております。それで、全然この現道について、やらなくていいのかということではないんですけども、最終的にどうしても移管の話が、県とその途中に出てくると思います、必ず。移管をお願いしますということで県土のほうから、県のほうから市のほうにそういう手続のお願いといたしますか、その時点で、うちのほうはそういう要望を出していきたいと。ただこの拡

幅の要望につきまして受けるときに、我々が出すときにやはり一番問題になってくるのはあの道路現況の用地補償と用地のことでございます。ただ単に市だけ、行政だけでやっていこうと思っても、なかなか難しゅうございますので、そこら辺はその時期になりましたら、そういう組織ですね、地元のこの区域はこういうふうに町をつくりたいんだよというような、そういう組織をつくっていただいて市と行政と地元が一体となって要望を出していく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） もう部長がおっしゃいましたように地元の、また意見書、そういうふうなものが必要でやはり言っていないとそこは太宰府市だけではできないということですが、重ねてそれも早く地元の方の協力を得て。いろいろな問題があると思います、それをするからにはですね。お金もかかりますし、そこに住んでおられる土地の要望もしていかないといけないということも今おっしゃいましたので、それはそのとおりだと思いますけれども、今回のそのこの道路につきましては諸先輩の議員の方からも昔から質問してあるということは私も聞いておりますので、早急にですね、そういうふうな会が進められたらいいなと思っておりますので、ぜひ市のほうも協力していただいて、そういう話があったときにはしてください。先ほどのように雨の日はもう本当傘を差したら車、バスとかはですね、特に引っ張られていきますので。子どもさんたちの通学路ではないみたいです、子どもさんたちはその中のほうの道を通っておりますので、ないんですけども、子どもたちだけではなくて、やはり相手側ですね、高校とか大学のスクールバスが通ってあることはもうご存じだと思いますけれども、そういうバスがそういうふうな子どもさんたち、大人の接触事故、また人身事故にならないように、早急に歩道の部分だけでも協力要望をさせていただいて、2項目も終わらせていただきます。

3項目めなんですけれども、私この皆様に資料をしてもらったんですけれども、この2のほうなんですけれども、これはグリーン舗装とかにも変えられるということなんですけれども、私はこの方向に向かってこれをされているということなんですけれども、これを逆にすれば何も問題はないと思うんですよ。結局、この逆になるってわかりますかね。大人が外に行けば反対から頭のほうから見ても別に構わないと思いますので、そこを指摘しているわけですね。だから、この方向に向かってどうして路面標示をしなければいけないのかって。これを逆に向ければ何も問題はないことであるので、それができないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） これは先ほど言いましたように道路標識をそのまま参考にしてですね、そういう標示になっておりますが、那珂県土整備事務所に言いますと、今もうこれはやっていないということでございます。今はこれつけなくてグリーンのカラー舗装をやっています

ということで、今現在これ残っているのは以前やられた分が残っているんだらうと思うんですよ。今後はこういうことでこれはやらなくてですね、グリーンのラインをつけていくと。ただですね、議員さんこれ車から見ますとですね、やっぱり車の方には、こちらのほうが非常にここは歩行者専用なんだなというのはわかりやすいんですよ。これを逆に向けますとですね、運転していても最初何だろうかということで近づいてやっとわかるような形なんですよ。路側帯はですね、この歩行者専用は子どもさん、歩行者を守ると。それを車両の方に知らせるんですよと、そういう標示じゃないかなと私は思うんですけど、逆にするとなかなか難しい。それと、もうこの標示は今はやっていないということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今、部長のほうからおっしゃいましたようにこれは今使っていない、使っていないのであればですね、もう消してもらってきれいにカラー舗装にさせていただくに要望してください。

それから、これが私は歩く人のためだろうと思いました。今、グリーン舗装に変わりましたって言われましたけれども、これまで見えます。私、見えません、運転して。この標識は。言われて初めて見に行きました。だから、これを設置されているところがまだまだたくさんあります。ここだけではありません。まだほかにもたくさんあります。もうそういうふうなところはグリーン舗装にして、グリーンというかな、青色でも何でもいいですので、グリーン舗装をしていただくように要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2件についてお伺いいたします。

まず1件目は、認知症を支える地域づくりの施策についてです。

認知症になっても本人の意思が尊重され、住みなれた町で安心して暮らせる社会を目指し、認知症対策に力を入れている自治体が徐々に増え始めてきております。社会全体で認知症の方を支える仕組みづくりや、一般の方への認知症に対する理解の促進、認知症の方の生活を地域で支えるための医療、介護サービスの構築など、自治体が主体となってさまざまな施策が講じられているようでございます。

県南の大牟田市では既に平成14年から地域認知症ケアコミュニティ推進事業として認知症になっても誰もが住みなれた家や地域で安心して暮らし続けられるようにと、さまざまな取り組みを行ってきておられます。その一つとして、今年も市民約3,000人が参加のもと徘徊模擬訓練が行われました。これは認知症の徘徊による行方不明者が発生したと想定し、警察や消防、行政、地域住民等が連携して情報伝達を行い、徘徊役を捜し、声かけをし、保護しようという訓練です。このほか認知症コーディネーターの育成など人材育成や子どものころから認知症の人の気持ちや支援について学ぶための小・中学校における認知症についての絵本の読み聞かせなど取り組まれておられるようでございます。認知症対策については、全国でそれぞれの地域の特色を生かした取り組みが実施されておりますが、この大牟田市の取り組みは大牟田モデルとして全国多くの自治体で生かされております。

本市においても、認知症について正しく理解していくため、独自性を持った対応策が求められることから、市民や子どもたちへの啓発やサポーター養成講座の開催など認知症施策の具体的な計画についてお伺いいたします。

次に、市民の森の多目的広場（仮称観世キャンプ場）の整備についてお伺いいたします。

平成20年3月議会において、青少年の育成、活動の場、野外活動の拠点施設として整備計画についてお伺いいたしました。そのときは広場が史跡地であるとの理由から、事業名を史跡自然体験広場として文化庁と調整を行ったが、結局整備は見送りとし、今後も安全に有効活用できるよう抜本的な改修計画を見据え、問題点を整理しながら研究を行っていくというご回答をいただいております。

現在の春の森、秋の森、県民の森を含めた市民の森全体の自然環境にも変化があり、子ども会活動や諸団体による活動にも支障が出てきているようです。市民の散策路でもあり、日々人の出入りは多いようです。春夏秋冬、四季を感じることでできる森であり、市民の財産でもあります。今後、史跡地として保存活用などを含めた整備計画などがございましたら、お示しください。

再質問は発言席にて行います。よろしくお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1件目の認知症を支える地域づくりの施策につきましてご回答いたします。

現在、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症か、その予備群とされる状況がございまして、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年以降はさらに大きく増えることが予想され、極めて深刻な問題となっており、認知症に対する認識を社会全体が共有し、偏見を持たずに本人や家族が尊厳を持って安心して暮らしていくことができるまちづくりが大切であると認識しております。

このようなことから、本市では認知症施策を重要な課題として捉え、地域包括支援センターでの総合相談事業を初めとし、徘徊高齢者を位置探知システムで現在位置が把握できる徘徊高

高齢者等家族支援サービス、防災メール・まもるくんを使つての徘徊高齢者の情報配信を行う徘徊高齢者等の行方不明者情報配信事業、筑紫医師会と連携しましてかかりつけの医療機関で認知症の早期発見、早期治療ができるもの忘れ相談事業、判断能力が不十分な要支援者に対しての成年後見制度利用支援事業のほか、各家庭を訪問する機会の多い事業者が日常業務を通じて高齢者等の異変を察知した場合に市に通報していただく高齢者等の見守りに関する協定、体操などで脳を活性化する各種健康づくり事業などを行っております。

ご質問の徘徊模擬訓練につきましては、全国でも認知症施策の取り組みの先進地でございます大牟田市の訓練等に職員も参加しております、それらを参考にしまして早い時期に取り組めるよう努めてまいります。取り組みに当たりましては、まず認知症に対する理解が必要ですので、認知症サポーター養成講座を進めることが必要であると考えております。サポーター養成講座は、認知症に関する正しい知識を持ち、地域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、それらの方々が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進することを目的として平成24年度から社会福祉協議会と連携しまして講座を実施しております、今年の10月末でサポーター数は925人となっております。これまで養成講座は、民生委員、福祉委員、介護事業者などを対象に実施してまいりましたけれども、来年度は地域住民のほか、小・中学校の児童・生徒に対しても開催ができますよう教育委員会と協議し、さらに今後開催回数も増加させまして、全体で2,000人を超えるサポーター養成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） この認知症に対しての講座を開かれると、これから前向きに検討し、また養成していくということなんだと思います。実はですね、この認知症についてお尋ねしようかなと思ったのが、この夏ぐらいだったと思うんですが、夕方のテレビのニュースの中で大牟田のほうのですね、認知症徘徊のその模擬訓練がテレビで放映されておりました。それを見たときに太宰府の住民がその中に映っていたんですよ。それで、この認知症というのはこういう模擬訓練をなさっているんだと。国ではオレンジプランとかいいまして早急に前々から取り組んでいたようですが、このオレンジプランもまた見直しがあるようでございますので、それをきっかけにですね、太宰府でもこういうことができないかなと思っておりましたら、今答弁の中にもありましたね。職員も参加されたということですので、本当に大牟田モデルが息づいてきているのかなと思っています。そのような中で、私が十数年、15年ぐらい前だったと思うのですが、夕方にですね、ちょっと東ヶ丘の小学校、東小学校に行きよりましたら、たまたまここに浴衣を着たようなおじ様が道の中を歩いておまして、そのときに車だったものですか、とめて声をかけたんですけども、あっちあっちって言われまして、こりゃいけないと思ってすぐ110番かけましたらパトカーが来まして、パトカーのお巡りさんと話したら、その方の言うことを素直に聞いて乗っていったんですよ。それが認知症だったというのが十五、六

年前に実際に目にいたしております。また、ついここ二、三カ月前に、あるスーパーで買い物に行っていましたら、買い物袋を置いて財布を捜したり、自分が買ったのかどうかわからない、だけれどもどう声かけていいのかわからない、レジの方もどうしようかと迷っていましたら、そこにちょっとご年配の店員さんがお見えになってこちらこちらと言って、その後話を聞いたら、どうもその包括のほうにご連絡をなされた。もう身近でそういう方たちが目に見えるようになってきているのかなと、いつ自分がその痴呆症になるのか、痴呆なのかわかりませんが、その対策を今取り組んでいるというところで、ご答弁の中に医師会との連携というのがありますが、その医師会というのは筑紫地区全体で太宰府の中でもいつでも駆け込んでいけるようなところが何件ぐらいあるのか、1点と、もう一つその認知症じゃないかな、どうなんだろうという、その病院まで行く過程の中の例えば自分で俺認知症じゃかろうかねとか、物忘れがひどいけれどもとか、それを自分で行かれるのか、身内の方がその知識を知っているのか、その辺はどこか役所の中、行政の中には窓口はあるんでしょうか、相談窓口。2点、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、1点目のもの忘れ相談事業を行っている医療機関でございますけれども、太宰府市内には6医療機関ございまして、複数の先生で対応してあるところもあられて、8人の医師で対応されております。

それと、ご自分なりご家族の方が認知症かなといったときに相談する場所ということでございますけれども、今言いましたかかりつけ医というのはですね、内科さんであったり、皮膚科さんであったりですね、そういうところでございます。そういうふうなご家族の方も含めて精神疾患的な形での病院につながるというのは、ご本人さんもご家族の方も最初の窓口としては抵抗があるということから、そういう日常かかっているところのお医者さんが通常の診療行為の中で本人を診ていただくという意図を持って、そういう内科医とか皮膚科とか外科医とか、いろんなところでその相談事業を行ってあるということでございます。

あとは、当然役所のほうにですね、ご相談いただければ、それが例えば保健センターであったり包括支援センターであったり市役所であったりしたらご案内をしていくということにはなりますけれども。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） 今、病院はどこでも窓口があいているということなんですよね。もし不安があれば市役所どこでも大体受け付けてくれるというんですか、知恵を出していただけるということなんですよね。というのは、じゃあそこまで市の職員の中とか、例えば先ほど民生委員さんとか、サポーター養成講座、要するにそこで講習を受けた方たちが2,000人ぐらいを目安にこれからしたいという話なんですけど、今現在そういう養成講座を受講されてそこに近いそういう知識のある方というのはどれぐらい今現在いらっしゃいますでしょうか。それは職員

にいらっしゃるのか、その今講座を受けた民生委員さんとか、そういう方たちも含めたところでどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） サポーターとしましては、最初にご回答申し上げました累計で925人でございます。内訳は民生委員さんであったり福祉委員であったり大学生の方ですね。地域住民の方、介護事業所、それとか市内の事業所ということでですね、サポーターを養成しております。そのサポーターといいますのは特別なことをする人ではないというふうに考えております。その認知症の人とか、そのご家族の方を応援するという立場で、地域で住んでいただくということで、実はこのオレンジリングがそのあかしでございまして、このリングをしている方についてはそういう認知症なりの知識といいますか、正しい知識を持って、何かありましたら声をかけるといったり、その声をかけていただくというふうなことで、このオレンジリングを配布をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） それでは、そのオレンジリングはもう講習を受けた方がオレンジリングですね。じゃあ、それを講師として教えてくださる方、要するに指導員ですかね、先生ですかね。その専門職の方は太宰府の中でいらっしゃるのか、それかまた民間のボランティアの方でそういう有資格者、太宰府にも大分いらっしゃると思うんですが、そういう方は何人ぐらい配置できて、どれぐらいの人数がいらっしゃるのか、おわかりになればどうぞお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今、議員がおっしゃってありますのは、認知症サポーターを養成するための講師ということだと思いますけれども、キャラバン・メイトといたしまして、一定の資格、講演を受けた方がですね、その先生役といたしますか、講師になります。本市におきましては現在14名おりまして、そのうち市の職員が2名、社会福祉協議会職員が3名というふうになっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） ということは、もう専門的に14名育成されているということですね。ということは、この前、私市政だより「だざいふ」11月号、12月号で、ちょっと目にとまりまして、いち早くなさっていらっしゃるんだなと思ったんですね。さあ協働で始めようという、その中にですね、南小学校区でもう認知症のそういう対応がなされているようでございませぬ。認知症に関する講演会という形で保健師さんがなさっているようで、その同じ月に、やはり市民へ周知型という形で何か出ていたようでございます。11月号に第1回が出ていたようでちょっと目にとまったんですが、認知症のやはり気持ちとか、そういうものをいち早く皆さ

んに周知するというはすごく大切なことだと思います。この取り組みがなされているということはまだまだこれから将来的には地域の中でこういう取り組みをどんどんどんどんなさっていくのか、自治会単位です、福祉委員さん、民生委員さんいらっしゃいますので、もしよろしければなおかつですね、この職員の数を増やすと同時にですね、こういう専門職の配置も必要だと思います。そしてまた、今の地域コミュニティ推進事業の中にも取り込んでいかれまして、地域の中でこういう学校でありよったような、そういうのを広めてほしいと思うんですが、今後ともお願いしたいんです。それには職員のその専門職、窓口の今からこれからやっぱり私たちが65歳、70歳になりますと、いつ認知症になるのか、自分ではわからないことが出てくる団塊の世代が多いと思うんですよね。そういう方たちに対応するためにも市の行政としてはその専門職の配置が必要になるのではないかなと思うんですが、その辺はお考えがあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） サポーター養成するに当たりまして先ほども申しましたようにキャラバン・メイトの養成も必要でございます。それで、平成27年度にですね、そのキャラバン・メイトの養成講座も開催する予定にしております、それらに要する予算につきましてはキャラバン・メイト事務局というのがございまして、そこから支出されるようになっておりますので、それを活用して行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） それは国でキャラバン・メイトというところの事業だということを今あったんですけれども、私どものこの市の対応できる、そこで勉強した、キャラバン・メイトで養成講座を受けた、そしたら今度は市の職員、でもキャラバン・メイトさんがいつも講座があるだけで開催するだけであって、予算が多少あるかもわかりません。だけれども、太宰府にそういうあってはいけないんですけれども、ちょっとそういう数が増えてきたときに高齢者社会になっていますので、窓口として対応する職員、その予算とか人数とかは足りているんですかと私は聞いているんです。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 議員おっしゃってあるのは、市の職員のスタッフ数が足りているかということでございますか。ご心配いただいて非常にありがたいと思うんですけれども、限られた人数の中でですね、その先ほども言いましたように、この問題についてはもう全市的な問題でございます。市の職員全員がですね、そのサポーターになるように、また防災メール・まもるくんで最近高齢者の方の不明情報が各地から来るようになっていきます。それに登録をしてですね、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） これからの社会がいよいよ高齢化を迎えて、また若い人たちも育てて

いかなきゃいけないという時代が目の前に来ています。私どももやはりいつまで生きるかわからんけれども、痴呆にならんように努力しながら一人一人がしていく必要もあると思います。それには早期発見、早期治療だと思うんですよね。せんだって11月に東京のほうでその認知症に関する国際会議が開かれているようです。そのときに認知症になさった方が何か講演をなさったようで、認知症になっても早期であれば自覚をし、そしてそれに負けてなるかということ、専門家の知恵をかりながらですね、よくはならないけれども、これ以上進まないんだと、そういうのにはどうしてもそのサポーターであり、メイトであり、そして地域の力が必要だということが本人が講演なさっているようです。こういうことをですね、一人でも認知症になっても安心だよ、安全だよ、そして早期発見、早期治療でその進行をとめる、そういうプロフェッショナルな方たちが太宰府の中にはたくさんいらっしゃると思います。そういうリーダー的な存在をですね、役所の中で行政の中に取り込みながら、みんなで支えていく、この認知症対策に限らずですよ、いろいろな高齢化を迎えたらいろいろな諸事情が出てくると思います。その辺をですね、市のほうもしっかり踏まえてこれからの太宰府のまちづくりの中に、住みやすい、そして安心だ、安全だ、どこへ行っても誰かが助けてくれるんだという、そういう地域コミュニティ、そしてそういうまちづくりにもう少しですね、予算をお力を入れてくれたり人員配置をしたり、そしてまたその育成に力を入れてもらいたいと思います。これは要望になりますが、どうぞこれからの太宰府がまちづくりの中で人を大事にし、やっていってもらいたいと思いますので、これは要望として執行部のほうにはよく捉えといてもらいたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。これから担当課にはご苦勞をかけると思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これで終わります、この項目につきましては。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 2件目の市民の森多目的広場の整備ということですので、まずは私のほうからご回答申し上げます。

市民の森多目的広場（少年自然キャンプ場）の整備につきましては、以前よりご指摘がありました各建物の老朽化に伴い、平成24年5月に研修棟を解体いたしました。また、その際、災害発生時の倒木、残土などを処分をしております。さらに、解体跡地の湧水対策といたしまして、平成25年10月に透水管設置工事を行いまして、橋やあずまや、側溝ふた、フェンスなどの補修工事も適宜行ってきておるところでございます。

少年自然キャンプ場の利用につきましては、社会教育団体などに限らせていただいておりますが、現在特に夜間にイノシシが出没して危険でありますために宿泊はお断りしておりますが、年間延べ100団体、約3,000人の皆様がデイキャンプや研修、子どもたちの遊びの場として利用されております。平成13年当時に計画されておりました仮称太宰府自然体験広場整備事業につきましては、史跡地内に位置する場所であり、慎重に進める必要があることから、太宰府

市歴史的風致維持向上計画関連事業と連携をしまして、建設経済部と今後協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） この問題については、もう子ども会、いろいろな団体が活用しておりますがなかなか史跡地という観点でキャンプ場として使えない、キャンプ場って言ったらいかんよとかという話もありましたけれども、活動の広場、本当に太宰府の宝物だと私は思っています。平成元年、それから平成4年と、この史跡地の森、太宰府の宝物の中に住まわせてもらって、そして子どもたちとわいわいがやがやといいながら日帰りのデイキャンプとかいろいろさせてもらってありました。その中で平成15年に大災害がありまして、ちょっと集まれないなというところがありましたんですけども、将来的に何か人が集って、人が本当に行き来して休憩場所であったりとか、そして今現在この自然を大事に環境問題に取り組んでいる時期でございます。環境フェスタがなぜあそこであっているのか。以前はキャンプ場で森でありました、観世の森でありました。それから、転々とあちこち行かれました。しかし、また今年このキャンプ場に戻ってきたということは、参加された市民があそこ、あの場所じゃないと自然がね、環境問題を考えるのは一番いい場所なんです。そうなりますと、天気によって左右されます。その中で幸い今年は天気でございました。何年か前は大雨でした。水はけは悪い、でも先ほどのご答弁で水はけもしましたとおっしゃっていますけれども、あそこにあれだけの人数が老若男女、本当子どもたちは喜んでいました。それを次につないでいくために定期的にあそこを活用していきたい、そして森を守りたい、自然環境の中で子どもを育てたいという気持ちはみんなあります。ですから、そこでご提案なんです、古都大宰府保存協会の第3ですか、第2ですかね、の研修所及び休憩所、せめて何かそういう宿泊等がだめであればそういうふうな先ほど太宰府歴史的風致維持計画の事業の中に取り込まれて、もう少し使いやすい、そして寄りつきやすい、安全で行けるようなそういう建物といたら悪いんですけども、何か休憩場所、拠点になるようなもののお考えはありませんか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今、議員さんのほうから市民の森の整備計画の問い合わせでございましたので、ちょっと私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

市民の森におきましてはですね、自然散策を初め健康づくりのための散歩コースとして日ごろから多くの市民の方に親しみを持って利用していただいているところでございます。市民の森での散歩を日課にされている方も多いなということで認識をしております。しかし、市民の森も、開設以来20年以上経過しておりまして、植栽を初めとした公園内の施設が、維持管理が非常に必要になって、補修が必要になってきておるところでございます。これまで草刈り、桜の木のでんぐ巣病の剪定や、倒木の撤去及び施設破損等の補修を随時その都度行ってきた現状でございましたが、そこで市では平成22年に国から認定されました歴史的風致維持向上計画に

基づきましてですね、平成23年度に四王寺山周辺環境整備計画を策定しております。市民の森や大宰府政庁を初めとする特別史跡地大宰府跡の樹木の管理とか施設整備に関する計画書を策定しておりまして、この計画に基づきまして史跡地に含まれます市民の森を文化庁等の許可を受けまして樹木と施設を合わせた全体的な景観形成を図るための事業をですね、平成27年度より取り組んでまいりたいというふうに考えております。時期的にはこの歴史的風致維持向上計画が平成34年までにになりますので、この8年間で何とかやり遂げたいなというふうに思っておりますが、ご指摘にありましたあずまやとか、そういう便益施設でございますが、議員さんもご存じのように、非常に樹木がうっそうとして、昼間でも暗い部分もありましたり、散策路も非常に穴があいとったり歩きにくい。それと、秋の森、春の森に行く散策路もですね、非常に整備条件が悪いといえますか、でありますので、まず便益施設の前にそちらの整備をやりたいなと、まずそういう樹木の伐木やら伐採、剪定、それと施設の修繕、補修、散策路の整備、あずまやをやりますとやはり非常に大きなお金がかかりますので、まずはそちらの修繕のほうから、計画的にやっていきまして、その中で便益施設についてはその時期を見まして考えていきたいなというふうに考えております。まず、先にそういう修繕関係、今は非常に量が多い散策路とかですね、そういう部分につきまして先にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） 平成34年までの歴史的風致維持向上計画の中に織り込んで平成27年度ぐらいには計画をしたいということで、あれだけの広い場所ですからね。固定してここここだということもできないと思いますけれども、今現在活用されている場所を、もう少しその歩道とか、側溝に穴があいてどっか行ったのをね、あの社会教育課の職員やら周りにおる人たちがあれ危ないからちょっとと言って何か持ってきて埋めたりとか、そういうことをしているのも現状なんですよ。というのが、あそこを利用している子ども会さんとかジュニアリーダーとか、いろいろな団体があります。もしあれがね、あそこでけがでもされたらね、これこそ大変だから、じゃあここをしましようということでこの前の環境フェスタの折にはですね、皆さんが本当に気を使いながら本当に自然を守りながら行こうという、あの心意気がありますのでね、そこに建物が無理とおっしゃいますけれども、先ほども、イノシシさんが出てくるとかというところでございますので、イノシシさんにね、もし遭遇したときにどぎゃんすればいいやろうか、どこに逃げればいいのかねって、ちょっとでも高いところに行きたいのが人間ですのでね、そこに少し避難場所的なものでもですね、先に考えることはできないのかな、せっかく立派なトイレがあります。もう本当にあれはね、貴重なものなんですよ。散策なさっている方はもうあれがあるからね、助かるっておっしゃっている方もおります。ですので、その歴史的風致維持向上のですね、計画の中に前倒しでもいいので、もう少しですね、里山の大事さ、そういうものをね、自然環境を守るためにも、よろしければいろいろなボランティアの団

体もあります。行政だけでできないのであれば一声かければ皆さん太宰府の市民は飛んでいきますよ。その辺をですね、計画をしっかりと立てられて、この辺ではこういうものをするんだ、このときまではこういうものを守っていくんだという具体的な計画をいま一度お考え直しはできませんか。最後にお尋ねします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 議員の言われているのはよくわかるんですけども、私も環境フェスタ行きまして、あれだけのこの都市の近郊にですね、あれだけの自然があって、見ますと虫とか、クワガタムシとかカブトムシとかカワセミとか、そういうのがこんなところにいるんだなという認識を初めて持ったところでございます。本当にあの自然を守りながらですね、整備をしていかないといかんというのはつくづく考えております。ただ、あずまやにつきましては、あそこが建物になりますと史跡地ということがございますので、はいすぐできますよというような話にはなりませんので、この歴史的風致維持計画の中で来年する、再来年するということではございませんが、その長い8年の中で、ちょっと見守っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） そんな金かかるんだったら、大きい方でもようございましょうもん。何か持って置いて置いて、何かできないんですか。それぐらい知恵があると思うんですが、行政の方は。いかがでしょうかね。私にか素人だから建物についてはわかりませんが、ただ雨が降ったりね、途中ですることもあるんですよ。そのときのための雨宿りとか、ちょっとね、休憩場所とかが1つは欲しい。再度聞いて、終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 私としましては先にそういうことで施設、散策路の整備をですね、もう結構散策されている方が朝から多いんですよ。だから、そういうところのけがをされたりとか、そういうところがありますものですから、それから先にどうしても進めていきたいというふうに思っています。あずまやもですね、今施設の中に3カ所ほどあります。それと、キャンプをする施設もありますので、雨宿りのときには4カ所ぐらいあるのかなと思っておりますので、ご理解いただければ先にそういう施設の整備といたしましょうか、今の補修環境を計画的にやらせていただいて、その中でそういう文化財的な史跡地でもありますものから、その辺の調整も進めさせていただければというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） どうもありがとうございました。

本当に太宰府、1項目めの高齢者から若者が集えるような太宰府の自然環境の中で住みやすい環境づくり、そして人づくり、まちづくりに取り組んでもらえたらと心から願っております。

す。本当今日はありがとうございました。皆さん、よいお年を迎えてください。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月12日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後2時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (4日目)

[平成26年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成26年12月12日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目  |
|----|-----------------|--|
| 1  | 渡 邊 美 穂<br>(11) | <p>1. 改正介護保険法の施行について<br/>今後、自治体が主体となって運営されるようになるが、移行の現状と課題について伺う。</p> <p>2. 白川区の諸問題について<br/>(1) マミーズまほろば号の停車について<br/>(2) 年始の交通規制について</p> <p>3. 特別支援学級指導員の研修実態について<br/>議会で採択した請願に従って、これまで何回研修を行ったか。また、今後の計画について伺う。</p>  |
| 2  | 上 疆<br>(3)      | <p>1. 全小中学校の普通教室への空調設備の設置について<br/>(1) 学校冷暖房設備導入計画策定調査研究は終了されたのか伺う。<br/>(2) 空調設備の設置時期はいつ頃と考えているのか伺う。</p> <p>2. 道路照明灯や信号機等の鉄塔塗装補修について<br/>太宰府天満宮参道の太宰府小学校入口交差点の道路照明灯・信号機用の鉄塔及び県道の大宰府政庁前から五条交差点までの道路照明灯・信号機用の鉄塔もほとんど錆びており、美観上好ましくないので塗装補修すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>3. 御笠川の白川橋左岸県道側の護岸歩道柵の破損改修について<br/>この護岸の左岸側歩道は、年末年始の際は多くの参拝客等が利用されるので、歩道柵が破損のままだと大変危険だし、最悪事故等が起きないように早急に改修すべきと考えるが、見解を伺う。</p> |
| 3  | 神 武 綾<br>(2)    | <p>1. 学童保育(放課後児童健全育成事業)条例の制定について<br/>(1) 議案第61号の条例改正について<br/>① 入所要件拡大により受け入れ体制は整うのか。<br/>② 「集団保育が可能な者」とあるが、不可能な児童はこれまでいたのか。<br/>(2) 議案第62号の設備及び運営に関する基準を定める条例の制</p>  |

|   |              |   |
|---|--------------|---|
|   |              | <p>定について</p> <p>① 条例中になぜ「省令の規定による基準とする」と簡略化したのか。</p> <p>② 経過措置の「当分の間」の期間とは。</p> <p>2. 梅林アスレチック公園の充実と今後の管理について</p> <p>人工芝の張り替えが始まり、グラウンド利用者は完成を心待ちにしている。</p> <p>① 公園側の改修、整備計画について</p> <p>② 管理棟、管理体制について</p> <p>二点について伺う。</p>   |
| 4 | 藤井雅之<br>(7)  | <p>1. 福岡空港の民営化に伴う太宰府市への影響について</p> <p>国が管理運営する福岡空港を福岡県と福岡市は民間委託に同意する意向を表明した。</p> <p>民間委託による太宰府市への影響について伺う。</p> <p>2. 福岡県住宅供給公社の都府楼団地の活用について</p> <p>福岡県住宅供給公社が所有する都府楼団地について空室も多くみられるが、市営住宅の代替として活用を検討してはどうかと思うが、見解を伺う。</p>  |
| 5 | 門田直樹<br>(12) | <p>1. 中学校ランチサービスの改善について</p> <p>利用率が低いことの原因については議会からもいくつか指摘があった。その後改善した点があれば説明願いたい。</p> <p>中学校の完全給食については「考えていない」旨の回答であったが、現在も同じであるのか伺う。</p> <p>完全給食をしないのであれば、その代替としてのランチサービスにおける利用率を上げる必要があると考えるが、目標値はあるのか伺う。</p> <p>2. 地域における学習の支援について</p> <p>一部の地域では、学校が休みの日に公民館などでボランティアが見守る中、子どもたちが自主学習を行っている。</p> <p>各自治会、学校と連携して全市的に広めていくことが望ましいと考えるが、所見を伺う。</p> |
| 6 | 芦刈茂<br>(4)   | <p>1. 水城1350年記念事業について、関連して黒田官兵衛について</p> <p>(1) なぜ10月19日水城跡での第5回市民茶会の利用を許可しなかったのか。</p> <p>(2) 4市2町の水城・大野城・基肄城築造1350年事業実行委員会の事業以外に太宰府市独自の水城1350年基本計画はあったのか。</p> <p>(3) 8月23日シンポジウムについて</p>  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>① 唐の占領地政策と新羅、高句麗の対倭外交について、早稲田大学の李成市氏は祢軍墓誌に関連して「日本」国号の成立はいつと発言されたか。</p> <p>② 発表資料集P13、P66白村江、周留城の場所の特定が違って<br/>いるかどうか。</p> <p>③ 水城東門周辺に解説所の予定は</p> <p>④ 水城1350年事業のまとめはどうか1400年に引き継ぐのか。</p> <p>(4) 黒田官兵衛講演会は市は行ったのか。</p> <p>2. 議案第55号、56号、57号について<br/>議員、特別職、教育長の条例の改正についての根拠は何か。</p> <p>3. 来年度予算編成について</p> <p>(1) 図書館、いきいき情報センターのコピー機の更新について</p> <p>(2) 市のホームページ、市民の意見、提案の掲載箇所について</p> <p>(3) 小中学校のクーラー設置について</p> <p>(4) 中学校給食について</p> <p>(5) 学童保育の学年延長について</p> <p>(6) 明治維新150年にむけての取り組みについて</p> |
|--|--|

2 出席議員は次のとおりである（17名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 陶山良尚 議員     | 2番 神武綾 議員      |
| 3番 上 疆 議員      | 4番 芦刈茂 議員      |
| 5番 小 畠 真由美 議員  | 6番 長谷川 公 成 議員  |
| 7番 藤 井 雅 之 議員  | 8番 原 田 久美子 議員  |
| 9番 後 藤 邦 晴 議員  | 10番 不 老 光 幸 議員 |
| 11番 渡 邊 美 穂 議員 | 12番 門 田 直 樹 議員 |
| 13番 小 柳 道 枝 議員 | 15番 佐 伯 修 議員   |
| 16番 村 山 弘 行 議員 | 17番 福 廣 和 美 議員 |
| 18番 橋 本 健 議員   |                |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（29名）

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| 市 長 井 上 保 廣    | 副 市 長 平 島 鉄 信       |
| 教 育 長 木 村 甚 治  | 総 務 部 長 濱 本 泰 裕     |
| 地域健康部長 古 川 芳 文 | 市民福祉部長 中 島 俊 二      |
| 建設経済部長 辻 友 治   | 上下水道部長 松 本 芳 生      |
| 教 育 部 長 堀 田 徹  | 会 計 管 理 者 今 泉 憲 治   |
| 総 務 課 長 友 田 浩  | 経 営 企 画 課 長 山 浦 剛 志 |

|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 公共施設整備課長 | 原 口 信 行 | 管 財 課 長 | 久保山 元 信 |
| 地域づくり課長  | 藤 田 彰   | 元気づくり課長 | 井 浦 真須己 |
| スポーツ課長   | 大 塚 源之進 | 生活環境課長  | 田 中 縁   |
| 市 民 課 長  | 田 村 幸 光 | 福 祉 課 長 | 阿 部 宏 亮 |
| 介護保険課長   | 平 田 良 富 | 都市計画課長  | 今 村 巧 児 |
| 建 設 課 長  | 眞 子 浩 幸 | 観光経済課長  | 大 田 清 蔵 |
| 社会教育課長   | 井 上 均   | 学校教育課長  | 森 木 清 二 |
| 文化財課長    | 菊 武 良 一 | 上下水道課長  | 石 田 宏 二 |
| 監査委員事務局長 | 渡 辺 美知子 |         |         |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 篠 原 司   | 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記    | 松 尾 克 己 | 書 記     | 山 浦 百合子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に対しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

11番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔11番 渡邊美穂議員 登壇〕

○11番（渡邊美穂議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書記載3件についてお伺いをいたします。

まず第1件目は、改正介護保険法について質問いたします。

来年4月から施行される介護保険法では、市町村の役割がこれまでと比較して非常に大きくなります。移行期間があるとはいえ、自治体においては状況が異なるため、一律な運用の仕方では困難な事例があり、自治体独自の運用の仕方が必要になる場合も多くなると思います。この12月議会では、主に地域包括ケアシステムについてお伺いします。

平成24年の厚労省の高齢社会白書では、2010年に11.2%だった後期高齢者は、2030年には19.7%になり、高齢化率は30%を超し、単身高齢者や要介護高齢者、認知症高齢者が急増することが予想されています。新しい法律のサービスを運用するためには、まず将来の人口動向が計画策定のための一つのファクターとなります。本市では、今後も人口は微増すると言われていますが、2025年の年代別の人口動向や高齢化率をどのように見込んでおられますか。

次に、今回の法改正によって2カ月で退院を余儀なくされる高齢者は、時々入院、ほぼ在宅というケアサイクルになりますが、その責任主体となるのが2025年までに自治体がつくり上げる地域包括ケアシステムです。ここでは、今申し上げた医療機関との協力による自宅看護、地域による生活支援・介護予防、介護が必要になった場合の事業所との各連携が必要になります。その中心的な役割を担う地域包括支援センターは、中学校区に1つ設置することも書かれていますが、今後の計画策定について大枠で結構ですので、予定をお示してください。

次に、白川地域の諸問題について執行部の考え方を伺います。

白川地域も高齢化が進み、特に筑紫台高校下を初めとする高台地域の高齢者は、外出が困難である方々も増えてきています。そういった地域の声として、現在観世団地に運行しているマ

ミーズ・まほろば号を運行経路の途中、白川地域での乗りおりができないだろうかというものがあります。執行部としてはいかがお考えでしょうか。

次に、年始の交通規制の際、御笠川に沿った道路は天満宮の大駐車場から農協側へ抜ける一方通行になります。ほとんどの方は市役所前の道から御笠川沿いの道より一本観世側に入った道から自宅へ戻ることができますが、一部の住民は大駐車場から建重寺橋を渡って左折することでしか帰宅できない方々がいらっしゃいます。農協のところから大駐車場まで渋滞時は大変な時間がかかります。以前も原田議員が取り上げられていますが、通行証を発行して一方通行を農協側から進入可能にするなど、何らかの対策がとれないものでしょうか。

3件目は、特別支援学級の支援員さんの研修について、議会では昨年6月議会において請願を採択し、支援員さんへの定期的な研修を実施するよう、執行部へ提案させていただきました。その後、経過と結果報告を受けました。執行部ではその提案を受け入れ、昨年8月に研修会を実施されています。その後、何回研修を行われたのでしょうか。また、今後の計画についてお聞かせください。

回答は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） おはようございます。

1件目の改正介護保険法の施行につきましてご回答いたします。

総務省の発表によりますと、日本の総人口は平成26年10月1日におきまして、およそ1億2,709万人となりまして、65歳以上の高齢者人口は3,300万人、高齢化率は26.0%となっており、およそ4人に1人が高齢者となっております。また、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来人口による高齢者人口は、平成24年度から平成26年度にかけて、いわゆる団塊の世代が65歳に達し、さらに後期高齢者に達する2025年、平成37年には高齢者数3,657万人、高齢化率30.3%になると予想され、およそ3人に1人が高齢者という時代になります。

本市におきましては、今年11月末で高齢者数1万7,802人、高齢化率24.9%になりまして、2025年には高齢者数2万804人、高齢化率27.9%になると予測しております。

このようなことから、介護保険制度の持続可能性の確保のため、充実と重点化・効率化を一体的に行う介護保険制度の大きな改正が平成27年度から施行されます。

今回の改正の主なものの一つが、地域包括ケアシステムの構築でございますけれども、急性期医療から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域で総合的に確保するために、予防給付の地域支援事業への移行、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援の充実強化などの事業を各自治体、特に包括支援センターが中心的な役割を担って行っていくこととなります。

各事業を推進していくためには、地域の医師会との連携や受託事業所の指定、指導、支払い事務、単価、利用料設定、基準条例の制定、地域ニーズの把握、地域資源とのマッチング、ボランティア等の育成、システム改修等が必要となり、準備に相当な期間を要しますことから、

準備期間を考慮しまして、それぞれの事業実施開始に猶予期間がございます。

ご質問の地域包括支援センターを中学校区に1カ所設置し、センターの充実強化を図る計画についてでございますけれども、地域包括支援センターの設置に係る具体的な圏域設定に当たっては、おおむね人口2万人から3万人に1カ所が一つの目安となっております。

現在、センターは市内に1カ所でございますけれども、来年、いきいき情報センターへ移転しますので、将来の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における生活圏域との整合性に配慮し、最も効率的・効果的にセンター機能が発揮できますよう弾力的に考えてまいります。

また、団塊の世代が75歳以上になります高齢化が一段と進む2025年に向けまして、これまでの経年的な変化の把握とともに、高齢者の現状・意向の実態把握を行いまして、総合的な高齢者福祉施策のさらなる推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） まず、今ご答弁にもありましたけれども、地域の医師会等との連携も当然必要になるというお話だったんですが、その中に今回の法改正の一つに、複合型サービスというのが創設されるわけなんですけど、これは24時間対応の定期巡回、あるいは随時サービスといった内容になっているんですけれども、当然これは医療機関との連携が必要なんですけど、既に医師会との話し合いなどは始まっているんでしょうか、あるいはもう始まっているとしたらどういったところまで進んでいるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 具体的にまだ詳細は、内容につきましては始まっておりませんが、今回県議会の中で今県のほうが補正予算を提案しておりますけれども、在宅医療の推進ということで基金を設けられます。その中で筑紫医師会さんのほうもその事業にですね、手を挙げる計画もございまして、筑紫区在宅医療拠点センターというものも検討されておまして、将来的には介護も含むところでそういうふうな事業を行いたいという意向がございます。その中で行政と一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） そのセンター設置は、医師会のほうも積極的に取り組まれると思いますので、ぜひ市と合同でやっていただきたいと思います。

それから、先ほど冒頭申し上げたんですが、入院期間がこれまでの90日から60日になるという、短くなるわけなんですけれども、したがって入院時にはもう既に退院後の支援、どういった支援をやるかということを開始するための準備をもう始めなければなりません。また、退院するときには、次の入院をどうするのか、いかにやっていくのかということを準備を始めなければならないというケアサイクルをスタートさせなければならないわけですが、したがって入

退院を含めた医療、それから介護、こういったものを総合的な窓口で一括して相談できることが望ましいというふうに思うんですけども、もちろんこれは医師会との先ほど申し上げた連携も必要になりますが、そういった体制は考えておられますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） これまで、在宅医療、在宅介護を進めようということで、保健所、医師会が中心になりまして私ども市長も入りまして、その在宅医療・介護連絡推進事業というのを行っております。その中でそういった入退院の方の在宅での支援をどうやっていくかとかというふうな、そういうモデルケースの検討会議も進めております。どこが窓口かと言いますと、現状では保健センターと介護保険課の担当課長がその会議に出席をしております。ですから、どちらの窓口でもそういうふうなご相談がお受けできるというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） そうですね、これはやはり次の例えば入院したときにも、退院後の介護体制どうする、看護体制をどうするかということを考えて、今度は退院するときには次の入院先をもうある程度決めておかないと、待ちがすごく多いと思いますから、こういったサイクルは非常に難しくなると思いますので、ここはかなり手厚くやっていただきたいと思います。

こういった制度を実施するために医療機能の分化というのが求められているわけなんですけど、本年度中に病床機能報告というのを県に行くことになっているはずなんですけど、それは既にもう終了しているんでしょうか。

また、平成29年4月から開始される総合事業のサービスについて、現在は配食とかおむつとかの給付などをやっていらっしゃるようですが、現在のサービス以外の新しい事業を行うべきだというふうなお考えはお持ちなんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1件目のご質問につきましては、特に情報は、ありません。

2件目につきましては、新しい事業につきましては、今のところ考えておりません。これまでの事業を、継続的に実施をしていくということで考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 私が入手している資料では、今情報がないとおっしゃったんですが、この医療機関の病床機能報告というのは平成26年度中に県のほうに報告を上げるようになっていくというふうな資料を私はいただいているんですけども、実際はまだ行っていないということなんですかね。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 申しわけありません。福祉部のところには来ておりませんが、医療関係で、そういったお話があるのかもしれませんが、そういうお話があれば、当然私のほうにも来るように思っておりますので、現在まで私のほうに情報がないということは、まだないのではなかろうかというふうに考えます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） では、それはちょっと確認をしていただきたいと思います。

それと、今回中心に質問させていただくと申し上げた地域包括ケアシステムのポイントとして、地域社会全体でサービスを24時間提供できる仕組みの構築が求められているわけなのですが、その中心的役割を担う地域包括支援センターが現在その体制ではありません。本来、先ほど部長の答弁にもあったように、人口2万人に1カ所必要な地域包括支援センターが本市は1カ所しかありませんが、今後中学校区に1つを目標に増設しなければなりません。先ほど圏域等のお話もなさったわけですが、まず現在あるこの地域包括支援センターですね、これをどこかある時点で、24時間体制という形にしなければならないと思うんですが、しかも一度に数カ所の地域包括支援センターを一遍につくるというのは非常に難しいですし、あるいは委託をすることも難しいと思うんですが、現在どの時期にというお考えはあるでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 申しわけありません。まず、先ほどのご回答ですけれども、確かに議員おっしゃるように、今回の地域包括ケアシステムの構築の中に、医療・介護サービスの提供体制改革のための基金創設ということで、病床の機能分化、連携のための必要な事業というふうなことがございました。これにつきましては、申しわけありません、内容がよくわかっていないというのが現状でございます。

それから、2点目の地域包括支援センターの増設ということなんですけれども、太宰府市は29.58㎢ということで市域が狭いということで、コンパクトシティを掲げております。その中で先ほども言いましたように、今回五条にありますいきいき情報センターのほうに移転をします。交通の便がよくなるということもありますし、二、三万人と言いましたけれども、30分以内でそういうサービスが受けられる範囲ということにもありますので、本市の場合はその30分以内ということはクリアしているというふうに思っておりますので、現状ではセンターを増やすということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） では、市長にちょっとお伺いをしたいんですけれども、今部長の答弁では本来人口2万人に1カ所、あるいは中学校区に1つあることが望ましいと言われる地域包括支援センターなんです、したがって、本市では中学校区であれば4つ、人口2万人のところでは1カ所であれば3つか4つ必要だということになるんですけれども、市長としては今後いきいき情報センターに地域包括支援センターが移転するというので、圏域としては30分以内で皆さん見えるから1カ所で大丈夫ではないかという部長の答弁ではあったんですけれども、もちろん時間だけの問題じゃなくて、あと人材ですとかやっぱり対象者が物すごく増えますから、今後本当に1カ所でそれが賄えるのかというのは非常に大きな私は疑問を持っているんですけれども、市長のお考えとしてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま部長のほうから回答したとおりでございますが、2万人から3万人のところに1カ所というふうなことでございますけれども、本市の場合にありましては、30km<sup>2</sup>どこから行っても30分圏内で行けると、大都市の場合は20万人とか30万人とか、それが一つのくくりとしてのコンパクトシティになりますけれども、理想的な7万都市でございますので、あらゆる福祉も教育の面においても理想的なまちづくりができるのではないかなというように思います。私はこの高齢者問題等々については、むしろ1万7,000人弱の65歳以上の皆さん方が今いらっしゃいます。今、介護に適用になっておられます方が約3,000人強でございます。いかにこの3,000人強に入らないように、健康な、あるいは介護を受けられないような丈夫な、そういった市民を多くしていくかというふうなことが、今市で取り組もうとしております地域健康部を初めとして、今行っている施策でございます。しかしながら、万一いろんな方々がいらっしゃいますので、その介護の適用になられた場合等については、今私も24時間体制でやはり行っていく必要があるというふうに思います。これはただ単に市が、あるいは医療機関が24時間体制というふうなことではなくて、介護等については、第一義的には扶養義務者、家庭であるというふうに思っております。それをサポートするのが包括支援センター、あるいは包括医療であろうというふうに思います。かかりつけのホームドクターもいらっしゃいますし、そういったところの地域在宅ケアと包括支援センターと、今どのような形の中でネットワーク化していくかということ、在宅でいかに余生といたしまししょうかね、最期まで全うできるかというふうなことを見守るのは私どもの仕事であろうと、今後そういった形での構築というふうなことが必要になってくると、今それに向かって進んでおるというふうに理解をいたしております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 今の市長のご回答は、全く高齢者施策としては本当にすばらしい方向だとは思いますが、現実問題、地域包括支援センターが担う役割というのがこれまで以上に非常に重くなるということがあり、なおかつ高齢者が先ほど申し上げたように、本市でも約30%ぐらいに2025年にはなる。つまり3人に1人が高齢者になるという実態があります。今市長おっしゃったように、自宅でももちろんやるのが一番理想的ではあるんですが、高齢者人口が増えるに伴って独居でお住まいになっている高齢者の人口が増えるのももう当然でありまして、そういった実情から考えるとですね、私はどう考えても、今の1カ所ではサービスは十分にはできないというふうに思います。それは別に地域包括支援センターの人材の問題ではなくて、やはり数、それから人員ですね、人の数の問題等があって、これは難しいというふうに思います。昨日、長谷川議員が、今回の市民プールの民間委託の件でちょっとお話があったんですが、地域包括支援センターも以前民間に委託をされておりました、これを直営に戻されましたが、そのときに、委託先では正職員、正規職員を雇用されたばかりであり、いきなり直営に戻すという決定がなされたために、先方との関係がこじれるんじゃないでしょうか

という私も懸念がありましたので、議会で取り上げた経緯があります。今後地域包括支援センターを増やすかどうかかわからないとしても、こういった民間業者の方々とその後きちんとした整理はできているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、今回の介護保険の改正によりまして、確かにいろんな事務が増えることは事実でございます。その中で地域ケア会議の充実とかというのもありまして、その部分を包括支援センターが主に担うということになっています。そういう面でも事業量は増えますんで、体制の問題は今後考えていくということにしておりますけれども、これまでの事業所さんとの関係ということですが、私がこの職に参りまして、いろんな事業所さんとお話しする中ではそういう過去のお話というのは、特に聞くことはございません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） わかりました。やはりあのときは先方が正規職員を雇ったばかりだったのに、直営に戻すということで、そういった職員の処遇をどうするんだとかということ、やはり懸念をされていたという経過がありましたので、ぜひその関係については今後も継続的に続けていっていただきたいと思います。

それから、先ほどおっしゃった地域ケア会議なんですけれども、これはもう始まっているのでしょうか、それとも、もしまだ構想段階かもしれませんが、いずれにしてもメンバーはどういったメンバーで、具体的に、どういったメンバーで何人ぐらいというふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） この地域ケア会議につきましては、平成27年度から実施するようになっておりまして、本市におきましても平成27年度から実施をいたしますけれども、今現状といたしましても、個別ではございますけれども、多職種の方が集まっていたら、困難事例に対する検討会議等を行っています。メンバーとしましては、訪問介護ステーションの方とか、各種事業所の方とか、当然本市の保健師とか、医療機関とか、そういったいわゆる多職種の方が入っていただいてケア会議を進めるということになります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 人口が減少している地域は、高齢者の人口も減っていくということになりますから、その予算も減っていくということになります。しかし、本市は幸い人口が微増するという予想ですので、それはひいては高齢者福祉の予算も増加することを示しています。あと10年あると思いますけれども、今回の法改正は先ほどから部長がおっしゃっているように、大変な分量の改革が行われなければなりません。したがって、10年というのはあつという間に過ぎてしまうのではないかと思います。どうか高齢者サービスの基点となるこの地域

包括支援センター、これはやはりぜひ増設を初めとして、爆発的に増えていく高齢者の皆さんの生活ができるだけ地域で行えるよう、先ほど市長もおっしゃいましたが、昨日、小柳議員の質問にもありましたが、認知症に対する啓発、こういったのも含めて、啓発的に進めていただくことをお願いして、1件目を終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） それでは、2件目の白川区の諸問題についての1項目め、マミーズ・まほろば号の停車についてご回答申し上げます。

東観世区は高台にありまして、道路狭隘なため公共交通空白地域であります。高齢化の進展により徒歩での買い物や通院など外出に困難が生じることが多くなっておられます。

このような中、東観世区の強い要望を受けまして、株式会社マミーズと本市とで協議を重ね、さらに九州運輸局のご理解を得て、株式会社マミーズが地域貢献の一環として高齢者の外出の支援として、平成20年11月19日からお買い物サポートカー「マミーズ・まほろば号」として運行を開始されたものでございます。

本市では、この買い物サポートカー事業に対し、地域への貢献性、市役所を経由するなどの公益性を考慮し、ガソリン代や保険料といった経費の一部を支援いたしているものでございます。

運行方法及びルートにつきましては、10人乗りのワンボックスカーを使用いたしまして、月水金の週3日間、東観世方面3便、いきいき情報センター方面4便運行いたしております。東観世区の皆様におかれましては、この6年間、事業の存続のためにさまざまな活動を行っておられまして、乗車率アップのため隣近所同士での日々の声かけでありますとか、日ごろの買い物や自治会行事等での買い出し等もマミーズを利用するなど、地域一体となって取り組んでおられます。その結果、朝の便についてはほぼ満員での運行、夕方の東観世行きもほぼ満員での運行と、成果は目に見えてあらわれておるという状況でございます。

また、地域一体での取り組みの一例といたしまして、定員いっぱいになりますと、ご高齢の方やより優先度の高い方に席を譲り、次の便に乗りかえられる方もいらっしゃるということでございます。帰りの便では、車内や店舗内に備えています乗車名簿に事前に乗車する便名のところに、自分の名前などを記入することによりまして、定員オーバーを防ぐなどさまざまな工夫もされておられます。定員や便数などの制約がありますが、創意工夫しながらこのお買い物サポートカー「マミーズ・まほろば号」を支えていただいております。

ご質問の白川区内でのマミーズ・まほろば号の停車についてでございますけれども、ただいまご説明いたしましたような状況や、これまでの事業スタートの経緯等がございますので、白川区としての要望を確認するなど慎重に検討したいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 次に、2点目の年始の交通規制につきましてご回答いたします。

平成27年の初もうでにおける交通規制につきましては、例年どおり実施されることとなっております。市道に関連する主な交通規制の内容は、太宰府駅前交差点を終点とし、五条交差点から太宰府天満宮第1、第2駐車場方向への一方通行、五条橋を終点としまして、太宰府天満宮第2駐車場前市道から筑紫台高校下の建重寺橋、白川区御笠川沿い市道、女性センタールミナスを經由して、JA筑紫太宰府中央支店横方向への一方通行、梅大路交差点から太宰府天満宮第2駐車場方向への進入禁止であります。また、国道3号につきましては、朱雀大路、都府楼橋交差点から太宰府政庁跡方向、君畑交差点から五条交差点方向が進入禁止となります。規制時間は平成26年12月31日午後11時から平成27年1月1日午後6時まで、平成27年1月2日と3日につきましては午前9時から午後6時までとなっております。

年始三が日の交通規制は、太宰府天満宮への初詣でに対応するため、本市への自動車の大量な流入や国道3号の通過交通につきまして、より円滑で安全な自動車交通を確保するため、道路交通法に基づいて実施されているものであります。

ご指摘のように、交通規制によりまして、沿道の皆様にはご不便をおかけいたしますが、一方通行の特例措置につきましては、車両の正面衝突など交通事故の防止の観点から難しい面がありますので、この規制の趣旨をご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 先ほど東観世の状況をご説明いただきましたけれども、白川のほうも高台のほうは、やはり東観世と同じように道路が狭隘であって、当然公共交通機関が入れないという同じような状況ではあるんですけども、この点については、このマミーズ・まほろば号が開通したときにも私、お願いをしたんですけども、そのときは需要予測などができないから困難ですというような回答だったんですけども、先ほど部長おっしゃったように、今6年経過して地元の皆さん方のいろんな創意工夫があって、ある程度乗客数も今現在落ちついてきているという状況だと思うんですけども、ぜひこれは先ほど白川区の全体の総意としてできるかどうかということとをまずは確認したいというご返答だったんですが、まず確認をしておきたいのが、道交法上の問題に例えば白川区のあそこの道に仮にバス停をつくるとして、法律上問題がないのかということと、もし仮にバス停をつくるとしたら、どのあたりが望ましいというか、よりベターだというふうに執行部ではお考えなのか、それをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 今ご意見いただいておりますのは、東観世からちょうどおいて農協太宰府中央支店のあの区間だろうと思います。当該道路の幅がほとんどが5m以内ということになりますので、当然バスといますか、そういう車運行になってきますと、やっぱり乗りおりの利用者の方の安全確保であるとか、交通の離合の関係であるとか、そういうふうな配慮が必要だろうというふうに思います。現地を確認した上で、そういうふうな状況も検討していく必

要があるだろうというふうに思います。

あとマミーズ・まほろば号につきましては、地域サポートカーとはまた違っていて、高齢者の方の外出支援ということも大きな狙いとなっておりますので、先ほど申しました運輸局の理解を得てスタートしたという経緯もございます。その辺のバス停の設置等が実際に道交法上問題になるのかというご質問ですけれども、そこは違反にはならないのかなということもございますけれども、先ほど申しましたような安全確保は十分に必要があるというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） それでは、ぜひ、地域白川の皆さんもそうですけれども、これは当然マミーズとの協議も必要になると思いますけれども、ぜひまずは白川の地域の皆様方の総意を得るような形でご協議いただいて、マミーズさんともぜひ前向きにこれはご検討いただきたいと思っております。

それとあと、道路の渋滞のほうなんですけれども、セブンーイレブンの交差点から大駐車場に行くところまでは、基本的に車両は全部左側に寄せて皆さん並んで行かれていますよね。したがって、例えば今通行証を発行するのが正面衝突の危険性があるから危ないということだったんですが、例えば基本的に観光客の方は左側に寄せてあるんですけども、例えば地域の方にはですね、右側がすいているから比較的右側を走っていただいて、大駐車場のところから入るときに、そこの大駐車場の天満宮の係員の方がいらっしゃいますよね。曲がろうとするときに、なかなか入れてくれないと思うんですよ、いきなり来ているから。そういうとき、例えばあっちに帰りますとかと、窓から一声、声かけたら例えば係員の人が指導して間をあけて、地域の方を建重寺橋のほうに抜けさせるような、そういった工夫はできないですかね。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今議員が言われた件でございますが、時間帯によりまして、右側車線が非常にあいている時間帯があるということでございますので、そういうときには利用していただいて私のほうからそういう駐車場の担当の方にはお話をさせていただいておりますので、そういうことはできますが、いつもかつもそこを通るといのはなかなか難しいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） やはり先ほど申し上げたように、高台の方々、特に、絶対に建重寺橋を渡らないと家に帰れない方々が、同じ白川に住んでいて、ちょっと手前の方はあそこから左に曲がって一本手前の道を左に曲がれば家に帰れるのに、自分たちだけはぐるっと回ってあの駐車場まで行かなきゃいけない。下手するとあの時間が30分、40分渋滞でかかるわけですよね。ですから、ぜひこれは地域の方とのいろんな懇談も必要になるかもしれませんが、ぜひ先ほどおっしゃったような形も含めて、天満宮さんのご協力もいただいて、少しでもその

解決に向けて努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは、2件目を終わります。

3件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 3件目の特別支援学級指導員の研修実態についてお答えいたします。

特別支援教育支援員の研修状況につきましては、平成25年度は8月5日に本市のスクールカウンセラーで臨床心理士でもあります福岡こども短期大学教授の武部先生を講師としてお招きいたしまして、特別支援教育における支援のあり方について講話を行っていただいた後に、具体的な支援内容に関して、中学校ブロックごとに協議を行う研修会を実施いたしております。

平成26年度につきましては、特別支援教育を日常的に支援する体制をつくるということで、学校教育課に教育支援コーディネーターを配置いたしております。

本年度はこれまで各学校における現状把握など実態を確認をしてきておりまして、これからは学校を訪問いたしまして、子どもの実態と支援員の支援状況を実際に見ながら、実際の支援場面での支援員が行う介助のあり方について具体的に指導や助言を行いますとともに、学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任を含めたOJT研修を3学期から順次実施していく予定にしております。

また、平成27年度につきましては、学校の実態や児童・生徒の支援の実施状況に応じまして、講話形式等の研修内容も随時盛り込んでいく予定にしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 支援員さんの研修は、請願の中にもあったように、一回やればいいというものではなくて、継続的にやはり行わなければなりません。本年度については新しく教育支援コーディネーターという方を雇われたということで、実態確認を今やっているということなのですが、昨年度、8月以来、8月から3月までかなり時間があつたわけなのですが、その間に2回目、3回目の研修が行われなかったというのは何か理由があつたのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 先ほどの回答の中にも、また議員さんの今お話の中にもありましたとおり、本年度から学校教育課に特別支援教育の本当にスペシャリストでございますが、教育支援コーディネーターをお招きをいたしまして、本年度の特別支援教育の推進についての重点を2つ掲げております。これは教育施策要綱の中でも述べておるところでございますが、1つは特別支援教育を推進していくためのきめ細かな就学相談と就学指導でございます。2つ目は、特別支援教育担当者の支援の質の向上ということで、2点を重点として上げておるところでございます。ご質問にあつているのは、2点目のほうの重点でございます、特別支援教育担当者の支援の質の向上といったところだろうと思うんですが、これをどうしていくかということで、

再度この教育支援コーディネーターと協議をいたしましてですね、まずは学校の実態、子どもたちの状況をしっかりスペシャリストとして把握する必要があるというところで、これまでは学校に実際出向いていただいて現状把握、実態把握をしていただいたところでございます。その上で、じゃあ具体的にどういうふうに質を上げていくかということで協議をしたんですが、議員がご指摘いただいております研修会、これももちろん重要でございますので、まずは本年度3回でございますが、特別支援教育担当者研修会というのを3回開催をしております。1回目につきましては、特別支援学級の担当者研修でございます。それから、2回目につきましては、各学校にございます特別支援教育コーディネーターとそれから特別支援学級の担任、それと通級指導教室の指導員、この三者を集めましての研修会、これについては教育支援コーディネーターのネットワークを生かしまして、太宰府特別支援学校を会場といたしまして、太宰府特別支援学校の先生方にも実際に加わっていただきまして、グループ協議をしながら実際に子どもに指導、支援していくに当たってどんな支援が必要なんだろうといったところを、お互いの課題を出し合いながら、特別支援学校の先生の見聞も交えて、具体的に解決ができるような、そういう協議会を実施しております。

そして、第3回目につきましては、特別支援教育の担任を集めまして、実際に授業をどんなふうに行ったらいいかという授業研修を行っておるところでございます。

議員ご指摘の支援員さんにつきましては、本年度は特別な研修会は実施はできておりませんが、先ほど最初に回答いたしましたOJT研修と言いましたが、この特別支援教育を推進するに当たっては、学校を挙げて推進していくというのが基本でございます。その中心になるのは、校長、教頭はもちろんでございますし、学校の特別支援教育コーディネーターを中心といたしまして、特別支援学級の担任、そして通級指導の指導員、ここがやっぱり中心になりながら支援員さんを含めたところで、学校の中で具体的にどんなふうに質を上げていくかという校内での研修を充実させていくと、そういう狙いもありまして、特別支援教育の担当者研修会を3回実施させていただいております。支援員につきましては、研修会は特には今年度はここまでは実施しておりませんが、先ほど回答を申し上げましたとおり、今後、これからはなりますが、個別に具体的な指導ができますように、学校に出向きまして学級担任とそれからコーディネーターと、それから支援員さんを含めながら子どもたちに具体的にどんな支援をしているかというのをすぐそばで見させていただきながら、具体的な支援のあり方について指導助言を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 皆さんご承知のとおり、支援員さんというのは専門家ではないわけですね、皆さん。したがって、障がいを持った子どもたちと対応するときに、やっぱり個人で物すごく悩んでおられる方がいらっちゃって、本年度、昨年度も8月に1回あって、それ以降研修がなくて、ご本人がやはり悩まれて、ご自身でも自費で民間の研修を受けに行ったりとか、

そういった方もいらっしゃるようです。したがって、研修は単に講演を聞くとか、こっち側から一方的に指導するとかということだけではなくて、支援員さんたちだけを集めて、一体どういうことで悩んでいるのかとか、どういうふうに皆さん方がそれを業務をこなしているのかとか、そういったお互いの悩みとか、あるいは思いを、語り合う場所を設けるだけでも、やはり随分違うと思います。今、部長もおっしゃいましたけれども、今後そういった形で専門的な研修ももちろん継続的にやっていっていただきたいと思いますけれども、あわせてやはり専門家ではないということで支援員さんたち、そういった方々が悩みとか、指導に関してのそういった部分もぜひフォローアップをしていただきたい。請願にあったようにこれは継続的にきちんと行っていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、3番上疆議員の一般質問を許可します。

〔3番 上疆議員 登壇〕

○3番（上 疆議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しています3件について質問をいたします。

まず1件目は、全小・中学校の普通教室への空調設備の設置についてであります。この件については、さきの9月議会にて個人質問をいたしました。今後この調査結果などをもとに設置時期を含めた導入計画を作成していくとのことでしたので、再度、以下2点について進行状況等をお尋ねいたします。

1点目は、学校冷暖房設備導入計画策定調査研究は終了されたのか伺います。

2点目は、空調設備の設置時期はいつごろと考えているのか伺います。

次に2件目は、道路照明灯や信号機等の鉄塔塗装補修についてであります。太宰府天満宮参道の太宰府小学校入り口交差点の道路照明灯・信号機用の鉄塔及び市役所前県道の太宰府政庁前から五条交差点までの道路照明灯・信号機用の鉄塔もほとんどさびておまして、美観上好ましくない。塗装補修をすべきと考えますが、ご所見を伺います。

次に3件目は、御笠川の白川橋左岸県道側の護岸歩道柵の破損改修についてであります。この護岸の左岸側歩道は、年末年始の際は多くの参拝客などが利用されるので、歩道柵が破損のままだと大変危険だし、最悪事故等が起きないように早急に改修すべきと考えますが、ご所見を伺います。

なお、回答は件名ごとをお願いいたします。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 1件目の全小・中学校の普通教室への空調設備の設置について市長からということでございますけれども、私からご回答を申し上げます。

まず、1点目についてでございますが、全小・中学校の普通教室のエアコン設置につきましては、9月議会で申し上げておりましたとおり、特別支援教室や通級指導教室、音楽室、図書

室、保健室などにおきましては、児童・生徒の体調を考慮し、順次エアコンを設置してきたところですが、近年の地球温暖化に伴い異常高温が続く気象状況、PM2.5などの飛来による環境、大気汚染の状況を踏まえ、学校の適正な教育環境を保つため、また児童・生徒の健康維持の観点から、通常授業を行う普通教室にもエアコン導入が必要であると考えておりまして、今年度調査研究及び導入計画の策定を行っているところでございます。

このため、夏休みを除く6月中旬から9月末までの普通教室の温度調査結果や本市の過去の気温、PM2.5の状況、他の自治体の整備状況等の情報を収集整理いたしまして、整備手法や整備の順番、熱源等を盛り込んだ導入計画を策定中でございまして、現在、熱源等の最終検討を行っているところでございます。

次に、2点目の具体的な設置時期につきましては、これも9月議会で申し上げておりましたとおり、早い時期での導入も含めて検討しておりますが、総事業費といたしまして4億6,000万円が見込まれており、国の補助金や市債を活用した中での財源の確保が必要になってまいります。

また、現在国政選挙の最中ございまして、国の補助金や市債など、今後の動きがはっきりとつかめておりませんので、国の動きにも注意しながら、その時期につきましては見きわめていきたいと考えております。

なお、現時点におきまして、小・中学校へのエアコンの設置につきましては、設置することの方針を決定しておりますが、来年度は市長選挙も控えておりまして、骨格での予算編成を行うことになろうかと思っております。このため、新市長になりましてから、最終的な判断を仰ぎたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 1点目の分については、もう9月議会で言われたとおりじゃないですかね。全然進んでないなあという感じがします。熱源を最後検討されているということですが、それにつきましては当然していただかなきゃいかんことですが、もっと本当に調査研究を早目にしていただいてね、本来もうこの12月議会には出してくれるんじゃないかなと思っていましたが、残念ですが、これも出ていませんので、できるだけ早く調査研究をしていただきたいと思えます。

2点目の分では、空調設備の設置時期はいつごろですかとこれも聞いているんですが、まだまだ決定ができていないようですが、このことについて、非常にやる気があるのかなというのが全然見えないんですよ。だから、するかしないかというのではなくて、1つこれは皆さんに伝わっているかどうかわかりませんが、市立小学校の2学期制のQアンドAというものが出ていますよね。いろいろあるんですが、最後一番下にありまして、空調設備の関係についてQの3ということですが、出ておりまして、「8月末に授業を行うようになると、暑さが厳し過ぎて子どもたちは学習に集中できないのではないのでしょうか」、そういうことでそ

れの答えとして、「太宰府市では、今後全小・中学校にエアコンの設置を計画しておりますので、8月末の暑さが厳しい中でも集中して学習できる環境を整えるようにしています」という、これは教育委員会で平成26年9月に出されているんですよ。全小・中学校に出しているんですよ、これ。それはどういうことなんですかね。まだできていませんよね。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） その配付資料をごらんいただいたらと思うんですが、今上議員さんが読み上げていただきましたとおり、暑さ対策として、計画しておりますということでお知らせをしていだろうということでお配りをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） これ今年の9月ですよ。それで、子どもさん方にこれを、保護者にもでしょうけれども、見てもらって、子どもは期待していると思うんですよ。集中して学習できる環境を考えますよと教育委員会として言っているんでしょうが。それで、まだまだそれができていない、考え方もできていないというのは、ちょっと遅過ぎじゃないでしょうか。その辺はどうですか。来年にはできるつもりですかね。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 先ほどエアコンの設置については、既に方針を決定しているというふうに言いました。具体的にはやはり先ほど答弁しましたように、夏休み中に工事をすべきだろうと、授業中にはちょっとできないということをごさまして、そういうふうな来年の夏休みに工事をしたいということです。そのためには、やはり設計等が必要でございます。大体熱源も最終的な結論が出つつありますので、それに基づいて設計あるいは工事にかかれば管理もありますけれども、設計については来年度の当初予算に計上して設計をしておきたいと。そして、工事については、骨格予算が6月でございますので、それまでに設計を終えて、新しい市長にその工事をするのかしないのかということを経済確認をして、夏休みに工事を行いたいと、そういう経過でごさまして、ほぼ大体そういう計画で今計画の方針を決定いたしておるところでございます。最後の判断について新しい市長にもらえば、ゴーサインが出ると、そういう状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 回答は80%オーケーですが、当然ながら、骨格予算というのは、当然選挙中は骨格予算を組んで、6月の議会で新しい市長になって予算ができるということは当然ですよ。そういうことで、委託料的な部分は組みますけれども、工事費はどうなるんですか。工事費は組むんですか、その辺について。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 予備段階として来年度の当初予算に設計関係を組み上げます。そして、その設計に基づいて工事額、工事費用が出てまいりますので、その工事費については骨格予算で

新しい市長が上げるか上げないか、上げればこういうふうな金額になるし、こういうふうな期間で工事をしてまいりたいというようなことを説明申し上げて判断をしていただくと、そういうことでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 確かに選挙中であります。選挙戦になるとのことですので、なかなか市長に聞くわけにはいかんところがあるんですが、ただ確認させていただきたいと思うんですが、基本的には平成26年施政方針の中でやりますよということで市長は出されておまして、当然ながら市長は選挙がありますから詳しくはできないかもしれませんが、かわったとしてもやっぱり前の市長のそれを引き継いでもらわないかん、施政方針をつくっているんですからね、今年でやろうということをしているんですから、次期市長がかわったとしてもですね、そのことについては、やはり継続的にやってもらわないかんと思うんですよ。その辺は市長はどう思いますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今部長あるいは副市長のほうから回答したとおりでございます。私も今施政方針の中で示しておりますとおりです。教育効果を高めるために、全小・中学校普通教室へのエアコンの設置についてはやっていくというふうなことで意思を固めているところでございます。

それから、その前に今現状でございますけれども、空調関係での扇風機を各教室、私も現場で見てやっておりますけれども、6基ずつつけております。そういった関係上で配線等々については利用できるのではないかなというふうな思いもありますんで、教育環境そのものにつきましても、扇風機と空調ということで、より効果が高まるのではないかなというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） この件については、正確な部分は次回の6月議会で再度というか、3月議会のときにもう一回確認をとりたいなと思うんですが、そういうふうなことを期待しまして、この1件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2件目の回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 2件目の道路照明灯や信号機等の鉄塔塗装補修につきまして、市長答弁ということでございますが、補修に関することですので、私より回答させていただ

きます。

まず、太宰府小学校入り口交差点の箇所についてですが、ここに設置している道路照明灯、信号機の鉄塔にはともに耐候性鋼という材質を使用しております。この耐候性鋼とは普通鋼と違いまして、大気環境においてさびの発生が少ない性質を持った鋼のことを意味し、大気中にさらされた初めの期間は普通鋼と同様にさびが発生します。年月の経過とともにそのさびの一部が徐々に極めて緻密な母材に密着し、さび層となり内部まで腐食されないような鋼材であります。つまり、鋼材の表面を覆い尽くすさび層が環境に対する保護膜となりまして、腐食進行を防止するものであります。耐候性鋼は、メンテナンス費や塗装費の軽減ができます。しかし、表面がさびの色になるため、一般の人には不安や誤解を招きやすく、人目につく場所についてはあえて塗装されることがあります。

太宰府小学校交差点の道路照明灯・信号機用の鉄塔につきましては、先ほど述べました理由によりまして今のところ塗装補修の計画はございません。

次に、県道の太宰府政庁前から五条交差点までの箇所についてですが、道路管理者であります福岡県那珂県土整備事務所に塗装補修について問い合わせをしましたところ、道路照明灯・信号機用の鉄塔ともに、太宰府市と同様の耐候性鋼の鉄塔ということでありまして、再塗装費が軽減できる経済効果や保護性さびの落ちついた色調によって美的効果が期待できることから採用しているので、現時点では再塗装の計画はないとの回答で、ご理解のほどよろしく願いいたしますとのことでございました。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 今説明があったとおり、そういうさびが出て、何でしょうかね、耐用年数が高くできるということは私も誰かに聞きましたが、問題は私そのものは今日2つ提案していますが、その前に西鉄太宰府駅前の交差点、あれは本当に参道を観光客がどんどん来ますよね。信号がとまるでしょう。そうするとどちらからも、上がる人とおりの人がありますが、どちらも200～300人ずついますよね、そして信号でとめられますよね。そうしたら、人間ってどうするかというと、上を見るんですよ。とまったときには上を見るんですよ、もう暇だからね。そうしたときに、さびどころじゃない、もう見られたものじゃない。やはり、もう美観上本当に好ましくないと思うんですよ。さびて、それはもう一般の人はわからんかもしれませんが、やはり環境上は考えないかなのじゃないかなと思うんですよ。それでね、私が大體提案しようと思ったのは、太宰府駅前の交差点をどうかしたらどうかというふうに言おうと思ったんですが、今駅前広場を改修工事していますよね。今現在、交差点の7本か8本ありますが、それを今塗装し直していますよね。あれはどうしたんですか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 太宰府駅前広場につきましては、あれも同じ耐候性鋼で、全部で10本ぐらいございますが、これにつきましては太宰府市の歴史的風致維持向上計画の関連事業

としまして、景観の配慮をしながら整備を今進めております。駅前広場につきましては、先ほど言いました鉄塔が10本ありまして、非常に太宰府の玄関口ということと、先ほど言いましたそういう景観も配慮した上で、今議員が言われたように駅の前は観光客の目によく触れるということも配慮いたしまして、今回の整備工事とあわせて再度実施をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） とすると、景観上そうするということでしょう。そしたら、その下の太宰府小学校入り口の交差点はなぜしないんでしょうかね。あそこも結局駐車場からざあっと上がってくる交差点ですよ。同じことですよ。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 駅広は今ライナーバス「旅人」とか、観光列車「旅人」、もう毎日1,000人以上の方が駅広に来られるんですよ。この整備をしてうちのほうも石灯籠をなくしたりとか視野が広く開放的になった駅広になっておりまして、駅をおりた瞬間にあの10本の鉄塔がばあっと目の前に入ってくるような状況でございました。そういうこともありまして、今回の整備事業にあわせましてさせていただいておりますが、太宰府小学校入り口につきましては非常に狭い空間で4本ぐらい鉄塔がございます。1本はあれは耐候性鋼ではございませんが、4本が耐候性鋼でございまして、ある高さまでは張り紙防止つきの塗装をやっておりまして、平たん的に見えますので、さびが出ているのは4本のうち1本かなというふうに現場で確認はしておりますが、それも余り目立つところにさびがございませんもんですから、それとほかの3本につきましては落ちついた状況でございますので、そうなることを期待して、今のところ計画はしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 基本的にはもう太宰府の参道は下から天満宮に上がるまではもう景観をつくらないかんでしょう。それなのに、今度は極端にね、駅前の交差点はあんなに立派にきれいになっているんですよ。太宰府小学校のところはないというのは、同じ人が通るんですよ、そこを。やっぱりおかしいですよ。だから、緊急につくれとは私は言いませんが、やっぱり塗装せないかんですよ。さびじゃだめですよ。みっともないですよ。本当に見てください。よく見てみて、全部。さびていますよ、全部。確かにもう剥がれたような感じね。そういう部分では、やっぱり直さないかんのじゃないかなと思うんですよ。まず、小学校の交差点についてはできたら駅前広場と同じ形の部分でもらいたいと思いますが、これは検討していただきたいと思うんですけれども、どうですかね。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 先ほども言いましたけれども、駅前広場につきましては、非常にあ

そこで歓迎塔をバックに写真を撮られる方とかたくさんの方が利用されていると、やっぱり太宰府の大きな玄関口でございますので、あそこからおりてこられた方に第一印象を非常にいい方向に持っていただきたいということがありまして、今回再塗装をしておる状況であります。こういう事業に合わせて、やっているということでございます。

太宰府の小学校前につきましては、今のところあと五、六年すればそれらしい茶褐色のさびできれいになるような状況になるかもしれませんので、そういうことも含めて、今はまだそういう計画はしておりません。その状況だと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） それは検討していただくことをお願いしたいと思うんですが、もう一つは政庁前です。政庁前もすごいですよ。同じ形ですよ、西鉄駅前の交差点と一緒に。もうすごいです、さびが。あわせましてね、県道から市役所の前もそうやけれども、農協の前もそうですよ。剥がれたやつがずらっとあります。やっぱりみっともないですよ。そういう部分ではね、県とも一緒に話してもらって、美観上でつくるんですよ。でないと、塗装ですから、やっぱり5年に一回ぐらいかければいいんでしょうが、それぐらいやればいいんじゃないかな。政庁前のところは恐らく15年か20年たつとうと思うんですよ。そういう意味では、見た目という部分では。太宰府駅前ところはきれいかったばってん、ここは何かいなくなって。本当にみっともなくぼうぼうって立っているような感じですよ。あれは本当に夜はわからんからいいけれども、昼間はちょっとおかしいなと思いますよ。そういう部分では県がそう言われたとしても、やっぱり美観上どうかせないかんということで協議をいただいて、検討をしていただくようにお願いして、今日は終わります。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 3件目の御笠川の白川橋左岸県道側の護岸歩道柵の破損改修につきましても、市長答弁ということでございますが、改修に関することでもありますので、私より回答させていただきます。

この歩道柵は、河川を散策される市民の安全のため設置されておりますが、木製であるため、地面付近が腐食し、危険な状態になっており、ロープによる仮設柵で対応しておるところでございます。

現在、五条自治会と歩道柵の仕様について協議を行い、改修工事の準備を行っております。準備が整い次第工事を行う予定といたしております。

年末年始の対応につきましては、既設の防護柵の前面に仮設の防護柵を設置いたしまして安全対策に努めることといたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） これも市民の方から要望されてですね、言ってもらえませんかということでした。距離が25mから30mぐらいのところは虎ロープでつって、木がぶらぶらしておるんですが、確かに危ないと、これは事故を起こしたら、大変なことになるわけですから、特に年末年始はあそこをどんどん通りますのでね、人が、反対側は車が通る。そういうことで、ぜひ今言われたように早急にやっていただきたいと思えますし、恐らく年末までできないということのようですので、年末年始の期間にやっぱり事故があってはいけませんから、看板などで周知して、危険ということを入れてもらってもいいし、その辺も含めて事故が起きないように手だてをしていただいて、早急に改修というか、改めて木じゃ当然長もちしないので、強いものにしていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員の一般質問は終わりました。

次に、2番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） 議長より質問の許可を受けましたので、通告しておりました2件について質問いたします。

まず1件目です。学童保育関連の条例についてお伺いいたします。

学童保育に関しましては、これまで指定管理の移行、保育の充実等を取り上げてまいりました。子ども・子育て支援法の制定により児童福祉法が一部改正、そして法整備がされ、来年4月から施行されます。その中で学童保育の事業として、「保護者が労働等により昼間保護者が家にいない児童で児童施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業という」とされました。さらに、市町村の条例制定と利用促進の項では、「市町村は、設備運営について条例で基準を定めなければならない」とあり、その基準は「身体的、精神的、社会的発達のために必要な基準を確保するものでなければならない」とされています。

これを受け太宰府市でも、この12月議会において議案第61号で設置条例の一部改正と第62号では設備及び運営に関する基準を定める条例が提案されています。その内容について2点伺います。

1つ目は、第61号議案では入所要件の拡大として、6年生まで入所が可能になりますが、現在の施設で受け入れが可能と見込んでいるのか、それとも新設、増設を考えているのか伺います。

また、「集団保育が可能なもの」と定義されていますが、この文脈からいくと、集団生活が不可能なものは入所ができないとも読み取れますが、どのような基準を持っておられるのか。実際に集団生活が不可能なものとして入所できなかった子どもがいたのかを伺います。

2つ目は、第62号議案です。設備及び運営に関する基準については、これまで長きにわたって保護者、指導員の方々が条例制定を願ってきました。そして、このたび設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されることとなりました。太宰府市がこれまで学童保育事業を展開

してきた中から、また現在進行中の子ども・子育て会議の中で論議され、市独自の条例が制定されることを期待しておりました。しかしながら、第2条において「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令第63号の規定による基準のとおりとする」としてあり、条例で中身が見えないものになっています。この点については、省令をもってとし、簡略化しているようにしか見えませんが、この点についてご説明ください。

また、この条例の附則の経過措置の項目の中に、「当分の間」という表現がありますが、この当分の間というのはどのくらいの期間を考えてあるのか伺います。

2件目は、梅林アスレチック公園についてです。

平成7年に約19億円をかけて造成、建設され、その際、グラウンドに天然芝が張られました。しかし、管理が行き届かず、また年末年始の駐車場として開放されたことから、芝が剥がれた状態でした。このたび助成金等を使い人工芝を張りかえることとなり、利用者から喜ばれ、4月からの開放を心待ちにしています。この機会に梅林アスレチック公園全体の見直しが必要ではないかと思えます。

まず1点目ですが、グラウンドのほかに山手には散策路やコンサート広場、アスレチック遊具などが整備されていました。この公園側の改修整備はどのような計画がされているのか伺います。

2点目は、公園内には管理棟があります。現在賃貸契約をしている団体が入居していますが、この施設はトイレ、シャワー室、ミーティングルームがあり、エアコンの施設もありますが、今利用することができません。管理棟を整備し、公園全体を管理する管理人が必要だと思えますが、方向性を伺います。

以上につきましてご回答いただけるようお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1件目の学童保育、放課後児童健全育成事業条例の制定について、1項目めの議案第61号の条例改正についてお答えいたします。

入所要件について、これまで小学校1年生から3年生までとしておりましたが、来年4月より1年生から6年生まで全学年の小学校在籍者に拡大するように条例改正を行います。それに伴いまして受け入れ態勢を整える必要があります。

まず、部屋の確保につきましては、余裕教室や特別教室を活用いたしまして増設をしていきたいということがございます。さらに、入所者が多い夏休みにつきましては、特別支援学級の教室などを臨時的に代用いたしまして対応してまいりたいというふうに考えています。また、指導員につきましても、指定管理者制度の利点を生かしまして、増設に対応して人員を確保していただくようにしておるところでございます。

次に、集団保育が不可能な児童についてでございますが、これまでそうした児童はございませんでした。

2項目めの議案第62号の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてお答えをいたします。

「省令の規定による基準とする」といたしましたのは、法文作成の際には、端的で明瞭であることが求められております。省令の規定による基準とするという表現は、法制執務上通例でございまして、重複や煩雑さを防ぐためにも法制執務上の適切な表現になっておるといふふうに考えておるところでございます。

経過措置にあります「当分の間」につきましては、今後の入所者数の動向や学校施設との調整、予算等の状況を十分見きわめる必要がありますことから、このような表現といたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 入所拡大での施設の充実ということなんですけれども、余裕教室、それから特別支援学級など、臨時的なものを含めて対応していくというふうな回答でした。今、子ども・子育て会議が行われていますけれども、その中の資料の中で、市民の皆さんにアンケートなどをもってニーズ調査などもされていますけれども、実際に学童保育の利用者の状況というようなことが、平成22年から平成26年のこの5年間で528人から786人と1.5倍に増えているという結果が出ています。この間に学童保育の場所が、10カ所から14カ所に拡大が、分割も含めて整備されてきたわけなんですけれども、水城西小学校については第3学童までも増えるような利用者がもう増えてきているような今状況です。今後ですね、ニーズ量の見込みとして出されている数字が平成31年には1,073人になるということで、現在よりも120人増えるようになっていきます。この数字が実際に今3年生までしか入所ができない、余裕があれば6年生まで入れるというところでの調査でしたので、実際に6年生まで入れますというご案内があれば、もっと人数が増えるのではないかとこのように思うんですけれども、この点についてはどのような見通しを考えられていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 今議員さんお話しいただきましたとおり、平成31年度の見込みということで1,073人ということでお話しいただきましたが、この数につきましてはですね、夏場の、夏休みの利用者も含むと、そして1年生から3年生、4年生から6年生まで全てを見通したところの予想した数値でございます。これまでの入所希望者数、それから生徒の増加の推計等をもとにいたしまして、平成27年度から平成31年度までどういった推移で子どもたちが増加して、それに伴って学童保育所がどのように対応していくかといったような推計を出してございまして、今ご指摘いただきましたとおり、その辺の数を十分考慮しながら増設、あるいはそれに伴う指導員の対応等については計画的に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

具体的に予想数値も出しておりますので、それに応じて対応していきたいというふうに考え

ておるところです。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 見込みの数がはっきりはしませんので、でも今の社会状況とかからいくと、恐らく増えていくことは確実じゃないかというふうに思います。保護者の方たちもやっぱり集団で遊ぶ場所を求めていますし、放課後の安全な場所、子どもたちの居場所が必要だということで期待もしていますので、ニーズ量に合った設備の拡充というのは進めていただきたいと思います。その際に、以前にもちょっと質問したんですけども、子どもたちの生活のスペース、今回のこの条例の中、省令の中にもあるんですけども、1人当たり1.65㎡以上というふうになっているんですけども、この1.65㎡というのが、通常子どもたちが過ごす場所というふうに認識されているのか、あとやっぱり子どもたちが毎日利用する学童ですので、体調の悪い子だったりとかということも出てくると思うんですが、そういう子たちが休息できる場所とかというようなスペース、それからあと指導員の方が仕事される事務室のスペースなど、こういうところまで含まれているのか、そのところをお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1.65㎡については、経過措置ということで対応していきますが、ご質問ありましたとおり、1.65㎡の中には子どもたちが休憩する、そうしたぐあいが悪くなったときに休むスペースとか、そういったものも含めたスペースというふうに捉えておるところでございます。

実は昨日、学校教育課長と教育長と一緒に何か所か学童保育所、特に人数が増えると予想される学童保育所の実際を見ておこうということで、見に行きまして、教室の状況、それから指導員さんも見えてありましたので、いろんなご意見等もお聞きしてまいりましたけれども、学童保育所によりましては畳のスペースもあってどうしても体調が悪くなった場合にはここで休憩したりといったようなスペースをとっている学童もございます。ただ、必ずこれが必要かという話もちょうと指導員さんとも話をしてきたんですけども、今のところないならないでも対応はしておりますが、あって困るもんじゃありませんといったようなことでしたので、今後増設していく学童につきましてははですね、子どもたちの状況をしっかり見ながら、どういった対応が一番望ましいのかというのは十分検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 学童の部屋のスペースを、畳のスペースがとられている学童も実際にありました。そこで、体調が悪くて休んでいる子もいましたし、今日何かお友達と遊びたくないとか、かわりたくないとかというような子どもたちがちょっと休んでいたりとかなんかということもありました。ですので、必要ではないというふうには言い切れないとは思いますが、やはり施設を充実していくときに、少し余裕を持ったですね、計画を立てていただき

たいなというふうに思います。

続いて、集団保育が可能なものということで、先ほど答弁いただきましたけれども、今のところ集団保育が不可能な子どもはいなかったというようなお話でしたけれども、この条例にこのような表現があると、そういう子どもがいた場合は入所を受け付けませんというふうに取り取られて、恐らくそういうことはないのではないかとというふうに思いましたので、これは条例を改正するとかというような方法がないのかなというふうに思ったんですけれども、そここのところはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 条例の新旧表を比較していただきましたらわかりますとおり、旧のほうにもこういったものがそのまま入っております、それをそのまま引き続き書いておるところでございますが、入所の手続につきましては、これまでもそうでしたし、今後もそうございますが、まず保護者のほうから入所の希望が出ましたら、それぞれの子どもの状況をしっかり把握をいたしまして、あるいは保護者の願いもしっかり聞いた上で、実際に学童保育所で保育が可能かどうかということは、その都度、協議をしながら判断をしていっておるところでございます。

これまでも特別支援学級に所属する子どもさんが入所してきたケースもございますが、その際にも十分保護者と協議をさせていただいて、可能な分については受け入れてきたということでございますので、先ほど回答申し上げましたとおり、これまで受け入れができなかった子どもさんはいなかったというふうに申し上げましたので、今後もそういったところでしっかり保護者等と協議を重ねながら、あるいは指定管理者もいらっしゃいますので、そちらとも協議をしながら十分慎重に、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今度の条例の中で、この事業者との連携にも関連を書いているんですけども、これ省令の第20条に、「放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、それから利用者の通学する小学校等、関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない」というふうになっています。この事業者は太宰府市の場合は指定管理されている事業者になるわけですけども、この事業者と市とその子どもが通っている小学校とも連携をして利用者の支援に当たらなければならないというふうな文言になっていますので、そういう機関をきちんと使いながら子どもたちが学童からはみ出ることのないような対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1件目いいですか。

（2番神武 綾議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

(2番神武 綾議員「ごめんなさい。済みません、2項目めです」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 2項目め。

(2番神武 綾議員「2点目」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 2項目めですね。

(2番神武 綾議員「はい、済みません、省令のほうですね」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) それでは、質問を続けてください。

○2番(神武 綾議員) 済みません。12月議会に提案されました第62号議案についてですけれども、設備及び運営に関する基準ということで、この条例が、先ほど説明いただきました省令をもって基準どおりとするというふうな表現になっているんですけれども、これは全くその内容が省令と変わらないのでこういう表現になったというようなお話でしたけれども、これは全く変わらなければこういうような表現でいいのか、こういう表現でなければならないのかという、どちらでしょうか。

○議長(橋本 健議員) 教育長。

○教育長(木村 甚治) 基本的には、先ほど部長が申しましたとおり、法令をそのまま入れ込む場合は、第何条ということ、あるいは規定に基づくということで、もうそのままの場合こういう形するのが法制執務上の規定になっておりまして、新旧対照表でこの次のページの国民健康保険条例も見ていただければ、その中にも国民健康保険法の第何条に規定する云々というのがありますので、条例をつくる場合全てを起こすんじゃなくて、同じものはもうその条文を述べて溶け込むという、そういう前提になっておりますので、ご理解いただければと思っております。だから、全く変わらないということです。法律どおりのまんまということですね。

○議長(橋本 健議員) 2番神武綾議員。

○2番(神武 綾議員) 省令と全く変わらないということは理解しております。やはり条例というのは、一般の市民の方が一目でわかるようなものでなければならないというふうに思います。今回この議案が出てきたときに、省令がついていなかったものですから、この実際の中身がわかるような状態ではありませんでした。この省令の中に最低基準を常に向上させるように努めるものとか、あと職員のことについてとか、あと苦情への対応、保護者との連絡とか、細かいことが載っているんですけれども、議会に対して議案を出されるときに、この省令に基づくというような資料提出については、していただかないと審議ができないのではないかとこのように考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(濱本 泰裕) この法制執務上の関係でございますので、ちょっと私のほうからお答えさせていただきますけれども、先ほど教育長も言いましたように、実際上はこういった運用がなされることが大半でございます。また、一部法律の改正などによりまして、省令、その中が

省かれて、その中を条例で別に定めなさいというような動きも今一部出ているようなところもございます。ですから、先ほど言われました今回の分につきましては、省令に基づきという形で書かれております。そういった資料につきましては、説明の中で当然やっていくべき内容であるというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ということは省令も資料として添付するということですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 資料として添付ということじゃなく、恐らく説明の中でそのあたりが示されるものではないかというふうに思っておりますけれども。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 省令はインターネットとかで検索すればもちろん出てくることなのでわかるんですけども、やはり執行部側が説明する責任として、省令もつけてこういう内容であるということを示していただきたかったというふうに思っております。総務文教常任委員会ときには、委員さん宛にこの省令をコピーして、提示されて質疑が行われたわけですけれども、それを見ているような質問がもちろん出ました。全議員さんに配られないと本会議2日目にこの条例に関しての質疑があったわけですけれども、そのときには省令がなかったものですから、中身が見えないというような状態でしたので、今後そういう資料提示とか議員のほうに説明をわかりやすくしていただくという点での改善はお願いできるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） その件につきましては、今後議会事務局とも調整をしながら、改善できる部分については改善してまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） よろしくお願ひします。この条例に関して規則が必要だと思うんですけども、この規則については今どのような状況で進められているのかお伺ひいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） 今回条例を制定いたしましたけれども、規則については現在まだ規則に定めるというふうには考えておりません。準備はしておりません。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） この条例を運用するに当たって、やはり規則は必要だと思います。太宰府市独自の内容も織り込んだものになると思うんですけども、今子ども・子育て会議が進められていまして、11月の会議に私も傍聴で参加いたしました。学童のこの条例に関して提案がされて、委員さんのほうからいろいろご意見が出ていたわけですけれども、意見が論議された内容がこの条例に、第62号議案に反映されているかという点、必ずしもそうではないのではないかとこのように思っています。学童の保護者の代表の方などもいらっしやいましたし、現状をお話しされてもいました。ですので、そういうところも含めてこれから規則をつくるときに

ですね、盛り込んでいただきたいなというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 規則ということですが、もともとこの条例を制定する前におきましては、厚生労働省が示しておりました放課後児童クラブのガイドラインがございまして、それに沿ってこれまで運営をしてきたところでございます。したがって、実際の学童保育所の運営につきましては、既にノウハウができておまして、特に規則で定めるような、そういったようなところも特に必要性を感じておりませんので、今回は条例の制定ということでございますが、今神武議員さんがおっしゃったことにつきましては、十分これからも検討していきたいというふうに考えておりますが、規則として制定するかについてもまた協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 太宰府市も学童が設立されてから長い歴史がありますので、そういう中で培われてきた、今教育部長がおっしゃいましたノウハウですね、もともと公設公営であった学童保育所が今指定管理になっていますけれども、うまく移行しているんじゃないかなというふうに今感じています。保護者からの話もちよっと聞きましたけれども、保護者会が主催で、前も公設公営のときもありましたけれども、保護者会を開いたりとかそういうときに保護者と指導員と、また事業者の方も入って情報交換をする、子どもの状況を話したりするというような機会も設定されているようですので、保護者の方たちにはすごく安心できるような状態も生まれているようですので、そういうことも含めて規則制定には、前向きに進めていただきたいというふうに思います。

2項目めお願いします。

○議長（橋本 健議員） ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2件目の回答をお願いいたします。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 2件目の梅林アスレチックスポーツ公園の充実と今後の管理についてご回答いたします。

まず1点目の公園側の改修、整備計画につきましては、国土交通省による社会資本整備総合交付金の太宰府市都市公園の長寿命化と安全・安心対策事業として整備する20カ所の公園に梅林アスレチックスポーツ公園を位置づけております。

平成26年度から平成30年度までの5年間に老朽化した遊具施設の改善を行っていく予定で、

本年度につきましてはスロープを上った中段にある健康遊具の改修を行います。

遊歩道につきましては、シルバー人材センターと市内造園業者に維持管理を委託し、草刈りや散策路両側の樹木の剪定等をお願いしております。

特に樹木につきましては、台風など異常気象の後も点検を実施しております。遊歩道の歩行に際して、支障の報告を受けたときには、なるべく早く安全に通行できるように対応を行ってまいります。

また、遊歩道の防護柵の老朽化している箇所につきましては、臨時補修等を行ってまいります。

コンサート広場につきましては、市民の皆様にも有効に利用していただきたいと考え大型の遊具等を設置するなどしておりますが、改修等の計画はありません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 次に、2点目の管理棟、管理体制につきましてご回答申し上げます。

これまで当該施設全体の管理は、建設課で行ってまいりましたが、このたびの多目的広場の人工芝化に伴いまして、管理体制について協議を行い、多目的広場及び管理棟につきましてはスポーツ課が管理を行うことにいたしております。

管理棟のトイレやシャワー及びエアコン等の改修につきましては、来年1月から行うようにいたしております。

また、多目的広場におけるスポーツ開放につきましては、管理人を常駐させ、当日受け付けによる開放を行うなど、より多くの市民の皆様にご利用いただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 公園側の施設の充実については、今部長のほうから回答いただきまして、平成30年までに順次行っていくということでした。梅林アスレチックスポーツ公園を今とても愛されている方が、資料として下さったんですけども、ここがオープンする前の、平成2年3月の市政だよりも、梅林アスレチックスポーツ公園を建設ということで計画の特集があっただけで、ここに緑豊かな公園にということで、自然に触れ楽しく遊べる場にと書いてあるんですが、アスレチックの森や野鳥の森、せせらぎ溪谷やコンサート広場などというふうなことで展開されるようなことが載ってました。今お話しいただいたんですけども、コンサート広場についてはコンサートはされたことはあったんでしょうか。済みません、それだけちょっと先に。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 平成2年ごろの広報ですかね、ありがとうございます。その当時、

私がこの工事の担当しておりまして、非常に懐かしいなと思って今聞いておりましたけれども。済みません、コンサート広場には電気設備がありますものですから、そういうことで考えておりましたけれども、今までコンサートは一回もなかったのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 私が平成2年ですので結婚する前の話なんですけれども、こういう計画がされていたんだなと思って。いただいたときに、すごくいい場所で、市民の方に愛される場所になっていたんじゃないかなというふうに思ったんですけれども。春とかは公園の中が梅とかツツジとか花も咲き乱れていましたので、このコンサート広場の中で音楽を聞くというのは本当にぜいたくなことだと思ったんですけれども、今このコンサート広場も遊具が置かれているような状態になっているわけですね。あとせせらぎの溪谷については、今もう水も流れていないような状態で、やはり最初計画していたころからもう既に20年過ぎています。20年ですかね、平成7年、ここがつくられたのが。ですので、もう20年近くになりますけれども、今計画されていたことから、ちょっと管理人さんがいないことがあったのかもしれませんが、十分に施設が活かされていなかったように思うんですね。今平成30年までに計画をして充実させていくということですので、そこのところはぜひお願いしたいと思います。

あと散策路のほうですね、台風などで倒木があった場合には、すぐ緊急対応しているというふうなお話でしたけれども、今も通れるような状態ではないというふうなお話も聞いているんですけれども、実際にここは市民の方が歩けるような状態にはなっていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） ちょっと先ほどのコンサート広場の話になりますけれども、実は市民の森のほうにもそういう広場がございます、あそこを利用できないかということで問い合わせがあるそうです。今後はこのコンサート広場のほうもそういう問い合わせがあれば、観光経済課になりますけれども、そちらのほうとこちらのほうを紹介しようかなあという話をさせていただいております。

それとですね、遊歩道でございますが、私も先日、本当に久しぶりに遊歩道をずっと1周させていただきましたけれども、ちょうど西側のほうになります、そちら側は今グラウンドの整備、人工芝の整備をしている関係で、ちょっと通行どめはしておりますけれども、一通り私も回りましたけれども、全部回れるようになっております。ところどころ、安全柵がちょっと壊れたといいますか、柵の棒がありますが、コンクリートの柱が外れたりとか目地が傷んだりとかというところはありましたけれども、通れないところはないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番(神武 綾議員) それでしたら、市民の方に今グラウンド側が工事中ですから行けないかもしれませんが、今後また利用できるようなことでお知らせができるということでしょうか。

○議長(橋本 健議員) 建設経済部長。

○建設経済部長(辻 友治) 実は、ここが今芝生の工事をやっておりますが、今度管理棟も遊具施設も、今度改修をやることにしております、今月の12月28日から、3月いっぱいまで休園ということにさせていただいております。これは広報とか、ホームページにも載せておりますけれども、そういうことで12月28日から3月いっぱいまではちょっと使用はできないということで、4月からは開放して使用ができるということにしておりますので、その辺はよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) 2番神武綾議員。

○2番(神武 綾議員) 樹木の伐採の管理とか、造園業の方とシルバー人材センターに委託しているというふうなお話でしたけれども、この部分については今後も続けていくというふうなお考えでしょうか。

○議長(橋本 健議員) 建設経済部長。

○建設経済部長(辻 友治) 基本的に、この多目的広場、今度人工芝を張りますけれども、それ以外の部分は今までどおり、建設課のほうの管理で行うということでございます。それで、そういう樹木の剪定、散策路の管理につきましては、今までどおり市内の造園業者とシルバー人材センターで行うということでございます。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) 2番神武綾議員。

○2番(神武 綾議員) 公園側は建設課のほうで管理を行っていくというふうなお話でしたけれども、今まで、この20年近く業者さんがそうやって樹木の管理なんかをされてきたわけですが、その業者の方が十分にできなかったとおっしゃっていました。この梅林アスレチックスポーツ公園が開園した当時ですけれども、梅、それから桜、ツツジなどが約1万1,500本、植えてあったわけですが、この部分も、維持していくのになかなか厳しい状況であったというふうなお話も聞いています。ですので、このアスレチックという名前もついていますから、子どもたちが来て、体を十分に動かせるような施設、それからやっぱり自然に触れるという環境を十二分に生かしたような設備をこれから整えていっていただきたいなというふうに思ひます。

さっきコンサート広場のお話で、市民の森で使えないかというふうな問い合わせがあるというふうなお話がありましたけれども、私も子育てサークルをしているときに、市民の森でちょうど桜の時期でしたけれども、アコーディオン奏者の方に来てもらって、子どもたち20人ぐらいで桜が散る、舞っている中で音楽を聞いたりとかという、そういう時間を過ごしたこともあ

ります。ですので、今回梅林アスレチックスポーツ公園のほうでコンサート広場もあったんだけれども、遊具を置いて変わっていくというような流れがあると思うんですけども、全体としてやはり市民の方が、野外で活動できるような場の充実というところでは、進めていただきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 先ほど、管理が行き届いていないんじゃないかというような話がありましたけれども、私が先日回った感じでは、よくできているなあという思いであります。といいますのは、本当に久しぶりに散策路をずっと回らせていただいて、擬木の階段とかずっと何段もあるんですね。そういうのが大分傷んでいるんじゃないかなということまで回って見たんですけども、結構よく整備されているほうじゃないかなあと。平成7年4月に開園しております、ちょうどもう20年ぐらいになりますけれども、その部分では、非常に整備も管理も行き届いているんじゃないかなという感じは受けております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） わかりました。その点は、業者の方とまたこれから4月開園に向けていろいろ、情報も加味していきながら進めていただければというふうに思います。

それから続いて、管理棟と管理人、管理についてですけども、今の管理棟のほうは施設自体がちょっと使えないようなところがありますが、今後そこも使えるように工事に入るといようなお話でした。そして、今までが管理人がいたというふうな解釈でよろしかったでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 管理人といいますか、ちょっと業者名は。1人、ある団体の方をお願いしてそちらへもう全部委託しておったということで、アメイシャさんという団体のほうに。サッカーの協会の関係者をお願いしておったというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 梅林アスレチックスポーツ公園の開園以来、スポーツ施設としての開放を行ってあった時期もございます。平成18年にたしか指定管理者の導入の時期に、今後公園の取り扱いをどのようにしていくかという協議をした結果、全体としては公園としての取り扱いをしていこうということで、それまで複数名の管理人さんをあそこに常駐をさせ、スポーツ開放を行っておりました。その時期以降については、公園として自由に来てどうぞお使いくださいというふうな体制、ただ施設としてはありましたので、施設予約システムの中でサッカーであったりラグビーであったり、そういう利用もあわせてされてきたということでございます。その後については、今建設経済部長のほうで申し上げたとおりでございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） グラウンドのほうに関しましては、今度人工芝が敷かれるということで、この人工芝を維持するに当たって、専門的な知識だったりとか、メンテナンスなども必要になってくるのではないかというふうに思っています。筑紫台高校のほうが今人工芝を敷かれて、ちょっとお話を聞きに行ったんですけれども、やはり月に1回トラクターでチップを起こしたりとか、それから年に1回はもう芝を立てるような、ちょっと規模の大きなメンテナンスなどをかけてあるんですけれども、こういうことも含めて管理についてはお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） ただいまのご質問の人による管理体制の部分と、それからメンテナンス的な施設の管理の部分と別に話をしたいと思っておりますけれども、人の管理の部分についてはよりたくさんの方に使っていただきたいということもございますので、あそこに常駐、1名の管理人さんを配置をして、当日受けもできればやりたいということで、たくさんの方に利用していただきたいというふうに考えております。

あと施設そのもののメンテナンスにつきましては、既に人工芝を整備しておるような自治体にも情報を収集しながら検討していきたいというふうに思っておりますが、今のところは日常的なメンテナンスといたしましては利用者の方にまず使用後の松葉ぼうきなどを使った簡易的な清掃をしていただこうかと。また、管理人によります安全管理上の面で点検と定期的な清掃は必要だろうと。そして保守管理面では、二、三年ごとになるかと思っておりますけれども、専門業者が機械を用いて人工芝を起こしたり、人工芝根元や芝内部の清掃を行うというようなことも必要だろうというふうに考えております。

そういった専門業者に係る費用が大体1回につき120万円ぐらいはかかるんじゃないかというふうなところで見込みをしておるところでございます。

また、毎年の保守費用といたしましては、芝内部に充填剤補充が必要だということもございますので、弾力のあるような、そういう材質のあるものも敷きながら、施設の維持管理を適切にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今まで、一般開放されていたグラウンドなんですけれども、一般開放することによっていろんな方が出入りされますので、警備会社が来て車でグラウンドを横切ったりとかでわだちができたりとか、それから子どもたちがサッカーしに来て、サッカーゴールを出すんですけども、サッカーゴールを置きっ放しにして帰ったりとか、やっぱりそういうことがあっていまして、今管理棟に入っている方が、それを片づけたりとかというようなことがあります。今後、今部長がおっしゃいました利用者の方をお願いする部分と、専門業者のほうをお願いする部分と、今までその管理棟にいて利用者の方たちの動きを見て、改善すべき点とか、管理人としてこういうふうに指導したほうがいいとかというようなことが恐らく建設課ですかね、今まで管理されて、担当課のほうに上がってきているんじゃないかなと思っております。

で、そののところをきちんと声を集めて、今後管理人としてそこにいらっしゃる方に引き継いで、グラウンド自体がやはりいい状態で、長く使えるような対策をとっていただきたいというふうに思います。

以上のことをお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 管理人の関係でございますが、ちょっと訂正をさせていただいて、管理人ということじゃなくて、建物の賃貸借契約をその団体と結びまして、そこでその団体のほうが職員を常駐させていたということでございますので、管理人という取り扱いではなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 管理人ではない。賃貸ということは、その場所を借りてあったということですか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 建物を使用する賃貸契約をして、そのかわりにその公園の巡回とか、その団体にしていただいていたということ、管理を、そういうことを貸すかわりにそういう業務をしていただいていたと、うちのほうの管理人という取り扱いではございませんので、済みません。スポーツクラブに、そういう賃貸借契約をしていたということでございます。訂正させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） では、その賃貸借契約をされていた団体が管理までされていたということですが、そこからさっきお話ししましたけれども、このグラウンドを使うに当たってこういう点は注意すべきではないかということとか、こういう事例があっているとかという、困ったようなこととかはそちらには上がってきているのでしょうか。建設課のほうには報告とかはあっていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 相当ですね、そういう報告は上がってきております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） では、そちらの建設課のほうでそういうことは対応されていると思いますので、そういうことをまとめて4月からの開園に向けて、生かしていただければなというふうに思います。

終わります。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員の一般質問は終わりました。

次に、7番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問いたします。

まず、福岡空港の民間委託の問題について質問いたします。

福岡県と福岡市は11月20日、現在国が管理している福岡空港の民間委託に同意する意向を表明いたしました。国は早ければ2017年度にも空港運営権を民間業者に譲渡すると言われております。

福岡空港の民間委託の問題は、単に福岡県と福岡市の問題ではなく、太宰府市においても昨年12月に新たに買替をいたしました移動図書館車すくすく号は一般財団法人空港環境整備協会からの助成金で購入するなど、福岡空港の環境対策に関連した事業も行われております。民間委託によって今後こういった対策、事業がどういう方向に進むのか、市として今現状をどのように把握されているのか伺います。

2点目は、福岡県住宅供給公社の都府楼団地の活用について伺います。

福岡県住宅供給公社が所有する都府楼団地については、空室も多く見られます。一方で、市営住宅がないのかという相談も市民の方から寄せられています。太宰府市の市営住宅は戸数も少なく、満室の状態です。緊急的な対応など公的住宅の役割が必要なときの対応が今十分に果たすことが不可能のように感じますが、市営住宅の代替として福岡県住宅供給公社が所有しております都府楼団地の活用を検討してはどうかと考えますが、見解を伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） それでは、1件目の福岡空港の民営化に伴う太宰府市への影響についてご回答申し上げます。

本市におきましては、一般財団法人空港環境整備協会が実施しております空港周辺環境整備事業の対象区域がありますことから、区域内の共同利用施設の備品購入や消防車両の整備、移動図書館車の購入といった助成事業に該当する項目を精査しながら申請をしておるところでございます。

この助成事業につきましては、空港駐車場の管理運営における収益を空港周辺地域に還元する公益的的事业として実施されているものでございます。

新聞報道などでもご承知のとおり、福岡空港につきましては、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律によりまして、2017年度の予定で民間委託が検討されております。この助成事業の財源となっております空港駐車場の管理運営事業も民間委託の範囲に入ると予想されておまして、現在のような空港周辺環境整備事業が今後存続するのかどうか、現時点では未定とのことでございます。

本市といたしましては、これまでも一般財団法人空港環境整備協会より消防車両や移動図書

館車の整備、共同利用施設の備品等の購入に助成を受けておりまして、貴重な財源となっておりますことから、今後も事業が継続されるよう、福岡市を初めとする空港周辺市町と連携しながら国へ要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今共同利用施設の備品ですとか、消防車、あとすくすく号ですね、壇上でも述べました事業の概要、太宰府市における事業の概要をご答弁いただきましたけれども、これが件数的には、共同利用施設全てと消防車、それとすくすく号、この消防車というのは消防団のほうになるのか、それとも筑紫野太宰府消防組合のほうの管轄の部分を指摘しておられるのか、まずその点を確認させてください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 消防団車両も各部でございます。筑紫野太宰府消防本部からいいますと、太宰府消防署ということになります。おおむね、共同利用施設のある範囲、その辺の区域内にある格納庫にある消防車両、これは対象になるだろうと。それからあと、例えば市役所にあります本部自動車というのがございますが、これは全体をにらんだところでの役割を果たしますので、そういう理由において助成金をいただいたという経緯もございます。あと消防本部、太宰府消防署に配置をします消防車両、また救急車両、これの助成も受けておるという状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） それと、今言われました共同利用施設の備品の部分は、これはそれぞれの共同利用施設の自治会サイドが空港環境整備協会と直接やりとりをしているのか、それとも市を間に挟んでというような形と、どういうふうに今現状なっていますか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 共同利用施設の備品購入につきましては、それぞれの自治会のほうから要望を上げていただきまして、市を通じて空港環境整備協会のほうへ申請をいたしております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 現状はそういうところというのはわかりました。ただ、この補助の事業が今後どうなるのかの見通しが、まだはっきりしないという答弁も先ほどありましたけれども、その部分の対応と申しますかね、福岡空港が民間委託になっても福岡空港はそこにあって、今までと同じように飛行機の離発着はされるわけですね。ということは、はっきり言えば民間委託になろうと、空港があることで当然そういった騒音の部分はあるわけですから、補助の部分がきちんと存続がされるという部分が前提で進めたいと思いますけれども、きちんとそれを情報収集を行った上で例えば今まで申請していたものが、ちょっと基準が厳しくなるだろうとか、そういった部分の見通しの対応とかを、これはその共同利用施設それ

それのところの自治会サイドにもきちんと返していっておかないと、今までは補助があった、だけれども、民間委託になることで、もしかしたらその補助がなくなる、あるいは基準が厳しくなるとか、自治会サイドの補助を受ける側の、そういう意識改革じゃないですけども、そういう部分はきちんと啓発準備として図っていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その点についてどういう方法で進めていくというふうにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） ただいま空港環境整備協会からいただいております助成事業につきましては、平成28年度までは実施をするということで決定をされております。したがって、平成29年度からの事業がどうなるかというお話になりますけれども、先ほど議員のほうがお話しされました福岡県、福岡市の対応について、承認をしたというふうなことでございますけれども、その辺を見てもみますと、福岡空港の周辺市町でつくります福岡空港騒音対策協議会を通じて情報収集を行っておりまして、今後周辺市町で連携して要望活動を行うことは当然考えられる。その協議会の構成市町ですけれども、福岡県、福岡市、それから春日市、大野城市、太宰府市、それから志免町と粕屋町で構成をいたしております。今回、福岡県と福岡市が民間委託について地元意見をまとめるために設置をいたしております福岡空港運営検討協議会、これは福岡県と福岡市、それから有識者、それから財界で構成されておまして、この会議におきましても市街地の空港でございますし、十分な環境対策が必要であるという固有の事情があることを課題として上げております。また、空港周辺住民の理解のもと、運営が行われることを踏まえ、環境対策が後退、停滞するようなことがあってはならない。また、空港と空港周辺地域との共生を進めていくことが不可欠であるとした上で、一般財団法人空港環境整備協会が行っている空港地域共生対策事業についても実施されるよう国として責任を持って対応することという条件を付した上で同意をされたということ聞いております。

また、先ほどのそれぞれの共同利用施設に対しての情報提供につきましては、当然平成28年度までは実施されますけれども、それ以降の関係については情報がそういうふうに入り次第、文化学習課、中央公民館のほうを通じながらそれぞれの共同利用施設のほうには情報提供していきたいというふう考えております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） この空港の民営化の方向として、その先にある部分が新聞報道によれば、民営化して空港の運営権を譲渡することによって、そういった部分の収益とか、そういう部分を合わせて、滑走路の増設、そういった方向につなげていくのではないかとというような部分の報道もされておりますが、滑走路の増設という部分では、航路がどういうふうになるのか、どこに滑走路が増設されるのかということはまだ、明らかになっておりませんのでわかりませんが、福岡空港の離発着が当然また増えるということは滑走路が増えるわけですから、容易に推測できます。通常の大手の航空以外にも今LCCとか、そういった格安航空の参入等もあっておりますので、滑走路が増えれば当然そういったところも入ってきて、さらに福

岡空港への離発着が増えるということは容易に想像ができるわけですから、民間委託になったから、繰り返しになりますけれども、そこに空港があって騒音等が引き続き発生するわけですから、この部分は、逐一情報をつかんでいただきまして、先ほどおっしゃられました関連の自治体ともきちんと対応していただいまして、それとあわせてそういった共同利用施設を抱えております自治会には、逐一小まめな情報提供をしていただきますよう、この点要望いたしまして、1項目めについては質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 2件目の市営住宅の代替として都府楼団地を活用することについてご回答申し上げます。

現在、本市の公的住宅は市営住宅3棟36戸、福岡県住宅供給公社が供給しております都府楼団地が6棟166戸ございます。

このうち、太宰府市の市営住宅につきましては、公営住宅法により低所得者や住宅困窮者を対象といたしまして管理運営を図っているところでございます。

ご質問の市営住宅の代替として、福岡県住宅供給公社が供給しております都府楼団地を活用することにつきましては、この間、市民から市営住宅入居に関する問い合わせ等が数件あってありますが、本市におきましては、民間賃貸住宅の供給が盛んであること、また県と連携して同じく低所得者や住宅困窮者を対象とした県営住宅の募集案内につきましても、市役所の窓口で取り扱っているところでございまして、福岡県住宅供給公社が供給する都府楼団地につきましても、相談などがあった場合につきましては、ご案内をしているところでございます。

また、緊急的な対応などについてでございますが、災害時などにおきまして一時的に住宅が必要になる場合もあろうかと思いますが、その場合、本市では仮設住宅の建設設置を念頭に考えているところでございまして、それに対応できない部分につきましては、一時的な借り上げ制度も考慮していかなければならないと考えております。

このような状況でございますので、都府楼団地の空室を市営住宅の代替として活用することについては考えていないという状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今具体的な住宅の戸数まで答弁いただきましたけれども、まず市営住宅のところは3棟36戸あるということでしたけれども、これはもう空室が出る状況じゃないですよ。ほぼもう1年を通して絶えず満室という状態ですよ、再度確認いたしますけれども。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今ご指摘のとおり、非常に回転が少ない、そういう状況でございます。ただ、銚ノ浦の市営住宅につきましては、今現在3室、空室がございまして、この空室を利用いたしまして、昨年度から室内の改修工事に取りかかっているところでございます。この改修

工事が全て完了いたしましたら、その3室につきましても公募を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） ただ、その前にいただいた部長の答弁の中で言われた部分で、ちょっと私が疑問に感じたのは、民間の賃貸住宅が、多くあるからというようなことを言われたんですけども、住宅に困窮しておられる方というのは、民間のそういった住宅を借りることが不可能な方が私は多いんじゃないかと思うわけですよ。そういった部分で福祉的な政策にもなるかと思えますけれども、逆に民間の賃貸住宅が多くあるから、必要ないという考えは若干疑問に感じるんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 確かに今言われた部分につきましては、家賃の問題、こういったところだろうと思っております。太宰府市には最近たくさん共同住宅が建てられております。新築の共同住宅、最近6階建てとか7階建てとか、そういったところにつきましては非常に高額な家賃の部分もございます。また、広く見ますと、家賃につきましては余り高額でない家賃の住宅から高額なところまでさまざまあると、その中で1つは取捨選択していただけるだろうと。それともう一つは、福岡県の県営住宅、こういったところのご案内もあわせて行っているところがございますので、その辺で対応ができるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 家賃だけではなくて、例えば民間だったら保証人の問題とか、そういった部分もあると思うんですけども、ちょっとそこはもう細かくその点はやりとりするつもりはありませんけれども、先に進むようにいたしますけれども、今災害時とかの一時的な部分は、仮設住宅や、あるいは別途というようなことでありましたけれども、災害時以外の例えば一時的な、緊急的な避難の必要性というのも当然生活の中では発生するように私は考えております。例えば具体的な事例等言えば、DVから一時的な避難とか、そういうときに、要は市に言っても、市営住宅はすぐには決して入れる状況ではないというようなこと等を考えたときには、私は一定そういった部分の対応として借り上げるのか、あるいはどういった形がいいのか、例えば市営住宅をそういった形で1戸か、あるいは何戸かあけておくというような形も考えてもいいのか、それとも住宅供給公社の活用等を、検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えますけれども、認識いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今言われましたように、緊急的な部分といたしまして、先ほどのDV、こういったものが考えられるのかなというふうには我々も想定はしております。ただ、このDVの場合ですと、シェルター、そういった福祉部門での施設、そういったところの活用でござ

いますとか、またそういった場合に例えば同じ太宰府市内でそういったところを準備して、それが可能なかどうか、そういった問題もあろうかと思っております。ですから、こういった部分につきましては、そういう分野でのシェルター、そういったところの活用を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） ちょっと今細かくやりとりすると、どうしても住宅の部分で福祉の部分に関連するんですけれども、中島部長には今日は質問する予定はないから、その辺は安心して聞いておいてください。今部長の目線が何か来るんじゃないかというのをちょっと感じておったもんですから。ただ住宅政策の部分でやはり住宅供給公社、私も住んでいますけれども、166戸あるんですけれども、あきが多いような状況なんですね。私も管理組合の役員等もしておりますけれども、大体年間の管理組合費の収入も今166戸で予算立てはしないわけです。私が役員した年度は、入ってきても140戸という収入で年間の部分を立てましたけれども、当然140戸入ってくることはありませんでした。年度の途中で引っ越し等も当然ありますので、絶えず住宅供給公社、あきがある状態なわけですよ。そういった部分では、もう少し都府楼団地の活用は行政としてですね。じゃあ市営住宅を増やす考えがあるかということ、決してそういうわけではないですね。市営住宅も現状の最低限維持というのが今の認識ですよ。ちょっとその点だけご答弁ください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 市営住宅の今後の方針なんですけれども、平成26年に太宰府市公営住宅長寿命化計画というのを立てております。この中におきまして、整備方針というのを定めておりまして、太宰府市におきましては、先ほど言いましたように民間賃貸住宅の供給が、今国勢調査によりますと持ち家の割合が約6割ということになっておりますので、それ以外約4割の方が賃貸住宅に住んでおられると、そういう状況でございますし、今既に建築しております市営住宅2棟につきましては、もう35年近くを経過しております。そういったものを改修して現状を維持していく、こういった方針を立てているところでございます。

それと、都府楼団地のことについてでございますけれども、住宅供給公社に確認いたしましたところ、どうしても住むに当たっては一定の改修が必要であると、ですからその改修費用がかなりかかることから募集を行っていない部分もあるということで、改修が済んだ部屋については随時募集を行っているという状況をお伺いしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 公営住宅の整備というのを、どういうふうに今後進めていかれるのかというのは、これも私が6月議会で質問しましたけれども、新しい法律等の問題で総合相談窓口の設置ですとか、そういう部分も当然必要になってきたときに、生活困窮者への対応は、公営

住宅そういう部分の役割はますます重要性が増してくるというふうに考えます。その点で今管財課のところではパンフレット等を置かれている、そういった紹介がされているというのは私も認識しておりますが、その紹介にとどまらず、もう一個ですね、住宅がないという方に対して、市がすぐにでも提供できるような住宅が時間をかけずにきちんと安心して住むところを確保できるような、政策というのは、私はこれは今後重要性を増してくるというふうに考えますので、市営住宅の問題とあわせて、引き続きこの点は検討していただきたいということを最後に要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、12番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告の内容につき質問いたします。

まず、中学校ランチサービスの改善について伺います。

ランチサービスの利用率が低いことについての原因は、議会からも幾つか指摘がありましたが、その後改善した点があればお聞かせください。

また、中学校の完全給食については、市としては一貫して考えていないという旨のご答弁でしたが、現在も同じであるのか伺います。

完全給食をしないのであれば、ランチサービスの利用率を上げていく必要があると考えますが、目標値はあるのか伺います。

次に、地域における学習の支援について伺います。

一部の地域では、夏休みや冬休みに公民館などで子どもたちが自主学習を行い、ボランティアが見守っています。こういった取り組みを各自治会や学校と連携して全市的に広めていくことが望ましいと考えますが、ご所見をお聞かせください。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1件目の中学校ランチサービスの改善について、お示しいただいております要旨に沿ってお答えいたします。

まず、利用率が低いことの原因の中に、みんなが頼まないから頼みにくいという生徒の意見がありまして、生徒を対象にした試食会ができないかとの提案をいただいております。そこで、実際に子どもたちに食べてもらおうということで、今年の6月に、無料にはできませんでしたが、価格を200円に下げまして、生徒を対象にいたしましたランチサービスの試食を実施いたしております。そのほか、各中学校の新入生説明会に出向きまして、温かいみそ汁の試食も行っております。また、御飯の量が少ない、または逆に多いという意見もありましたので、業者とも相談をいたしまして、今年1月より御飯の量を普通と大盛りの2段階での提供ができるようになっております。

さらに、値段が高いとの指摘もございましたので、今年4月に消費税率が8%に上がっておりますが、保護者負担を310円から300円に値下げいたしております。

そのほかの取り組みも含めまして、早速効果がありまして、1日当たりの注文数の年間の平均が平成24年度は100個、平成25年度が90個と減少しておりましたが、平成26年度は11月までの平均ということでございますが、122個というふうに回復をいたしまして、平成24年度よりも上昇してきておるところでございます。

利用率の目標値ということでございますが、業者がこの事業を継続していける以上の数ということになると考えておるところでございます。

子どもたちにとって家庭からの弁当が一番ではありますが、保護者が弁当を持たせられないときに、安全で安心な食事を提供すること、毎日の保護者の負担を軽くすることがランチサービス事業の狙いでありますので、本事業の継続が重要であるというふうに考えております。

このランチサービス事業は、議員さんで構成されました太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で調査検討され、平成18年12月から導入した制度でございます。市といたしましても、完全給食には至りませんが、現時点において太宰府市で実現可能な完全給食に準ずるとてもよい事業として位置づけているところでございます。今後とも弁当を持参できないときには、安全・安心で栄養のバランスのとれたランチサービスということコンセプトにいたしまして、本事業の啓発、浸透化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） ありがとうございます。何度も何度も繰り返されてきた質問の内容ですから、ご回答も大体毎回同じようなことですが、その中で試食会を行われたということが、今回新しいかなと思うんですが、無料にはできなくて、200円ということですが、結局何人の生徒が試食されたのか聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 平成26年6月分のイベントに対しまして、生徒が185名、教職員が62名、合わせて147名の試食の参加がっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 全体からすると、もう少しかなと思いますが、結局現在の利用率ですね、平成24年、平成25年、11月までの分で上がってきたのは伺いましたが、現在の利用率、平成26年として大体どれぐらいですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 先ほど11月までの平均で122個というふうに申し上げましたが、平均でございますので、月によって幾分増加、減少がございまして、実はこれは学校だけでございますが、一番多いときで141というときがございまして、それより少ないときもございまして、それ

から、市の職員まで含めると、一番多いときで167ですので、徐々にではございますが、増加傾向にあるというふうに受けとめていただいで結構だと思います。

(12番門田直樹議員「利用率」と呼ぶ)

○教育部長(堀田 徹) 利用率ですね。生徒の利用率は6.3%でございます。生徒というか、学校の利用率。

○議長(橋本 健議員) 12番門田直樹議員。

○12番(門田直樹議員) 学校と言われましたが、学校とは先生も入った数ですかね。生徒だけだったらどれぐらいですかね。

○議長(橋本 健議員) 教育部長。

○教育部長(堀田 徹) 生徒だけでいきますと5.4%ぐらいになります。

○議長(橋本 健議員) 12番門田直樹議員。

○12番(門田直樹議員) 利用率を上げる工夫につきましては、壇上でも申しましたけれども、議会のほうからもさまざまな提言されておりますし、また執行部、教育委員会のほうでもいろいろと検討されているということで、先ほども聞きましたが、他市の例に学ぶことも多いと思うんですね。いろいろと状況は違う面があるけれども、大野城なんかに関しても、うちよりもやや先行しているけれども、少しよくなってきたということもありますし、そういうふうなことをされているということで理解します。

ところで、全員喫食に関して、やっぱり有料というよりも、全員まずは一回食べてくださいと、これはやっぱり学校とのすり合わせが大事ですけども、まず全員食べるというのがまず何とかできないものかなと、もちろん無料ですよ、全員。強制というわけにはいかんとは思いますが、学校の一つの食育として、200円という金額もわからんではないんですけども、無料で全員と、今日はランチサービスの日だということを、できたら月1回は無理にしても、年に1回か2回かというふうなところをちょっとお考えないですか。

○議長(橋本 健議員) 教育部長。

○教育部長(堀田 徹) データをとりますと、こうしたイベントをすると、その翌月にはどっと増えてきております。こういうイベントについての効果というのはすごく高いものだというふうに認識はしておるところでございます。一気に全ての学校を同時にそういった体制をとるとことはなかなか難しいところもあるかと思っておりますので、今年度は6月1回だけの実施ということでございましたが、年間に数回に分けて、今回は何々中学校を中心にと、次は次の中心といったようなところで、できるだけそういう機会を増やしましてね、全体のできるだけ多くの子どもたちがそういう試食会に参加ができるような体制についてはちょっと検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長(橋本 健議員) 12番門田直樹議員。

○12番(門田直樹議員) よろしく申し上げます。

先ほどの目標値ということでご回答が、目標となると業者等のことというふうなことでした

が、いつでしたか、やはり質問の回答の中で、業者等、いわゆるこのままで大丈夫なのかと、もう業者が撤退するんじゃないかろうかというふうな心配に対しまして、5%ぐらいは何とかというお答えがありましたね、前の教育部長だったと思いますが。この5%で本当にいいのか。先ほども聞きましたら、5%に近いわけですね。業者のほうはもちろん営業的な努力はされていると思うけれども、どっちがどうなんかな。例えば普通盛りと大盛りはやられたですよ、あとは当日券とか前日券、当日の受け付けができないということをやっといろんな理由は何度も聞いてくるんですよ。だから、今回わかりますけれども、同じことだったら別に結構です。違うことだったら聞きたいんですけども、いろいろな理由を言ってこられていましたね。だけれども、一般的には業としてやる場合には、当然全体量を把握して仕込み、計画立ててやっていくわけでありまして。これはやはり現状としてそれは業者としてできるんじゃないかろうかという疑問があるので、この5%にも近いということもありますので、その辺もう一回聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 申し込みの仕方につきましては、業者とも協議をいたしまして、できるだけ頼みやすくなるようにということで、1週間単位ごとに申し込みができるようにということで改善しております。ただし、2週間前でないといろいろ注文の発送等がありますので、せめて2週間前にしてくれということでございますので、これについてはもうやむを得ないかなというふうに判断をしております。ただ、1週間単位ということで申し込みができるようになりまして、これによってもやっぱり申込数というのは、改善をしてきておるところでございます。

それから、目標値ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、業者が事業が成り立つといったところが最低でございますので、それ以上ということでございましてですね、ランチサービスの基本的な考え方、先ほどコンセプトというふうに申し上げましたが、利用を促進するというのではなくて、この事業の趣旨について啓発、あるいは浸透化に努めてまいりますというふうな回答を申し上げましたが、余り増えましても趣旨が変わってくるわけでございます、基本的には手づくりの弁当と、どうしても準備ができない子どもについてはパンの注文で、菓子パンみたいなばかり食べているのもおりますので、そういうのではなくて、栄養バランスのあるランチサービスを利用するというので、余りランチサービスが、だから増え過ぎてもどうなのかなと、趣旨からすると、というふうに考えると、非常に微妙なところではございますが、そういった意味で趣旨を保護者、子どもに理解をしてもらって、そしてどうしても無理なときにはランチサービスを利用していきましょうというスタンスでございますので、目標値と言われますと、先ほどから何度も繰り返しますとおり、事業が成り立つ以上の数値ということでご理解いただいたらと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 今のお答えを聞きますと、多くなったら困るみたいに聞こえるんですが、そういうことなのか。ちょっと大分違うんじゃないですか。これ平成15年の特別委員会を設置して、我々議員議論しておりましたが、その中で教育委員会でもいろいろ議論があったわけですよね。そのときのあの盛り上がりからいくと、今の答弁は何か反対だと思うわけですよね。それから、お隣のお隣の春日市なんかは50%を超えるということを非常に目指すというふうなご回答も以前、前の部長からいただいたような記憶もあるんですが、いつその方向転換されたんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 私の言い方がまずかったので、伝わり方が悪かったのかもしれませんが、でも、当時特別委員会が開かれたときの結論といたしましては、弁当持参か給食かのいずれかを選択できる選択方式による給食を導入すべきであるという結論であったということだったというふうに聞いております。したがって、基本は弁当を持っていきたいという保護者、それから子ども、いろんな意見がございますが、原則として弁当持参ということの基本ということで考えておりますので、先ほどのようなちょっと言い過ぎた回答にはなったかとは思いますが、何遍も同じことばかり言いますが、弁当が持参できないときはランチサービスと、その栄養バランス、安全・安心のランチサービスを利用させていただくといったようなスタンスでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 今のようなお考えですと、いろんなところでちょっと言っていることとのそごが出てくると思うんですよね。しかし、ちょっと大きな問題だと私は認識するんですよね。増えたら困るみたいなようにどうしても聞こえるので、これはまたちょっと定例会を改めてお聞きせんといかんと思いますが、その中で今もありましたし、先ほどの1投目に対するご回答、あるいは最近もう何度も何度も出てくる中で、この中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の委員皆様のということで、皆様といたって、これ議員半分半分なんですよね。まちづくり総合問題特別委員会と半分半分で、私はまちづくり総合問題特別委員会のほうですから、この間に関する議論というのは間接にしか知りません。そして、この特別委員会がどういった経緯かといいますと、平成15年9月に設置されましたね。これ私が1期目のときでございますけれども、それから審議を重ねまして、ざっと見ますと、選択方式による給食を導入するという判断をやったのが平成17年3月ですかね。これは委員会としてですね。ただ、結果的に中間報告として5回やられていますね。平成19年3月が最後だったかな、やられていますけれども、委員会としてのまとまった結論というのは我々どうもわからんのですよ。いつどういふふうな形で、結果として報告があったのか、最終報告という形では我々は認識していない。細かいところはわかりません。その中で、まずちょっとその前に聞きたいのは、どうしても聞きたい。学校給食は食育ではないと前の教育長がお答えやったんですよ、木村教育長じゃない。学校給食は食育ではないと私は考えるとはっきり会議録に載っているんですが、ただその後、

木村教育長は微妙な何かどう捉えていいか、ちょっと難しいご回答やったのですが、また市民福祉部長はこの前、食育の推進ということは、これは大事だと、これは学校給食もその一環ですと実はお答えなんです。ちょっと混乱するので、教育長として学校給食は食育ではないとお考えかどうか、その辺聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村 甚治） 法的にどうのこうのというよりも、私は食育の一環とは思っております。例えば今大阪のほうでも、中学校給食の残菜が多い。振りかけをつけたらどうかとか、振りかけ一つで議論がなされております。そういうことも含めても、大きな意味では食育の一環として安心して安全な食事を提供する。その一環で逆に弁当を持ってくる日があってもいいというようにも思っております。家庭で自分たちでつくった弁当を持ち寄るといっても食育の一環だろうと思っておりますので、大事な一つの食べ物としての教育の一つであるというふうに、事由としては私は考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） なぜこの特別委員会のことを引いてこられるかという、要はこのお答えをずっと、特に文書にしたものを何度も見ますと、要はあなたたちが決めたんだろうと、このことに関して。特に完全給食のことを持ち出すと、あるいはランチサービスの改善のことになるとすぐ、これはあなたたちが決めたんですよということですから、決めたのはしかし議会なのか、あるいは委員なのか、委員会で決定すれば、じゃあ教育委員会はそのとおりやられるのかと、それは違うでしょう。これは前の副教育長が参考にはしますが、教育委員会で検討して判断しますと、お答え、当たり前ですよ。我々はそういうふうな政策の提案とかはするけれども、我々の決定がそのままいくんだったら非常にいいんですけども、そうではないと。ですから、まだ委員会として正式な何かしらこれはないわけですよ。ただ、合意を報告したということはありません、執行部が出てきますから。それはいつだったか、調べたらすぐわかりますが、平成17年3月ですかね、ベストの選択方式だと、それだけです。しかし、そのときに同時に附帯決議じゃないですけども、同時に注文としてですね、今後検討を重ねてほしいと、いいものにしてほしいということも言っているわけですよ。結論的に何が言いたいかという、この特別委員会をもってして完全給食に対する検討まで除外しろというふうなことは一言も言っていない。もし言っているんだしたら、ちょっとそれは示していただきたいけれども、どうですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） まず、先ほどの教育長も回答されましたけれども、食育の捉え方のことからちょっと話をしたいと思います。

食育といいますと、すごく大きな話になりまして、教育と同じレベルで食育ですから、その話になってきますとですね、非常に概念的な話になってくると、話がせからしくなりますので、その話には行きませんが、学校給食、学校の中で子どもたちの食事、あるいは食べるこ

とに関しての、そういったような指導をしていく時代に入ってきたんだと、学校の中で食べること、あるいは学校給食は学校でやっておりますが、そういったことについて全く関与しないといったようなスタンスではこれからはだめだと、そういったところから学校の中でも食育の重要性が言われてきております。学校におけます食育ということになりますと、もちろん家庭科とか生活科とか、そういったところでの授業の中で食育、食べること、あるいは食品のことについての重要性を勉強するということもあります。それと同時に学校給食の中で子どもたちの健康、それから食事の安全・安心を図っていくということも大事なところだろうというふうに考えておりますので、学校給食も食育の一環として捉えるべきであるというふうに考えております。

それから、今年の6月議会だったと思いますが、現在のランチサービスの状況についてご質問がございましたときに、およそ多い学校では9割程度が弁当を持参していますと、少ないところでも80%以上の子どもたちが弁当を持参してきておりますと、残ります10%から15%の子どもたちがパンまたはランチサービスを利用しておるというところでもございました。そこで、門田議員さんご指摘いただいておりますとおり、今後も子どもたちのそうした状況を十分把握をいたしまして、状況に応じてまた対応を考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） ところで、市長のご答弁が最近だったのですが、以前、もう大分前の話だが、今の形態の給食を含めて、こういったことを検討するに当たって、概算の数値はつかんだがとかというふうなお答えをされているんですね。概算で結構ですが、中学校4校完全給食した場合、大体どれぐらいかかりますか。大体でいいです。以前検討されたものがあつたら、古くてもそれでいいです。

○議長（橋本 健議員） わかりますか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） それでは、14時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 特に細かい試算をしたわけではございませんので、概算ということでお聞きいただいたらと思いますが、大きく3種類ぐらいやり方があるかと思いますが、1つは自校方式、それからもう一つはセンター方式、それとランチサービス、3つのパターンがあるかと思いますが、仮に自校方式で施設をつくるといたしますと、大体1校当たり2億5,000万円で

すので、4校で大体10億円、それにリフトをつけてみたりとか、それからその他いろんな費用を考えますと、やっぱり10億円から十二、三億円ぐらいはかかるんじゃないかなという概算でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） これは当初費用ですよね。年間維持費としては、大体年間の手出しとしてはどれぐらいかわかりますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） はっきりはしておりませんが、それに加えてということになるかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） わかりました。数字をまた次回改めて聞かせてもらいます。

そこで、最後のほうになります。前回もご答弁の中でこのランチサービス事業のことをですね、その後、8年たつんだけれども、大きな転換期となるような事案も発生しておらず、持続可能なよい制度として今日まで経緯してきておると。転換期となるような事案というのは、この低迷じゃないかなと私は思うんですよね。ところが、先ほどの多くないほうが良いということだったら、これで正しいんですが、その辺が少し何かちょっと乖離、我々の考えですね。議会がずっと議員のほうで延べ何十人もこの件では質問してきたと思いますが、ランチサービスならもっと増やせ、できんのだったら完全給食を考えたらどうだということをおお体みんな言ってきたわけですね。それと認識が正反対のような気がいたします。ただ、最後はもし市長よろしければお答えいただきたいけれども、ずっと回答の中で完全給食に準じたとてもよい事業ということでお答えがあつておるんです。この準じたという意味は準ずるということで、まあ大きな差はないけれども、違いはあると、違いはあるけれども、余り大きな差ではないといった意味だと思いますが、どんなふうな完全給食に準ずるものとしてのご認識というのはどのようなものかちょっとお聞かせ願いたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今行っています中学校のランチサービスがそれではないかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 完全というのが100とするならばですね、テストだと百点満点とかと言いますよね。完全給食、全員喫食という意味の完全給食ですけれども、これが100とするならば、この5.4%が準ずるわけですか。100と5.4が準ずるわけですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 完全給食に変わるべく今太宰府市としてやるべき方策として選択をされた中学校ランチサービスというふうに捉えております。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） それはそういうふうなことですから、そう捉えていいけれども、準ずるとするのはそういうことじゃないでしょう。100と5.4というこの数字だけ比べてこれが準じているんだったら、何か指数関数じゃないんですよ。1、2、3、4の話ですよ、はどのような言葉を工夫すれば、これが準じたになるのか、ちょっと理解できませんね。完全に対して準完全というふうな意味で、日本語だったら理解できるんだけど、その数字をここにそれぞれ並べてみると、100と5.4がどうしてこれが準じたものなのかというのはよくわかりませんけれども、もう少し説明いただけますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） その辺のところはわかりません。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 市長がわからんやったら、それ以上聞いても難しいところではありますが、なぜこういうことを聞くかといいますと、いろんな施策ですね、最終決定権は市長にあると思います。教育委員会でいろいろ検討される場所でもありますけれども。この体育館をつくるという中で、先ほどの10億円云々じゃなくて、何十億円ですよ。そして、その維持もまだ確定してないけれども、8,000万円からかかろうかというものを進められておられると、それは政策の優先順位というのはご判断されたのだと思うけれども、その中で市民の多く、これは子どもだけじゃないですよ。本当に多い、そして議員がこれだけ実際多くの会議録を見たらわかるだけたくさんの質疑をやってきていると。我々も市民の代表ですよ。市長も代表です。そして、執行を任されている。我々は市民の意見を代弁しているんですよ。それらの多くをこういうふうな言葉を繰り返すだけでやってきて、あげくの果ては5.4が100に準ずるようなことを平気でおっしゃるといふことに関しては、もうこれ以上質問しても一緒だから、これで終わりますが、来春、市民というか、有権者が判断されると思います。

次の項目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 2件目の地域における学習の支援についてお答えをいたします。

現在、市立小・中学校は学校と家庭、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、協働で子どもの豊かな成長を支える仕組みといたしまして、コミュニティスクールを進めているところでございます。

全ての小学校では、コミュニティスクールの指定を行い、各学校の学校運営協議会を中心に取り組みが進められておりまして、中学校におきましても、推進委員会を設置いたしまして、来年度の本格実施に向けて準備が整ってきているところでございます。

それぞれのコミュニティスクールでは、その地域の実情に応じて主体的に協議を行い、推進体制を整備しておるところですが、実動組織といたしまして、いずれも学力向上に関する部会

を組織しております。

ご質問でございます子どもたちの自主学習の見守りにつきましても、各学校のコミュニティスクール学校運営協議会並びに学習支援部会等でその地域の実情に応じて、学校と地域の連携による学習支援等の取り組みについて協議がなされるものというふうに考えております。

ちなみに現在は、国分小学校区自治協議会では、コミュニティスクールの一環として夏休みの宿題を各自治会の公民館や共同利用施設を開放して行ったり、コミュニティスクールの取り組みではございませんが、馬場区では、学生による学習指導を行ったり、長浦台区では夏休みに体験を通した居場所づくりを行ったりなど、既に一部では取り組まれておるところでございます。

市教育委員会といたしましては、児童・生徒の学力向上は最重点課題の一つというふうに考えておりまして、コミュニティスクール推進の一環として、各学校が進める地域や市内大学の学習支援サポーター等を活用した学力向上の取り組みに対しまして、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） ありがとうございます。いろんな形の学習支援というのはあると思うわけですが、こういった形の学校コミュニティというものが進んでまいってきて、その一環としてやられることは非常に有意義なことだと思います。ただ、役割分担とか、協力の仕方こういったものがまだまだ試行錯誤の面があるので、教育委員会のほうもやや主導的な立場で進めていただければと思います。ざっくばらんに言いますと、遊ぶ子も大事でしょう、アンビシャスとかいっぱい行ってほしいんですが、塾に行けたり、行っている子はいいんですが、なかなか貧富とかというものは置いとってでも、やはり学習というのは連綿として続いておる中で成長するもので、支えがあればという子どもたちが、恐らくは少数だと思うけれども、その少数は大事なんですね。やはり地域の中でできる部分があれば、ぜひやっていきたいし、我々もそしてまた市のほうも今ご答弁ありましたような形で進んでいただければと思います。

よろしく申し上げます。終わります。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

次に、4番芦刈茂議員の一般質問を許可します。

〔4番 芦刈茂議員 登壇〕

○4番（芦刈 茂議員） ただいま議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。最後でございますので、手短かにまとめるつもりでございますので、よろしく願います。次第でございます。

1、水城1350年記念事業について、関連して黒田官兵衛について。

(1)、太宰府市内の茶道愛好家、茶道教授の方と太宰府茶道文化連盟を、九州国立博物館茶室の開館を記念して結成し、毎年11月に太宰府市民茶会を開催してきました。表千家、裏千家、遠州流の各流派で構成し、会長は岡部定一郎氏です。今年は11月30日に予定していたとこ

ろ、故宮博物展最終日と重なり、会場は使えないことになり、10月19日水城で第5回太宰府市民茶会を開催を予定し、今年度当初からふくおか県民文化祭2014の企画の中で、福岡県新社会推進部から補助金をいただき、予定しておりました。また、10月18日は一昨年国博ミュージアムホールでの太宰府市制30年太宰府と釜山・国際交流とまちづくり、昨年の釜山での太宰府Day in釜山に引き続きシンポジウム予定をしておりました。文化財課を通じて、10月18日、19日の使用許可をお願いしたところ、10月19日は別企画があるので、18日一日でやってほしいと使用許可がおりませんでした。大変混乱しました。なぜ使用許可がおりなかったのか、その理由をお尋ねします。

(2)、4市2町の水城・大野城・基肄城築造1350年実行委員会の事業以外に、太宰府市独自の1350年基本計画があったのか、お尋ねします。

(3)、8月23日プラム・カルコア太宰府でのシンポジウムについて。

①、唐の占領地政策と新羅・高句麗の対倭外交についてで、早稲田大学李成市氏は、祢軍墓誌に関連して、日本国号の成立はいつと発表されたでしょうか。

②、発表資料集、13ページ、66ページ、白村江周留城の場所の特定が違っているが、それは配付資料をご参照ください。

③、水城東門周辺に解説所の予定は。

④、水城1350年事業のまとめはどう1400年に引き継ぐのか。

(4)、今年NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」で黒田官兵衛が大きな話題になったが、市独自の講演会は企画されたのか。

2、議案第55号、第56号、第57号の議員、特別職、教育長の条例の改正について。

平成26年8月7日人事院勧告2014に伴いとあるが、議員、特別職の給与あるいは報酬を審議する審議会みたいなものはないのか、その答申を経て、議会で審議する流れではないのか。

3、来年度予算編成について。

過去3年半、さまざまな問題について要望、指摘をしてきましたが、予算書が出てからでは遅いと考えるので、ここでお尋ねします。今わかっている範囲でお答えください。

(1)、図書館、いきいき情報センターのコピー機更新について。

(2)、ホームページでの市民の意見、提案の掲載箇所について。配付資料をごらんください。

(3)、小・中学校のクーラー設置について。

(4)、中学校の給食について。

(5)、学童保育の学年延長については来年度から全学年に対象が拡大することで、何人ぐらい増えるのか、設備、指導員の増員について。

(6)、2018年明治維新150年という年が回ってくるが、明治維新に果たした大宰府の役割はとも大きなものがあると考えますが、今からどのような取り組みをしていくのか。

再質問は議員発言席でさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1件目の水城1350年記念事業についてご回答申し上げます。

まず、1項目めのなぜ10月19日、水城跡での第5回市民茶会の利用を許可しなかったのかについてですが、当日は市及び教育委員会、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団共催により「1350（いざGO!!）ぐるっと水城DAY」を開催いたしました。また、子ども会育成連合会創立40周年記念事業スタンプラリーが大宰府跡を会場として開催されました。したがって、当日の混乱を避けるため判断いたしましたところでございます。

次に、3項目めの1点目、唐の占領地政策と新羅・高句麗の対倭外交について、早稲田大学李成市氏は、祢軍墓誌に関連して日本国号の成立はいつと発言されたかということ、また2点目、発表資料集13ページ、66ページ、白村江周留城の場所の特定が違っているかどうかという質問につきましては、関連がございますので、一括してご回答いたします。

当日、シンポジウムに参加いただきましたいずれの先生も、古代朝鮮の研究においては国際的に著名な先生でございます。ご自身の長年の研究に基づいた資料を今回ご提示いただいたものでございます。

先生方が発言されました内容や資料につきましては、私どもが評論するものではないというふうを考えております。ただ、この1350年記念事業のために大変ご多忙の中、お越しいただき、現在の国際的な研究の状況の一端をご紹介いただきましたことで、改めて太宰府の歴史文化の奥深さを感じた皆様がたくさんいらっしゃったと考えております。このことにつきましては、大変感謝しているところでございます。

次に、3点目の水城東門周辺に解説所の予定はについてご回答いたします。

来年度から水城跡本格整備のため、現在市役所を初め市内の公共施設において、福岡県及び大野城市と共同で策定をいたしました特別史跡水城跡保存整備基本計画（案）のパブリックコメントを今月の1日より実施いたしております。

ご質問の東門周辺の解説所の設置につきましては、できるだけ早い時期での設置を目指しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 前後いたしますけれども、2項目めの4市2町の水城・大野城・基肄城1350年事業実行委員会の事業以外に太宰府市独自の水城1350年基本計画はあったのかについてご回答申し上げます。

このことにつきましては、基本的に実行委員会の中でイベントなどを行うことを中心に進めてまいりましたので、特に市独自での基本計画というものは策定しておりませんが、市独自の事業といたしましては、先ほど教育部長が申しましたように、「1350（いざGO!!）ぐるっと水城DAY」や水城・大野城・基肄城築造1350年記念として開催いたしました太宰府市・扶餘郡姉妹都市文化交流公演、このほか今年度は水城築造1350年をテーマとして開催された太宰府

発見塾、また市民政庁まつりの会場や11月の福岡マラソンのゴール地点となった糸島市内の会場でも水城に関するパネルを展示するなど、さまざまな場面におきまして水城築造1350年をPRする事業を行ってまいりました。

次に、3項目めの8月23日シンポジウムについての4点目、水城1350年事業のまとめはどうか1400年に引き継ぐのかについてでございますが、4市2町の水城・大野城・基肄城1350年事業実行委員会で行う事業につきましては、来年が大野城築城1350年ということで、引き続き事業が実施されますことから、それらが終了した後に行っていくことになろうかと思いますが、本市といたしましては、現時点ではございますが、少なくとも今回のシンポジウムを初めとする各イベントで蓄積された学術的な情報や人的なつながりにより生まれた水城の将来像などが、現在パブリックコメントを求めています特別史跡水城跡保存整備基本設計（案）にも反映されておりまして、将来の水城を守り育てる基礎となっていくものと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 4項目めです。市独自で黒田官兵衛講演会の企画についてでございますが、特に市独自で市民向けの講演会などの開催は行っておりませんが、「軍師官兵衛」福岡プロジェクト協議会への参加や太宰府市観光協会や太宰府市商工会とタイアップしたのぼり旗の作成など、黒田官兵衛のゆかりの地であることをPRしてまいりました。

また、4月17日に行われました第126回福岡県市長会総会におきまして、太宰府天満宮禰宜の味酒安則様を講師としてお招きし、「大宰府の誕生と黒田官兵衛」と題して、ご講演をいただいたことや、4月22日には西日本シティ銀行太宰府支店様主催で文化セミナー「黒田官兵衛と太宰府～おもてなしの心を学ぶ～」が太宰府館で開催されており、各種団体への参加呼びかけや職員の積極的参加など、市としてもかかわりを持ちながら盛会に終えることができたところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ばらばらにお答えいただいたので、この順番どおりいきたいと思えます。

10月19日、許可がおりなかったわけですが、お茶会ですからテントが2つ並ぶぐらいのこととして、水城DAYで水城の駅から国分の文化ふれあい館まで歩く人は、たしか募集の人数は100人だったと思います。水城でテントが乱立して足の踏み場もないというならともかく、思いはやっぱり水城1350年で一緒なわけですから、やっぱりいろんな人たちがいろんなことをやっつてにぎわうというようなことがよかったんじゃないかなあとと思いますが、担当の人に聞くと、なかなかちょっと厳しい話がありまして、許可がおりないというふうな、非常に残念な話があったということは、非常に残念ですが、もうそれはそのくらいでとめておきます。

2番目、いろんな企画をされますが、今議会で一番問題になったのは、やっぱり主体的にと

いう言葉です。主体的にどうするかということが一番大事な言葉で、この12月議会で問題になったのは、主体的だという言葉だと思います。いろいろ説明ありましたが、4市2町、例えば太宰府の人で水城が一体どこにあるのか知らない。茶道連盟の人でも水城でお茶会でやろうといったら、「水城ってどこね」と、太宰府の人が水城を知らない、あるいは古都の光をするようになって、水城地区の人が初めて国道を渡って水城に足を踏み入れたというふうなことで、やっぱり市民の意識というのはもっともっと啓発していく必要があると思うんですが、地元の自治会がどういうふうな取り組みをするのかということについて聞きました。予算がついてないと、予算がついてないから何もできない、しないんだという話で非常に残念でした。そもそも去年から今年にかけての話は、4市2町は文化財課で、市内についての働きかけは経営企画課がするという話を聞きました。年末は予算編成で忙しい、年明けたらまた決算、予算編成、いろいろ忙しいということで、経営企画課が本当に取り組めるのかと思っておりましたら、案の定何もありませんでした。そのあたりの市内の取り組みは経営企画課がするという事になっておったんですが、そのあたりはいかがだったのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 市独自の取り組みといたしましては、先ほども申しあげましたように、ぐるっと水城DAYでございますとか、扶餘郡との文化交流公演、こういったところをきちっと主体的にやってきたところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ですから、私が言っているのは、主体的に市民への啓発をどう図っていくかということが大事なことではないかというふうに思っているわけですが、具体的に水城の東門、西門で、この1350年の看板とか、のぼりとか、何かそういうものを今年立てましたか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） そういったものは、今回の1350年特にということで立ててはおりません。ただ、JR水城跡の前、断面の公開をしておりましたけれども、水城跡の断面の公開というような、JRから見えるような看板、これにつきましても、実行委員会の中で設置をしてきた経緯もございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 運営の仕方を見ておると、毎年毎年決まったものをやるようなものについては、それこそコピーペーストじゃないけれども、上書きして来年度どうするかというのが出てくるけれども、じゃあその年単独のいろんなことについてどうするかという議論が、私は非常に足りないような気がするんです。やっぱり来年はどのような年で、それに対してどうするか、再来年はどのような年で、それに対してどうするかという取り組みを、やっぱりしっかり市役所でやっていただきたいというふうに思います。

それで、前から申し上げておるわけですが、質問資料1に出ておりますこの地図、13ページと66ページ、白村江の戦いというのがあって、大宰府が成立したことになっておりますが、白村江の戦いというのは、韓国の中でも特定されておられません。3カ所バツ印がついております。左側のほうは西谷先生が講演の中で明らかにした右側のAというところの半島、扶安半島の上に刀の交戦したところがありますが、ここが左側では白村江となっている。ところが、右側のほうでは扶餘から流れてきた川の河口は白村江になっているということで、私としては白村江、あるいは周留城、まだ韓国の中でもいろんなことが決まっていないということを非常に思うわけですが、ただ私、議員になって最初の水城の問題を取り上げたときに、私はこの水城の問題、大宰府の問題というのは、古代の東アジアの状況の中で捉えるという意味でとても大事な課題だと思いますので、取り上げてきているし、大宰府の成立、日本の成立、非常に深い問題で、その問題を自分たちの足元の問題として太宰府の市民は考えることができる。これはしっかり私たちが考えていかなきゃいけない問題じゃないかというふうに思って、かなりしつこいぐらい言っているような次第でございます。

一番最後の黒田官兵衛ですが、いろんな企画もされたということですが、抜けております。女性センターミナスで岡部定一郎さんが5回ぐらいの講演をされておりますが、その中で黒田官兵衛のこともかなり触れてあるということはいささか何が進んでいるのかということ、記憶に入れとっていただきたいということでございます。

2に行きます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答いいですね。

（4番芦刈 茂議員「はい、2件目をお願いします」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 2件目の議案第55号、第56号、第57号についてご回答申し上げます。

今回、平成26年国の人事院勧告に基づき改正されました国の給料表に準じた職員の給料表の改正及び勤勉手当の期間率の見直しを行っているところですが、これに合わせまして議員の皆様を初め特別職及び教育長の期末手当の期間率の改正を行うものでございます。

なお、ご質問の中にごございました報酬等審議会につきましては、報酬や給料の改正を行う際に開催しているものでございますが、今回につきましては、期末手当の期間率の改正でございますので、報酬等審議会の開催予定はございません。

現在報酬や給料につきましては、平成9年度に太宰府市特別職報酬等審議会を開催いたしまして、平成10年4月1日付で報酬や給料の改正を行ったものでありますが、その後におきましては、報酬や給料の改正は行っておらず、報酬等審議会につきましても開催されておられません。

また、平成21年度にも国の人事院勧告に準じた職員の給与等の改正に合わせまして、議員、特別職、教育長の期末手当の見直しを行っておりますが、これにつきましても、期末手当の期間率の改正のみが行われたものでございまして、今回同様、報酬等審議会は開催しておりませ

ん。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 補正予算書32ページ、給与費明細書についてお尋ねいたします。

市の広報では、市長の月の給与幾ら、副市長の給与幾らということの金額が載っております。ところが、ここを見ますと、その他の手当というのが2人で609万4,000円あります。これは間違いのないと思うんですが、このその他の手当609万4,000円というのは、どういう位置づけで出されてあるのか、あるいは市長、副市長のこの金額の内訳はどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） こちらのその他の手当につきましては、退職手当組合負担金、また通勤手当の合計額となっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 初めて聞きましてあれなんです、退職手当の負担金、積立金というのはこの600万円のうちのどのくらいなんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） このうちの通勤手当が3万円少々でございますので、この大半が退職手当組合の負担金ということになります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 初めてわかりまして、私も不勉強でありありがとうございます。問題は、先ほど人事院勧告2014に基づきということで、特別職、議員については期末手当なので、報酬等審議会にはかからなかったということですが、太宰府市特別職報酬等審議会条例というのが昭和43年12月19日にあつて、条例第257号第1条「市長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議するため、太宰府市特別職報酬等審議会を置く」、第2条「市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」、昭和44年1月14日規則104号太宰府市特別職報酬等審議会条例施行規則第3条第2項「会長は、市長から諮問を受けたときは、その日から5日以内に審議会を招集しなければならない」、第3項「市長は、審議会に諮問するときは、その諮問についての答申の期日を指定することができる」ということで、条例、規則があるわけですが、この審議会は存在しているのですか、あるいはいつまで存在しましたか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この審議会につきましては、審議会条例の第3条の中にも書いておりま

すとおりに、その都度市長が任命するということになります。また、審議が終わりましたら、解任ということになっております。ですから、先ほども申し上げましたが、前回は平成9年に開催をされておりますので、それ以降はこの審議会委員というのは存在していません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 期末手当の額なので、これに該当しないというご説明が先ほどありましたが、そういう額を増やす問題ですから、率の問題は額の問題と一緒にですから、そういうことについてこの審議会にかけなくていいという判断をされたわけですね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この中に議会の議員の報酬額、また市長、副市長の給料の額に関することとなっておりますので、今回は額の変更ではなく、期末手当の支給率、支給月数ですね、これの変更ということになっておりますので、この審議会には諮っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 1階のフロアのところで70前のおばあちゃんというか、おばさんというのか知りませんが、体育館の模型をずうっと見ておりました。私、そのおばさんに何ですかと聞いたら、「私、市民税を遅れながらもかつがつ、怒られるとかとは別ですが、何とか払いよると、毎日の生活も苦しいけれども、市民税をやっとの思いで払いよる。それなのにこんな立派な体育館建ててどうするんか」というお話がありました。国分で12月から私は朝立ちしております。自転車に前に1人、後ろに2人、子どもさんを乗せたお母さんが保育園に届けて帰ってきます。「男の子3人おるけれども、実はもう一人産みたいんやと、ところが0歳児の保育料が6万円かかる。その次が3万円かかる。私のパート代は保育料に全部消えてしまいよる。あるいは私の友達も1人産んだけれども、もう一人産みたいと言ようるけれども、育て切らん」と、やっぱりそういう切実な話があるわけです。先ほどの給食の話でもないですが、国分のセブンイレブンのところで行って話をしましたら、レジ打ってくれた人が「来年から中学校やけれども、太宰府市、中学校の給食がないもんね」と、ランチサービスはあるんでしょうが、横の筑紫野市から来ると人は、「筑紫野市は給食はある」ということで、誇らしげに言っておりました。私は基本的にこの特別職と議員の期末手当でも報酬とは変わらないというふうには理解しておりますが、やっぱりアベノミクスは全国津々浦々それぞれの人々の財布までには届いていないと思います。そういうときに身を切る改革を私たちがみずからしなきゃいけないのに、こういう報酬審議会にもかけず、右から左に、はい賛成ということについては、私は反対したいというふうには思っております。

3件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 次に、3件目の来年度予算編成につきましてご回答申し上げます。

この件につきましては、個別で幾つか件数を上げられておりますが、予算編成についてという事で一括したお答えとさせていただきます。

予算編成につきましては、住民ニーズの把握はもとより、社会経済情勢や国、県の動向に注視しながら、第五次総合計画に掲げます各種施策を効果的・効率的に実施するために、限られた財源を有効に活用するように努めているところでございます。

このため、現在の予算編成の手法といたしましては、一件審査方式といたしまして、各所属からの要求をもとに審査を行い、最終的に予算案を決定しているところでございます。

現在、平成27年度の当初予算を編成中ですが、ご存じのように11月21日に衆議院が解散したことによりまして、通常12月末に閣議決定される国の当初予算及び地方財政対策等については遅延するものと考えられます。また、平成26年度の国の補正予算につきましても、その動向は不透明なものとなっております。

このことは市税や地方交付税、また補助事業における国庫支出金の算定など、本市の予算編成に大きく影響を及ぼすものとなっております。

以上のように歳入規模の把握が困難な中、ご質問にあります各項目の予算化につきましては、今後国の動向を踏まえ、地方自治法第2条第14項に規定される最少の経費で最大の効果を上げることが念頭に、その事業が真に必要なか否かを見きわめつつ、総合的に判断していくこととなります。

このため個別に、また具体的に何をどうするということころまでは、今のところはっきりお示しすることはできません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） この時点ではしょうがないでしょうが、ただ3月議会で予算書という形で出てきたら、もうそれを補正とかというのはなかなか難しいと思いますので、要望みたいな形でお申ししたいわけですがけれども、図書館、いきいき情報センターのコピー機は何年たつんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 図書館のコピー機につきましては、今13年経過というふう聞いております。また、いきいき情報センターのコピー機につきましては、17年経過しているというふう聞いております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 13年と17年、ちょっと驚くなというふうに思っております。いつもコピーするんですが、カバーが立たんです。ぱたっと倒れてくる。やっぱりそれこそ入札すれば業者が入れさせてくれということで、持ってくると思いますよ。やっぱり市民のためには

13年、17年、コピー機のリースは大体五、六年のはずですよ。長もちし過ぎじゃないでしょうか。それをお願いしときたいと思います。

それと2番目、ホームページの市民の意見、提案の掲載箇所について配付資料2を見ていただけませんか。皆さん見ていただきたいんですが。一番左上からいきますが、大野城市は1枚目の左側の太い枠の一番最後、アンケート実施、ホームページ一言アンケート、お問い合わせ・提言、e-ヴォイスという形で市民から一番最初に意見を聞くという太い柱が左側に立っております。その次、筑紫野市は市長の部屋の下に市政への提案というふうになっております。私、1年ほど前にこのことを言いました。三笠部長が答えたと思うんですが、太宰府の場合はどこにあるんですかと聞いたら、どっかにあるでしょうということでした。見てください。太宰府市ホームページ、2ページあります。2ページの一番下のところの太宰府市の住所、電話番号が書いてあるところに青い字で「メールでのご意見・ご要望」と、一番最後です。大野城が一番左側の太枠、筑紫野市は市長の部屋の下、それに比べて太宰府市が一番最後の最後という問題を、私はこの1年前も指摘したわけですが、どっかにあるでしょうぐらいであれしましたが、これはやっぱり市長のまにまに日記の下ぐらいにお問い合わせとか、市へのご意見とか、そういうものはぜひともつくって、市民の意見を聞くという姿勢とか、そういうものを、ただ載せておけばいいということではなくて、積極的にやっていただきたいということをお願いいたします。

クーラーについては、もう実施寸前までできていると理解をしております。

給食の問題ですが、中学生の数は何人ですか、クラスは何クラスですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 生徒数は1,936名でございます。学級数はちょっとお待ちください。ちょっと調べます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 私の理解では、太宰府市の人口、0歳から5歳までが3,000人台、6歳から10歳までが3,000人台、11歳から15歳までが大体3,000人台、つまり0歳児から、おとどしぐらいの資料ですから、0歳児から15歳まで約1万人の子どもたちがいるという理解をしております。

じゃあ、クラスの数。

○議長（橋本 健議員） クラス、回答できますか。

小・中合わせて11校のクラスですか、全体の。11校のクラスですか。

（4番芦刈 茂議員「いや、中学生ですよ、中学校ですよ」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 中学生、4校。

（4番芦刈 茂議員「4校のクラスの数、教室、学級数ということですよ。中学校です。大体でいいです」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 先ほど百二、三十という給食の数がありました。2,000人のうちの100人というのは、本当ただの5%やなという数字は5%なんです、やっぱり約2,000人いて100人というのは、私はとてもやっぱり少ない数ではないかと、先ほど門田議員がおっしゃってありましたけれども、と思います。それで、前も聞きましたが、7年、8年たっていると、父兄も入ってこの学校給食をどうするかというふうなことを議論するような場はあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 先ほど門田議員のところでもお答えいたしましたけれども、子どもたちのランチサービスの申し込みの状況でございますとか、それから弁当の持参の状況とか、そういったものを適宜調査をいたしまして、実態を把握しながらですね、どういった形が望ましいかというのは検討していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 私の知り合いに3年置きに3人子どもを産んだという人がいました。お母さん15年間弁当をつくったというお母さんがいました。やっぱり女性の社会進出が増えている中、あるいはお母さん1人で子ども2人ぐらいの生活を支えているお母さんもやっぱり多いと思うんですね。やっぱりそういう意味で、中学校の学校給食についての希望のアンケートみたいなものは何かとったようなことはあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 先ほど説明いたしましたイベントを開催しておりますので、保護者試食会、それから生徒用の試食会等もしておりますので、その際にアンケート等については実施をさせていただいておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。市民のためにということを私たちも考えながらいろんな議論を進めていきたいというふうに思っておりますし、今までそうしてきたつもりでございますが、最後になります、白村江の戦い、大宰府の成立という大きい問題、あるいは明治維新150年という太宰府にとって、国家の危機には太宰府というのが浮かび上がってくるというふうに私は前から言っているわけですが、やっぱり大きい問題だと思いますので、先ほどの言葉ではありませんが、主体的にと、町挙げてどうするかということの議論を、していただきたいというふうに思っております。市民遺産とか、景観とか、いろんなことが進んでおりますが、私はどちらかというと、内向きの何か議論で、やっぱり770万人来る観光客に対して何を訴えていくのかというところを、例えば11月の3連休、太宰府天満宮参道は、あるいは太宰府市内、もうお正月のようなラッシュでした。太宰府に向けて、市内に向けて走れないということで、やっぱり大きなビジネスチャンスがあるわけですから、そういうビジネスチャンスを生かしながら、いろんなことを取り組みしていきたいと思っておりますし、まず第1に、私はこの間ずっと見ていますと、何か箱物に追われておるといった感じがしております。本当に一番

市内の隅々におる市民の方が何を要望しているのか、それをしっかり取り上げて、私たちもいきたいと思いますし、市政もそういう運営をしていただきたいというふうに持っております。

最後になりますが、もうこの一般質問で私は終わります。どうぞ来年が皆様にとっていい年でありますとともに、ということで終わりますが。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 中学校の学級数でございますが、61学級でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。終わります。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程 (5 日 目)

[平成26年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成26年12月17日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第52号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第2 議案第53号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第3 議案第54号 太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第55号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第56号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第57号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第58号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第59号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第9 議案第60号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第10 議案第61号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第11 議案第62号 太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第12 議案第63号 太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第64号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第14 議案第65号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について(分割付託)
- 日程第15 議案第66号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第16 議案第67号 平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につい

て（環境厚生常任委員会）

- 日程第17 議案第68号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第18 議案第69号 平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第19 発議第3号 太宰府市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 請願第4号 「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書（環境厚生常任委員会）
- 日程第21 請願第5号 「農業・農協改革」に関する請願書（建設経済常任委員会）
- 日程第22 意見書第4号 「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書
- 日程第23 意見書第5号 「農業・農協改革」に関する意見書
- 日程第24 議員の派遣について
- 日程第25 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 陶山良尚  | 議員 | 2番  | 神武綾   | 議員 |
| 3番  | 上疆    | 議員 | 4番  | 芦刈茂   | 議員 |
| 5番  | 小嶋真由美 | 議員 | 6番  | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番  | 藤井雅之  | 議員 | 8番  | 原田久美子 | 議員 |
| 9番  | 後藤邦晴  | 議員 | 10番 | 不老光幸  | 議員 |
| 11番 | 渡邊美穂  | 議員 | 12番 | 門田直樹  | 議員 |
| 13番 | 小柳道枝  | 議員 | 15番 | 佐伯修   | 議員 |
| 16番 | 村山弘行  | 議員 | 17番 | 福廣和美  | 議員 |
| 18番 | 橋本健   | 議員 |     |       |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 市長      | 井上保廣 | 副市長    | 平島鉄信 |
| 教育長     | 木村甚治 | 総務部長   | 濱本泰裕 |
| 地域健康部長  | 古川芳文 | 市民福祉部長 | 中島俊二 |
| 建設経済部長  | 辻友治  | 上下水道部長 | 松本芳生 |
| 教育部長    | 堀田徹  | 会計管理者  | 今泉憲治 |
| 総務課長    | 友田浩  | 経営企画課長 | 山浦剛志 |
| 地域づくり課長 | 藤田彰  | 市民課長   | 田村幸光 |
| 都市計画課長  | 今村巧児 | 社会教育課長 | 井上均  |

上下水道課長 石 田 宏 二

監査委員事務局長 渡 辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 篠 原 司

議事課長 櫻 井 三 郎

書 記 松 尾 克 己

書 記 山 浦 百合子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1と日程第2を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」及び日程第2、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第52号及び議案第53号について、その審査の内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

本議案は、平成27年3月31日をもって現在の指定期間が満了となりますので、今後も効果的で安定した施設の管理運営、また協働して競技スポーツを推進していくことを目的として引き続き太宰府市体育協会を平成27年度から3年間にわたり指定管理者の候補者に選定するものであるとの説明を受けました。

委員から、この団体が体育指導できる団体であることの判断をする資料の提出などは事前にあるのかなどの質疑があり、執行部より、事前に資料の提出がされているとの回答がありました。

そのほか、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第52号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」、その審査の内容と結果をご報告いたします。

本議案は、平成27年3月31日をもって現在の指定期間が満了となり、現在のシンコースポーツ株式会社を指定管理者として指定をしていますが、今回は市民の健康づくり、体力づくり、生きがいを市が主体的に推進していくため、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に変更して、平成27年度から3年間にわたり指定管理者の候補に選定するものであるとの説明を受けました。

委員から、民間から市に戻していくということで、シンコースポーツ株式会社とスムーズにやりとりはできているのか、また市がスポーツに対して振興していこうとしているのわかるが、ノウハウはどのようにしてやっていこうと思われているかなど、質疑がなされ、執行部からは、今年の4月の段階からシンコースポーツ株式会社とは協議をさせていただき、シンコースポーツ株式会社からもできることについては協力していただけるということで理解を得ていること、シンコースポーツ株式会社がされてきたノウハウを引き継ぎながら、今後も市民サービスが低下することがなく、また違う事業も展開していきたいと思っているとの回答がなされました。

そのほか、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第52号及び議案第53号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第52号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第53号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時06分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 議案第53号について反対討論をさせていただきます。

この史跡水辺公園については平成25年度事務報告書に記載されています入場者数15万7,773人、うちプール利用者数14万1,527人、これだけの市民が利用していただいている、民間委託になって安全・安心に快適に利用してきたと私は思っております。この時期に財団に戻すのは私はおかしいと思います。先日の一般質問にしても納得いく理由が全く聞けませんでした。よって、私は反対させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 私も同じく反対の立場で討論いたします。

質疑等々提案のときに行おうと思いましたが、長谷川議員が一般質問されるということで、まずはそれを聞いてと思いきや聞いていたわけですが、私もちょっとご回答の内容についてはちょっと納得いきかねるところもあります。また今、小柳委員長のほうから委員会の審議についての報告ございましたけれども、この審議につきましても中身についてはですね、議論があったかないかだけしかちょっとお聞きできないので、討論だけさせていただきます。

まず、この指定管理に当たっては体育協会とたしか同時期であったと思います。そのときにこの指定管理にすると、シンコーさんを選定する理由としまして高い専門性を持っていると、よりよい事業ができるだろうということで指定されたわけですね。そして今、長谷川議員が言われるように非常に良好な状況で運営をされてこられたと。そこで、本当は聞きたいんだけど、これ討論ですから。その間、じゃあこういうふうの方針変わって財団でやるということですが、いつ財団がその高い専門性を蓄えられたのか、そういった説明は一切ありませんでした。委員会の中でも会議録等もざっと見ましたけれども、されていないようですし、この前の長谷川議員の一般質問でもそういったご回答、ご答弁、説明はありませんでした。また、この財団に戻すということは財団さんがそこから何か体制をつくってやっていかれるんでしょうけれども、説明するまでもなく、財団というのは文化スポーツ振興財団というのは、関連団体ですが、非常に市の影響というのが強いというか、市と一体になった状態でありたいですね。そこの中の例えば館長なりポストというものは市長の権限が強く及ぶと思います、その選任に当たっては。来春選挙がありますが、そういったふうなところの見通しも非常に不透明なところを感じます。また、この指定管理料、指定管理制度というものを国が進めるようにとい

う指導があると思いますけれども、それに従っていい管理がやられてこられた。そして、内容もよくて管理料、つまりその市からの手出しも減ってきたわけですね。それが今後どうなのか、そういった説明もありませんでした。

また、先ほど委員長の報告の中でシンコーさんとは4月から順次話をしてこられたと言いますけれども、説得をしてこられたというふうに私は捉えていますけれども、企業として大変なやっぱり投資をされているわけですね。何らとがといたしますか、指摘を受けるようなものは聞いておりません。そういった中でこういうふうなことが今後シンコーさんに限らずですね、他の一般の企業と本市自治体としてのかかわり方において少し影を差すのではないかという懸念しております。

最後に、この運営の状況はもうまさに長谷川議員が言われたとおり、すごくたくさんの特にプールを中心としてですね、非常に対応もいい、そして市民の評判もいい、これをもとに戻して同じようなことをされるといふふうなことを説明ありましたが、到底ちょっとそれは理解できません。

以上のような理由でこの議案には反対いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。  
よって、議案第53号は可決されました。

〈可決 賛成13名、反対3名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3から日程第11まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

○12番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第54号から議案第58号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第58号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括して報告いたします。

本年8月7日の人事院の給与勧告に伴い、公務と民間の給与比較において、月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることが明らかになり、月例給、特別給ともに引き上げる内容の勧告がなされ、太宰府市においても国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきたことから、今回も勧告に準じて条例を改正するものとの説明を受けました。

委員からは、任期付職員の現在の人数等の質疑があり、執行部からは、任期付職員の現在の人数は3人との回答を受けました。

関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第54号から議案第58号までについては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」、本議案は10月31日付で税制審議会から適用期間を3年延長する答申を受け、条例の延長期間を3年後の平成30年5月22日に改正する条例の一部改正を行うものとの説明を受けました。

委員からは、コインパーキングも歴史と文化の環境税の対象になるのか等の質疑があり、執行部からは、税条例上非課税の取り扱い以外は市内全域全ての有料駐車場等が対象になるとの回答を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第59号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」、本案は個人情報の保護及び課税情報の適正利用の観点から、土地及び家屋台帳の閲覧を廃止し、所有者等に電算管理の課税台帳により情報提供することとしたため、閲覧手数料の項目を削除する条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第60号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」、本案は児童福祉法の改正に伴い、学童保育所に入所することができる対象が今までの1年生から3年生までの保育に欠ける児童から、小学校に在籍し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に変わったため、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員からは、今までの条例よりも入所できる対象が広がったと解釈してよいか、条例施行後は学童保育所の設備、指導員の人数等の対応はどのように考えているのか等の質疑があり、執行部からは、条例により入所できる対象が広がった形になっている、学童保育所への入所人員

は増える見込みで考えており、施設の改修、増設、指導員など対応する方向で考えているとの回答を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第61号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、本案は児童福祉法の規定に基づき、市が実施する放課後児童健全育成事業について、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものとの説明を受けました。

委員からは、省令の一部について経過措置として適用しないとあるが、1人当たりの面積1.65㎡以上や40人以下というのが対応できないということか、省令の放課後児童支援員の資格について基準を満たしているのか等の質疑があり、執行部からは、現在は1人当たりの面積、人数について対応できていない学童もあるが、5年を目途に計画的に改善していきたい、放課後児童支援員の資格について現在のところ基準を満たしているとの回答を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第62号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第55号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第57号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第58号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第59号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第60号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第61号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第62号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時19分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第55号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番芦刈茂議員。

○4番(芦刈 茂議員) 議案第55号に反対する立場で討論をさせていただきます。

先日の一般質問でも取り上げましたが、特別職あるいは議員の報酬審議会というのがあるけれども、この問題はその審議会にかけなくていいのかということをお尋ねしたわけですが、期末手当のアップの問題だから報酬月額の問題ではないのでかけなくていいんだという説明がありました。しかしながら、私はいろんな今の客観情勢を考えると、この進め方というのはどうなのか。議員そのものがやっぱりそれは上がったほうがいいのはいいんですが、果たしてそれが市民感覚としてどうなのかということを考えると、やっぱり議員が率先して身を切る改革、努力をすべきではないかと思っておりますので、私は反対いたします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対1名 午前10時21分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第56号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 議案第56号に反対する立場で討論させていただきます。

先ほども言いましたが、市民感覚としてどうなのかということで一般質問の中でも言いましたが、エントランスで体育館の模型をじっと見ているおばあちゃんがいました。私は市民税を本当苦労して遅れながらも追っかけ追っかけ謝りながら市民税を払っていると。それにもかかわらず、何でこんなお金をかけて立派な建物をつくるのかということで言われてありました。私はその感覚というのを大事にしたいというふうに思います。ここ2年ほど国士館の跡地を改修工事を行い、体育館の建設に明日がくわ入れ式、着工式でしょうが、また屋根つきのアプローチを今市役所前からバス停までしておりますが、7,000何百万円かかかってやるという工事が必要なのか、あるいは市長の車も買い直すというふうなことがあります。やっぱり率先してそういう市民感覚に寄り添った太宰府市政であってほしいと思いますし、たとえ0.15カ月であろうといえどもですね、私は反対したいと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対1名 午前10時24分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第57号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 議案第57号に反対する立場で討論させていただきます。

そもそもこの議案第55号、議案第56号、議案第57号を出されたときに人事院勧告2014が8月8日という日付になっておりました。私が指摘しました後、常任委員会で訂正されましたけれ

ども、やっぱりこういう日付の人事院勧告が8月7日になされておるにもかかわらず、去年もおととしも8月8日やったわけですが、日付をやっぱり間違えるというのは決定的な問題であるという指摘をしたいと思いますし、いろんな決算書類も公債費の金額が違っていたり、やっぱりですね、緊張感を持って私この出す議案書というのは責任を持っていろんな数字というのが間違っていないかどうか、点検していただきたいというふうに思う次第でございます。人事院勧告2014を見ると国家公務員の給料が民間に比べてどうなのかということで主に民間の大手企業の部長、課長職の給与対比がお出しされてあったと思います。アベノミクスの効果はあったとしても、それは一般市民まで庶民まで私は回っていない、そして来年押し寄せるインフレの波に洗い流されるという感じがしておりますし、あわせて反対する次第でございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対1名 午前10時26分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第58号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時27分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第59号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第60号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第61号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時29分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番(神武 綾議員) 議案第62号について賛成の立場ですが、2点について要望いたします。

1点目は、条例の条文についてですが、この条例は3条から構成されています。第2条については国の省令の規定の基準のとおりとなっております。条例は一般市民がわかるように表現するものです。引き続き行われます子ども・子育て会議の中での論議や当事者からの意見等を踏まえ、またこの子ども・子育て会議の中でも提案されておりました学童保育検討委員会の設置などした場合には、その中での提案も含め、他の自治体よりも充実している太宰府市独自の減免制度や、また支援の必要な児童への加配、それから支援員の資格等を生かした条例の改正が必要だと考えております。

2点目についてですが、学校から下校し、学童でただいまお帰りという言葉が交わされることからわかるように、学童保育は家庭にかわる毎日の生活の場であることを理解し、休息スペースの確保など施設の充実、保護者がわりとなる支援員の質の向上、児童を真ん中とした保護者との連携を積極的に進めていただきたいと思います。

今回、学童保育の法整備に当たり、国において設置されました社会保障審議会児童部会での結果を報告書にまとめられています。基本的な考え方として、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるような支援を行い、保護者が安心して子育てと就労を両立できるようなシステムづくりが必要であるとなっております。社会保障の点からも行政の責任において財政的な面も含め、子どもたちの生き生きとした放課後を保障することを重ねて要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12と日程第13を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第12、議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」及び日程第13、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託してありました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第63号及び議案第64号について、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」審査の内容と結果をご報告いたします。

保育の実施に関する事由について児童福祉法第24条により条例で定めることとされておりました。これが改正されたことにより、この規定がなくなったことから、条例を廃止するものとの説明を受けました。

なお、廃止後においては、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法の施行規則に基づきまして太宰府市保育の必要性の認定に関する規則を制定し、保育の認定を行っていくと、あわせて説明を受けました。

委員から、制度が変わることについて保護者への周知などの質疑がなされ、執行部より、いろんな場面で周知を図っている。これからも周知を図っていくとの回答がなされました。

そのほか、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第63号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」審査の内容と結果をご報告いたします。

健康保険法の一部改正に伴い出産育児一時金の改正、及び国民健康保険法の一部改正に伴い同法を引用する条例の一部を改正する必要が生じたことから、条例改正を行うものであります。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第64号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第63号及び議案第64号についてのご報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第63号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第64号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時36分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第65号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第14、議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、人件費の補正について条例改正と同様人事院勧告に基づく給

与改正に伴う増減を各費目等で計上しているとの説明を受けました。

次に、2款1項1目総務管理関係費、15節臨時工事340万円の増額補正、これは本年8月22日の大雨で北谷地内にある市所有の山林が一部崩落、民有地に土砂が流出したため、防護策としてのり面の補修工事を予定しているとの説明を受けました。

次に、10款2項1目及び10款3項1目学校管理費、細節光熱水費の増額補正、これは昨年4月からの九州電力の値上げ、また小学校においては児童数増加により電気料、上下水道料金の増加が見込まれることなどの説明を受けました。

次に、12款1項1目公債償還元金、23節償還金利子及び割引料1億円の増額補正、これは市債の一部繰上償還をするためのとの説明を受けました。

歳入の主なものとしましては、14款2項5目2節の総務管理費補助金9,845万3,000円について、これは公共事業の負担軽減を図るためにがんばる地域交付金として国から交付されるもので、公共事業の内訳として庁舎アプローチ、松ヶ浦池改修、梅林アスレチックスポーツ公園人工芝化の公共事業に充当するとの説明を受けました。

次に、18款1項1目財政調整資金繰入金1億1,011万6,000円の増額補正、これは今回の12月補正財源調整として財政調整資金を充当するものです。平成26年度末の財政調整資金残高としては31億2,108万1,411円となる予定であるとの説明を受けました。

第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正では、地区公民館施設整備補助事業、市長車購入費、人事給与システム改修委託料、県知事・県議選挙並びに市長・市議選挙に関する委託料など計上されております。

市長車購入費について、委員からは、議長車はワンボックスタイプの車だが、市長車はセダンタイプの高級車ではないといけないのか、来年の市長選を勘案すれば市長車を購入せずに車検を通してよいのでは等の質疑があり、執行部からは、同等の形の車が2種類あるよりはセダンタイプとワゴンタイプ別々あったほうがお互いの事業のときに交互で使用ができる、修理の回数が非常に多くなり公務に支障を来しているとの回答を受けました。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、議案第65号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

なお、当委員会所管分は、歳入、歳出がともに関連しているものがあるため、同時に説明を受けながら審査を行っております。

当委員会所管分の主なものとしましては、8款2項2目道路橋梁新設改良費の生活道路改良費として1,079万円が補正計上されております。これは今年8月に青山一丁目の道路が陥没し、原因を調査するための費用、太宰府原川の砂防ダム工事の工事車両の離合場所として設置していた三条・原線の借地箇所の一部及び坂本の水路用地の購入に関する費用との補足説明を受けました。

次に、8款4項2目公園事業費の公園整備費として315万円が補正計上されております。これは消費税の増加分及び公園利用者の増加などによる今後の維持管理に要する光熱水費の不足分と来年4月より梅林アスレチックスポーツ公園に管理人を配置し、多目的広場の人工芝生を管理するための管理棟のトイレやシャワー室を改修する費用で、財源としてがんばる地域交付金を充当するとの説明を受けました。

委員からは、関連質疑として、人工芝の張りかえ工事はもう始まっているのか、いつ完成するのか等の質疑があり、執行部からは、現在工事に着手しており、3月に完成する予定である。また、管理棟、人工芝生、遊具の改修工事があり、12月28日から3月いっぱい休園するとの回答がありました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

所管分の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 次に、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容

と結果をご報告いたします。

当委員会所管分の主なものといたしましては、3款1項2目の老人福祉センター管理運営費の300万円の増額補正、これは太宰府市老人福祉センター内の男女大浴場天井に塗装面の剥離及び下地のモルタルの剥離が見つかり、剥落の危険性が想定されるため、早期に修繕を施す必要があるとの判断から、臨時工事費として300万円の増額補正を行うものです。

次に、3款2項1目総合子育て支援費4,651万円の増額補正、これは現在建設中の総合子育て支援施設に太陽光発電を設置する経費、駐車場の整備、避難用滑り台の設置など工事の追加の予定により増額補正を行うものです。

財源については、県の補助金として防災拠点再生可能エネルギー導入推進費補助金が太陽光発電設備に対して2,910万円、また市民の方から五条保育所の建設に役立ててほしいということでもいただきました寄附金100万円、そして市債として1,470万円が歳入に計上され、充当されるものであります。

また、あわせて第4表地方債補正につきましても説明を受けました。

次に、10款4項1目いきいき情報センター管理運営費100万円の増額補正、今年の4月の機構改革により2階にあった生涯学習課が3つの課に分かれ、移転したことによる空きスペースの箇所、それと総合子育て支援施設に移転することになっている子育て支援センターの事務室について、現在ほかの事務室や会議室などに活用できないか協議中であり、年度内に協議を調べ、部屋の仕切り、配線工事などの改装工事費用として100万円を計上するものであるとの説明を受けました。

委員からは、地域包括支援センターが移行するという話があったと思うが、それは別の箇所ということになるのかとの質疑があり、執行部からは、地域包括支援センターについては1階の財団の事務局があるところに移転する予定で、その関係で財団のほうは2階に上がることもあり、そのあたりも含めて協議をしているとの回答がなされました。

次に、第3表債務負担行為補正では、子育て支援センター、公立保育所の清掃業務委託に関するものが2件、南保育所の保育業務委託料が1件計上されております。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第65号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第17まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第15、議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」から日程第17、議案第68号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第66号から議案第68号について、その審査の内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ8,249万6,000円を増額補正するものです。歳出の主なものといたしましては、上半期の執行状況から予算の不足が見込まれるため、高額療養費、出産育児一時金の増額補正をするものです。

歳入につきましては、前期高齢者交付金と一般会計繰入金計上されております。

委員から、来年から高額療養費の枠組みが変わり、年収によっては月額の上限額が約8万円から5万円と変更になるが、市のほうの持ち出しが増えるということになるのかとの質疑がなされ、執行部からは、現在3段階に分かれている区分が5段階となり、被保険者にとっては所得に応じた応分の負担となることで、いいことだとは思いますが、国保会計としては全体的には若

干負担増になるのではないかと見込んでいるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第66号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

平成26年度の人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴う職員給与費の71万7,000円を増額補正するものです。

財源といたしましては、歳出と同額が一般会計繰入金として歳入に計上されております。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第67号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、平成27年度の介護保険法改正に伴い、電算システムの改修が必要となったことから、介護保険システム改修委託料として896万4,000円の増額補正を行うものです。

その財源として、国庫補助金、一般会計繰入金と合計896万4,000円、歳出と同額が歳入に計上されております。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第68号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第66号から議案第68号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第66号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第67号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時57分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第67号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時58分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第68号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時58分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第69号 平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第18、議案第69号「平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

[ 9 番 後藤邦晴議員 登壇 ]

○9番（後藤邦晴議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第69号「平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」の審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、人事院勧告に基づく職員給与費の調整及び職員の異動等に伴う増額補正で、増額の主な要因としては当初予算において上下水道部長の職員給与費を一般会計で計上していたが、会計管理者との併任が解かれたので、水道事業会計で計上することになったことによるものと説明がありました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第69号においては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時01分〉

○議長（橋本 健議員） ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第3号 太宰府市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

## について

○議長（橋本 健議員） 日程第19、発議第3号「太宰府市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会基本条例（議会改革）特別委員会委員長 渡邊美穂議員。

〔11番 渡邊美穂議員 登壇〕

○11番（渡邊美穂議員） 発議第3号「太宰府市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明をさせていただきます。

平成23年に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、市町村における総合かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めることを義務づける規定が削除されました。これは地方分権の進展により、地方自治体の自主的な決定と責任が求められる中、自治体経営の方針の決定責任を各自治体に委ねられたということだと思えます。これにより、現在、市の総合計画の基本構想に関しましては、変更または廃止、あるいは新たに策定する場合であっても議会の議決は必要がないという状況になっています。総合計画は地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画であります。その総合計画の策定に関し二元代表制の一翼である議会が関与できないという状況は、その責務を果たす上でもそごを来している状況だと思っております。そのため、議会基本条例（議会改革）特別委員会において審議、検討を経て総合計画の基本構想に加えて基本計画まで議決事件とするということで二元代表制の一翼としての責任を果たそうとするものでもあります。地方自治法の改正により、総合計画の策定は法律上の義務ではなく、太宰府市の判断と責任において策定することとなります。そして、今回提案しております条例改正において、従来基本構想だけだったものを基本計画までを議決事件とすることで、市議会に課せられた責任も大きくなります。しかしながら、議決すべき事項を広げ、二元代表の一翼としてその責任を議会が負うことで、よりよい自治体経営を運営していくことができるものと信じております。議員各位におかれましては、何とぞ本案にご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請願第4号 「手話言語法」(仮称) 制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長(橋本 健議員) 日程第20、請願第4号「手話言語法」(仮称) 制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第4号「手話言語法」(仮称) 制定を求める意見書の提出を求める請願書について、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

請願に対する意見はなく、討論もなく、採決の結果、請願第4号は委員全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願は意見書の提出を求めるものであり、委員会で協議した結果、添付された意見書案をそのまま委員会提出議案として本日本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私、紹介議員でありますから当然賛成討論を行わせていただきたいと思いますが、ご案内のとおり手話というものは日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情によって意思を伝え合うコミュニケーションの大切な場として大切に受け継がれてきたことはご案内のとおりであります。2011年に8月に改正されました障害者基本法では、全ての障がい者は可能な限り言語——これは手話を含むわけですがけれども——その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記をされたところであります。所管委員会では可決をしていただきましたという委員長のご報告でありましたので、紹介者議員としてはぜひとも本会議でも可決していただきますようお願いを込めまして、賛成討論にしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。  
よって、請願第4号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成16名、反対0名 午前11時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 請願第5号 「農業・農協改革」に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第21、請願第5号「「農業・農協改革」に関する請願書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました請願第5号「「農業・農協改革」に関する請願書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

請願に対する意見はなく、討論もなく、採決の結果、請願第5号は全員賛成で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願は意見書の提出を求めるものであり、委員会で協議した結果、添付された意見書案をそのまま委員会提出議案として、本日本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。  
これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、請願第5号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成16名、反対0名 午前11時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 意見書第4号 「手話言語法」(仮称) 制定を求める意見書

○議長(橋本 健議員) 日程第22、意見書第4号「手話言語法」(仮称) 制定を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境厚生常任委員会委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 意見書第4号「手話言語法」(仮称) 制定を求める意見書を太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

議員の皆様におかれましては、お手元に意見書を配付しておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますと思います。

「手話言語法」(仮称) 制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情などによって意味を伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使うろう者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に受け継がれてきました。

しかしながら、ろう学校では、手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年(平成18年)12月に、国連で採択された障害者権利条約には、手話は言語であること

が明記され、手話が言語として国際的に認知されました。

政府は、障害者権利条約を批准し、2011年（平成23年）8月に改正された障害者基本法では、全て障がい者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところです。

また、同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話に対する国民の理解を深めるとともに、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現に向けた法整備が必要であると考えます。

よって、本市議会は、国会及び政府が下記事項を講ずるよう強く要望します。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現のため、手話言語法（仮称）を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 意見書第5号 「農業・農協改革」に関する意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第23、意見書第5号「「農業・農協改革」に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設経済常任委員会委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 意見書第5号「「農業・農協改革」に関する意見書」を太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

議員の皆様におかれましては、お手元に意見書を配付しておりますので、案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

「「農業・農協改革」に関する意見書」。

平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市町村行政、関係機関、JAグループが一体となって取り組みを始めたやさきです。

政府は、6月24日、農林水産業・地域の活力創造プランを改定し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためにJAの機能強化、独自性の発揮が必要との考え方から、JAグループの自己改革を前提に、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業、組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しておりますが、今後の具体化の検討に当たっては、これまでJAグループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正當に評価した上で、JAグループの自己改革を強く後押しするものとする必要があります。

加えて、農業委員会の改革及び農業生産法人の要件の見直しについても、一方的な価値判断による議論とならないよう慎重な検討が必要と考えます。

今後の政府による農業・農協改革の進め方いかんでは、JAグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業を初めとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物のブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念されます。

地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すには、行政機関並びにJAグループ等が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが最も効果的であり、効率的です。

ついては、国におかれましては、今後想定される農協法の改正など次期国会等で審議される予定となっている農業・農協改革に当たっては、下記の事項に留意するようお願いいたします。

1、農業協同組合の見直しについては拙速な判断を避け、十分に議論を深め、慎重に検討を進めることを願います。

2、農業者や農業団体など現場の意見及び地域の実情を十分に踏まえて、政策に反映させる

ことを願います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣、内閣官房長官でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第24、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第25、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成26年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成26年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成27年2月18日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 上 疆

会議録署名議員 芦 刈 茂